

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
【第一部】物価高騰から暮らしと営業、地域経済を立て直し、新型コロナ感染の拡大から県民の命と健康を守る取り組みの強化を				
【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (1) 県民の暮らしを守る緊急対策の継続実施を ① 一人暮らし家庭や低所得世帯に対する支援を行うこと。	生活困窮者支援については、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給や、緊急小口資金等の特例貸付の実施、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付を行ったところであり、県としては、生活困窮者への支援に引き続き取り組むとともに、必要に応じて国に対する要望等を行います。	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (1) 県民の暮らしを守る緊急対策の継続実施を ② 福祉灯油の助成は灯油価格の動向を踏まえ継続実施すること。	令和5年度は、依然として物価高騰が続いていることを踏まえ、補助基準額を7千円に拡充して、福祉灯油助成事業を実施しました。 令和6年度については、灯油価格等の動向や、国による財政支援の状況、各市町村の意向などを総合的に勘案し、実施の有無を判断することとしています。	保健福祉部	地域福祉課	S その他
【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (1) 県民の暮らしを守る緊急対策の継続実施を ③ 県立学校の給食費の値上げを抑え、特別支援学校では完全無償化をめざすこと。千葉県が実施している第3子以降の給食費の無償化をめざすこと。	学校給食費の無償化については、学校給食法等の定めにより、学校給食に係る経費のうち、食材料費等は児童生徒の保護者が負担することとなっています。 現在、国において、こども未来戦略方針に従い、学校給食の実態調査を行っているところであります。自治体など学校設置者による実施方法の違いや公平性、負担のあり方などを整理し、検討が進められていくものと承知しているところです。本来、自治体ごとの財政力に応じて格差が生じることの無いよう同等の水準で行われるべきものでありますので、引き続き国に対し働きかけていきます。	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】</p> <p>1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (1) 県民の暮らしを守る緊急対策の継続実施を ④ 生活と営業に大きな影響を与えていた電気料金、ガソリン・ガス等燃料費の値上げを抑えるよう国に強く求めるとともに、県としての支援を継続すること。</p>	<p>物価高騰・原油価格高騰等により、生活者や中小事業者などに大きな影響が及んでいることから、県では、国に対して全国知事会等を通じて物価高騰対策の拡充や、困窮者や様々な産業分野の事業者への支援等について要請してきたところであり、引き続き、必要な提言等を行っていきます。</p> <p>今後も県民の「暮らし」と「仕事」を守るために、県民生活や地域経済への影響を注視しながら、県民一人一人に寄り添った支援策を機動的に講じていきます。</p>	政策企画部	政策企画課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】</p> <p>1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (1) 県民の暮らしを守る緊急対策の継続実施を ⑤ 高齢者、低所得者に対し、エアコンの購入・設置費用への補助を行うこと。山田町では独自の補助制度で大きな成果を上げています。</p>	<p>生活保護世帯へのエアコンの購入費の支給は、熱中症予防が特に必要とされる者がいる等、特別な事情がある場合に支給できるとされています。県では、管内福祉事務所に対して、生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて、周知徹底を図っています。</p> <p>なお、電気代については、毎月の保護費のやり繰りの中で賄うこととされることから、福祉事務所における日頃のケースワークにおいて、家計改善への支援に係る助言指導等を行っています。</p> <p>また、低所得者世帯がエアコンの購入を行う場合は、生活福祉資金の借入れを利用することが可能であることから、生活福祉資金制度の周知に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>【第一部】</p> <p>1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (2) 医療施設、社会福祉施設等の電気代・燃料費等の物価高騰分への支援を行うこと ① 物価高騰に見合う賃上げと経営が維持されるよう国の負担を増やし、診療報酬、介護報酬等の引き上げを強く求めること。</p>	<p>県では、政府予算要望・提言において、住民サービスの基盤である医療・介護・福祉サービスの安定的な提供体制を引き続き確保するため、医療機関、社会福祉施設等への支援に係る臨時的な公定価格の改定について、早急な対策を講じるよう国に対し要望しています。</p> <p>また、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と適切なサービスの供給を図ることが重要との認識の下、公費負担割合の見直しの検討を行うことや、安定的な病院経営、介護サービス提供のための適切な水準の診療報酬及び介護報酬の引上げ等についても、国に対し要望しています。</p> <p>今後とも、国による診療報酬や介護報酬改定の効果検証や、事業者団体との意見交換等を通じて実態把握に努め、必要に応じて国への働きかけを更に行なっていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室 長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】</p> <p>1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す</p> <p>(2) 医療施設、社会福祉施設等の電気代・燃料費等の物価高騰分への支援を行うこと</p> <p>② 診療報酬、介護報酬の動向を踏まえ、医療施設、社会福祉施設等への物価高騰分への支援を継続実施すること。</p>	<p>県では、物価高騰の影響を受けている社会福祉施設及び医療施設等を支援するため、令和5年度一般会計補正予算(第1号)において予算措置し、支援金の支給を行ってきたほか、令和5年度一般会計補正予算(第5号)においては、食材料費の高騰にも対応するため支援金の単価を増額の上、支援金を支給しております。物価高騰の影響を受けている事業所等への必要な支援について速やかに対応しています。</p>	保健福祉部	健康国保課 地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】</p> <p>1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す</p> <p>(3) 中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること</p> <p>① 事業者の要望の強い中小企業等事業継続緊急支援金給付事業は継続実施すること。</p>	<p>これまで2度にわたって実施した「中小企業者等事業継続緊急支援金」は、中小企業者の事業継続に少なからずの効果をもたらしてきたと認識していますが、今後は、実質賃金をプラスにすることにより、物価高騰に負けない県民の安定した暮らしを実現し、地域経済を活性化させていくことが重要であると考えています。</p> <p>このため、令和5年度一般会計補正予算(第5号)において、「物価高騰対策賃上げ支援金」を予算化したところであります。また、令和6年度一般会計当初予算において、令和5年度に引き続き、中小企業の生産性向上の取組を支援する「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」を盛り込んでいます。</p> <p>今後も中小企業者のニーズに的確に対応した支援が必要と考えており、国に対する働きかけなどを継続的にを行いながら、更なる支援についての検討も進めています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (3) 中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること ② 12月補正で実施する「物価高騰対策賃上げ支援費」は画期的であるが、1年限りとせず継続実施すること。経営革新計画への支援など賃上げができる取り組みへの支援を強化すること。</p>	<p>物価高騰に負けない県民の安定した暮らしを実現していくため、県内の中小企業者には、「物価高騰対策賃上げ支援金」に限らず、働き方改革やデジタル化の推進に関連する事業をはじめ、国や県、市町村などのあらゆる支援策を活用していただきたいと考えています。</p> <p>引き続き、国に対して、更なる経済対策の早急な実施の要請を行うとともに、「物価高騰対策賃上げ支援金」の活用状況を把握しながら、どのような支援策が必要となるか次の展開を考えていきます。</p> <p>また、経営革新計画に基づいて生産性の向上を図り、適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げのための環境整備に取り組む県内中小企業等に対して、設備投資・人材育成等に係る経費の一部を補助する「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金」の活用を促し、構造的かつ持続的な賃上げに向けて、必要な環境整備の支援に取り組みます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】 小中企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助 100,000千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室 経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (3) 中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること ③ コロナ対応融資(ゼロゼロ融資)を「別枠債務」として、事業継続に必要な新規融資が受けられるようにすること。「岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金」「コロナ借換保証」が幅広く活用されること。</p>	<p>県では、ゼロゼロ融資の取扱い終了後も、一般保証限度額とは別枠の保証も利用可能な「岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金」の取扱いを継続し、中小企業者の事業継続に必要な資金調達を支援しています。</p> <p>また、「岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金」及びゼロゼロ融資を含む既存債務の借り換え等に利用可能な「伴走支援資金」を幅広く活用いただけるよう、令和6年度一般会計当初予算に「新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助」を措置し、引き続き、保証料補給を実施します。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】 新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金 30,567,099千円 新型コロナウイルス感染症対策資金保証料補給補助 707,500千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】</p> <p>1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す</p> <p>(3) 中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること</p> <p>④ 中小企業再生・再チャレンジ支援事業を継続・拡充すること。</p>	<p>県では、エネルギー・物価高騰等の影響を受け過剰債務や資金繰りに課題を抱える中小企業者の事業継続を支援するため、令和6年度一般会計当初予算に「中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助」を措置し、引き続き、岩手県信用保証協会や金融機関等と連携して金融支援に取り組みます。</p> <p>あわせて、「いわて中小企業事業継続支援センター相談窓口」を県内各商工指導団体に設置し、中小企業者からの資金繰り相談等にワンストップで対応できる体制を継続します。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算措置】</p> <p>中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助 225,000千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】</p> <p>1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す</p> <p>(3) 中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること</p> <p>⑤ 中小・小規模企業の資材高、賃上げ等に対応する価格転嫁ができるよう、関係機関と連携して取り組むこと。</p>	<p>物価上昇を上回る持続的賃上げに向け、「パートナーシップ構築宣言」の取組を強化するため、令和5年7月に、県内経済団体、労働団体及び行政機関の連名で「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」を行い、その参画機関における価格転嫁促進に向けた説明会の開催や「パートナーシップ構築宣言」を要件とする補助制度の創設などの取組を展開してきたところです。</p> <p>今後においても、令和5年11月に国が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の活用促進について、国との連携の下、引き続き、経済団体等を通じた県内企業への周知を図るなど、県内企業の持続的な成長に向けた環境整備を進めています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (3) 中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること 　⑥ 官公需の中小企業への発注比率を高めること。少額随意契約等の制度を積極的に活用すること。</p>	<p>令和5年3月に中小企業振興第3期基本計画を策定し、県の官公需契約件数に占める中小企業との契約件数の割合について、令和8年度までに90.0%とする目標としていますが、令和4年度の県の発注に係る中小企業の契約件数実績の比率は86.1%となり、前年度比で1.3ポイント減少となったところです。</p> <p>中小企業の官公需契約率の更なる向上に向けて、令和5年度新たに「官公需に係る連絡会議」を設置し、第1回会議を令和5年6月12日開催して府内に対し改めて官公需に関する情報共有と意識醸成を図ったところです。</p> <p>今後とも、「中小企業振興条例」及び「県が締結する契約に関する条例」に基づき取組を進め、引き続き、国が主催する官公需確保対策地方推進協議会等の機会を通じて県の取組の周知を図るほか、「官公需に係る連絡会議」等の場を通じ、府内における官公需の意識醸成、中小企業向けの官公需契約率の更なる向上を図っていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (3) 中小・小規模企業に対する総合的な物価高騰対策を実施すること 　⑦ 中小・小規模企業のGX・DXへの対応等伴走型支援を強化するために、商工団体の経営指導員の増員で体制を強化すること。事業承継の取り組みを強化すること。</p>	<p>商工指導団体の経営指導員は、中小企業の様々な計画策定に対する支援のほか、デジタル化や働き方改革の推進、事業承継などの取組を伴走型で幅広く支援しており、中小企業の生産性向上等を実現する上で重要な役割を担っています。</p> <p>このため、県では、商工指導団体の支援体制の強化に対し十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の人事費等に係る財政措置を複数年度にわたり拡充するよう国に対し要望しています。</p> <p>また、県内企業の円滑な事業承継を推進するため、「事業承継推進事業費」の活用を促し、事業承継を契機に新たな事業等に取り組む事業者や第三者承継等に取り組む事業者を支援していきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】 事業承継推進事業費 25,101千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (4) 酪農・畜産危機打開、農林水産業の物価高騰対策の強化について ① 配合飼料の高騰前の価格と現在の価格との差額を全額公費で補填するよう国に強く求めること。県としての支援を継続・拡充すること。</p>	<p>県では、国に対し、配合飼料価格安定制度について、基金が枯渇した場合にあっても、生産者への補填金が満額交付されるよう、国が基金への積立金を拠出することや、配合飼料価格が高止まった場合においても、畜産経営体の再生産が可能となる十分な補填金が交付されるよう、制度の拡充を要望しています。また、配合飼料価格の高騰による影響を緩和するため、県独自に、累次の補正予算により、配合飼料購入費の価格上昇分への支援を行っています。引き続き、畜産経営の安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (4) 酪農・畜産危機打開、農林水産業の物価高騰対策の強化について ② 畜産クラスター事業を利用し、資金の償還が迫っている農家に対して、据え置き期間を延長するなど柔軟な対応を強く金融機関に求めること。</p>	<p>県では、物価高騰等の影響による飼料等の生産資材コストの高止まりや、牛枝肉や子牛販売価格の下落、畜産農家の厳しい経営状況を鑑み、制度資金を取り扱う金融機関等に対し、畜産経営者の個別の経営事情に応じて、返済期間・据置期間の長期の延長等を含めた既貸付金の償還猶予等の条件変更に対応するなど、柔軟かつきめ細かな支援を行うよう依頼しています。</p>	農林水産部	団体指導課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (4) 酪農・畜産危機打開、農林水産業の物価高騰対策の強化について ③ 輸入飼料に依存しない自給飼料型の酪農経営を支援すること。そのために、水田、畑、採草地への直接支払い交付金を維持・拡充すること。</p>	<p>飼料等の価格が高騰する中、酪農・肉用牛経営の安定に向けては、本県の強みである豊富な飼料基盤を積極的に活用し、自給飼料を生産拡大していくことが重要です。 県では、これまで、牧草等の収穫量を高める牧草地や飼料畑の整備のほか、水田を活用したホールクロップサイレージの生産に加え、輸入とうもろこしの代替となる飼料用米や子実用とうもろこしの生産などを推進してきたところです。 また、国に対し、経営所得安定対策等について、必要な予算を十分に措置するとともに、水田活用の直接支払交付金を恒久的な制度とし、必要な予算を十分に措置するよう要望しており、引き続き、必要な対応を国に求めていきます。</p>	農林水産部	畜産課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (4) 酪農・畜産危機打開、農林水産業の物価高騰対策の強化について ④ 生産費を保障する価格転嫁を進め、乳製品の政府備蓄など、国が牛乳の需給調整に責任を持つ仕組みを導入するよう求めること。カレントアクセスによる乳製品の義務的全量輸入を停止すること。</p>	<p>国では、「適正な価格形成に関する協議会」において、価格形成の仕組みづくりの検討を進めています。 県では、国の検討の動向を注視するとともに、牛乳・乳製品の需給調整の着実な推進に向け、国に対し、生乳の需給安定に資する全国的な牛乳・乳製品の消費拡大に向けた取組や、需給に応じて仕向けられる脱脂粉乳の在庫低減対策の一層の強化のほか、国家貿易による乳製品の輸入について、国内の生乳需給に影響を及ぼさないための対策を講じるよう要望しています。 引き続き、国内の牛乳・乳製品の需給安定が図られるよう、国に対し、必要な対策を求めていきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (4) 酪農・畜産危機打開、農林水産業の物価高騰対策の強化について ⑤ 豚熱・高病原性鳥インフルエンザ対策を強化し、農家への支援を拡充すること。</p>	<p>県では、畜産農家に対し、飼養衛生管理基準の遵守と飼養家畜に異常が見られた場合の家畜保健衛生所への早期通報を指導するとともに、捕獲した野生いのししや死亡した野鳥のウイルス検査を行うなど、野生鳥獣を対象とした家畜伝染病の監視に取り組んでいます。 家畜伝染病により被害を受けた家畜所有者には、家畜伝染病予防法に基づき、手当金等が国から交付されることとなっており、県では、交付手続が速やかに行われるよう努めています。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (4) 酪農・畜産危機打開、農林水産業の物価高騰対策の強化について ⑥ 漁業者、水産加工施設等の電気代・資材代の高騰分への支援策を講じること。省エネ機器・設備導入への支援を拡充すること。</p>	<p>県では、燃油や資材価格の高騰を踏まえ、県独自に省エネ機器等の導入や漁業用資材の購入への支援や、ウニ、ナマコの放流用種苗の価格上昇分への支援を行うほか、漁協の水産業共同利用施設の電気料金等の負担軽減に向け、省エネ機器等の導入を支援しています。 今後も、関係団体と連携しながら、国事業等も積極的に活用し、電気代・燃油コストの削減を支援するなど、水産業の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】</p> <p>1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (5) 気候危機打開で省エネ・再エネを推進し、脱炭素の岩手県を</p> <p>① 高気密高断熱で太陽光発電も設置したZEH基準を上回る住宅の整備とリフォームを促進し、効果的な補助制度を拡充すること。国の補助制度の活用を含め窓口を一本化し、県内事業者との連携を強化して取り組むこと。</p>	<p>県は、令和6年度一般会計当初予算に「いわて省エネルギー住宅建設推進事業費補助金」を計上し、新たにZEH水準を上回る省エネ性能の住宅を新築する場合の支援を行うこととしています。</p> <p>また、国が住宅の省エネ化の支援として新たに事業化した補助事業と、県の「住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金」は、同一住宅でも補助対象の設備等が重複しなければ、併用可能であり、工事の内容に応じて有効に活用できます。</p> <p>これまで県は、建築主等からリフォーム補助等に関する相談があった際には、国の補助事業についても紹介してきましたが、引き続き、國の新たな補助事業の概要を情報提供するなど、双方の事業を有効に活用できるよう省エネ住宅普及に向けた支援を進めています。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】</p> <p>1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (5) 気候危機打開で省エネ・再エネを推進し、脱炭素の岩手県を</p> <p>② 省エネ家電製品への購入・買い替えを促進するために、家電販売店での省エネ家電の効能の説明を推奨・義務化、省エネ家電購入補助など具体的な対策を講じること。</p>	<p>省エネ家電への買い替えは、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するだけではなく、生活をより豊かで快適なものにする効果も期待できることから、「いわてわんこ節電所」ウェブサイトを通じて、買い替えの効能等について普及啓発を行っています。</p> <p>家庭部門の脱炭素化に向けて、省エネ家電の買い替え促進事業は、より生活に身近な市町村で展開されてきていることも踏まえながら、引き続き、県と市町村が連携して家庭の脱炭素を促進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】</p> <p>1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (5) 気候危機打開で省エネ・再エネを推進し、脱炭素の岩手県を</p> <p>③ 既存の住宅、事業所等の屋根や耕作放棄地を活用した太陽光発電の設置を推進すること。</p>	<p>事業者向けの自家消費型太陽光発電については、令和5年度から補助を開始したところであり、ZEH水準を超える住宅についても令和6年度から新たに補助を創設する予定です。</p> <p>また、農山漁村再エネ法に基づき市町村が基本計画を定めることにより荒廃農地に太陽光発電の立地を誘導することが可能になることから、県市町村GX推進会議において情報提供しています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (5) 気候危機打開で省エネ・再エネを推進し、脱炭素の岩手県を ④ 県有施設の脱炭素化の方針と工程表に基づいて、県が率先して脱炭素化の取り組みを進めること。県福祉総合相談センターと県民生活センターの合築での改築については、脱炭素のモデル施設としてZEB使用で整備すること。	県の事務事業における温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で60%削減に向けて、「県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針」を定めたところであり、令和5年度内を目途に策定予定の工程表に基づき、今後、計画的に脱炭素化を推進していきます。 合築する福祉総合相談センターと県民生活センターについては、本県のモデル施設として、施設の脱炭素化を積極的に推進していきます。	環境生活部	環境生活企画室 県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの
	合築する福祉総合相談センターと県民生活センターについては、本県のモデル施設として、施設の脱炭素化を積極的に推進していきます。		保健福祉部	保健福祉企画室 A 提言の趣旨に沿って措置
【第一部】 1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す (5) 気候危機打開で省エネ・再エネを推進し、脱炭素の岩手県を ⑤ 全ての市町村で県の温室効果ガス削減目標に対応した積極的な地球温暖化対策実行計画が策定されるように具体的な支援・援助を強化すること。	市町村実行計画(区域施策編)は、県市町村GX推進会議により先行事例の情報共有等を図ってきており、令和5年度末までには計16市町村で策定済みとなる見通しになっています。 今後策定する市町村には、県の目標を踏まえた意欲的な計画を策定いただけよう促していきます。	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】</p> <p>1、物価高騰から県民の暮らしと営業を守り、地域経済を立て直す</p> <p>(5) 気候危機打開で省エネ・再エネを推進し、脱炭素の岩手県を</p> <p>⑥ 大型風力発電などの開発は、希少猛禽類の保護など環境との共生を大原則に進めること。</p>	<p>国では、風力発電のうち大規模な事業について環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象としており、本県でも、法の対象とならない事業で一定規模以上のものについて、令和4年10月から岩手県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象としています。</p> <p>環境アセスメントは、環境影響の評価に際し必要な調査の項目や手法、あるいは、一般の方々や関係自治体、各分野の有識者との意見交換など、一連の手続の流れを定めることにより、できる限り環境負荷を回避・低減する視点で計画を策定するよう事業者に促す制度です。同制度において、県では各分野の有識者で構成される岩手県環境影響評価技術審査会及び関係市町村の意見等を踏まえて、事業者に対し県としての意見を述べているところであり、環境と共生した風力発電の開発が行われるよう、同制度の適切な運用に努めています。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】</p> <p>2、新型コロナの感染拡大から県民の命と健康を守る取り組みを</p> <p>(1) 第9波の感染拡大への対応を検証し、正確なデータで感染状況を県民に情報発信する取り組みを強化すること</p> <p>① 感染状況、クラスターの発生状況、入院患者の状況、コロナ患者の死者数、学校等における学級閉鎖・学年閉鎖の状況など、科学的で正確なデータに基づく県民への情報発信を行うこと。</p>	<p>県では、新型コロナウイルスの医療現場での実態について、毎週水曜日に岩手県感染症情報センターのホームページで、定点観測医療機関における新規感染者の状況、クラスターの発生状況について公表しており、入院患者の情報についても公表を行っています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】</p> <p>2、新型コロナの感染拡大から県民の命と健康を守る取り組みを</p> <p>(1) 第9波の感染拡大への対応を検証し、正確なデータで感染状況を県民に情報発信する取り組みを強化すること</p> <p>② 国があらゆる規制を緩和する中で、県独自の警報基準(静岡県は1医療機関当たり16人以上で警報発信)を定めるなど県民に分かりやすい情報発信を行うこと。</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症の定点観測医療機関における新規陽性者数による警報基準を定めていませんが、患者数が拡大傾向(15人を超えた場合など、総合的に判断して)である場合、記者ブリーフィングなどを行い、県内の感染状況と感染対策のお願いについて、広く情報発信を行っています。</p> <p>県としては、感染状況による、県民への警報等の発信は、全国統一の基準の下で行うべきと考えていることから、国が基準を提示するよう働きかけを行います。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 2、新型コロナの感染拡大から県民の命と健康を守る取り組みを (1) 第9波の感染拡大への対応を検証し、正確なデータで感染状況を県民に情報発信する取り組みを強化すること ③ 感染状況を正確に把握するために、下水サーベイランスに取り組むこと。</p>	新型コロナウイルス感染症の感染状況を把握するための下水サーベイランスについては、令和6年2月から実施しています。	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 2、新型コロナの感染拡大から県民の命と健康を守る取り組みを (2) 感染状況に対応した感染防止対策を徹底すること ① 感染拡大の正確な情報発信に基づいて、拡大局面では基本的な感染防止対策の徹底を図ること。</p>	県では、新型コロナウイルス感染症の定点観測医療機関における新規陽性者数による警報基準を定めていませんが、患者数が拡大傾向(15人を超えた場合など、総合的に判断して)である場合、記者ブリーフィングなどを行い、県内の感染状況と感染対策のお願いについて、広く情報発信を行っています。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 2、新型コロナの感染拡大から県民の命と健康を守る取り組みを (2) 感染状況に対応した感染防止対策を徹底すること ② 医療機関、高齢者施設、学校等での感染防止対策・クラスター対策を強化すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の医療施設でのクラスター対策については、個人防護などの感染対策に係る費用についての補助金を活用できるよう取組んでいます。</p> <p>また、高齢者施設でのクラスター対策については、施設に従事する従業員への検査を定期的に行う集中検査を継続して実施することなどで感染拡大を未然に防ぐ取組を実施しています。</p> <p>なお、学校等でのクラスター対策については、場面に応じた感染対策(不織布のマスク着用、手洗い、うがいなど)や体調不良者について、登校を控えていたなど感染を拡大させない取組を教育委員会などの関係機関を通じて実施しています。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 2、新型コロナの感染拡大から県民の命と健康を守る取り組みを (3) 検査体制の拡充・強化と病床の確保を図ること ① 検査への補助の縮小と有料化によって検査体制が弱体化しており、必要な支援を復活し検査体制の強化を図ること。</p>	<p>新型コロナウイルスの検査体制については、高齢者施設などにおけるクラスター発生時などの行政検査は、引き続き、実施します。</p> <p>また、高齢者施設の従業員に関する集中検査についても当面の間、継続実施します。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 2、新型コロナの感染拡大から県民の命と健康を守る取り組みを (3) 検査体制の拡充・強化と病床の確保を図ること ② 感染拡大期には、医療機関、高齢者施設等での定期的・頻回の検査を実施すること。抗原検査キット等の検査資材等の提供を行うこと。</p>	<p>新型コロナウイルスの検査体制については、高齢者施設などにおけるクラスター発生時などの行政検査は、引き続き実施します。また、高齢者施設の従業員に関する集中検査についても当面の間継続実施します。 また、感染拡大時における抗原検査キットの流通状況についても、県として隨時把握しており、検査体制の確保について、引き続き、取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第一部】 2、新型コロナの感染拡大から県民の命と健康を守る取り組みを (3) 検査体制の拡充・強化と病床の確保を図ること ③ 一般病院、一般病棟で入院患者の対応がなされているが、病院ではコロナ患者には防護服の着用など特別の感染防止対策を講じており、診療報酬の特例・加算措置が取られるよう国に求めること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬の特例加算については、令和5年10月からの対応について一部見直しがされていますが、防護服等の感染対策に係る特例加算については、制度が継続しています。 今後も引き続き、必要な経費については、特例加算を継続するよう全国知事会等を通じて要望を行っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 2、新型コロナの感染拡大から県民の命と健康を守る取り組みを (4) 希望者のワクチン接種の促進と公費負担の継続、接種後の健康被害対策について ① 重症化予防の効果など新たな知見を含めワクチン接種の効用を正しく周知し、高齢者や基礎疾患のある人の接種を促進し、希望する人のワクチン接種を進めること。</p>	<p>新型コロナウイルスワクチンの接種については、令和5年9月20日から県内の市町村において秋開始接種が実施されていますが、引き続き、ワクチン接種に関する効果や安全性などについて、市町村と連携しながら、ワクチン接種を希望する県民の方ができるだけ令和6年3月末までの公費負担が対応している期間に安心して接種できるよう周知を図りました。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 2、新型コロナの感染拡大から県民の命と健康を守る取り組みを (4) 希望者のワクチン接種の促進と公費負担の継続、接種後の健康被害対策について ② 来年度以降も国費でワクチン接種ができるよう国に強く求めること。</p>	新型コロナウイルスワクチン接種について、可能な限り県民の負担が生じないよう全国知事会などを通じて国に対して要望をしていきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 2、新型コロナの感染拡大から県民の命と健康を守る取り組みを (4) 希望者のワクチン接種の促進と公費負担の継続、接種後の健康被害対策について ③ ワクチン接種後の健康被害について、疾病・障害認定審査会の体制を拡充するなど迅速な救済行うこと。因果関係が明確に否定される事案以外は保証・救済するよう国に求めること。</p>	ワクチン接種後の健康被害救済制度については、ワクチン接種による健康被害の可能性があるものについて、申請してからの結果通知についてできるだけ早期に対応するよう全国知事会などを通じて国に対して要望をしていきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 2、新型コロナの感染拡大から県民の命と健康を守る取り組みを (5) コロナ後遺症対策の強化について ① コロナ後遺症の専門外来を設置すること。専門相談窓口を設置すること。</p>	新型コロナウイルス感染症の罹患後の症状(後遺症)については、未だ治療法が確立しておらず、現状では対症療法とならざるを得ないことなどから、県内の医療機関に専門外来等は設置されていない状況にあり、その相談については、保健所や一般相談窓口であるコールセンターにより、症状に応じて医療機関の受診を案内するなどの対応しているところです。	保健福祉部	医療政策室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第一部】 2、新型コロナの感染拡大から県民の命と健康を守る取り組みを (5) コロナ後遺症対策の強化について ② コロナ後遺症の相談・治療について診療報酬を改善し、研究予算の抜本的な増額と患者の生活支援を国の責任で行うよう求めること。</p>	後遺症に係る診療報酬の拡充など、国に対し必要な施策を講じるよう要望していきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第一部】 2、新型コロナの感染拡大から県民の命と健康を守る取り組みを (6) インフルエンザの急拡大に対応した感染防止対策の徹底を図ること ① インフルエンザの感染拡大が警報基準を超えて広がり、学校での学級閉鎖・学年閉鎖が続出しています。</p>	季節性インフルエンザの対策については、感染者数の増加に伴い、流行入り、注意報レベル、警報レベルなどになった場合、県ホームページへの掲載や報道機関への情報提供などを行うことで県民への注意喚起と感染対策の徹底について周知を図っています。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
【第二部】東日本大震災津波からの復興について—被災者の心のケア・生活再建と生業の再生を				
【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 1、国の被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円に引き上げること。	<p>被災者生活再建支援制度の拡充については、これまで国に対し、繰り返し要望を行ってきており、令和5年6月に実施した令和6年度政府予算提言・要望において要望したところです。</p> <p>今後も国の動向を注視しつつ、引き続き、国に対し、被災者生活再建支援金制度の支援の拡充について強く要望を行っていきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国の制度として制度化し、社会保険被保険者も対象とし、今後の災害対策に活かすこと。	<p>国の財政措置に関しては、県としても、震災直後に行われていたような全額財政措置を行うよう、国に対し要望した経緯がありますが、国民健康保険等に関する他の財政措置の状況などを踏まえると、その実現は難しいと考えています。</p> <p>被用者保険加入者に係る一部負担金免除については、平成24年2月までは国の財政支援により実施していましたが、それ以降は、保険者の判断により実施することとされたところであります(全国健康保険協会(協会けんぽ)は、平成24年9月まで延長)、一部負担金免除の実施は保険者が判断するものであると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>一、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題</p> <p>3、被災者の心のケア・子どもの心のケアの取り組みを中長期的な事業として継続実施すること。生活支援相談員の配置を減少することなく継続・拡充し、「孤独死」を出さない対策、見守りとコミュニティ確立の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>【被災者のこころのケア】</p> <p>被災地においては、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化・多様化しており、被災によるストレスに加え、復興の進展に伴う生活環境の変化や新型コロナウイルス感染症の影響が精神的な負担になっている、などの課題が依然としてあることから、今後も、一人一人に寄り添ったきめ細かなこころのケアに、中長期的に取り組む必要があると認識しています。</p> <p>このため、県としては、引き続き、見守り活動等と連携した相談体制を堅持するとともに、専門スタッフの確保やスキルアップ等により支援の質を高め、被災者のこころのケアに、継続して取り組んでいきます。</p> <p>【子どもの心のケア】</p> <p>被災地における子どもの心のケアについては、復興によるハード面の整備が進む中、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化・多様化していることから、今後も中長期的な取組が必要と認識しています。</p> <p>専門的な診療については、岩手医科大学附属病院に開設された児童精神科に移行したところですが、被災地域における相談支援や支援者への研修については、いわてこどもケアセンターにおいて、引き続き、取り組んでいきます。</p> <p>【生活支援相談員】</p> <p>県では、県社協及び市町村社協に生活支援相談員を配置し、被災者の見守り・相談支援や福祉コミュニティの形成支援に取り組んでいます。</p> <p>令和6年度においても、被災者が孤立を深めることがないよう、引き続き、県社協及び各市町村社協の意向を踏まえ、必要な人員を配置することとしています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 子ども子育て支援室 地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 4、災害援護資金の申請期日は2022年3月31日まで延長されました。22年12月末現在、貸付件数1170件、30億3210万円余、支払期日到来件数996件、滞納件数が263件、26.4%となっており、実態に応じて返済猶予、免除の対応が行われるようにすること。生活福祉資金(生活復興支援資金)の継続拡充を図ること。	災害援護資金の返済猶予及び免除については、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第13条及び第14条において、市町村が行うことができると規定されているところです。 県では、市町村において借受人の経済状況等を十分に把握し、これらの規定が適切に運用されるよう支援しています。	復興防災部	復興くらし再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
	生活福祉資金(生活復興支援資金)については、引き続き、利用が可能であり、相談があった際には適切に対応していきます。	保健福祉部	地域福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 5、グループ補助の継続・拡充をはかり、事業者の再建が進むまで継続すること。二重ローン対策を継続すること。	グループ補助金については、平成26年度から資材高騰等による補助金額の増額を、平成27年度から新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の支援を行ってきており、令和5年度においても国に制度の継続を要望し、令和6年度政府予算に盛り込まれたことから、県としても必要な予算を確保し、事業を継続する予定です。 二重ローン対策については、令和5年6月に実施した「令和6年度政府予算等に係る提言・要望」において、二重債務問題解決や事業再生の実現に向けた支援策の継続を国に対して要望したところです。 【令和6年度一般会計当初予算】 中小企業等復旧・復興支援事業費 171,241千円	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 6、移転元地の利活用を進めるために、集約や整地に要する費用など国の支援を継続すること。移転元地への企業誘致や新規創業等への支援の継続・拡充を行うこと。</p>	<p>県では、令和5年6月に実施した令和6年度政府予算提言・要望において、移転元地の集約や整地に要する費用を含む「移転元地の利活用に向けた取組等に対する支援」や、企業誘致や新規創業等による移転元地への産業施設の整備、復興特区における国税の特例措置等による設備投資や雇用等に対する支援の継続を内容とした「移転元地への産業立地の促進支援」を要望しており、引き続き、市町村が進めるまちづくりの方向性を踏まえ、国に働きかけていきます。</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 7、高台移転など、被災地は新たな町づくりを進めており、災害公営住宅や防災集団移転地と中心市街地、病院、役場等を結ぶ新たな被災地交通確保事業を実施すること。</p>	<p>県では、市町村が地域の実情に応じた新たな交通手段を導入する場合や、交通結節点の利用環境を整備する場合などに、地域公共交通活性化推進事業費補助による支援を行っています。</p> <p>また、令和6年度政府予算提言・要望等において、被災市町村が新たなまちの形成に合わせた公共交通体系の構築を図るための支援について要望を行ったところであり、引き続き、国に働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>一、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題</p> <p>8、三陸の漁業に重大な影響を与える東京電力福島第一原発の汚染水の海洋投棄は中止し、他の方法を検討すること。東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で汚染されたほど場・ほど木の処理、側溝汚泥の除去、山林の除染など徹底した除染と早期の全面賠償を行うよう求めること。</p>	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であるとした報告書を踏まえ、国において決定したものです。また、その安全性について、県としては、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権行使する国の原子力規制委員会において、科学的根拠をもって判断されるべきものと考えており、その判断においては、安全性が確保される方法により、確実に処理が行われること、原子力安全分野における国際的な基準の策定等に関する権限を有するIAEA(国際原子力機関)による安全性の確認・評価と情報発信が行われることが重要であると考えています。</p> <p>なお、東京電力では、国の「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、公募等を実施し、トリチウムの分離技術など、安全・安心な処理技術の研究が進められています。</p> <p>ALPS処理水の処分は、東日本大震災津波からの復興の取組、本県の自然環境、漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないというのが一貫した県の考え方であり、政府予算要望をはじめ様々な機会を捉えて、ALPS処理水の処分に関する安心と安全の確保等を国に要望してきたところです。令和5度においては、5月に国に対し、県、岩手三陸連携会議(沿岸13市町村で構成)及び県漁業協同組合連合会の三者で、「風評被害を発生させない安全・安心な処理技術の更なる研究開発の推進」を要望したほか、6月の政府予算要望において、「処理技術の研究開発を推進するとともに、実用化できる処理技術が確認された場合の活用」等について要望を行ったところです。今後においても、ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保について、しっかりと行うよう、引き続き求めて行きます。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	復興防災部	復興危機管理室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>8,000Bq/kg以下のほだ木については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自のガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところです。</p> <p>その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要望しているところです。</p> <p>側溝汚泥については、国に対して処理方針を速やかに示すとともに、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する費用や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・処理支援)と同様の財政措置を講ずるよう要望しているところです。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる一時仮置場の設置に要する経費については、「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により支援し、東京電力に賠償を求めています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>原木しいたけの生産再開に必要な環境整備や指標値を超過したほだ木の一時保管については、県が生産者に代わって費用を全額負担するきのこ原木等処理事業を実施しています。</p> <p>なお、この事業に要した費用は、東京電力に賠償請求を行い、全額が賠償されています。</p> <p>また、山林については、広葉樹林再生実証事業(国庫補助事業)等により、県南地域を中心とした広葉樹林の再生に取り組んでいます。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 9、2021年度以降の必要な復興事業費の確保へ、機械的な期限を設けることなく、国が責任を持って復興財源を確保すること。地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。復興特別所得税の一部を軍事費拡大に流用することは行わないこと。</p>	<p>被災地においては、中長期的に取り組むべき課題があることから、国に対し、復興の取組として一律に期限を適用することなく、施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に踏まえ、引き続き、復興の推進に必要な予算を確実に措置するともに、地域のニーズに対応するための地方創生関係交付金の柔軟な運用について、令和5年6月に実施した令和6年度政府予算提言・要望において要望したところです。</p> <p>令和5年末に閣議決定された令和6年度政府税制改正大綱では、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和5年度改正大綱に則って取り組むとあり、同大綱には、復興特別所得税の見直しが盛り込まれているところですが、県ではこれまで復興の推進に必要な予算の確保について、国に提言・要望を行っているところであり、今後とも、他県や県内市町村と連携しながら、様々な機会を捉え、復旧・復興に必要な予算・財源の確保を国に働きかけていきます。</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 一、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題 10、東日本大震災津波、台風19号災害、2016年台風10号災害の経験を踏まえ、災害の復旧復興にあたっては、再び被害を受けないように現状復旧にとどまらず改良復旧を行うこと。</p>	<p>被災箇所の原形復旧のみでは再度の災害防止が十分でない場合に、施設機能の強化を図るため、国では、改良復旧事業による補助を行っているところですが、全国的に大規模災害が相次いでいることから、災害復旧に当たり、再度災害防止対策を迅速に進められるよう、改良復旧事業の適用範囲の更なる拡大について、全国知事会を通じて国に要望していきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 二、被災者の命とくらしを守る対策の継続を 1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること 1) 被災者の医療費等の免除措置が21年12月末で終了したことを踏まえて、被災者が経済的な理由で必要な医療が受けられなくなることがないよう、被災者の実態調査を含め具体的な支援と対策を講じること。</p>	<p>被災者が、経済的な理由により必要な医療を受けられないことがないよう、市町村や社会福祉協議会等と連携しながら、高額療養費制度の活用や生活福祉資金の貸付等、受診に関する様々な支援制度の周知と活用に取り組んでいるところです。</p> <p>また、被災地の医療の状況については、保険者である市町村や生活支援相談員を配置している沿岸の各社会福祉協議会の協力を得ながら、被災者の受診動向や相談対応の状況等の把握に努めているところですが、今後も、恒常的な仕組みの中で、関係機関と緊密に連携を図りながら、各種制度の活用により、被災者一人一人の状況に合わせた支援が行われるよう、取組を進めています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第二部】</p> <p>二、被災者の命とくらしを守る対策の継続を</p> <p>　1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>　2) 被災者の心のケア・子どもの心のケアの対策を継続・強化すること。</p>	<p>【被災者のこころのケア】</p> <p>被災地においては、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化・多様化しており、被災によるストレスに加え、復興の進展に伴う生活環境の変化や新型コロナウイルス感染症の影響が精神的な負担になっている、などの課題が依然としてあることから、今後も、一人一人に寄り添ったきめ細かなこころのケアに、中長期的に取り組む必要があると認識しています。</p> <p>このため、県としては、引き続き、見守り活動等と連携した相談体制を堅持するとともに、専門スタッフの確保やスキルアップ等により支援の質を高め、被災者のこころのケアに、継続して取り組んでいきます。</p> <p>【子どもの心のケア】</p> <p>被災地における子どもの心のケアについては、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化・多様化していることから、今後も中長期的な取組が必要と認識しています。</p> <p>被災地域における相談支援や支援者への研修については、いわてこどもケアセンターにおいて、引き続き、取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>二、被災者の命とくらしを守る対策の継続を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>3) 必要な生活支援相談員の確保と増員をはかり、支援と見守りが必要な高齢者等への訪問・相談・対応を強化すること。50戸以上の災害公営住宅の集会所に生活支援相談員を複数配置しコミュニティ確立の支援を強化すること。震災関連の自殺、孤独死の防止のために、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。</p>	<p>県では、被災地コミュニティ支援コーディネート事業により、市町村と支援団体等を調整するコーディネーターを配置し、自治組織等の体制づくりや人材育成に関するノウハウ等について助言するなど、市町村のコミュニティ形成の取組を支援しています。</p> <p>今後も、被災者の生活再建先における住民が主体となったコミュニティ形成や活動の定着が進むよう、市町村等の取組への助言や市町村間の情報共有を図りながら取組を支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>生活支援相談員は、県社協及び各市町村社協の意向を踏まえ、必要な人員を配置しているところであり、市町村や民生委員、市町村が独自に配置する支援員等と連携しながら、必要な支援体制を確保しています。</p> <p>また、本県では、生活支援相談員を配置して、被災者の見守り等の個別支援やサロン活動等の地域支援を重点的に実施する「地域見守り支援拠点」の設置を推進してきたところであり、令和5年度は、6市町に12か所の拠点が設置されています。</p> <p>これらの拠点は、各市町村社協が、地域の支援ニーズを踏まえ、4か所の災害公営住宅のほか、防災集団移転先団地や商店街などに設置しているものであり、災害公営住宅の入居者に加え、持ち家を再建した被災者等も対象に支援を行っているところです。</p> <p>県としては、引き続き、市町村や市町村社協等の意見を伺いながら、こうした見守り支援の取組等により、災害公営住宅の入居者相互の交流や、近隣住民との交流を促進し、地域住民が相互に支え合うことができる福祉コミュニティの形成を推進していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>二、被災者の命とくらしを守る対策の継続を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>4) 困難を抱える被災者の生活再建を伴走型で支援する「いわて被災者支援センター」の人員を増やし体制を強化すること。</p>	<p>いわて被災者支援センターでは、恒久的住宅への移行後のローン返済や家賃負担など、経済面や生活設計の面など複雑かつ多様化した相談内容に対応するため、市町村や市町村社会福祉協議会といった関係機関と連携を図りながら、伴走型の支援を行っています。</p> <p>また、専門的な支援が必要なケースについては、弁護士やファイナンシャル・プランナーとも連携しながら、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行っています。</p> <p>今後とも、センターの特徴を十分に生かせるよう、引き続き、弁護士会などの関係機関との連携を図るとともに、包括的な支援に取り組む市町村や市町村社会福祉協議会などとも一層の連携を強化し、被災者一人一人に寄り添い支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】</p> <p>二、被災者の命とくらしを守る対策の継続を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>5) 震災関連死の検証を行い、震災関連死を出さない今後の対策に生かすこと。</p>	<p>東日本大震災津波においては、震災関連死の多くが高齢者であり、避難所等での生活における肉体的・精神的疲労が主な要因を占めていることから、これを防止するためには、避難所における高齢者に対する配慮が特に重要と考えられます。</p> <p>「東日本大震災津波における避難者支援活動記録集」においても、高齢者のニーズに合った避難所の環境整備の必要性等をまとめており、それらを踏まえて、県が作成した避難所運営マニュアル作成モデルの市町村への配布や市町村担当者を対象とした研修会の開催を通じて、避難所の環境の改善を促していくなど、引き続き、市町村の取組を支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】</p> <p>二、被災者の命とくらしを守る対策の継続を</p> <p>1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>6) 災害援護資金の償還期限の延長とともに、生活福祉資金(特例)のように非課税世帯などの生活困窮者については償還を免除するよう国に求めるこ</p>	<p>東日本大震災津波に係る災害援護資金の償還期限については、先例である阪神・淡路大震災や他県の状況等について情報収集を図るとともに、市町村の状況や課題、意向等の把握に努めているところです。</p> <p>また、東日本大震災津波に係る貸付については、無資力又はこれに近い状態にあるため、支払猶予を受けた者が、長期間同様の状態にあり、償還の見込みがない場合など、償還を免除できるなどの特例が設けられています。</p> <p>なお、支払い猶予や償還免除に係る運用基準の明確化については国に対し要望しています。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>二、被災者の命とくらしを守る対策の継続を</p> <p>　1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること</p> <p>　　7) 防災集団移転団地や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通を確保する新たな被災地交通確保事業の創設を求める。ワンコインバスやデマンドタクシー、有償ボランティアへの支援など、きめ細かい対策を講じること。</p>	<p>県では、令和6年度政府予算提言・要望等において、被災市町村が新たなまちの形成に合わせた公共交通体系の構築を図るために支援について要望を行っており、引き続き、被災市町村が地域公共交通の維持・確保を図ることができるよう、国の支援を求めていきます。</p> <p>なお、県では、市町村が行うデマンド交通等の実証運行や利用促進等の取組に対し、地域公共交通活性化推進事業費により支援を行っているほか、市町村における地域公共交通の多様な課題に対して助言を行う有識者を派遣しています。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】</p> <p>二、被災者の命とくらしを守る対策の継続を</p> <p>　2、災害公営住宅家賃のさらなる軽減策、住宅再建への支援の継続を</p> <p>　　1) 収入基準の引き上げによる収入超過者に対する家賃軽減策の周知徹底を図ること。収入超過者も入居が継続できるように「みなし特定公共賃貸住宅」の導入を図ること。災害公営住宅家賃の低所得者に対する国の軽減策が6年目から廻減することに伴い、県・市町村の独自の軽減策の周知と活用を徹底すること。</p>	<p>収入超過者に対する対策として、令和4年4月より災害公営住宅に現に入居する被災者の収入基準を25万9,000円まで引き上げることについて、令和4年2月下旬に周知を図ったところです。</p> <p>また、25万9,000円を超える収入超過者等については、平成30年度から家賃の上限額を定め、その額を超える家賃負担分を減免するとともに、高額所得者であっても退去を求めないこととしています。</p> <p>なお、低所得者に対する県独自の減免を実施しているところですが、減免を受けるためには、入居者から減免申請をしていただく必要があることから、毎年1月下旬に通知される家賃決定通知の際にチラシを同封するなどにより周知を図っているところです。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第二部】 二、被災者の命と暮らしを守る対策の継続を 2、災害公営住宅家賃のさらなる軽減策、住宅再建への支援の継続を 2) 県独自の被災者住宅再建支援事業(現行100万円、市町村と共同)の実績は、23年3月末現在10351件、前年比10件増となりました。実施期間が、2022年度までとなっています。被災者の住宅再建の希望があれば今後も柔軟に対応できるようにすること。	<p>県では、支給対象となる全ての被災者に対し、市町村と県が連携して訪問や電話などにより申請勧奨を行ったところであり、補助要件を満たした対象者に対する支給は令和4年度末までに完了したところです。</p> <p>県では、「被災者住宅再建支援事業」により住宅を再建される方が、県産木材を使用する、又はバリアフリー化するため借り入れ等を行った場合において、その利子等を対象として補助する「生活再建住宅支援事業」を実施してきましたが、被災者住宅再建支援事業が令和4年度末で終了したことを受け、終了したところです。</p> <p>引き続き、令和4年度末までに受け付けた対象住宅への利子補給を実施していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
		県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第二部】 二、被災者の命とくらしを守る対策の継続を 2、災害公営住宅家賃のさらなる軽減策、住宅再建への支援の継続を 3) 災害公営住宅の自治会の確立と活動を支援し、コミュニティ確立のために入居者名簿を提供すること。規模の大きい50戸以上の災害公営住宅の集会室・事務室に、見守りとコミュニティ確立支援のために生活支援相談員を複数配置すること。(再掲)	<p>県では、被災地コミュニティ支援コーディネート事業により、市町村と支援団体等を調整するコーディネーターを配置し、自治組織等の体制づくりや人材育成に関するノウハウ等について助言するなど、市町村のコミュニティ形成の取組を支援しています。</p> <p>今後も、被災者の生活再建先における住民が主体となったコミュニティ形成や活動の定着が進むよう、市町村等の取組への助言や市町村間の情報共有を図りながら取組を支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
	<p>本県では、生活支援相談員を配置して、被災者の見守り等の個別支援やサロン活動等の地域支援を重点的に実施する「地域見守り支援拠点」の設置を推進してきたところであり、令和5年度は、6市町に12か所の拠点が設置されています。</p> <p>これらの拠点は、各市町村社協が、地域の支援ニーズを踏まえ、4か所の災害公営住宅のほか、防災集団移転先団地や商店街などに設置しているものであり、災害公営住宅の入居者に加え、持ち家を再建した被災者等も対象に支援を行っているところです。</p> <p>県としては、引き続き、市町村や市町村社協等の意見を伺いながら、こうした見守り支援の取組等により、災害公営住宅の入居者相互の交流や、近隣住民との交流を促進し、地域住民が相互に支え合うことができる福祉コミュニティの形成を推進していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
	自治会へ入居者名簿を提供するためには、個人情報保護の観点から、入居者の同意が必要となることから、毎年度、名簿提供に係る入居者からの同意を得るとともに、自治会等への名簿の提供について同意のあった入居者に係る名簿を名簿の提供依頼のあった自治会へ提供しています。	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 1) グループ補助事業については、申請を希望するすべての事業者が対象となるよう継続・拡充すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。</p>	<p>グループ補助事業については、事業再建・本設移行を希望する事業者が補助金を活用できるよう、商工指導団体と連携して、復興事業計画の作成や計画の熟度を高めるための支援を行っています。 交付決定事業者には、資金調達の負担を軽減し、補助事業を円滑に進められるよう、前金払いにもきめ細かく対応しています。 また、事業者が抱える経営課題の解決を図るため、商工指導団体と連携して、専門家による指導助言など支援策を講じているところです。 さらには、令和5年6月に実施した「令和6年度政府予算等に係る提言・要望」において、既に交付決定した事業者でも、事業継続に支障をきたさないよう、複数年度にわたって事業実施できるよう繰越・再交付のための措置を講じることや、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続を国に対して要望してきたところ、令和6年度政府予算に盛り込まれたことから、県としても必要な予算を確保し、事業を継続することとしています。 【令和6年度一般会計当初予算】 中小企業等復旧・復興支援事業費 171,241千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 2) 二重債務解消の取り組みは、岩手県産業復興相談センターの債権買取110件、と東日本大震災事業者再生支援機構167件を含め支援決定件数は482件となっています。5年後の債権買い戻しについては経営状況を見て柔軟に対応すること。高度化スキーム貸し付けの返済についても経営状況を見て柔軟に対応すること。</p>	<p>二重債務解消の取組については、岩手県産業復興相談センターでは、債権買取等を実施した事業者に対し訪問によるフォローアップを行い、関係機関と連携して事業計画の再策定や債務返済の条件変更を行うなど事業者の経営状況に沿った支援をしているところです。 また、高度化スキーム貸付の返済については、災害、経済事情の著しい変動その他特別な事情により、償還が著しく困難となった貸付先については、償還猶予等の条件変更を行うなど柔軟な対応に努めています。 【令和6年度一般会計当初予算】 高度化資金貸付事務費補助 7,659千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 3) 沿岸被災地における若者・女性等の起業・創業を支援する取り組みを復活すること。これまでの起業・創業の取り組み(約164事業者)のフォローアップを行い、経営支援を強化すること。</p>	<p>県では、復興まちづくりに合わせたなりわいの再生を図るため、被災地における新たなビジネスの立ち上げを支援してきたところであり、平成25年度から令和2年度までの8年間で164者に対して初期費用補助金を交付し、令和3年度及び4年度は、当該起業者等の事業の継続や拡大に向けて、専門経営指導員による指導等を実施しました。</p> <p>令和5年度からは、地元商工団体と調整の上、地域で支援する体制としているほか、県においても、各種支援施策の情報提供などを実施しているところであり、引き続き、関係機関と連携しながら、起業者等のフォローアップに取り組んでいきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金制度(申請は23年度末まで)の継続を国に求めるとともに、使い勝手が良い制度に改善を求ること。</p>	<p>津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、被災地域の産業振興に大きな効果が期待される制度であると認識しています。これまで県は、国に対して、事業期間の延長と必要な予算の確保について要望してきたところですが、令和5年10月をもって公募が終了したところです。</p> <p>これに伴い、沿岸地域への企業誘致を図るために、当該補助金の採択を受けることで企業立地促進奨励事業費補助金の対象としていた沿岸地域の取扱いについて先行して見直していく予定です。</p> <p>また、津波補助金に採択された事業については、当該市町村と連携しながら事業完了まで支援を継続していきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を 5) 県の中小企業被災資産復旧費補助については継続実施し、テナントで被災した事業者の再建への支援策を講じること。</p>	<p>中小企業被災資産復旧事業費補助金については、復旧需要が見込まれる当面の間、必要に応じて予算措置を行なながら、事業を継続する予定です。</p> <p>なお、テナントで被災した事業者については、共同店舗に入居する場合等にグループ補助金の利用が可能なほか、所有していた設備等の復旧費用を中小企業被災資産復旧費補助金により支援しています。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】 中小企業等復旧・復興支援事業費 171,241千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 1) サケ・サンマ・スルメイカの資源の減少の科学的調査を進め、稚魚の育成や放流事業の改善等を含め、資源の確保に取り組むこと。</p>	<p>近年のサケ漁の不振は、稚魚放流時期や沿岸からオホーツク海に至る間の稚魚の減耗が要因の一つと考えられており、資源量の回復に向けて、県では、国等の研究機関と連携し、減耗要因に関する調査を実施しているほか、生残率が高いとされる大型で遊泳力の高い強靭な稚魚の生産技術の普及や、高水温耐性を持つ稚魚の生産技術の開発に取り組んでいます。</p> <p>また、サンマやスルメイカなどの資源については、適切な管理を行うため、国の研究機関等と連携し、資源状況の把握に取り組むほか、漁業関係団体と協力し、今後も、資源評価や適切な資源管理措置を講じていきます。</p> <p>引き続き、関係機関と連携しながら、主要魚種の水揚げ回復に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 2) サケ・サンマ・スルメイカの大不漁と原材料費の高騰に対する緊急対策を講じ、原材料確保、魚種転換や新商品の開発、販路の確保・拡大への支援を行うこと。</p>	<p>県では、主要魚種の不漁と原材料確保について、サケの資源回復に努めるとともに、近年、漁獲量が増加しているマイワシについて、小型漁船漁業を対象としたマイワシ漁業許可の新設に向け、漁場調査や収益性を検証する試験操業、関係漁業団体との漁業調整や水産庁との調整を進めています。</p> <p>また、新たにサケ・マス類の海面養殖の事業化を推進するとともに、国産原料の確保について、国の支援制度の活用促進などにより、加工原料の確保に努めています。</p> <p>さらに、水産加工原料確保に関するセミナー等の開催により商品開発の誘導を行い、これまで取り扱わなかった原料の利用の推進を図るとともに、商品開発・改良をアドバイスする相談会や各種商談会の開催により販路の拡大を支援しているほか、水揚量が増加しているマイワシ、サワラ等を対象とした新たな販路・物流モデルの構築に要する経費を令和6年度一般会計当初予算に計上しています。</p> <p>引き続き、関係機関と連携しながら、加工原料の確保や販路の確保・拡大に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>三、生業の再生と働く場の確保</p> <p>2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を</p> <p>3) サケ・マス類の海面養殖の本格操業、ホシガレイの陸上養殖試験への支援を強化し、新しいつくり育てる漁業の推進を図ること。稚魚飼育に係るサケ・マスふ化場の有効活用を支援すること。</p>	<p>県では、海洋環境の変化に左右されにくく、安定した生産が見込める養殖業を振興するため、アサリ養殖の事業化、サケ・マス類の海面養殖の事業化に向けた取組やホシガレイなどの陸上養殖試験の支援など、本県のつくり育てる漁業をより一層推進していきます。</p> <p>また、サケ・マスふ化場の有効活用や既存水産施設の閑散期における養殖事業への有効活用については、これらの施設は国の補助金により整備した施設であり、目的外の利用については、国と協議することとされていることから、漁協からふ化場施設等を活用する意向が示された際は、国と協議の上、その実現に向けて支援していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】</p> <p>三、生業の再生と働く場の確保</p> <p>2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を</p> <p>4) アワビ・ウニの不漁対策とホタテ等の貝毒の科学的調査と対策を強化すること。</p>	<p>アワビについては、放流効果の高い容器放流の普及、藻場の再生などの餌料対策等の指導を行うとともに、種苗の生産・放流に要する経費を支援するなど、資源の早期回復が図られるよう取り組んでいきます。</p> <p>ウニについては、身入りの良いウニを育成するため、餌料海藻の多い漁場や漁港内への移植放流、蓄養の有効活用を漁協へ指導するとともに、磯焼け対策とウニ資源の有効活用とを両立させるための取組を進めており、引き続き、漁場の生産性の向上と漁業者の所得向上を支援していきます。</p> <p>貝毒については、県水産技術センターにおいて、貝毒原因プランクトンの発生・消滅情報の提供を行うとともに、県漁連による貝柱の加工向け出荷に係る中腸腺の毒量基準の見直しを受けて、県漁連と連携の上、水産加工業者に対し、加工処理基準の遵守及び適切な加工処理を指導しています。</p> <p>また、自主規制により出荷額の減少が確定した場合は、漁業共済の共済金の支払い対象となることから、県漁業共済組合に対し、共済金の早期支払いを指導していくとともに、必要に応じ、漁業者に対し、融資制度の活用を促進していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 5) ワカメ・コンブ・ホタテガイ・カキ等の養殖漁業の安定的生産をめざす取り組みを強化すること。養殖生産回復のため、漁業者の養成・確保と漁場利用の見直しと活用を進めること。	養殖生産量の減少については、震災後の生産者の廃業等に伴い養殖施設数が減少したことが主な要因であり、現時点においても、震災前の生産量まで回復していない状況が続いている。 生産量を回復するためには、経営体の生産力を高めることが重要であり、県では、漁場の配分の見直しなど、漁場利用のルールづくりによる漁業者の生産規模の拡大と効率化を促進するとともに、漁協における自営養殖の推進、漁船漁業者の養殖業への新規参入、省力化機器の導入などに取り組んでいます。 さらに、「いわて水産アカデミー」において、地域漁業をリードする人材の育成に取り組み、漁業者の確保につなげていきます。	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 6) 定置網に大量に捕獲されるクロマグロについては、漁獲枠の大幅な拡大を求めること。特に大型の漁獲枠の拡大を求めること。漁獲の5倍も放流していることへの補助と対策の強化を図ること。	近年、クロマグロ(大型魚)の定置網への入網が増大しており、漁獲枠を遵守するため、入網している他の魚種も放流せざるを得ないなど、漁業経営に影響を及ぼしていることから、来遊する資源の増加に応じた速やかな本県への漁獲可能力の配分を国に要望しているほか、国の融通制度を活用し、小型魚の漁獲枠を大型魚の漁獲枠に振り替えるなど、大型魚の漁獲枠の拡大に努めています。 また、入網したクロマグロの放流に係る作業費用の増加については、国のクロマグロ混獲回避活動支援事業の導入を進めています。	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
【第二部】 三、生業の再生と働く場の確保 2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を 7) 大不漁に直面している小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。	小型漁船漁業は、主要魚種の資源量減少から、漁業経営は厳しい状況に置かれており、県では、小型漁船漁業の振興に向け、近年、漁獲量が増加しているマイワシについて、令和元年度から、小型漁船漁業による試験操業を実施しています。 また、国の経営安定対策事業によって減収補填を受けられる漁業共済の加入を促していくほか、国の資源管理と連動して地先資源の調査及び解析体制を充実し、ケガニやミズダコなどの資源管理の取組を支援していきます。	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>三、生業の再生と働く場の確保</p> <p>2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を</p> <p>8) 国の漁業法改悪に対し、漁場に混乱をもたらす企業の進出は認めないこと。漁民の多様な声を反映する海区漁業調整委員会となるよう活性化を図ること。</p>	<p>旧漁業法で規定されていた区画漁業権と定置漁業権の免許の優先順位は廃止され、新漁業法では、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許されることとなったことから、県では、国が定めた政省令やガイドライン等の規定に基づき、適切に運用していきます。</p> <p>海区漁業調整委員会は、公募において漁業者等から推薦された方々が委員に就任しており、県の諮問に対し、御意見をいただいている。同委員会では、議案について丁寧な内容説明に努めているところであります、今後も、委員会における議論が深まるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】</p> <p>三、生業の再生と働く場の確保</p> <p>2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を</p> <p>9) 水産アカデミーの取り組みをはじめ、漁業担い手対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県では、漁業技術等の研修機関である「いわて水産アカデミー」を核とした、意欲ある新規漁業就業者の確保・育成に取り組んでいるほか、地域漁業をけん引する経営体を育成するため、経営の大規模化や法人化等の促進に取り組んでいます。</p> <p>今後も、これらの取組を支援し、漁業の担い手の確保・育成に努めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>三、生業の再生と働く場の確保</p> <p>2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を</p> <p>10) 固定資産税の減免の継続など漁協・漁民に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。</p>	<p>東日本大震災津波後、被災事業者の支援と再建を図る目的から、漁協や漁業を営む者を含む被災事業者が東日本大震災により滅失・損壊等した固定資産に代わるものとして取得等した固定資産については、地方税法に基づき、固定資産税に係る特例措置が講じられています。この特例措置については、令和3年度税制改正及び令和6年度税制改正により、適用期限を令和8年3月31日まで延長することとされています。</p> <p>また、復興特区法に基づいて講じられている、機械・装置や建物などの取得等に係る国税の特例措置及び地方税の課税免除措置については、令和6年度税制改正により、国税の特例措置に係る適用期限を令和8年3月31日まで延長することとされています。</p>	復興防災部 ふるさと振興部	市町村課 復興くらし再建課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>水産業復興特区について、本県では、地域ごとに漁業集落が形成され、漁協が中核となって水産業の発展に寄与してきた経緯があり、地域のコミュニティを形成する上で、漁協の役割は非常に大きいものと認識しています。</p> <p>引き続き、漁業関係団体と連携しながら、漁業・養殖業の復興や振興施策に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】</p> <p>三、生業の再生と働く場の確保</p> <p>2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を</p> <p>11) 被災農地の復旧を踏まえて、地域の特性を生かした多面的な農業の振興を図ること。</p>	<p>県では、沿岸地域の特性を生かした農畜産物の産地力向上のため、地場産業などの需要に応じた酒米、そばなどの品質確保と安定生産に向けた栽培技術指導を行っています。</p> <p>また、野菜については、生産拡大に向けた環境制御などの先端技術の導入を進めるとともに、復興りんご「大夢」の販売拡大に向けて、栽培研究会の活動を支援していきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>四、被災地の県立病院の拡充を図り、地域の医療と介護の体制を確保すること</p> <p>1) 県立大槌病院、山田病院、高田病院の医師・看護師確保に全力で取り組み、地域医療の充実と連携に取り組むこと。県立釜石病院の医師確保と改築に取り組むこと。</p>	<p>県立大槌病院、山田病院、高田病院及び釜石病院の医師確保については、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めているところです。</p> <p>県では、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への奨学金養成医師の配置に向けて、令和3年度に配置対象となった奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化したところであります。山田病院では令和4年4月から内科常勤医4人体制(前年比1人増)とし、釜石病院では令和4年度から脳疾患に対応可能な脳神経内科医を新たに1人配置したところです。こうしたことなどにより、全体では令和6年1月1日時点で21人の常勤医の体制となっています。</p> <p>県としては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学金養成医師の計画的な配置等に取り組んでいるところであります。引き続き、このような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでまいります。</p> <p>看護師確保については、看護師養成校への訪問や就職セミナーの開催、SNS等を活用した情報発信の強化に取り組んでいます。職員採用選考試験において、看護師の受験資格年齢の上限の引上げや、試験を複数回実施するなど、志願者が受験しやすい環境整備に取り組んできたところであります。今後とも様々な取組により看護師確保に努めています。</p> <p>県立釜石病院の施設・整備については、劣化調査の結果、建物の躯体に問題はないものの、設備の劣化が進んでいることから、優先的に対策の検討を進めています。保健医療計画の検討状況も踏まえながら、引き続き、検討してまいります。</p>	医療局	医師支援推進室 職員課 経営管理課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第二部】 四、被災地の県立病院の拡充を図り、地域の医療と介護の体制を確保すること 2) 被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備をはかるとともに、介護職員など人材の確保に努めること。	被災地における介護施設については、全半壊し使用不能となった14施設のうち廃止した1施設を除き、平成26年度までに13施設が再建され、新たに整備された施設も加えると、震災前の状況を上回っています。 また、被災地においても介護職員の確保が厳しい状況にあることから、新規人材や潜在的有資格者の掘り起こし、マッチング支援などを行っているほか、介護事業所におけるICTや介護ロボット等の導入支援などによる介護従事者の負担軽減支援など、市町村や事業者、関係団体と連携しながら、介護人材の確保・定着に努めています。	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
【第二部】 四、被災地の県立病院の拡充を図り、地域の医療と介護の体制を確保すること 3) 被災した障がい者と就労支援事業所等の職員確保と、事業活動等への支援を強化すること。	県では被災した沿岸地域を含む全県の就労支援事業所に対し、運営の安定化、販路拡大に向けた研修会の開催や販売イベントの企画、情報提供等の支援を実施しており、今後も、継続して就労支援を行ってきます。	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
【第二部】 五、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 1) 中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりは、これからが正念場を迎えます。前例のない取り組みとなることから、国・県・市町村が総力を挙げて取り組むとともに、事業者・住民を主体に、専門家の支援も強化すること。	中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりについては、グループ補助金等を活用しながら進めています。 また、商店街の再構築や共同店舗を新たに設置しようとする場合は、事業計画の作成、計画の着実な実施及び適切な運営管理を行い、本設設置後も持続的に発展していくことができるよう、専門家などを派遣して支援しています。	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
【第二部】 五、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 2) 整備された都市再生区画整理事業などのまちづくりに当たつては、区画整理された土地の有効活用に向けて、空き地バンクなどの取り組みを支援し、新たな中心市街地の形成とコミュニティの確立に取り組むこと。住民が主体のまちづくりを進めること。	被災市町村では、住民との合意形成を図って住宅再建のため防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業を進めてきたところです。区画整理された土地の有効活用に向けては、これまで、実務担当者会議などを通じて、空き地バンク制度など、市町村の先進的な取組事例について情報共有を図ってきたところです。令和3年度からは、復興庁において創設された「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」を活用する市町村に対して助言等を行ってきており、引き続き、土地利用の促進に向けて市町村を支援していきます。	県土整備部	都市計画課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第二部】 五、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 3) 防災集団移転事業による瑕疵担保責任はほぼ2年となっているが、民法上の10年に見直すこと。区画整理事業は前例のないかさ上げ・盛土を行っており、防集事業と同様に、土地の陥没や崩壊等への補償など対応を行うようにすること。	防災集団移転促進事業における土地の売買契約の瑕疵担保責任については、平成27年度末に関係市町村に適切に対処するように文書で依頼するとともに、復興まちづくり事業に係る各市町村の担当課長会議を開催するなどして、期間や課題等に係る必要な対応を要請しています。 土地区画整理事業は行政処分で行うために契約書はありませんが、民法を類推適用することで瑕疵担保責任を問えることとなっており、仮に土地に不具合が生じた場合には、適切に対応する旨、市町村から聞いています。	県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの
【第二部】 五、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 4) 防災集団移転促進事業の移転元地の利活用に取り組むとともに、国に対し必要な事業費の確保を求めること。	県では、復興庁が行っている「土地活用ハンズオン支援事業(土地活用の課題に対し、復興庁が直接現地に出向き、きめ細かくサポートを行うもの)」に参画しているほか、今年度からは、復興庁岩手復興局と合同で市町村を訪問し、先行事例の紹介や意見交換を行うなど、市町村における土地利用推進策の検討を支援しています。 また、県では、令和5年6月に実施した令和6年度政府予算提言・要望において、移転元地の集約や整地に要する費用を含む「移転元地の利活用に向けた取組等に対する支援」や、企業誘致や新規創業等による移転元地への産業施設の整備、復興特区における国税の特例措置等による設備投資や雇用等に対する支援の継続を内容とした「移転元地への産業立地の産業立地の促進支援」を要望しており、引き続き、国に働きかけていきます。	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの
【第二部】 五、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を 5) 復興事業により整備した水門・陸閘等の維持管理費の確保を国に求めること。	水門、陸閘等の自動化、遠隔操作施設に係る維持管理費等に対する財政措置が講じられるよう、引き続き、国へ働きかけていきます。	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 六、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること</p> <p>1) 防災集団移転促進事業などによって高台に住宅団地や災害公営住宅が整備されていることから、団地と中心市街地、役場、病院、学校等を結ぶ新たな公共交通網の整備に取り組むこと。国に対し新たな被災地公共交通確保を支援する事業を強く国に求める。デマンドタクシーや有償ボランティアによる交通確保など多様な交通手段に対する支援を行うこと。</p>	<p>県では、平成30年度に「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組んでいるところであり、市町村が地域の実情に応じた新たな交通手段を導入する場合や、交通結節点の利用環境を整備する場合などに、地域公共交通活性化推進事業費補助による支援を行っています。</p> <p>また、市町村における地域公共交通の確保等の多様な課題に対し、市町村の要請に応じ有識者の派遣を行っています。</p> <p>令和6年度も次期岩手県地域公共交通計画に基づき、同様の取組を行っていきます。</p> <p>なお、令和6年度政府予算提言・要望等において、被災市町村が新たなまちの形成に合わせた公共交通体系の構築を図るための支援について要望したことがあり、今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 六、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること</p> <p>2) 大震災津波・台風19号災害から復旧した三陸鉄道の利活用に官民挙げて取り組むこと。</p>	<p>三陸鉄道は、東日本大震災津波、令和元年台風19号災害からの復旧を果たし、復興のシンボルとして、地域の移動手段に留まらない魅力と価値を有しています。</p> <p>三陸鉄道は、沿岸地域の活力を維持・発展させていくための社会的な基盤であり、沿岸部の復興を支える重要な観光資源としての役割も有していることから、持続的な経営が確保されるよう取り組んでいく必要があります。</p> <p>令和5年度は、「あまちゃん」の再放送の好機を活かしたラッピング列車の運行や、いわて花巻空港の国際定期便の運行再開による台湾からの団体利用など、内外からの誘客に向けて取り組んできたところです。</p> <p>また、令和6年度は三陸鉄道開業40周年の節目の年となっており、三陸鉄道への関心が高まることが期待できることから、県内外にむけて三陸鉄道の魅力を発信し、交流人口の拡大と収支の改善につなげていきたいと考えており、三陸鉄道強化促進協議会等を通じ、三陸鉄道や沿岸地域への誘客支援に取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 六、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること 3) JR大船渡線については、地元の要望を踏まえたBRTの運行の改善を図ること。全線開通80年余の歴史を踏まえ、鉄路での復旧について再検討を求めること。気仙沼駅～陸前矢作駅間の鉄路での運行再開を求めるとともに、新幹線への合理的な接続など住民の要望に応えたBRTの運行を確保すること。</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。 BRTを含むJR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して運行ダイヤの見直しやICカード(Suica)の導入等を要望しており、今後も地域の意向が運行ダイヤ等に反映されるよう取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 六、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること 4) JR山田線の利用しやすいダイヤの改正をJR東日本に強く求めるとともに、宮古市・盛岡市と協力して利用促進を図ること。</p>	<p>鉄道路線については、地域の意向をダイヤ編成等に反映するとともに、地域のまちづくりとの連携等を通じ、利用者の利便性向上と交通結節点としての機能強化を図ることが重要であると考えています。 JR線については、毎年度、市町村等のJR線に係る要望を県が取りまとめ、JR東日本盛岡支社に対して運行ダイヤの見直しやICカード(Suica)の導入等を要望しており、今後も地域の意向が運行ダイヤ等に反映されるよう取り組んでいきます。 また、県としては、各路線における利用促進に向けた取組を強化するため、令和5年度に新たに創設した補助制度について、令和6年度一般会計当初予算で補助額を増額するなど支援を拡充したところであり、今後も引き続き、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線市と緊密に連携しながら、鉄道の維持に向け、必要な対応に取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第二部】 七、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 1) 被災地の高校、小・中学校への通学の足の確保とスクールバスの確保に取り組むこと。	県では、平成30年度から、被災地に居住する生徒等の通学の支援を行うため、通学定期券の購入費を支援する「被災地通学支援事業費補助」を実施しているところです。 事業期間は令和7年度までの予定としていましたが、被災地の児童生徒の学びを支える視点から本事業は重要であることから、令和6年度の高校の新入生が卒業する令和8年度まで事業を延長し、子どもたちの学びを支えていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
	現在、小中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るため、市町村がスクールバスを購入する事業に対する国庫補助事業として、へき地児童生徒援助費等補助金が整備されています。 今後も、県内市町村に対し当該事業の活用を働きかけるとともに、当該事業の拡充について様々な機会を捉えて国に働きかけを行っていきます。	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
【第二部】 七、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 2) 被災地での放課後の居場所と学習支援を継続すること。	被災地での放課後の居場所と学習支援については、地域と学校の連携・協働体制構築事業により、放課後子供教室の運営や学習支援員の配置等に係る経費の補助を継続していきます。	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置
【第二部】 七、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 3) 被災地への教員の加配措置(今年度、小中で51人、県立高校で26人、特別支援学校で9人)を継続し、スクールカウンセラー(22人、うち今年度エリア型カウンセラー7人)、スクールソーシャルワーカー(8人、うちエリア型ソーシャルワーカー3人)の配置を強化し、児童生徒の心のケアの取り組みを強化すること。	被災地への教員の加配措置については、国からの復興加配を被災地等の中学校並びに県立学校に配置しています。今後も国に対し被災地の状況を説明しつつ、その継続を求めていきます。 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、国に対して配置の支援を継続して要望していくとともに、各学校や地域の実情を踏まえた適正な配置に努めています。 今後も、学校や地域のニーズに応じた重層的な支援に努めています。	教育委員会事務局	教職員課 学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 七、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 4) 被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」(今年度250人)の拡充をはかること。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、今年度47人)、大学等進学支援一時金給付(94人)の活用を図ること。通学支援を継続すること。被災児童就学援助制度の継続を求めること。</p>	<p>いわての学び希望基金奨学金給付事業については、平成30年度から給付額を増額するとともに、給付対象を大学院生まで拡大し、実施しています。また、東日本大震災津波で被災した高校生等を対象とした奨学金事業及び大学等進学支援一時金給付事業については、各高校を通じて保護者への周知を行っており、今後においても本事業の周知を図りながら、必要な支援を継続していきます。(A) 就学援助等の継続については、東日本大震災津波で被災し、いまだに経済的な理由により就学が困難となっている児童生徒が数多く在籍している中、これらの児童生徒の学ぶ機会を保障するために市町村が行う就学支援事業に対し、平成23年度から国の被災児童生徒就学支援等事業交付金による財政的措置が行われています。 県としては、支援を必要とする児童生徒を持つ世帯が解消するまで、当該交付金による財政支援を継続するよう、引き続き、国に要望していきます。(B)</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 七、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を 5) 震災孤児(発災当時94人)・遺児(490人)に対する支援を強化すること。児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、養育里親への支援も強化すること。</p>	<p>被災孤児・遺児に対しては、児童相談所による相談支援や、県里親会への事業委託による親族里親のサロン等を実施するとともに、いわてこどもケアセンターにおける被災した子どもの心のケアを継続しています。 また、児童相談所においては、児童虐待防止対策の強化と併せて、専門職員の計画的な増員を図るとともに、里親支援専門児童福祉司を配置しているところであります。引き続き関係機関と連携しながら里親養育支援体制の強化に取り組みます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>八、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を、津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を</p> <p>1) 陸前高田市に整備された高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を、津波の教訓と復興の姿を国内外に発信・伝承する施設として積極的な活用を図ること。県内の震災遺構の保存と活用に取り組み、ネットワーク化を図ること。</p>	<p>東日本大震災津波伝承館は、令和6年1月末で約92万人の方々に来館いただき、三陸における伝承拠点施設として震災の事実と教訓の伝承、復興の姿の発信に取り組んでいます。</p> <p>令和6年度は、東日本大震災津波伝承館のホームページ上での県内震災伝承施設等の情報発信を拡充し、県内の震災伝承プログラムの発信強化に取り組むとともに、引き続き、一般財団法人3.11伝承ロード推進機構や三陸ジオパーク推進協議会をはじめ関係機関と連携し、伝承館をゲートウェイとして各地の震災遺構、伝承施設等への周遊促進と相互ネットワークの強化に取り組んでいきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災津波伝承館管理費 116,301千円 ・復興情報発信事業費 22,968千円 	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>高田松原津波復興祈念公園については、公園の価値を高めるような震災遺構の利活用方策も含めて、引き続き、陸前高田市と連携しながら取組を進めています。</p>	県土整備部	都市計画課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】</p> <p>八、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を、津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を</p> <p>2) 津波伝承館、震災遺構等を生かした修学旅行・教育旅行、研修旅行、復興応援バスツアー・三鉄ツアーの取り組みを強化し、交流人口の拡大に努めること。</p>	<p>県では、教育旅行誘致説明会への参加、教育旅行関係者の招請、教育旅行の事前学習への講師の派遣など、沿岸地域への誘客拡大に向けた取組を進めているところです。</p> <p>また、三陸地域へのバスツアーに対する運行支援や、OTAを通じた割引クーポン券の発行による三陸地域への宿泊需要拡大、冬季観光キャンペーンを通じた受け入れ態勢整備や周遊促進に取り組んでいるところであります、今後も、三陸DMOセンターをはじめとする幅広い関係者との連携を強化し、三陸沿岸地域をはじめ、本県の交流拡大に向けた誘客の促進に取り組んでいきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三陸観光地域づくり推進事業費 19,126千円 ・いわて観光キャンペーン推進協議事業費 22,583千円 ・いわて教育旅行誘致促進事業費 11,900千円 	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>八、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を、津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を</p> <p>3) 「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」の取り組みの具体化を図り、来年度も継続的な取り組みを進めること。三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取り組みを強化すること。</p>	<p>県では、いわて県民計画(2019～2028)において、三陸防災復興プロジェクト2019等を契機として生み出される効果を持続し、三陸地域の多様な魅力を発信して国内外との交流を活発化するため、「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」を重要な柱と位置づけ取り組んでいます。令和6年度は、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、三陸復興国立公園やみちのく潮風トレイルを活用したツアー実施やパンフレット等の整備、認定ガイドの養成など受入環境整備を推進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、三陸地域の観光振興に向けた各種取組を「いわて県民計画(2019～2029)」に掲げる三陸防災復興ゾーンプロジェクトに位置付けて実施しているところであり、引き続き、令和6年度においても、市町村等と連携を図りながら、各種事業に取り組んでいきます。</p> <p>また、三陸固有の資源を活用した周遊・滞在型観光の促進に向け、旅行会社を対象とした観光客誘致説明会での売り込みや商談会等を通じて、三陸復興国立公園や三陸ジオパーク等を組み入れた旅行商品造成を促進していきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三陸観光地域づくり推進事業費 19,126千円 ・いわて観光キャンペーン推進協議事業費 22,583千円 ・いわて教育旅行誘致促進事業費 11,900千円 	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 八、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を、津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を 4) 改修整備された陸前高田オートキャンプ場モビリアを防災教育と漁業体験など周遊観光の拠点として活用を図ること。</p>	<p>陸前高田オートキャンプ場については、テントの大型化やグランピングなど、利用者ニーズに対応できる施設として、令和5年9月23日にリニューアルオープンしました。</p> <p>施設再開に合わせたオープニングセレモニーの開催や、首都圏メディアの招請、初心者向けキャンプイベントなどを実施して、県内首都圏、仙台圏をはじめとした隣県からの誘客拡大を図り、キャンプ場を核とした三陸沿岸地域への誘客、周遊に取り組んでいるところです。</p> <p>また、指定管理者の株式会社スノーピークと地域の事業者等が連携して、キャンプ場を活用した地域の魅力発信に取り組んでおり、引き続き、キャンプ場を中心とした誘客拡大、周遊促進に取り組んでいくこととしています。</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 九、応援職員の確保と2024年度以降も必要な復興事業の継続、復興財源の確保を求めるこ 1) 今年度も県内外から30人の応援職員(11月1日現在)が被災4市町に派遣されています。県には1人が派遣されました。来年度の応援職員の必要数は陸前高田市、釜石市、大槌町等でほぼ同数規模となっています。必要数を確保するよう取り組むこと。</p>	<p>被災市町村における人材確保に対する支援については、各種派遣スキームの活用や市長会・町村会等を通じた県内自治体への要請、県による職員派遣及び任期付き職員の採用・派遣等に取り組んできたところです。</p> <p>全国の自治体においては、頻発する自然災害などにより、派遣元自治体の組織・職員体制は厳しい環境の中になりますが、県としては、復旧・復興を着実に進めていくため、被災市町村と連携しながら、復旧・復興に必要な人材の確保に向けて、継続的に取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>九、応援職員の確保と2024年度以降も必要な復興事業の継続、復興財源の確保を求めること</p> <p>2) 2023年度以降も被災者の心のケアや「孤独死」を出さない要支援者の見守りとコミュニティ確立、生業の再生と新たなまちづくりの取り組みを進めること。5年間の機械的な期限に限ることなく、必要な復興事業の継続と復興財源の確保を求めるこ。</p>	<p>被災地においては、被災者一人一人の状況に応じたきめ細かい支援や、なりわいの再生などに、引き続き、取り組んでいく必要があることから、県では、令和6年度においても、被災者のこころのケア、新たなコミュニティの形成支援、担い手の確保、そして、主要魚種の不漁やコロナ禍・物価高騰等の影響を受けた事業者支援など、必要な取組を着実に実施します。</p> <p>また、国に対しては、復興の取組として一律に期限を適用することなく、施策の進捗状況や被災地の実態等を十分に踏まえ、必要な事業及び制度を継続するとともに、復興の推進に必要な予算が確実に措置されるよう、令和5年6月に実施した令和6年度政府予算提言・要望において要望したところです。</p> <p>今後とも、復興の推進に必要な取組を実施していくとともに、他県や県内市町村と連携しながら、様々な機会を捉え、必要な事業及び制度の継続や予算の確保について、国に働きかけていきます。</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>被災地においては、時間の経過に従って、被災者が抱える問題が複雑化・多様化しており、被災によるストレスに加え、復興の進展に伴う生活環境の変化や新型コロナウイルス感染症の影響が精神的な負担になっている、などの課題が依然としてあることから、今後も、一人一人に寄り添ったきめ細かなこころのケアに、中長期的に取り組む必要があると認識しています。</p> <p>このため、県としては、引き続き、見守り活動等と連携した相談体制を堅持するとともに、専門スタッフの確保やスキルアップ等により支援の質を高め、被災者のこころのケアに、継続して取り組んでいきます。</p> <p>また、国に対し、岩手県こころのケアセンターの運営経費について、所要額の確保と、全額国庫による財政措置の継続を、引き続き、機会を捉えて要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】</p> <p>九、応援職員の確保と2024年度以降も必要な復興事業の継続、復興財源の確保を求めること</p> <p>3) 復興交付金事業の効果促進事業に代わる自由度の高い財政措置の継続と確保を求めるこ。</p>	<p>県では、これまで、復旧・復興事業の迅速かつ着実な推進のため、被災地の実情に応じて活用できる自由度の高い地方財源の確保等について、国へ要望を続けてきたところであり、令和5年6月に実施した令和6年度政府予算提言・要望においては、地域のニーズに対応するための地方創生関係交付金の柔軟な運用について、国に要望したところです。</p> <p>今後とも、地方創生施策も活用して被災地の多様なニーズに対応できるよう、被災市町村等と連携しながら、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。</p>	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求ること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと</p> <p>1) 三陸沿岸漁業に重大な影響を与えていたる東京電力福島第一原発の汚染水の海洋投棄の中止を求め、海洋投棄によらない技術開発と処理を求ること。被害・損害の早期全面的な賠償を求ること。</p>	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であるとした報告書を踏まえ、国において決定したものです。</p> <p>また、その安全性について、県としては、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を使用する国の原子力規制委員会において、科学的根拠をもって判断されるべきものと考えており、その判断においては、安全性が確保される方法により、確実に処理が行われること、原子力安全分野における国際的な基準の策定等に関する権限を有するIAEA(国際原子力機関)による安全性の確認・評価と情報発信が行われることが重要であると考えています。</p> <p>なお、東京電力では、国の「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、公募等を実施し、トリチウムの分離技術など、安全・安心な処理技術の研究が進められています。</p> <p>ALPS処理水の処分は、東日本大震災津波からの復興の取組、本県の自然環境、漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないというのが一貫した県の考え方であり、政府予算要望をはじめ様々な機会を捉えて、ALPS処理水の処分に関する安心と安全の確保等を国に要望してきたところです。令和5年度においては、5月に国に対し、県、岩手三陸連携会議(沿岸13市町村で構成)及び県漁業協同組合連合会の三者で、「風評被害を発生させない安全・安心な処理技術の更なる研究開発の推進」、「賠償を迅速かつ確実に行うよう東京電力を指導」等を要望したほか、6月の政府予算要望において、「処理技術の研究開発を推進するとともに、実用化できる処理技術が確認された場合の活用」、「被害の実態に即した十分な賠償のための措置」等、10月の県単独要望において、「迅速かつ確実な損害の補てん」等について要望を行ったところです。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	復興防災部	復興危機管理室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
(前ページからの続き)	また、全国知事会では、会長、農林商工常任委員長(本県知事)及び農林水産物輸出拡大プロジェクトチームリーダーの連名により、令和5年10月に「損害を被った事業者に対し、迅速かつ確実に賠償が行われるよう、国と東京電力が責任をもって対応」等について緊急要望を行ったところです。今後においても、ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保及び迅速かつ確実な損害の補てん等についてしっかりと行うよう、引き続き求めていきます。			
【第二部】 十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求ること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと 2) 岸田政権による原発の再稼働の推進、原発の運転期間の見直し(60年超に)に反対し、東京電力福島第一原発事故の教訓を投げ捨てる原発への回帰を許さないこと。	本県においては、東日本大震災津波による福島第一原子力発電所事故の影響によって、放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理、原木シイタケの出荷制限、風評被害などの大きな問題が生じ、現在もそれらの課題に対処しています。 原子力発電を含むエネルギー政策は、原発事故の影響を経験してきた国民の原発に対する思いや、エネルギーをめぐる世界情勢などを踏まえ、幅広い国民の議論に基づき、国において総合的に判断されるべきものと考えています。 県としては、「2050年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロ」の実現に向け、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー対策の推進や森林吸収源対策とともに、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進していきます。	環境生活部	環境生活企画室	Sその他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求ること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと</p> <p>3) 汚染された稻わらや堆肥、牧草、ほだ木の汚染発生量は、59194tで、処理量は47759t、80.7%、保管量は11434t(3月末現在)となっています。道路側溝汚泥の一時保管は一関市で16箇所となっています。汚染状況重点調査地域における除去土壤の現場保管量は3市町で26550tとなっており、国の責任で早急に処理・対応するよう強く国に求めること。</p>	<p>8,000Bq/kg以下の農林業系汚染廃棄物については、国のガイドラインにおいて明確化されていない事項について、県独自のガイドライン(第2版)を策定し、焼却処理する場合は、既存の焼却施設において一般廃棄物と混焼し、市町村等の最終処分場を活用して埋め立てる処理方針を示したところです。</p> <p>その処理費用については、処理終了時まで「農林業系廃棄物の処理加速化事業」を継続するよう国に要望しているところです。</p> <p>また、除染により発生した土壤や道路側溝汚泥の処理に向けて、国に対し除去土壤の処理基準を早急に示すこと、汚染濃度や除去実施区域内外にかかわらず、除去等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管場所の整備等の掛かり増し経費について、福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・処理支援)と同様の財政措置を講じることについて要望しています。</p> <p>なお、国庫補助対象外となる道路側溝汚泥の一時仮置場の設置に要する経費については、平成25年度以降「放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業(県単)」により県南3市町に対し支援しています。</p>	環境生活部	環境保全課 資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>市町村が保管する放射性物質に汚染された堆肥、牧草、ほだ木については、県単独事業により、一時保管施設の維持管理や牧草、ほだ木等の移動・運搬に要する経費を支援しており、支援に要した経費については、東京電力からの損害賠償で措置しています。</p> <p>引き続き、処理業者と市町との合意形成に向けた取組を支援するとともに、焼却処理が終わるまでの間、適切な一時保管がなされるよう支援していきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求ること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと</p> <p>4) 原木シイタケの価格低迷とシイタケ原木の高騰の中で、国の責任で原木シイタケ等の産地再生に向けた総合的な対策を実施するよう国に求めること。原木の購入経費を支援する「特用林産施設体制整備復興事業」を来年度以降も継続するよう強く求めること。</p>	<p>県では、国に対し、産地再生に不可欠な原木の安定供給を図るための総合的な対策の実施のほか、生産者の意欲を高めるための原木しいたけの安全性に係る正確な情報発信等の実施、産地が行う情報発信・PR活動等の取組の全面的かつ継続的な支援を要望しています。</p> <p>また、「特用林産施設体制整備復興事業」については、令和3～7年度の実施の延長が決定しており、県では、引き続き、生産者の原木購入を支援していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】</p> <p>十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求ること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと</p> <p>5) 被害の実態に即した全面的な賠償を早期に実施すること。県・市町村の放射線影響対策に要した経費151億8454万円の請求に対し、支払い合意は130億19百万円、85.7%(23年3月末現在)となっており、全面的賠償を強く求めること。</p>	<p>県では、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策に要した費用は一義的に東京電力が負うべきものと考え、東京電力に対し、要した費用全てについて賠償に応じるよう、市町村等と連携しながら、繰り返し強く求めているところです。</p> <p>さらに、直接交渉だけでは東京電力からの賠償が期待できない請求分については、市町村等と連携して原子力損害賠償紛争解決センターに対して、4次にわたり和解仲介の申立てを実施して、同センターにおける審理を通じても、被害の実態に即した速やかな賠償を求めいるところです。</p> <p>また、国に対しても、放射線影響対策について県及び市町村の負担とならないように全面的な対応を講じることや、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した費用について、十分な賠償を速やかに行うとともに原子力損害賠償紛争解決センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力を国が指導するなど、必要な措置を講じることを要望しています。</p> <p>今後も、様々な機会を捉えて東京電力及び国に対し、働きかけを行っていきます。</p>	復興防災部	復興危機管理室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求ること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと</p> <p>6) 農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。</p>	<p>農用地については、文部科学省の「航空機モニタリング結果」のデータ等を利用した汚染マップを作成し、平成24年3月に公開済です。森林についても同様に、「航空機モニタリング結果」を利用し、森林基本図と重ねて確認できるデータを平成24年3月に各市町村に提供しています。</p> <p>また、放射性物質の除染については、牧草地で既に完了したほか、しいたけほだ場の落葉層の除去等を進めています。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】</p> <p>十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求ること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと</p> <p>7) 「即時原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。</p>	<p>本県においては、東日本大震災津波による福島第一原子力発電所事故の影響によって、放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理、原木シイタケの出荷制限、風評被害などの大きな問題が生じ、現在もそれらの課題に対処しています。</p> <p>原子力発電を含むエネルギー政策は、原発事故の影響を経験してきた国民の原発に対する思いや、エネルギーをめぐる世界情勢などを踏まえ、幅広い国民の議論に基づき、国において総合的に判断されるべきものと考えています。</p> <p>県としては、「2050年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロ」の実現に向け、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー対策の推進や森林吸収源対策とともに、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他
<p>【第二部】</p> <p>十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄による被害・損害の全面賠償を求めるとともに海洋放出の中止を求ること。原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと</p> <p>8) 岩手にも影響を及ぼし、宮城県民の7割が反対している女川原発の再稼働に反対すること。</p>	<p>国のエネルギー基本計画では、原子力規制委員会が、安全性について規制基準に適合するものと認めた原子力発電所については、国がその判断を尊重し、再稼働を進めることとされており、その際、国が前面に立って立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととされており、今後も国がそのように取り組むことを期待します。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を</p> <p>1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波への対応に緊張感をもって早急に取り組むこと</p> <p>① 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波」の浸水被害想定を踏まえ、住民の命を守る防災・減災の計画を県と市町村が連携して策定すること。地域ごとに住民説明会を丁寧に開催すること。</p>	<p>県では、沿岸12市町村と「岩手県地震・津波減災対策検討会議」を立ち上げ、令和5年8月に、具体的な減災対策を推進するに当たっての基本的な考え方を報告書としてとりまとめました。</p> <p>現在、沿岸市町村では、地域の実情に応じた、実効性のある減災対策の検討が進められているところであります、市町村毎に策定する津波避難計画については、各市町村において住民説明が実施されています。</p> <p>また、令和5年11月には、県と沿岸市町村が「巨大地震・津波対策連絡会議」を設置し、具体的な減災対策の検討や情報共有等を行っており、令和6年度一般会計当初予算に地震・津波緊急強化事業費58,881千円を計上するなど、今後も沿岸市町村による津波避難対策が円滑に進むよう支援していきます。</p>	復興防災部	防災課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】</p> <p>十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を</p> <p>1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波への対応に緊張感をもって早急に取り組むこと</p> <p>② 新たな津波浸水想定に基づく避難施設等と避難路の整備への国の財政支援を強く求めること。</p>	<p>県では、市町村が行うハード整備について、令和6年度政府予算提言・要望や、北海道東北地方知事会を通じ、補助事業に係る補助率の更なる引き上げや補助・交付金の対象の拡充などを国に要望しているところであります、引き続き、関係道県と連携しながら、補助率の更なる引き上げや対象事業の拡充などを要望していきます。</p> <p>避難路や避難施設等の整備への国の財政支援については、関係道県と連携しながら、既存交付金の拡充や新たな財政支援制度の創設などを国に要望しているとともに、避難路等の整備が必要となった場合は、国庫補助事業の導入に向けた国との協議・調整を行うなど、今後も、漁業地域の防災力向上に資する取組を支援していきます。</p>	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波への対応に緊張感をもって早急に取り組むこと ③ 浸水が想定されている役場庁舎等の移転・改修の検討を進めるとともに、国に対し東日本大震災津波並みの財政支援を強く求めること。</p>	<p>県では、市町村が行うハード整備について、令和6年度政府予算提言・要望や、北海道東北地方知事会を通じ、補助事業に係る補助率の更なるかさ上げや補助・交付金の対象の拡充などを国に要望しているところであり、引き続き、関係道県と連携しながら、補助率の更なる引上げや対象事業の拡充などを要望していきます。</p> <p>津波浸水想定区域内の庁舎移転費用等については、緊急防災・減災事業債など地方債を活用した財政措置が講じられていますが、県では、国に対し、交付税措置を伴う有利な地方債の継続・一層の拡充を要望しているところです。 また、全国知事会として、相次ぐ大規模災害からの早期復旧のため、東日本大震災時の対応を踏まえた特別な財政措置を国に提言しているところであり、県においても、引き続き、関係団体と連携しながら、地方の実情に応じた負担軽減策を講じていくよう要望していきます。</p>	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】 十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ① 津波対策では、地震発生後すぐに避難ができるように、安全な高台の避難場所の設置・整備と実践的な避難訓練を行うこと。避難誘導は地震発生後15分までとするなど安全確保策を徹底すること。</p>	<p>県では、県民一人ひとりの防災意識の向上に向け、岩手県地域防災センターを、沿岸地域の小学校へ派遣し、避難訓練の指導等を行っているほか、沿岸地域も含めた地域の自主防災組織が行う防災活動講習会に派遣する等、令和6年度一般会計当初予算に自主防災組織強化事業費6,476千円を計上し、地域が進める防災対策(避難訓練等)の取組を支援しているところです。 また、避難誘導については、沿岸12市町村全てにおいて津波災害時における消防団の避難ルールを定め、津波到達予想時刻の最低15分前までに活動を終了又は最低10分前までに高台退避を完了するとしており、避難誘導を行う消防団員の安全確保を図っています。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
		復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を</p> <p>2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。</p> <p>(2) 大雨豪雨時の避難対策は、明るいうちの早期の避難を進めるために、気象庁等の台風・大雨情報を踏まえ、県の「風水害対策チーム」の役割を強化し、早めの避難指示の徹底を重視すること。新たな避難情報の内容を周知徹底すること。</p>	<p>早めの避難指示の徹底について、県では、平成28年の台風第10号災害の教訓を踏まえ、大雨豪雨による災害が予想される場合、市町村における災害対応を支援するため、関係機関及び有識者等で構成する「岩手県風水害対策支援チーム」を平成29年に設置し、市町村における避難指示等の発令状況の把握や、被害の発生が予想される地域及び警戒が必要な時間帯を分析する等、市町村の防災対策を支援する体制を整備しているところです。</p> <p>令和元年台風第19号接近時においては、同チームを招集し、明るい時間帯に避難を完了すること等、防災態勢を強化するよう県から市町村に対し助言を行ったところです。</p> <p>また、県地域防災計画に「県の助言を受けた市町村は、できるだけ早期の避難指示の発令と日中の避難完了に努める」旨を追記したところであり、県としても引き続き、同チームを運用し、市町村における適切な避難指示等の発令が行われるよう支援していきます。</p> <p>新たな避難情報の周知徹底について、県では、令和3年5月の法改正直後に市町村担当者連絡会議を開催して改正内容を周知したところです。</p> <p>また、令和6年度一般会計当初予算に防災危機管理費3,642千円を計上したところであり、盛岡地方気象台と連携し、市町村職員の災害対応力強化を目的とした研修(講義、図上訓練)や気象防災ワークショップを行うなど、引き続き、市町村の取組を支援していきます。</p>	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を</p> <p>2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。</p> <p>③ 想定最大規模の洪水ハザードマップの作成を急ぎ、地区ごとに周知徹底を図ること。土砂災害警戒区域等の指定を促進し、地域住民への周知徹底と避難計画等の取り組みを進めること。</p>	<p>県では、地域住民に対するハザードマップ等の周知を図るため、令和6年度一般会計当初予算案に自主防災組織強化事業費6,476千円を計上したところであり、岩手県地域防災センター派遣制度を活用し、自治会や自主防災組織に対する研修会等を実施しています。</p> <p>また、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設には避難確保計画の作成が義務付けられていることから、施設管理者向けの講習会を開催する等、市町村と連携して計画策定を促進しています。</p>	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成は、平成27年の水防法の改正により定められたところであり、市町村が、この洪水ハザードマップを作成するためには、まず、河川管理者が、想定最大規模の浸水想定区域を指定し、それを市町村に提供する必要があります。</p> <p>県では、市町村が早期に洪水ハザードマップの作成が可能となるよう、引き続き、浸水想定区域の指定に取り組んでいきます。</p> <p>土砂災害警戒区域等については、引き続き、指定の推進を図り、市町村が取組む避難確保計画の策定に対し必要な支援を行います。</p> <p>また、住民の土砂災害に対する認知度を高めるため、市町村と連携し広報に掲載するなど様々な方法を通じ取り組んでいきます。</p>	県土整備部	河川課 砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ④ 高齢者や障がい者など要支援者名簿に基づく個別支援計画の作成(5月1日現在、20.3%)の遅れを検証し、具体的な支援を強化し取り組むこと。自主防災組織等による実践的な避難訓練を実施すること。</p>	<p>県では市町村に対し、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、自主防災組織等の避難支援関係者との連携、防災訓練の実施等の取組について研修会や会議等を通じて働きかけているほか、市町村を個別に訪問し、それぞれの実情に応じた助言等の支援を行ってきたところです。</p> <p>令和5年度は希望する市町村にアドバイザーを派遣し、地域ぐるみによる計画作成などの助言を行うとともに、沿岸市町村との意見交換会を開催し、津波災害発生時における具体的な避難支援の在り方について検討を行っています。</p> <p>自主防災組織等による避難訓練については、地域防災センターの派遣等により地域での防災訓練の実施を支援しているところであります、災害発生時において実効性のある避難支援が行われるよう、引き続き、市町村の取組を支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。 ⑤ 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある高齢者施設や障がい者施設の非常災害対策計画の策定を徹底するとともに、実践的訓練を定期的に実施すること。</p>	<p>社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定と実践的訓練の状況について、令和5年7月末現在の調査結果では、洪水浸水想定区域に立地する720施設のうち、国が定める項目を全て満たした十分な計画を策定している施設は691施設、また、同地域で訓練を実施した施設は259施設となっています。</p> <p>土砂災害警戒区域に立地する243施設のうち、十分な計画を策定している施設は225施設、また、同地域で訓練を実施した施設は103施設となっています。</p> <p>今後想定される大規模災害に向け、計画策定と訓練の重要性は一層増していくことから、市町村等と連携し、施設への指導監査等の機会を通じて計画策定と訓練実施を徹底していきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】 十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を 　① 新型コロナ禍の下で、発展途上国以下といわれる体育館等の雑魚寝の避難場所を、国際赤十字が提唱するスフィア基準(一人当たりの居住空間3.5m²、最低トイレ数・初期は50人に1基、その後は20人に1基、女性対男性は3:1)をもとに、早急に改善を図ること。ホテル・旅館等の宿泊施設の活用を積極的に図ること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の経験を踏まえ、避難所を運営する市町村の参考としていただくため、平成25年度に「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を作成し、県内市町村に配付しています。</p> <p>この作成モデルには、「スフィア基準」も参考に、避難所の空間配置や、プライバシーや安全に配慮した専用スペースの確保、男女別トイレの設置などを明記しています。</p> <p>市町村では、ホテル等宿泊施設との協定締結や学校の空き教室の活用など、避難所の増設に努めているところであります。県では、先行事例の情報共有を図るなど、市町村の避難所の増設等を支援しており、引き続き、災害時における避難所等の確保を促進してまいります。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】 十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を 　② 高齢者や障がい者など要支援者、乳幼児を抱える家族等については安心して避難できる場所の確保を行うこと。ホテル・旅館の活用、福祉避難所の指定と活用を図る具体的取り組みを進めること。ペット同伴の避難場所を確保すること。</p>	<p>県では、「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を作成し、市町村のマニュアル策定を支援しています。この作成モデルでは、高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦等に十分配慮した避難所運営となるよう求めており、福祉避難室の設置・活用や、必要に応じて福祉避難所や医療機関等へ移動していただくなど、要配慮者への対応における留意事項についても明記しています。</p> <p>また、物資の確保体制の整備として、紙おむつ、粉ミルク・哺乳瓶などの乳幼児用品を始めとする、乳幼児、妊産婦のための物資を速やかに届けられる仕組みの構築のほか、妊産婦のための休養スペースや授乳スペースを設置しプライバシーを確保することなど、妊産婦や乳幼児に配慮した避難所運営についても求めています。</p> <p>ペット連れの避難者への対応については、飼育用スペースの確保や他の避難者へ配慮すべき点などを明記しています。</p> <p>また、内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」では、「社会福祉施設や特別支援学校、ホテル・旅館等も含め、指定福祉避難所の確保のため柔軟に検討する」とあり、県では市町村担当職員を対象とした研修会において、作成モデルの内容と併せてこのガイドラインの趣旨も説明し、市町村の取組を支援しています。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を</p> <p>③ 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を</p> <p>④ 避難所でのプライバシーの確保のため、段ボールベッドは必要数を48時間以内に確保すること。夏場は冷房付きのテントの設置を行うこと。仮設トイレは洋式仮設トイレを確保すること。</p>	<p>避難所運営に必要な物資については、各市町村において備蓄が進められているところですが、県として、市町村の対応を補完する観点から、避難所開設時に必要となる食料、飲料水、毛布、組立式洋式トイレのほか、マスク、消毒液、段ボールベッド、テント等の感染症対策物資について、備蓄に関する経費として、令和6年度一般会計当初予算に広域防災拠点設備等整備費12,000千円を計上するなど、一定量、備蓄を進めています。</p> <p>また、国の「プッシュ型支援」や民間団体等との応援協定に基づく調達も可能であることから、今後においても、国、県、市町村、民間団体等が互いに協力し合い、必要な物資の調達・確保に努めていきます。</p>	復興防災部	防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第二部】</p> <p>十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を</p> <p>③ 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を</p> <p>④ 暖かいバランスの取れた食事を提供すること。</p>	<p>平成25年度に作成した「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」において、避難所の食料の調達に当たっては可能な限り適正な栄養に配慮するとともに、栄養士の活用等によりメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等に配慮するよう明記しており、引き続き、市町村に周知していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】</p> <p>十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を</p> <p>③ 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を</p> <p>⑤ 在宅避難者の実態を把握し、避難所と同様の支援を行うこと。</p>	<p>東日本大震災津波での教訓から、災害対策基本法に避難所以外の場所に滞在する被災者に対する配慮規定が追加されており、県地域防災計画においても、市町村による在宅避難者の把握や支援について定めているところです。</p> <p>また、近年の台風災害時においては、市町村において在宅被災者の状況把握や支援物資の提供など、被災者それぞれの状況に応じた支援が行われたところです。</p> <p>県としては、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、被災者の状況に応じた支援が行われるよう、引き続き、市町村の取組を支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第二部】</p> <p>十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を</p> <p>3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を ⑥ 東日本大震災津波等の震災関連死の検証を行い、震災関連死を出さない具体的な対策を講じること。</p>	<p>東日本大震災津波においては、震災関連死の多くが高齢者であり、避難所等での生活における肉体的・精神的疲労が主な要因を占めていることから、これを防止するためには、避難所における高齢者に対する配慮が特に重要と考えられます。</p> <p>「東日本大震災津波における避難者支援活動記録集」においても、高齢者のニーズに合った避難所の環境整備の必要性等をまとめており、それらを踏まえて、県が作成した避難所運営マニュアル作成モデルの市町村への配布や市町村担当者を対象とした研修会の開催を通じて、避難所の環境の改善を促進していくなど、引き続き、市町村の取組を支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】</p> <p>十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を</p> <p>4) 災害ケースマネジメントに基づき、継続的な支援を行うこと。 ① 東日本大震災津波からの取り組みの教訓を生かし、災害ケースマネジメントを導入し、被災者一人一人の状況と復旧・復興の段階に応じた必要な支援が継続的に行われるようすること。</p>	<p>県では、東日本大震災津波の後、被災者台帳システムを整備・運用とともに、相談員や弁護士などの専門家による被災者個々のケースに応じた相談対応を行ってきたところです。</p> <p>県としては、これまでの取組も踏まえ、被災者一人一人に寄り添い、必要な支援につなぐことのできるアウトーチ人材の育成、派遣体制の整備のほか、県、市町村、関係機関等との連携を進め、被災者の自立・再建のプロセスが円滑に実施される体制づくりに取り組んでいきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	B 実現に努力しているもの
<p>【第二部】</p> <p>十一、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を</p> <p>4) 災害ケースマネジメントに基づき、継続的な支援を行うこと。 ② 一人暮らし高齢者等要支援者の見守りを強化し、被災者が助け合い共同して自発的な活動ができるコミュニティの形成・確立に取り組むこと。</p>	<p>県では、被災地コミュニティ支援コーディネート事業により、市町村と支援団体等を調整するコーディネーターを配置し、自治組織等の体制づくりや人材育成に関するノウハウ等について助言するなど、市町村のコミュニティ形成の取組を支援しています。</p> <p>今後も、被災者の生活再建先における住民が主体となったコミュニティ形成や活動の定着が進むよう、市町村等の取組への助言や市町村間の情報共有を図りながら取組を支援していきます。</p>	復興防災部	復興くらし再建課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
【第三部】県民の命とくらしを守る新たな県政めざして				
【第三部】 一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 1、子どもの医療費助成は完全無償化をめざすこと。 2) 子どもの医療費助成は、昨年8月から高校卒業までの現物給付化が実施されました。所得制限なし28市町村、一部負担なし22市町村となっており、完全無償化をめざすこと。	<p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断の下に、単独事業として拡充が進められていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。</p> <p>本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでにも国に対し、全国知事会としても、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところですが、今後も粘り強く国に対し働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
【第三部】 一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 1、子どもの医療費助成は完全無償化をめざすこと。 2) 県単独医療費助成については小学校通院まで拡充すること。一部負担(通院、医療機関ごと月1500円、入院月5000円)を見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。	<p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断の下に、単独事業として拡充が進められていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
【第三部】 一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 1、子どもの医療費助成は完全無償化をめざすこと。 3) 国の現物給付化に対するペナルティーの廃止を強く求めるこ。	<p>これまで、国に対し、県の政府予算提言・要望や全国知事会として、地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止を要望してきましたが、令和6年度から、18歳到達年度末までの者を対象とする減額調整措置が廃止されることとなりました。</p>	保健福祉部	健康国保課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>　1) 国保税加入者は低所得者・無業者・高齢者が多く、協会けんぽと比べても2倍も高い国保税が課せられています。国庫負担の大幅な増額(全国知事会は1兆円の公費投入を要望)で国保の構造的問題の打開を図り、協会けんぽ並みの水準まで国保税の引き下げを実現すること。</p>	<p>今後も医療費の増嵩が見込まれることから、県としては、国の財政責任の下、将来にわたる持続可能な制度の確立に向けて、更なる財政措置が必要と考えており、国庫負担率の引上げなど様々な財政支援の方策を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、国に要望してきたところであり、引き続き、国に働きかけていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>　2) 全国知事が要望し、宮古市・陸前高田市が実施している「子どもの均等割りの免除」を国の責任で実施するよう求めるとともに、県内市町村でも「子どもの均等割りの免除」に取り組むこと。「均等割り」「平等割り」など人頭税型の「応益割」の撤廃を求め不合理な仕組みを是正すること。</p>	<p>子どもの均等割の免除・軽減については、個別の市町村が財源負担を行なうが導入するものではなく、また、各自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で子育て世代の負担解消が行われるべきであり、引き続き、県の政府予算提言・要望や全国知事会として、国において必要な措置が講じられるよう求めていきます。</p> <p>なお、子どもに係る均等割保険料について、国では令和4年度から未就学児に係る均等割の5割軽減を実施しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>　3) 新型コロナ感染者に対する傷病手当については、個人事業主も対象にするよう取り組むこと。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については、各市町村において、5類移行前の令和5年5月7日までに感染した方を対象に支給されていると認識していますが、給付については、保険者である市町村が条例に基づき実施することとなっており、県としては、引き続き、市町村に対し、財政健全化の観点から、適切な運用が図られるよう助言していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 4) 高すぎる国保税の引き下げのために、県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようにすること。国保法44条に基づく生活困窮者の窓口負担(一部負担金)の減免を積極的に進めること。</p>	<p>一般会計からの法定外繰入については、市町村の判断により行うことができるものと考えますが、市町村と協議を行いながら策定した岩手県国保運営方針において、「財政健全化のためには、決算補填等を目的とした法定外繰入は解消に努める必要がある」としているところです。</p> <p>国民健康保険法第44条の規定による一部負担金減免については、農作物の不作、不漁等により収入が減少した場合、業務の休廃止や失業等により収入が著しく減少した場合などに減免できることとされており、その具体的な基準については、個々の生活実態等を踏まえて、保険者である各市町村の判断により決定しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 5) 「決算補てんを目的とした法定外繰り入れは解消に努める必要がある」「県内統一保険料をめざす」としている第2期岩手県国保運営方針は見直し、高すぎる国保税の引き上げを抑えることを基本に、市町村独自の一般会計からの繰り入れを認めること。市町村独自の減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取り組みを進めること。</p>	<p>一般会計からの法定外繰入については、市町村の判断により行うことができるものと考えますが、市町村と協議を行いながら策定した岩手県国保運営方針において、「財政健全化のためには、決算補填等を目的とした法定外繰入は解消に努める必要がある」としているところです。</p> <p>国保税の軽減については、災害や失業等により、生活が著しく困難になった場合など特別な事情がある場合に、条例により減免ができます。</p> <p>国民健康保険法第44条の規定による一部負担金減免については、農作物の不作、不漁等により収入が減少した場合、業務の休廃止や失業等により収入が著しく減少した場合などに減免できることとされており、その具体的な基準については、個々の生活実態等を踏まえて、保険者である各市町村の判断により決定しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 6) 盛岡市の取り組みを踏まえ、滞納者に対する資格証明書の発行、短期保険証の発行はやめ、未交付は直ちに是正すること。滞納者への資産等の差し押さえを見直すこと。</p>	<p>短期被保険者証や資格証明書については、催告に応じていただけない国保税滞納者の納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、市町村に対して、必要な医療を受ける機会を制限することのないよう、滞納者個々の事情に十分配慮した、きめ細かな対応をするよう要請しているところです。</p> <p>滞納処分は、税負担に関する公平性や安定した国保財政を確保するため、担税能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において、地方税法、国税徴収法等の法令に基づき、十分な調査を行った上で実施されているものと認識しています。</p> <p>都市部や周辺部などによって、加入者の層の違いがあるなど、市町村ごとに様々な実情があるものと考えられることから、盛岡市の事例も参考に、市町村において適切な運用が図られるよう助言していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。 7) 滋賀県野洲市、盛岡市の取り組みに学び、「滞納は生活困難のシグナル」の立場で、滞納者への生活支援を抜本的に強化し、部局横断的支援体制を確立すること。</p>	<p>被保険者が保険税を滞納する背景には、様々な状況が考えられ、税負担に関する公平性等を確保する観点から、滞納処分や短期被保険者証等の交付は、担税能力がありながら納付していただけない方に対する手段として、一定の効果があるものと考えており、現状においても、市町村において十分な調査を行った上で実施されているものと認識しています。</p> <p>一方で、滞納の要因が、失業や疾病などによる経済的困窮である場合など、真に納付が困難な場合にあっては、分割納付や徴収猶予等の対応のほか、生活困窮者の自立支援を担当する部署と連携した支援などにより、滞納者に寄り添ったきめ細かな対応を行うよう、市町村に対して要請を行っているところです。</p> <p>滋賀県野洲市のように滞納者の生活再建の視点も踏まえた対応については、県内でも実施している市町村があることから、県内市町村で共有を図りながら、滞納者個々の実情に応じた適切な対応を促していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>　8) 後期高齢者医療保険の医療費窓口2割負担の中止を求ること。低所得者に対する軽減措置の継続と差別医療の撤廻を求めること。滞納者に対する短期保険証の発行、資産の差し押さえはやめること。</p>	<p>一定の所得がある後期高齢者の窓口負担を2割に引き上げることについて、令和4年10月から施行されたところですが、施行後3年間は、長期頻回受診者の1月分の負担増が3,000円以内となるよう配慮措置が講じられることとなったところです。</p> <p>均等割の特例軽減措置は、令和3年度から本則の7割軽減に戻っていますが、これまでの9割軽減対象者に対しては、国において介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金の支給が行われています。</p> <p>短期被保険者証については、催告に応じていただけない保険料滞納者の納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、岩手県後期高齢者医療広域連合及び各市町村に対して、滞納者個々の事情に十分配慮した、きめ細かな対応をするよう要請しています。</p> <p>後期高齢者医療制度は、加入者が納める保険料と国からの交付金等を財源としていることから、制度運営の安定化のため、確実な収納が必要であると考えており、滞納処分は、保険料負担に関する公平性等を確保するため、負担能力がありながら納付していただけない方に対して、市町村において十分な調査を行った上で実施されているものと認識しています。</p> <p>県としては、保険料を納付できない方は、失業や疾病などに起因する経済的理由による場合など様々なケースがあることから、分割納付や徴収猶予等にきめ細かく対応するよう、岩手県後期高齢者医療広域連合及び各市町村に対して助言しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。</p> <p>　9) 在宅酸素療法患者の負担軽減をはかるため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。</p>	<p>重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。</p> <p>県の基準においては、障害基礎年金1級を受給している方を対象としていますが、市町村の判断により、県の基準を拡大して実施している場合があります。</p> <p>県の補助対象を拡大する場合、子ども、ひとり親家庭など他の助成制度との整合や将来にわたる財源確保などの課題があり、国の動向も注視しながら、県の政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p> <p>なお、県では、市町村が、保険給付の対象外となっている在宅酸素療法患者が使用する酸素濃縮器の使用電気料金を助成する場合に、その経費の一部を補助しています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>3、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を</p> <p>1) 厚労省が唐突に公表した全国430の公立・公的病院の再編統合リストは、医療費削減と病床削減をめざすことを目的に、機械的な基準で地域医療と地域病院の役割を無視したものです。何よりも新型コロナ対応等の感染症対策が欠落したものであり撤回を求めること。絶対的な医師不足の中で、医師の大幅な増員と確保を図り、新型コロナ対応でも重要な役割を果たしている公立・公的病院の充実を図ること。</p>	<p>今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、全国有数の公的医療機関ネットワークを核として、検査体制の拡充や病床の迅速な確保・整備を図ってきたところであります、入院患者についても、その多くを受け入れるなど、公立・公的医療機関は、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしているものと認識しています。</p> <p>一方で、地域医療構想の背景となる、高齢化の進展に伴う医療需要の変化等、中長期的な状況や見通しはコロナ禍にあっても変わらないことから、地域医療構想における必要病床数等の基本的な考え方を維持しつつ、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化や連携について議論を進めていくことは必要と考えています。</p> <p>引き続き、地域医療構想の推進に当たっては、県立病院や民間医療機関、介護関係者、市町村等などで構成される、地域医療構想調整会議において、病床機能別の医療機関の役割分担や、急変時の受入れ、退院調整などの医療と介護の連携をはじめとした地域医療を守っていくための議論を各地域で行いながら、県民が居住する地域で必要なときに適切な医療が受けられる医療提供体制の構築を進めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　3、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を</p> <p>　2) 「医療費適正化計画」「地域医療構想」「国保運営方針」による病床削減、給付費削減に反対し、だれもが安心して医療が受けられる地域医療を確立すること。</p>	<p>今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、全国有数の公的医療機関ネットワークを核として、検査体制の拡充や病床の迅速な確保・整備を図ってきたところであります。入院患者についても、その多くを受け入れるなど、公立・公的医療機関は、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしているものと認識しています。</p> <p>一方で、地域医療構想の背景となる、高齢化の進展に伴う医療需要の変化等、中長期的な状況や見通しはコロナ禍にあっても変わらないことから、地域医療構想における必要病床数等の基本的な考え方を維持しつつ、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化や連携について議論を進めていくことは必要と考えています。</p> <p>引き続き、地域医療構想の推進に当たっては、県立病院や民間医療機関、介護関係者、市町村等などで構成される、地域医療構想調整会議において、病床機能別の医療機関の役割分担や、急変時の受入れ、退院調整などの医療と介護の連携をはじめとした地域医療を守っていくための議論を各地域で行いながら、県民が居住する地域で必要なときに適切な医療が受けられる医療提供体制の構築を進めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　3、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を</p> <p>　3) 医師不足解消へ、国の責任で医学部定員を1.5倍加し、OECD並(14万人増)に医師を増員すること。引き続き「地域枠」の確保や医師奨学生の拡充と地域病院への配置を進めること。</p>	<p>県では、国に対して大学医学部養成数増の恒久化について毎年度要望を行っており、令和5年度までは本県唯一の医育機関である岩手医科大学の定員の維持が認められ、これに伴う地域枠も確保されています。</p> <p>また、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、令和5年度は、県内全ての二次保健医療圏の基幹病院等に計151人の養成医師を配置したところで、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、令和5年度は、県全体で34人の養成医師を配置したところであります。引き続き、地域病院等への配置についても、充実を図ってまいります。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　3、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を</p> <p>　4) 産科・小児科・救急医療などの医師確保の取り組みを特別に重視して具体的な対策を講じること。</p>	<p>県では、令和2年3月に岩手県医師確保計画を策定し、令和5年度までに県内で必要な産科医・小児科医を確保する目標を掲げ、産科・小児科を選択する奨学金養成医師の義務履行期間全てで地域周産期母子医療センター勤務を認めると特例によるインセンティブの強化を図っています。</p> <p>また、令和2年度からは医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠を設け、さらに令和5年度からは、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科に係る7人の地域枠を設置したところです。これらに加え、産科・小児科の即戦力医師の招聘等にも引き続き取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　3、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を</p> <p>　5) 県内どこにいても安心してお産ができるように周産期医療体制の確立に取り組むこと。院内助産、産前産後ケアの取り組みを強化し、開業助産院への支援を行うこと。</p>	<p>(周産期医療体制の確立)</p> <p>県では、限られた医療資源の下で、安心・安全な周産期医療を提供するため、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を推進しているほか、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努めています。</p> <p>また、地域において安心・安全な出産ができる環境を確保していくため、モバイル型妊婦胎児遠隔モニターを活用した救急搬送体制の強化や、妊産婦の通院等を支援する事業の拡充などに取り組んでいるところです。</p> <p>(院内助産、産前産後ケアの取組)</p> <p>院内助産や産後ケア等の取組は、妊娠や出産までの手厚い支援につながる取組であると認識しており、これらを担う助産師の確保・育成が重要であると考えています。</p> <p>県では、助産師の確保・育成のため、看護職員修学資金に助産師特別枠を設けているほか、潜在助産師の復職研修、資質向上研修などに取り組んでいるところであり、これらの取組により助産師の確保や資質向上に取り組み、妊娠から産後まで切れ目のない支援の充実を図っています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　3、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を</p> <p>　6) 不妊治療の経済的、精神的負担の軽減を図ること。保険適用の範囲が拡大しましたが、不妊治療費助成を継続・拡充するとともに、不妊治療の医療機関の設置、女性の不妊専門相談センターの整備・拡充を図り、不妊症看護認定看護師を養成すること。</p>	<p>県では、不妊に悩む方々を支援するため、不妊専門相談センターによる相談支援を行っています。</p> <p>また、経済的負担の軽減を図るため、新たに不妊治療に要する交通費の一部助成を行うこととしており、令和6年度一般会計当初予算に3,859千円計上したところです。</p> <p>県内で希望する治療が受けられるよう、特定不妊治療を提供する医療施設・設備の整備や、不妊治療に従事する専門人材の養成など、不妊治療の提供体制の充実を図るために財政支援を、国に要望しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　3、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を</p> <p>　7) 看護師の大幅増員で安全でゆきとどいた医療を実現すること。「夜勤は複数、月8日」という人事院判定を厳格に実施すること。看護師に負担を強いる夜勤二交代制や夜勤専従を強要しないこと。看護師確保の奨学金制度の活用と拡充を図ること。</p>	<p>県では、医療従事者が働きやすい職場環境づくりの取組を推進するため、岩手県勤務環境改善支援センターを設置し、医療機関に対して社会保険労務士等のアドバイザーや研修講師の派遣、勤務環境改善に資する設備整備などの支援に取り組んでいるところです。</p> <p>また、看護職員の安定的な確保と定着を図るため「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員修学資金貸付制度のほか、中学生・高校生看護進学セミナーやナースセンターによる再就業支援などに取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組が推進されるよう、各医療機関に対して必要な支援と啓発を行っていくとともに、看護職員の確保と定着に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　3、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を</p> <p>　8) 無料低額診療への支援を進め拡充を図ること。薬剤費への制度適用を求めるごと。</p>	<p>無料定額診療事業を行う事業者の負担軽減を図るため、税制上の優遇措置や補助制度等の創設を図るよう、国に要望しています。</p> <p>また、院外調剤に係る費用が負担となり、必要な調剤を受ける機会を制限されることのないよう、調剤薬局についても、第2種社会福祉事業への位置付けを、国に要望しています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　3、公立・公的病院の機械的な再編統廃合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を</p> <p>　9) マイナ保険証によって全国でも県内でも混乱が広がっており、実際に利用しているのが4.49%にとどまっています。マイナ保険証の強制に反対し、現行の保険証の存続を求ること。</p>	<p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、令和5年12月27日付で「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、令和6年12月2日から、現行の健康保険証が廃止されることとなりましたが、健康保険証廃止後においては、オンライン資格確認を基本としつつ、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方々については、資格確認書が交付されることとなっています。</p> <p>資格確認書は、原則、本人の申請に基づき交付されることとなりますが、市町村が必要と認めた方については、本人の申請によらずとも、交付が可能とされていることから、マイナ保険証を保有していない方々にも、資格確認書が漏れなく交付され、全ての被保険者がこれまでと同様に円滑に医療を受けることができるよう、資格確認書の運用に当たっての市町村への助言や、制度の周知等に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　4、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること</p> <p>　1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパンデミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。</p>	<p>県では、新興感染症などの対策として、感染症指定医療機関を設け、新興感染症の陽性者が確認された場合の入院先などについて、体制整備を図っています。</p> <p>また、新型コロナウイルスのまん延時の対策として抗インフルエンザ薬の備蓄を行っております。</p> <p>水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立などの全国的な体制整備については、国での対応が原則となります。</p> <p>なお、ワクチン接種の対応については、市町村と連携し、優先接種者に対する周知や負担軽減に取り組んでいきます。”</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>4、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること</p> <p>2) はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。</p>	「はしか・風疹」対策の取組やワクチンの備蓄、接種の公費負担など、国のおける取組に沿って、市町村と連携しながら取組を実施しています。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>4、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること</p> <p>3) ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、保護者の負担軽減・無料化など、制度のさらなる充実をめざすこと。帯状疱疹ワクチン接種への補助を行うこと。</p>	<p>ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンはA類定期接種の対象となっており、市町村で実施している定期接種で無料で接種することが可能です。</p> <p>また、帯状疱疹ワクチン接種については、令和5年6月の調査時点では一関市、平泉町、普代村、九戸村が高齢者に対する助成を実施しているが、県としては国に対し定期接種化するよう要望をしているところです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>4、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること</p> <p>4) ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、口タウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。</p>	<p>ノロウイルス等の感染性胃腸炎については、施設などの集団発生が確認された場合、県民へお知らせするとともに、感染対策について周知しています。</p> <p>ロタウイルスワクチンについては、令和2年10月1日から定期接種化されています。また、それ以外のワクチンについても定期接種化するよう国に要望しています。</p> <p>なお、HIV等の性感染症の予防・治療については、啓蒙資材等を活用しながら、県民に対して周知を図っています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　4、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること</p> <p>　5) エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。</p>	国内の感染状況や感染対策など、必要に応じて情報発信していきます。	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　4、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること</p> <p>　6) 保健所の体制を抜本的に強化すること。保健師を大幅に増員すること。</p>	<p>保健所体制の強化については、新型コロナウイルス感染症への対応のため、保健所に配置する保健師の増員を図ったところであります、令和5年5月の5類移行を踏まえ、令和6年3月時点では、66人を配置しています。</p> <p>令和6年度当初においても、64人を配置しており、同等の体制を継続するよう努めているところです。</p> <p>今後においても、保健所に求められる機能と役割を十分に発揮できるよう、保健師をはじめとする必要な職員の確保等に努めるとともに、感染症の流行時に機動的に対応できる業務支援体制の構築と運用等、様々な手段を講じて、保健所体制の強化を図っていきます。</p>	保健福祉部	保健福祉企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　5、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>　1) 介護施設等高齢者施設に対する新型コロナ感染症対策を徹底すること。介護従事者の定期的・頻回のPCR検査・抗原検査の実施、衛生用品・防護具等の支給、介護事業者への減収補填を行うこと。</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合等において、感染拡大防止対策の徹底等を通じて必要なサービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時では想定されないかかり増し経費への支援を行っています。</p> <p>また、新型コロナウイルスの検査体制については、高齢者施設などにおけるクラスター発生時などの行政検査は、引き続き実施します。また、高齢者施設の従業員に関する集中検査についても、当面の間、継続実施します。</p>	保健福祉部	医療政策室 障がい保健福祉課 長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　5、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>　　2) 新型コロナ患者の施設内療養は最小限にし、その場合でも医師による医療支援の体制を確保すること。高齢の感染者はできるだけ入院できるようにすること。</p>	<p>高齢者施設での新型コロナ患者については、症状に応じて、入院が必要な方が、施設内で待機することなく入院できるような医療提供体制の確保をしています。</p> <p>また、高齢者施設で療養している場合も、施設で依頼している連携医療機関等が隨時対応できるよう、体制を整えています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　5、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>　　3) 全産業の平均と比べ月7万円以上も低い介護労働者の抜本的な待遇改善を図ること。実態に合わない人員配置基準(現行4対1)を2対1に改善すること。人員・施設基準の緩和は絶対に行わないこと。</p>	<p>県では、介護従事者の処遇改善・労働環境の整備や定着支援を図るため、介護事業所の管理者や職員を対象としたセミナーの開催等により事業所の取組を支援しており、今後も岩手労働局や介護労働安定センター等関係機関と連携し、労働条件や処遇の改善に向けた取組を進めています。</p> <p>処遇の改善については、これまで国に対して、介護サービスの提供に関わる全ての従事者を処遇改善の対象にすることや、全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うよう要望してきたところであり、令和6年2月から5月までの間、介護職員の収入を2%程度(月額6,000円)引き上げるための措置が講じられています。</p> <p>人員配置基準については、国の規制改革推進会議において議論が行われており、今後も国の動向を注視しつつ、必要な働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　5、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>　　4) 特別養護老人ホームの待機者は3691人(在宅1180人、早期入所が必要722人、4月1日現在)の一方で、3年間の整備計画は319床にとどまっています。特養ホームの緊急増設に取り組み、待機者の解消に特別の取り組みを行うこと。小規模特養に偏重することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。施設整備への補助を増額すること。</p>	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向や特別養護老人ホーム入所待機者の状況等を勘案しながら策定した介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームのほか、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには在宅介護サービスの充実などに取り組んでいます。</p> <p>県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により、引き続き、支援していきます。</p> <p>介護保険施設等の施設整備に係る補助の増額について、地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設等整備事業費補助について、国の基準単価上限額の増額に対応し、令和6年度から市町村への補助単価を引き上げる予定としています。国や他県等の動向も注視しながら、必要に応じて国への要望や補助単価の見直しを行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　5、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>　5) 21年8月からの低所得者に対する補足給付の見直しによって大幅な負担増が強いられています。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態、負担増の実態調査を踏まえ、補足給付削減の中止を求める。</p>	<p>令和3年8月に補足給付について預貯金や収入の要件が見直され、一部の利用者の食費に係る負担が増えているところです。制度改正以降、市町村からは介護保険施設を退所せざるを得ないといった相談は寄せられていないと聞いていますが、相談があった場合には、市町村と連携し、寄り添った対応を行っていきます。</p> <p>あわせて、県としては、介護が必要な方々に必要なサービスが提供されることが重要であると認識しており、これまで国に対して、制度運用上の課題等を十分把握した上で必要な見直しを行うとともに、低所得者対策を一層拡充するよう要望してきたところです。今後も国の動向を注視しつつ、必要な働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　5、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>　6) 介護老人保健施設、グループホームの整備、小規模多機能型施設、宅老所などの増設に積極的にとりくむこと。介護療養病床の廃止(2017年度末で廃止、23年度末まで経過措置)に対応し必要な介護医療院への転換・確保を図ること。</p>	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向等を勘案しながら策定した介護保険事業計画に基づき、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには宅老所がモデルとなって創設されたともいわれる小規模多機能型居宅介護事業所を始めとする在宅介護サービスの充実などに取り組んでいます。県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により支援していきます。</p> <p>また、介護療養病床については、その転換の受け皿として新たな介護保険施設である介護医療院が創設され、県では転換に要する経費に係る補助制度を設け、介護療養病床を持つ医療機関の転換意向も踏まえつつ、期限までの確実な転換等を指導してきたところです。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　5、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>　7) 訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求める。</p>	<p>県では、介護保険制度の改正に際して運用上の課題等を十分に把握し必要な見直しを行うことや、適切な水準の介護報酬の設定について、国に対して要望を行っています。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　5、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>　8) 高齢者の状況が変わらないのに介護度が軽くなる介護認定制度の改悪を見直すこと。要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。</p>	<p>介護保険制度においては、給付と負担の関係が明確な社会保険方式が採用されており、介護を必要とする高齢者等が適切にサービスを利用することができるよう、また、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、要介護認定や利用限度額が設けられています。</p> <p>県では、各介護認定審査会において適切な認定調査及び審査判定が行われるよう、認定調査員や主治医、審査会委員を対象とした研修の実施等により、保険者(市町村)の取組を支援しています。</p> <p>また、県としては、介護を要する高齢者に必要なサービスが適切に提供され、保険者が安定的に運営できるような介護保険制度にしていくことが重要であると認識しており、今後も国の施策の動向を注視しながら、国に対し必要な働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　5、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>　9) 全国最低の居宅サービス利用量となっている実態と課題を検証し、対策を講じること。介護サービスを利用してない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、花巻市で実施している在宅介護者訪問相談員の取り組みを広げること。在宅介護世帯への補助・支援を強化すること。</p>	<p>居宅サービスの利用が本県で低調な原因としては、山間地が多く、サービス事業者、サービス利用者ともに訪問や通所の移動コストがかかることなどの地理的要因や、他人を家に入れたくないという意識的な問題があると考えられています。このことから、地域包括支援センターの機能を強化し、居宅サービスの利用を促進するほか、訪問・通い・泊まりのサービスを一体的に提供できる介護サービス基盤の充実を図ることとしています。</p> <p>介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者への支援については、各市町村の地域包括支援センターが高齢者世帯への戸別訪問等により、介護サービスの利用など適切な支援につなげているところです。県では、地域包括支援センター職員を対象とした研修等を通じた同センター職員の資質向上や、個別の福祉課題をサービスに結び付ける生活支援コーディネーター等の育成を行い、市町村が地域の実情に応じて行う相談支援の充実を支援していきます。</p> <p>また、介護を要する方やそのご家族の経済的な負担を軽減するため、市町村では国の地域支援事業を活用し、家族介護者への慰労金を支給しており、市町村と連携しながら多くの方に利用いただけるよう周知を図っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　5、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>　10) 愛知県大府市の取り組みを参考に、認知症患者が安心して地域で暮らせる取り組みと体制の整備を進めること。認知症への正しい理解を広げ、認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。</p>	<p>認知症のケアは、気づきから地域包括支援センター等の窓口への相談、早期対応につなげることが重要です。</p> <p>　県では、早期発見から診断、治療につなげる市町村の初期集中支援チームの運営を支援するとともに、二次保健医療圏毎に設置している認知症疾患医療センターを中心とした専門的な認知症医療体制の構築に取り組んでいきます。</p> <p>　また、認知症の容態の変化に応じ必要な医療・介護等が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への支援を効果的に行うことができるよう、認知症地域支援推進員の活動の更なる質の向上を支援していきます。</p> <p>　引き続き、大府市の取組も参考にしながら、認知症になつても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　5、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>　11) 地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。</p>	<p>地域包括支援センターは、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防など、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を担う中核機関であり、市町村はその設置主体としての責務があります。</p> <p>　県では、市町村に対し、センターへの適正な職員配置や実施方針(運営方針)の策定・提示を促すとともに、医療や介護などの多職種が参加し個別事案や地域課題等を話し合う「地域ケア会議」の運営を支援するほか、センター職員の資質向上に向けた研修の実施等、市町村による地域包括支援センターの機能の充実・強化に資する取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　5、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を</p> <p>　12) 2024年からの介護保険の大改悪(利用料の原則2割負担・3割負担の基準額引き上げ、要介護1・2の保険給付外し、ケアプランの有料化、多床室の有料化、不動産を補足給付の資産要件に追加、40歳以上の被保険者の範囲拡大、福祉用具を「貸与」から「販売」に切り替え)に反対すること。</p>	<p>2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以降人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、持続可能な制度の確保等の観点から、社会保障審議会や全世代型社会保障構築会議での議論を踏まえ、国において介護保険制度の見直しが進められていると承知しています。</p> <p>　県としては、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営と適切なサービスの供給を図ることが重要であるとの認識の下、これまで国に対して、制度運用上の課題等を十分把握した上で必要な見直しを行うよう要望してきたところであり、今後も国における議論の動向を注視しつつ、介護を要する高齢者に必要なサービスが必要な時に提供できるよう、様々な機会を捉えて、国へ働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　　1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。</p> <p>　　① 応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。</p>	<p>障害福祉サービスの利用料は、所得に応じた利用者負担上限額が設けられており、また、低所得の方に配慮した軽減策が講じられていますが、必要に応じて、国への働きかけを検討していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　　1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。</p> <p>　　② 障がい者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものとすること。</p>	<p>障害福祉サービスの支給決定は、障害者総合支援法に基づき、市町村の認定調査員による訪問調査や主治医の意見書等により障がいの状態や特性を把握するとともに、サービスの利用に関する本人の希望を確認の上、実施することとしています。</p> <p>県では、障害福祉サービスの支給決定等の事務が適切に行われるよう、認定調査員を対象とした研修を実施し資質の向上に努めています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　　1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。</p> <p>　　③ 内部障害、発達障害、高次脳機能障害、難病・慢性疾患などあらゆる障がい者を対象にすること。</p>	<p>障害者総合支援法における「障害者」は同法第4条に規定されているものであり、対象範囲については国において定めるものです。</p> <p>なお、障害者総合支援法に規定する「障害者」には、内部障害、発達障害、高次脳機能障害は含まれており、難病については、厚生労働省が指定する疾病が同法の対象とされています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　　1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求める。</p> <p>　　④ 地域生活支援事業の予算を義務経費化し、必要なサービスの量と質を保障すること。</p>	<p>地域生活支援事業費については、障害者総合支援法により、予算の範囲内において、費用の100分の50以内を国が、100分の25以内を県が補助することができるとしているところですが、国から交付される補助金額が、県や市町村の所要額を下回っているところです。</p> <p>県としては、地域のニーズに基づいて必要な事業が実施できるよう、十分な財源措置について政府予算提言・要望において要望を行っています。</p> <p>また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　　1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求める。</p> <p>　　⑤ 相談支援をはじめすべての障害福祉サービスの抜本的な報酬の引き上げをはかること。</p>	<p>障害福祉サービス等報酬については、令和6年度の報酬改定において改定率+1.12%となっているほか、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員に対する「福祉・介護職員待遇改善臨時特例交付金」を実施することとしています。</p> <p>今後も、国の動向等を注視しながら、必要に応じ報酬単価や加算等の見直しを要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　　2) 障がい者が65歳になると障害福祉サービスから介護保険サービスに半ば強制的に移行させられ利用料が発生する制度の撤回・見直しを求める。介護保険サービスの利用者負担軽減を要支援の障がい者も対象とするよう改善を求める。</p>	<p>障害者総合支援法の改正により、平成30年度から、65歳到達前に一定期間に渡り障がい福祉サービスを利用していた低所得の障がい者が介護保険に移行した際の利用者負担を軽減する「新高額障害福祉サービス等給付費」の支給が開始されています。</p> <p>高齢障がい者の介護保険への移行状況や当該給付費の支給事務の状況を把握しながら、介護保険サービスを利用する一般高齢者との公平性等に留意しつつ、市町村や関係団体等の意見も参考にしながら、必要に応じて、制度改善について国への働きかけを検討していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　　3) 地域で豊かな生活を保障すること。</p> <p>　　家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。そのために、</p> <p>　　① バリアフリー対応の公営住宅の整備、入所施設、グループホームを計画に基づいて整備すること。</p>	<p>障害福祉サービス等の提供体制の確保等については、県、市町村が定める障がい福祉計画において見込量等を設定しており、県では入所施設やグループホーム等を整備する法人等に対する補助による支援を行っています。</p> <p>また、入所施設については、入所者の意向を踏まえた地域生活への移行支援を進めながら、真に入所サービスを必要とする障がい児や障がい者の受入可能な定員総数を維持していきます。</p>	保健福祉部	障がい 保健福 祉課	B 実現に 努力し ている もの
	<p>県では、「岩手県公営住宅等長寿命化計画」において、ストックの長寿命化(有効活用)とライフサイクルコスト(LCC)の縮減を図るため、今後の管理期間等を考慮した上で、ユニバーサルデザインに対応した、安全性確保・居住性能向上・福祉対応・躯体や設備の長寿命化に資する改善事業を実施することとしています。</p>	県土整備部	建築住 宅課	B 実現に 努力し ている もの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　　3) 地域で豊かな生活を保障すること。</p> <p>　　家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。そのために、</p> <p>　　② 在宅支援のために、家族の休息を保障するショートステイの増設や、「医療的ケア」を必要とする人たちへの支援策を拡充すること。</p>	<p>県では、介助する家族の負担軽減を図るため、平成29年度に在宅超重症児(者)等短期入所者受入体制支援事業を創設し、医療的ケアを必要とする障がい児を含む超重症児者等の短期入所受入体制の整備に取り組んでおり、引き続き、市町村に対し事業の実施を働きかけるとともに、受入れ事業所の拡充を図っていきます。</p> <p>また、岩手県医療的ケア児支援センターを通じ、各地域の自立支援協議会に対し助言や情報提供を行うほか、関係者の情報交換会を開催するなど、医療的ケア児への支援体制の構築を推進します。</p>	保健福 祉部	障がい 保健福 祉課	B 実現に 努力し ている もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　3) 地域で豊かな生活を保障すること。</p> <p>　　家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。そのために、</p> <p>　　③ ホームヘルプサービスや移動支援の拡充など在宅支援を拡充すること。緊急時の支援システムを確立すること。</p>	<p>居宅介護等障害福祉サービス等の提供体制の確保等については、県、市町村が定める障がい福祉計画において見込量を設定しており、その達成に向け、事業者に対して利用者ニーズの情報提供による参入促進を図るほか、施設等の整備支援を行っています。</p> <p>移動支援は市町村の地域生活支援事業において実施していることから、市町村が地域のニーズに基づき事業を実施できるよう、国に対して当該事業への十分な財源措置を要望しています。</p> <p>緊急時の支援システムについては、令和6年4月から、緊急時の受入体制を含め、地域で生活する障がい者の支援の拠点となる地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となることから、県としても、施設の整備支援等により、市町村の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　4) 障がい者の高齢化が進行する中で、市町村に地域生活拠点施設の整備を進めること。</p>	<p>令和6年4月から地域生活支援拠点の整備が努力義務となります。緊急一時的な宿泊等に係る居室確保や、相談体制の整備に係る経費については、国の地域生活支援事業のうち「地域移行のための安心生活支援」の活用が可能とされていることから、県では、地域生活支援事業を活用した支援の充実が図られるよう、その十分な財政措置について国に要望しているところであり、今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　5) 労働・雇用の保障</p> <p>　① 就労継続支援A型、B型の整備を早急に進めること。</p>	<p>就労継続支援A型、B型事業所を含め、障害福祉サービスについては、県や市町村が定める障がい福祉計画においてサービス利用の見込量等を設定していますが、県では事業者に対して施設等の整備に係る支援を行っています。</p> <p>なお、国に対しては、障害福祉サービス事業所等の施設等の整備補助の予算の充実を要望しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　5) 労働・雇用の保障</p> <p>　　② 法定雇用率の引き上げを厳守させること。2018年度から始まる精神障がい者の雇用義務化を確実に実施すること。</p>	<p>改正障害者雇用促進法の施行により、障がい者の法定雇用率の段階的引上げや、算定方法の変更等があるところですが、障がい者雇用の促進に向け、障がいに対する企業や事業所等の一層の理解促進を図るとともに、労働、教育等の分野と連携し、障がい者の能力や特性に応じた就労支援に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　5) 労働・雇用の保障</p> <p>　　③ 障がい者が職場に定着できるように相談体制とジョブコーチの増員を行うこと。障がい者の医療の拡充を図ること。</p>	<p>県内の民間企業における障がい者の実雇用率は、2.42%(令和5年6月1日現在)と令和4年から0.04ポイント上昇して過去最高を記録し、法定雇用率(2.3%)を上回っているところですが、雇用義務の対象となる障がい者に平成30年度から精神障がい者が加わったほか、法定雇用率については、令和6年4月に2.5%、令和8年7月に2.7%と段階的に引き上げられる予定です。これらを踏まえ、県が実施する事業所向け障がい者雇用セミナーや就労支援機関の職員向け実務者研修において、精神・発達障がいの特性と受け入れ・支援のポイントを説明し、企業の理解促進に努めているところです。今後も、県内企業に対する支援制度の周知や障がい者雇用優良事業所の取組の紹介等により、障がい者雇用の促進に取り組んでいきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <p>障がい者就業支援事業(支援体制強化・意識啓発)1,565千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　5) 労働・雇用の保障</p> <p>　　③ 障がい者が職場に定着できるように相談体制とジョブコーチの増員を行うこと。障がい者の医療の拡充を図ること。</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、各障がい福祉圏域に「障害者就業・生活支援センター」を設置し、就業や就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っており、必要に応じてジョブコーチ支援を行う岩手障害者職業センターとも連携し、障がい者の就労を支援しています。</p> <p>また、障がい者の医療については、かかりつけ医の充実、医療機関相互の機能分担と連携を推進しているほか、重度障がい児・者に対しては医療費を助成し、経済的負担の軽減を図っています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　　6) 障がい者の療育や保護者支援 障害を自己責任とする契約制度や応益負担はやめて、無料で療育福祉を利用できるようにすること。通所施設の整備、児童発達支援センターの機能強化、保育所等訪問支援事業の保護者負担をなくすこと。放課後デイサービスの整備・拡充を図ること。</p>	<p>障がい福祉サービスの契約制度は、障がいのある方の自己決定に基づきサービスの利用ができるよう導入され、国や地方の負担に加えて、安定した制度運用を図るため、利用者の所得に応じて一定の負担を求める仕組みとなっていますが、同時に所得に応じた利用者負担の上限や実費負担の減免措置が設けられています。なお、幼児教育の無償化に伴い、令和元年10月より未就学児は障害児支援を無償で受けられるようになりました。</p> <p>また、サービス基盤となる通所施設等の整備や機能強化については、県障がい福祉計画等に基づき、国庫補助制度を活用しながら必要な施設整備を支援していきます。</p> <p>放課後等デイサービスについては、施設整備補助に加えて、研修による人材育成・確保等により、その拡充を支援していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　　7) 教育の保障 ① 特別支援学校の新たな「設置基準」を踏まえて、特別支援学校の施設整備を進め教室不足(39)を解消すること。一関清明特別支援学校ではデリバリー給食ではなく完全給食の実施をめざすこと。</p>	<p>教室不足の解消に向けて、特別教室から普通教室への転用や教室の間仕切り等による改修を進め、教育に支障をきたさないように取り組んできたところです。今後も教育環境の改善に努めるとともに、特別支援学校での教育相談において、一人一人の特性や障がいの状況を丁寧に把握し、適切な学びの選択ができるよう一層支援していきます。</p> <p>あわせて、令和3年5月に策定した「岩手県立特別支援学校整備計画」に基づき、施設の老朽化や狭隘化への対策を講じるなど、教育環境の向上に努めています。(B)</p> <p>一関清明支援学校の給食については、引き続き、デリバリー給食の解消に向け、関係者との意見交換等を進めながら、今後も、安心安全な提供を第一とした学校給食の在り方について考えていきます。(C)</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　7) 教育の保障</p> <p>　　② 看護師の配置で普通学級に通学できる医療的ケア児に対する支援を強化すること。</p>	<p>小中学校等については、国において医療的ケア看護職員の配置や体制整備を進める事業を展開していることから、これらの動向や関連する情報を市町村教育委員会に提供するとともに、「岩手県立学校における医療的ケア実施指針」を活用いただきながら、個に応じた学習環境を整備することの必要性や取組について、理解と推進を図っているところです。</p> <p>今後も、小中学校等に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の状況の把握に努め、市町村教育委員会と連携しながら、学びの場や支援体制の構築が図られるように取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　7) 教育の保障</p> <p>　　③ 通常学級における特別支援教育の充実を図るため、学級定数を引き下げるこ。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大し、令和元年度に小中学校全学年での35人以下学級が実現したところです。</p> <p>今後も、35人学級を継続し、特別な支援を必要とする児童生徒への指導の充実を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を</p> <p>　7) 教育の保障</p> <p>　　④ 教職員の増員や施設設備のバリアフリー化など教育環境を整えること。</p>	<p>これまでも教職員の基礎定数に加え、小学校専科指導加配など、学校が個々に抱える課題解決のための加配教員を配置しています。</p> <p>さらに、国の補助を活用し、サポート推進事業を進めており、小中学校に会計年度任用職員を配置するなど、児童・生徒の基礎学力の定着や学校生活の安定のために対応しています。今後も、児童・生徒の学校生活がより充実していくよう、国の加配や県の事業の活用を効果的に進めています。</p> <p>県立学校のバリアフリー化については、「ひとにやさしいまちづくり条例」等を踏まえ、自動ドア、スロープ及びバリアフリートイレなどの整備を順次進めており、今後も着実に整備を進めています。</p>	教育委員会事務局	教職員課 教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 8) 障がい者や難病の医療費は、優先して無料化をめざすこと。自立支援医療の無料化を求める。重度心身障がい者(児)医療費助成制度を、国の制度として確立し窓口無料化を求める。</p>	<p>自立支援医療制度は、国において所得に応じた負担上限額が設定されており、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。また、費用が高額な治療を長期に渡り実施しなければならない方等については、更に軽減措置を実施しているところですが、実態を踏まえ、国に対する働きかけを検討します。</p> <p>難病法に基づく医療費助成における自己負担については、国において、社会保障制度改革国民会議報告書や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、他の類似の医療制度との均衡を考慮して、世帯の所得に応じた区分により自己負担上限額が定められているところですが、より多くの難病患者が救済される認定基準への見直しを継続して行うよう國に要望を行っていきます。</p> <p>重度心身障がい(児)者医療費助成については、県内全市町村で実施されていますが、現物給付化が図られているのは高校生等(18歳年度末)までとなっています。</p> <p>地方単独医療費助成事業の現物給付化を進めた場合、国庫負担金の減額調整措置が講じられることから、県としては、国に対し、政府予算要望及び全国知事会要望において、減額調整措置について対象に関わらず廃止するよう要望しています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 9) 県議会での請願採択を踏まえて、請願の趣旨を踏まえた「手話言語条例」の早期制定に取り組むこと。</p>	<p>令和元年6月県議会において、「岩手県手話言語条例の制定を求める請願」が採択され、執行部に対して送付されたことを受け、県では、請願団体と意見交換を実施するとともに、「手話の普及等に関する条例(仮称)」として条例案骨子を取りまとめ、令和3年2月議会定例会への提案を目指し、令和2年12月県議会定例会提出予定議案等説明会において、説明したところです。</p> <p>しかしながら、請願団体から、条例の名称や規定内容の修正等を求める強い意見・要望が示されたことから、2月議会定例会への提案を見送り、改めて、本条例について検討を行うこととしたものです。</p> <p>条例制定に向け、令和3年度以降、請願団体や中途失聴者などの団体とも意見交換を重ね、多様な聴覚障がい者を対象に、名称を「言語としての手話を使いやすい環境の整備に関する条例」とする条例案を令和6年2月定例会に提案し、令和6年4月1日に施行されました。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】 一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 10) 鉄道・バスなど障がい者の交通運賃の割引制度を精神障がい者も対象にし拡充すること。参政権、情報の保障に取り組むこと。	県内では、鉄道事業者においては、第三セクター鉄道である三陸鉄道株式会社及びIGRいわて銀河鉄道株式会社が、バス事業者においては、岩手県交通株式会社、岩手県北自動車株式会社、ジェイアールバス東北株式会社等が、精神障がい者への運賃割引を実施しているところです。 県としては、精神障がい者の社会参加の促進・移動手段の確保を図るため、精神障がい者に係る運賃の割引が実施されるよう、引き続き、未実施の事業者に働きかけを行っていきます。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
	精神障がい者の交通運賃の割引に関しては、平成28年4月1日から、岩手県交通、岩手県北バス、JRバス東北において、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象としたバス運賃の割引が、また、平成30年10月からは航空運賃の割引が開始されています。 県では、精神障害者保健福祉手帳の所持者が、他の障がいの手帳所持者と同様の公共交通機関の運賃割引の優遇措置が受けられるよう、国に対し、要望しています。	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
【第三部】 一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を 11) 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定をふまえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。	県では、条例に基づく障がい者に対する不利益な取扱いに関する相談窓口を市町村又は市町村社会福祉協議会に設置するとともに、リーフレットの配布等により、県民への周知に努めています。 令和元年度からは、県内事業所及び団体からの要望により、障がい者の権利擁護に係る出前講座として職員を派遣しており、障がいの特性や障がい者への合理的な配慮等についての説明を行っています。 また、相談窓口において実際に相談を受け付ける職員の資質向上を図るために、毎年度不利益取扱い相談窓口職員研修を開催しているところです。	保健福祉部	障がい保健福祉課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を</p> <p>1) 難病医療費の新制度については、対象疾患が増加(56から333疾患)しましたが医療費助成受給者数は伸びていません。月額上限額の引き上げと「軽症」の場合対象外となっているからです。市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど、難病患者が新たな負担増とならないように、患者の実態を踏まえた対応を行うこと。低所得者と重症患者の負担はなくすこと。患者数による線引きは中止すること。</p>	<p>難病法の施行により、難病医療が公費負担医療として法律に位置付けられたことから、安定的な財源の確保が図られましたが、重症度基準の導入、低所得世帯(市町村民税非課税世帯)や重症患者にも一定の自己負担が導入されるなどの見直しが行われました。</p> <p>また、市町村民税が課税されている受給者で高額な医療が長期的に継続する場合は、自己負担上限額の軽減が図られているほか、重症度分類等を満たさない軽症患者についても、医療費が一定以上の者は助成の対象とされたところです。</p> <p>難病法施行後、対象疾病の追加が随時行われていますが、令和6年4月から338疾患→341疾患に拡大されるなど、疾病的追加検討が継続して行われており、本県の医療費助成受給者症所持者数は、令和4年度末時点で10,116人(法施行前9,777人)という状況です。</p> <p>難病医療費助成の対象については、「対象疾病に罹患している者のうち、症状の程度が重症度分類等で一定以上等であり、日常生活又は社会生活に支障がある者」とされており、受給者の自己負担を軽減しながらも、疾病間の公正性を図りつつ、制度を安定的に維持するため、国においてこうした運用を行っているものと考えています。</p> <p>引き続き、医療費助成の申請に対して適切に支給認定手続きを行うとともに、より多くの難病患者が救済される認定基準への見直しを継続して行うよう国に要望を行っていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 2) 申請手続きを簡素化し、経過措置の5年以内の見直しに向けて実態調査を行うとともに、継続して医療費助成を受けられるようにすること。医療費無料化を求める。</p>	<p>法律の施行後5年を目途とした見直しにより行われた法改正では、令和5年10月1日から、医療費助成の開始時期が、申請日から「重症度分類を満たしていることを診断した日等」へ前倒しが可能となりました。制度の周知を含め、今後も引き続き適切に支給認定手続きを行っていきます。</p> <p>難病法に基づく医療費助成における自己負担については、国において、社会保障制度改革国民会議報告書や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、他の類似の医療制度との均衡を考慮して、世帯の所得に応じた区分により自己負担上限額が定められているところですが、より多くの難病患者が救済される認定基準への見直しを継続して行うよう國に要望を行っていきます。</p> <p>また、難病医療費助成の申請に係る手続きについては、難病法等に基づいた支給認定審査を行うために必要な書類等を申請者が提出しているところですが、申請者や医療機関を含めた医療費助成関係者の負担軽減を図るよう手続きの見直しについて、全国衛生部長会等を通じて國に対して要望しており、今後も、引き続き、要望していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	S その他
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を 3) 小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開をはかること。</p>	<p>改正児童福祉法により、平成27年1月から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が施行され、令和3年度においては788疾病まで拡大され、本県においても、疾病対象者への支給を行っているところです。</p> <p>また、ふれあいランド岩手内に「小児慢性特定疾病児童等自立支援センター」を設置し、児童等の自立に向けた相談支援などを行っているほか、各保健所においても相談支援を行っているところです。</p> <p>さらに、小慢児童等及びその家族の療養生活の改善を図るため、契約医療機関において一時預かり(レスパイト)を実施しており、児童等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き、支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を</p> <p>4 難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的対策を強化すること。</p>	<p>県では、これまで難病相談支援センターの充実を図るため、就労支援員の増員や、地域での交流会・研修会等開催予算の増額を行ってきたところです。</p> <p>難病患者の相談支援等については、福祉・就労支援関係者や県小児慢性特定疾病児童等自立支援センター等との連携を図りながら行っていますが、今後も、法改正や相談内容や件数の状況等を踏まえながら、必要に応じて難病相談支援センターの更なる充実・強化について検討を行っていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を</p> <p>1) 生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反するとした原告勝訴の地裁判決・高裁判決が相次いでいることを踏まえ、物価 高騰の下で以下の対策を緊急に講じるよう国に求めること。</p> <p>① 生活扶助、住宅扶助、冬季加算などを引き下げた2013年以前に直ちに戻すこと。</p>	<p>県としては、生活保護法により国が定めた基準等により法定受託事務として適正に実施するとともに、今後の控訴審の判決を踏まえ、国と連携して必要となる対応について検討していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を</p> <p>1) 生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反するとした原告勝訴の地裁判決・高裁判決が相次いでいることを踏まえ、物価 高騰の下で以下の対策を緊急に講じるよう国に求めること。</p> <p>② 急激な物価高騰に対応して、生活保護基準を緊急に見直すこと。</p>	<p>令和5年10月から改定された生活扶助基準では、令和元年の全国家計構造調査の結果を基に導き出した基準額に世帯人員一人当たり月額1,000円を加算することとし、この加算を行ってもなお減額となる世帯については、据え置くこととされており、当該基準により適切に保護を実施します。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を</p> <p>　　1) 生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反するとした原告勝訴の地裁判決・高裁判決が相次いでいることを踏まえ、物価　高騰の下で以下の対策を緊急に講じるよう国に求めること。</p> <p>　　③ 生活保護申請をためらわせる要因となっている扶養照会を廃止すること。</p>	<p>要保護者が扶養照会を拒んでいる場合においては、その理由を丁寧に聴き取り、照会の対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するか否かという観点から慎重に検討を行うなど、国が定める基準に基づき適切に対応しているところです。</p> <p>県では、県内の保護実施機関への通知等により適切な運用がなされるよう指導するとともに、申請する方への丁寧な説明に引き続き努めます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を</p> <p>　　1) 生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反するとした原告勝訴の地裁判決・高裁判決が相次いでいることを踏まえ、物価　高騰の下で以下の対策を緊急に講じるよう国に求めるこ</p> <p>と。</p> <p>　　④ 老齢加算を復活し、夏季加算を創設すること。</p>	<p>県としては、生活保護法により国が定めた基準等により法定受託事務として適正に実施するとともに、今後の控訴審の判決を踏まえ、国と連携して必要となる対応について検討していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を</p> <p>　　1) 生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反するとした原告勝訴の地裁判決・高裁判決が相次いでいることを踏まえ、物価　　高騰の下で以下の対策を緊急に講じるよう国に求めるこ と。</p> <p>　　⑤ 生活保護利用者の大学・専門学校への進学を認め、生活保護を利用しながら学ぶ権利を保障すること。</p>	<p>稼働能力を十分に活用した上で夜間大学等で学ぶことは、現行の制度でも容認されているところであり、また、大学に在籍している場合でも病気のため働くことができなくなった場合には保護の適用を受けることが可能とされています。</p> <p>また、大学等進学を希望する保護受給者への高等教育の就学支援新制度、貸与型奨学金や進学準備給付金等について積極的な周知が行われるよう、引き続き、各福祉事務所へ指導していきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を</p> <p>　　1) 生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反するとした原告勝訴の地裁判決・高裁判決が相次いでいることを踏まえ、物価　　高騰の下で以下の対策を緊急に講じるよう国に求めるこ と。</p> <p>　　⑥ 生活困窮者支援の窓口での違法な「水際作戦」をやめさせること。</p>	<p>平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している方に対して、県内の福祉事務所設置自治体において、総合的な実施体制として自立相談支援事業の窓口を整備したところであり、引き続き、福祉事務所やハローワーク、社会福祉協議会などと連携し、適切な相談支援を行っていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を</p> <p>　　2) 新型コロナ禍のもとで、「貧困と格差」の広がり、生活保護申請者が増加しています。「生活保護は憲法25条に基づく国民の権利です」としおりやポスターに明記し、申請の門前払いを根絶すること。名称も「生活保障制度」に改め、権利性を明確にし、生存権保障にふさわしい制度に改革するよう求めること。</p>	<p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めています。</p> <p>また、支援を必要とする人に確実に保護を行うという基本的な考え方を維持しつつ、保護申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについての助言を行っているところであり、県では、引き続き、各福祉事務所への指導に努めています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を</p> <p>　　3) 「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできることにする。窮屈した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。</p>	<p>相談窓口において、生活保護の制度について理解されるよう相談者の方に十分説明するとともに、生活保護の申請意思が確認された方に対しては速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないということのないよう、各福祉事務所に指導を行っているところであり、今後も、引き続き、指導に努めています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を</p> <p>　　4) 自動車の保有やわずかな預貯金などの「資産」を理由にし、保護利用を拒む運用を改めること。</p>	<p>自動車や預貯金については、一定の条件を満たせば保有が容認されており、自動車や預貯金の保有を一律に認めないような取扱をすることのないよう対応しているところです。県では、県内の保護実施機関への通知等により適切な運用がなされるよう指導するとともに、申請する方への丁寧な説明に引き続き努めます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を</p> <p>　　5) 生活保護基準以下で働いている母子家庭の生活保護受給を進めること。「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。</p>	<p>生活保護については、国、県及び各市のホームページなどで制度の周知を図っているところであり、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めていくとともに、適切な窓口対応が行われるよう、引き続き、取り組んでいきます。</p> <p>就労が可能な方については、ハローワークとの連携や福祉事務所に配置した就労支援相談員等が保護受給者の状況に応じた就労支援を行っていますが、保護受給者の意向に沿った就労支援が実施されるよう、引き続き努めていきます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を</p> <p>　　6) 生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。生活保護家庭の子どもの学習支援の取組を抜本的に強化すること。</p>	<p>平成27年4月から生活困窮者自立支援法に基づき、県内全ての福祉事務所設置自治体において、自立相談支援機関が設置され、相談支援を行っているところですが、生活困窮者に対する効果的な支援を行うため、支援メニューの充実が必要であることから、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の全県での実施を推進します。</p> <p>また、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、集合型の学習支援と併せて、生活習慣・育成環境の改善等に係る支援を行う必要があることから、訪問による個別支援も含め、実施市町村の拡大に取り組んでいるところです。</p> <p>あわせて、民間団体や行政機関と連携し、地域の生活困窮者支援に関する連携体制を検討するプラットフォームを整備して、地域の実情に応じた官民連携によるセーフティネットの構築を進めています。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　9、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。</p> <p>　　1) 「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。</p>	<p>県では、がん対策推進条例及び県がん対策推進計画に基づき、がんの予防から早期診断・早期治療、がん医療、緩和ケアなど多岐にわたる分野の取組を、市町村、保健医療従事者、事業者、教育関係者、がん患者・その家族などの県民と一緒に、総合的かつ計画的に実施していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。</p> <p>2) 各種がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人20%未満)の具体的な取り組みを強化すること。</p>	<p>市町村が行うがん検診等の受診率向上に向けて、県では、コロナ禍におけるがん検診受診の促進に係る取組やがんの正しい知識や健診の重要性などに係る普及啓発等の取組を行っています。</p> <p>がん検診受診率の高い市町村の取組については、情報提供を行いながら、市町村のがん検診体制の充実を支援しています。</p> <p>また、「健康いわて21プラン」において、成人の喫煙率の減少を目標に掲げているところであり、新たな受動喫煙防止対策を盛り込んだ改正健康増進法の施行に伴う、喫煙環境の変化を契機として、禁煙希望者への禁煙支援などの禁煙促進の取組を推進していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。</p> <p>3) どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。</p>	<p>県では、岩手県がん対策推進計画に基づき、県内全ての二次医療圏に、がん診療連携拠点病院等を設置し、限りある医療資源を有効活用しながら、がん医療の均てん化を図るため、拠点病院の機能強化や、拠点病院と地域のがん診療を担う医療機関との役割分担及び連携体制の整備を促進しています。</p> <p>今後も引き続き、拠点病院等の一層の機能強化を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。</p> <p>4) 緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。</p>	<p>現在、県内7病院に緩和ケア病棟が設置されているほか、緩和ケア病床が2病院、緩和ケア外来が15病院に設置されています。また、県内全てのがん診療連携拠点病院において緩和ケアチームが設置されており、緩和ケアが着実に普及しています。</p> <p>県では、がん患者が精神心理的苦痛に対する心のケアを含めた全人的な緩和ケアを受けられるよう、がん診療連携拠点病院等による緩和ケア研修会の実施や、相談支援体制の強化等について、今後も支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】 一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 9、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。 5) 受動喫煙防止対策を徹底し、受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は敷地内全面禁煙とすること。議会棟も喫煙室を廃止し全面禁煙とすること。	平成30年改正の健康増進法や「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」、「岩手県職員受動喫煙防止対策基本方針」を踏まえ、県庁舎及び地区合同庁舎は、いずれも令和元年7月から敷地内を全面禁煙としています。	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
	「健康いわて21プラン」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。 受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねた上で、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進めることができると考えています。 このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や受動喫煙防止対策に取り組んでいるところです。 また、平成30年に望まない受動喫煙の防止を図るための改正健康増進法が公布され、令和元年7月に、行政機関等は原則敷地内禁煙とすることとされたことから、「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」を全面的に見直し、原則県立施設の敷地内は完全禁煙としたところです。	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
	県立病院施設については、敷地内全面禁煙としています。 (次ページへ続く)	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>議会棟においては、平成26年7月1日の議会運営委員会で喫煙室を設置することを決定し、喫煙室以外は全面禁煙としました。</p> <p>令和2年4月から健康増進法の一部改正に伴い、上記喫煙室は、第2種施設の喫煙専用室として位置づけられています。</p> <p>なお、喫煙室を廃止する場合は、設置を決定した際と同様に、議会運営委員会の決定が必要であると考えています。</p>	議会事務局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>受動喫煙防止を求める健康増進法の趣旨と児童生徒の健康及び喫煙防止教育の一層の推進を図るため、全ての教職員に受動喫煙防止対策を徹底していきます。</p> <p>県立学校においては、平成19年10月1日から敷地内全面禁煙としています。</p> <p>また、総合教育センターの宿泊事業廃止に伴い、例外的な取り扱いを廃止し、令和3年4月1日から全ての教育施設において敷地内全面禁煙としています。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
【第三部】 一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を 10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について 1) 究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。	<p>東北メディカル・メガバンク事業については、被災地における継続的な健康調査が行われることによる地域住民の健康不安の解消や、医師をはじめとする医療人材の派遣による地域医療への貢献が期待されるところです。</p> <p>調査の実施に当たっては、事業の実施主体である東北メディカル・メガバンク機構において、事業の趣旨等について地元自治体に事前に説明を行うとともに、事業に参加される住民の方々に対しては、事業の意義や目的、個人情報の保護、提供された試料の保管、健康診断結果の提供などの利益、あるいは採血の際に生じる体調不良などの不利益を詳細に説明した上で同意書をいただくななど、事業実施主体において、丁寧な説明が行われていると聞いているところであり、引き続き、事業の実施状況などについての情報把握に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について</p> <p>　　2) 遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンクの実施主体である岩手医科大学においては、遺伝子情報の保護は最優先事項であるとの認識の下、平成25年7月以降、順次関係市町村と秘密情報の取扱い等に係る覚書を取り交わすとともに、住民に対しても、事業の目的や実施内容を丁寧に説明し、同意された方々のみ参加いただくなど、厳格な運用をしていると聞いているところであり、引き続き、事業の実施状況などについての情報把握に努めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について</p> <p>　　3) 遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。</p>	<p>個人情報の取扱いについては、生命倫理の専門家等による国の審査等を経て実施しており、厳格な運用を行っていると聞いており、引き続き、事業の実施状況などについての情報把握に努めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について</p> <p>　　4) 沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取り組みを積極的に行うよう求めること。</p>	<p>東北メディカル・メガバンク事業においては、沿岸被災地の県立病院に延べ34人の医師が派遣され、地域医療に従事しているほか、これまで3万人超の健康調査を実施するなど、地域医療の復興に寄与することが期待されています。</p> <p>また、同事業は、健康調査のほか、健康相談の対応、病気予防のアドバイスなどを行うこととしており、地域の健康意識の向上と住民の健康保全に寄与することが期待されています。</p> <p>引き続き、事業の実施状況などについての情報把握に努めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。</p> <p>　　1) どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。</p>	<p>本県においては、市町村の広域連携により県内11市の消費生活センターで全市町村をカバーする相談体制が整備されています。</p> <p>　県民生活センターにおいても、消費生活相談員7名を配置し、相談対応や市センターへの助言等を行っています。</p> <p>　また、研修や事例研究会等の実施により県及び市町村の相談員のスキルアップを図っています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。</p> <p>　　2) 盛岡市消費生活センターの取り組みに学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。</p>	<p>相談者は消費生活相談のほかにも様々な問題を抱えている場合があるため、保健福祉部等の関係機関や市町村と連携して、消費生活問題及び抱えている問題の解決に向けた支援を行っています。</p> <p>　また、多重債務問題の解決については、多重債務者の早期把握や潜在化している多重債務者の掘り起こしを行うことによって早期に相談機関につなげることが重要であり、このため府内部局や関係機関との情報共有を密にするための連絡会議を開催するなど、連携の強化を図っています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>一、子育て支援3つのゼロの実現、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を</p> <p>　11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。</p> <p>　　3) 専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化をはかること。</p>	<p>消費生活相談員については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正を受けて、会計年度任用職員として任命しており、正規職員化については、制度上困難となっていますが、待遇については、報酬額や執務環境の改善に努めており、研修等による能力向上機会の拡充などに配慮しています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 1、「県下にあまねく良質な医療の均てんを」という県立病院の創業の精神を堅持し、大幅な医師・看護師の増員による県立病院の充実と地域医療の確保に取り組むこと。新型コロナ感染症対策の実績を踏まえ、厚労省の公立・公的病院の機械的な再編統廃合計画の撤回を求めること。</p>	<p>今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、全国有数の公的医療機関ネットワークを核として、検査体制の拡充や病床の迅速な確保・整備を図ってきたところであります。入院患者についても、その多くを受け入れるなど、公立・公的医療機関は、本県の医療提供体制において重要な役割を果たしているものと認識しています。</p> <p>一方で、地域医療構想の背景となる、高齢化の進展に伴う医療需要の変化等、中長期的な状況や見通しはコロナ禍にあっても変わらないことから、地域医療構想における必要病床数等の基本的な考え方を維持しつつ、将来の医療需要を見据えた病床機能の分化や連携について議論を進めていくことは必要と考えています。</p> <p>引き続き、地域医療構想の推進に当たっては、県立病院や民間医療機関、介護関係者、市町村等などで構成される、地域医療構想調整会議において、病床機能別の医療機関の役割分担や、急変時の受入れ、退院調整などの医療と介護の連携をはじめとした地域医療を守っていくための議論を各地域で行なながら、県民が居住する地域で必要なときに適切な医療が受けられる医療提供体制の構築を進めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>県立病院の医師確保については、岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕において、医師の計画的増員を図ることとしており、令和4年度は常勤医師10人の増員計画に対し、年度末時点で23人と、大幅な増員となったところであります。令和5年度についても、常勤医師10人の増員計画に対し、令和6年1月現在で14名の増員となっているところです。</p> <p>県としては引き続き、関係大学等に対する医師派遣要請を進めていくほか、即戦力となる医師の招聘活動を推進していきます。また、県立病院に勤務しながら専門医の資格取得が可能なプログラムの積極的な活用により、奨学金養成医師の臨床研修後の早期義務履行を促進するとともに、医療クラークの増員などによる医師の勤務環境の改善を推進するなど、様々な取組を着実に行い、医師の確保に努めています。</p> <p>看護師については、同計画に基づき、医療の質の向上、育児休業及び産前産後休暇等の取得者を代替する正規職員の配置などを行い、令和5年度までに44人を増員したところであります。今後とも必要な体制整備を図っていくこととしています。</p>	医療局	医師支援推進室 職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>2、県立釜石病院の建て替え・改築に取り組むこと。再建整備された県立高田・大槌・山田病院の医師確保に全力を上げ、診療機能の強化を図ること。</p>	<p>県立釜石病院の施設・設備については、劣化調査の結果、建物の躯体に問題はないものの、設備の劣化が進んでいることから、優先的に対策の検討を進めしており、保健医療計画の検討状況も踏まえながら、引き続き、検討していきます。</p> <p>県立高田病院、大槌病院、山田病院の医師確保については、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いている。</p> <p>県では、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への奨学生養成医師の配置に向けて、令和3年度に配置対象となった奨学生養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化したところであり、山田病院では令和4年4月から内科常勤医4人体制(前年比1人増)となっているところです。</p> <p>県としては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、奨学生養成医師の計画的な配置等に取り組んでいるところであります、引き続き、このような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	経営管理課 医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3、岩手県立病院の経営計画(2019?2024)に基づき、76人(中間見直しで5人減に)の医師の増員・確保に全力を上げること。医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。</p> <p>1) 奨学生の確保と奨学生養成医師の配置、臨床研修医・後期研修医の確保、新専門医制度への対応、即戦力医師の確保に今まで以上に系統的に取り組むこと。岩手医科大学、東北大学等に対する医師派遣を強く求めること。医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。</p>	<p>関係大学等に対する医師の派遣要請や即戦力医師の招聘活動に引き続き、取り組むとともに、県立病院に勤務しながら専門医資格取得が可能なプログラムの積極的な活用により、奨学生養成医師の臨床研修後の早期義務履行促進を図っています。</p> <p>さらに、令和2年度から奨学生養成医師など専門医取得を目指す若手医師の研修機会の充実を図るため、県立病院医師が指導医を取得する際の経費の支援や指導医として専攻医の指導を行った医師への指導医手当を創設したところであり、引き続き、指導体制の充実に努めています。</p> <p>勤務医の待遇改善については、令和元年度から医師事務作業補助者(医療クラーク)の段階的な増員に取り組んでおり、医師の負担軽減を図ることにより勤務環境の改善を進め、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 　3、岩手県立病院の経営計画(2019?2024)に基づき、76人(中間見直しで5人減に)の医師の増員・確保に全力を上げること。医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。 　　2) 医師を支える医療クラークを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。医師の労働条件の改善に取り組むこと。</p>	<p>医療クラークの職員配置については、更なる医師の業務負担軽減等に繋げられるよう、岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]の6年間で段階的に91人増員する計画としており、令和6年度1月1日現在で県立病院全体で88人の定員増を図ったところです。</p> <p>医師の労働条件の改善に当たっては、現在、医療クラークへの医師の事務的業務のタスクシフトを推進する上で経験年数に応じた教育研修を行っており、医療クラークの計画的な育成により医師の超過勤務の縮減に努めています。</p> <p>また、若手医師のキャリア形成を応援できる勤務環境を整備するための医師の労働時間の管理の徹底や、医師の業務負担軽減に向けた医療クラークなど多職種への業務移管を推進するほか、子育て中の医師の短時間勤務などワークライフバランスとキャリア形成の両立に対する支援など、様々な取組を行なながら、魅力ある病院づくりに取り組んでいきます。</p> <p>看護師、臨床検査技師及び薬剤師などの職員配置については、医療の質の向上、育児休業及び産前産後休暇等の取得者を代替する正規職員の配置などを行い、令和5年度までに199人を増員したところです。</p> <p>今後とも、患者の動向や地域の実情等にも十分配慮しながら、必要な職員の確保に努めています。</p>	医療局	医師支援推進室 職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 　3、岩手県立病院の経営計画(2019?2024)に基づき、76人(中間見直しで5人減に)の医師の増員・確保に全力を上げること。医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。 　　3) 地元医師会、開業医との連携を強化し、初期救急・夜間救急の確立や広域基幹病院等との連携などにも取り組むようにすること。</p>	<p>初期・夜間救急医療提供体制の確保については、市町村や都市医師会により、休日・夜間急患センター及び在宅当番医制の運営に取り組んでいるところですが、多くの軽症患者が二次・三次救急医療機関を直接受診することなどが、病院勤務医の負担増大の一因となっています。</p> <p>このため、県では、インターネット上で「いわて医療ネット」により、医療機関の診療科や診療時間を公表し、また、休日等における当番医を周知しているほか、症状や医療機関の役割分担に応じた適切な受診等について、普及啓発を行っているところであります。引き続き、地域医師会や救急医療機関等の関係機関と連携し、取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>3、岩手県立病院の経営計画(2019?2024)に基づき、76人(中間見直しで5人減に)の医師の増員・確保に全力を上げること。医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。</p> <p>4) 地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと。</p>	<p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、令和5年度は、県内全ての二次保健医療圏の基幹病院等に計151人の養成医師を配置したところで、地域病院等の中小医療機関への配置については、配置基本ルールに基づいて、先行して配置する基幹病院で総合診療スキルを習得した後、順次配置を行うこととし、令和5年度は、県全体で34人の養成医師を配置したところであり、引き続き、地域病院等への配置についても、充実を図っていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること</p> <p>4、産婦人科医師の養成・確保に今まで以上に取り組み、地域周産期母子医療センターの機能を維持すること。2次医療圏でお産ができる体制をめざすこと。院内助産を進めること。</p>	<p>(医師確保)</p> <p>県では、令和2年3月に岩手県医師確保計画を策定し、令和5年度までに県内で必要な産科医・小児科医を確保する目標を掲げ、産科・小児科を選択する奨学金養成医師の義務履行期間全てで地域周産期母子医療センター勤務を認め特例によるインセンティブの強化を図っています。</p> <p>また、令和2年度からは医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠を設け、さらに令和5年度からは、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科に係る7人の地域枠を設置したところです。これらに加え、産科・小児科の即戦力医師の招聘等にも引き続き取り組んでいきます。</p> <p>(周産期医療体制)</p> <p>県では、限られた医療資源の下で、安心・安全な周産期医療を提供するため、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を推進しているほか、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努めています。</p> <p>また、地域において安心・安全な出産ができる環境を確保していくため、モバイル型妊婦胎児監視モニターを活用した救急搬送体制の強化や、妊産婦の通院等を支援する事業の拡充などに取り組んでいるところです。</p> <p>(院内助産)</p> <p>院内助産等の取組は、医師の負担軽減や妊娠や出産までの手厚い支援にもつながる取組であると認識しており、この取組を進めていくためには、人材の育成・確保が重要であると考えています。</p> <p>県では、助産師の確保・育成のため、看護職員修学資金に助産師特別枠を設けているほか、潜在助産師の復職研修、資質向上研修などに取り組んでいるところであり、引き続き、これらの取組により助産師の確保や資質向上に取り組み、妊娠から産後まで切れ目のない支援の充実を図っていきます。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>産婦人科の常勤医師の増員については、関係大学の医局においても医師の絶対数が不足していることから、大変厳しい状況となっています。</p> <p>今後とも関係大学への派遣要請のほか、即戦力となる医師の招聘、産科・小児科を専攻する奨学金養成医師の義務履行期間全てで地域周産期母子医療センター勤務を認める特例によるインセンティブ強化などにより、常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>また、令和2年度から、将来、産婦人科を志す私立大学の医学生に対し、医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠として2人分の奨学金枠を設け、産科医の確保に向け取り組んでいます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 5、看護師の大幅増員を実現すること。 1) 「経営計画」(2019?2024)の看護師増員計画(45人)を見直し、看護師の大幅増員で月8日以内の夜勤を厳守し、月9日以上の夜勤を解消すること。新型コロナ対応で昨年度、今年度36人の看護師を増員配置しました。来年度も正規の看護師として増員すべきです。夜勤専任看護師、夜勤2交代制の導入は労働組合との合意を前提に一方的に強行せず見直すこと。	<p>看護師については、令和5年度までに、機能分担と連携の推進や人口減等に伴う患者数の減少等を踏まえ、83人の適正化を図った一方、医療の質の向上で55人を増員したほか、育児休業及び産前産後休暇等の取得者を代替する正規職員として72人を増員したところです。岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕においては、病床適正化の状況等を踏まえ、計画期間全体で45人の増員としていますが、引き続き、育児休業等取得者の代替職員の確保など、必要な体制整備を図っていくこととしています。</p> <p>なお、新型コロナウイルスに対応するための増員配置については、病院間応援の状況などを踏まえて段階的に見直すこととしており、令和6年度は16人の配置を行うこととしています。</p> <p>また、月8回超夜勤の解消や職員のワークライフバランスを推進するため、夜勤2交代制や夜勤専従制度等の多様な勤務形態の導入による勤務環境の改善、業務の見直しや改善等について、現場の職員や労働組合とも十分に協議しながら進めています。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 　5、看護師の大幅増員を実現すること。 　　2) 全ての看護師が年5日以上の年次休暇を取得することはもとより、いわて県民計画で示した2022年までに年休取得を75%に引き上げる計画の達成めざすこと。年次有給休暇が自由に取得できる労働条件の抜本的な改善を図ること。出産・育児休業等による正規看護師による補充、子育て中の短時間勤務の徹底を図ること。</p>	<p>年次休暇の取得促進については、業務予定の早期周知及び職場内部の彈力的な応援体制を工夫することなどにより、休暇の取得しやすい環境づくりに努めており、勤務管理システムなどを活用し、あらかじめ職員の休暇取得希望を確認しながら年次休暇と夏季休暇と組み合わせた連続休暇や、記念日における休暇の取得を促進するなど、職員が主体的に休めるよう環境の整備に努めているところです。</p> <p>また、事前に把握している産前産後休暇や育児休業等の取得者に係る代替職員を正規職員で補充するなど、育児を行う職員を支援するための勤務環境の整備に努めています。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 　5、看護師の大幅増員を実現すること。 　　3) 看護師は三交代勤務でも過酷な中で、さらに過酷な夜勤二交代制や夜勤専従などの一方的な導入、強要は行わないこと。</p>	<p>職員のワークライフバランスを推進するため、夜勤二交代制や夜勤専従制度等の多様な勤務形態の導入による勤務環境の改善、業務の見直しや改善等について、現場の職員や労働組合とも十分に協議しながら進めています。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 　5、看護師の大幅増員を実現すること。 　　4) 大船渡病院の看護科における超過勤務の申請を認めず、超過勤務手当が激減した異常な事態を早急に改善し、超過勤務した分については全額支給すること。原因と責任を明らかにして人事を刷新すること。遠野病院での超過勤務の不払い問題を教訓にして、超過勤務の申請ができるよう各病院に徹底すること。勤務時間外の研修等は超過勤務の対象とし、出勤時間・退勤時間の打刻を強制することなく、サービス残業をなくすこと。</p>	<p>労務管理、超過勤務の適正な運用のためには、勤務時間や在院時間を正確に把握することが重要であり、令和3年度からは、勤務管理システムを活用して、出退勤時刻と勤務時間の記録を客観的に把握し、その適正な運用に取り組んでいるところです。</p> <p>また、超過勤務については、事前に命令して事後に確認するという手続きの原則に基づき、必要な超過勤務はしっかりと認め、事後報告についても確認のうえ認めているところであり、日頃から業務の内容の把握、調整など適切なマネジメントを行い、職員の負担軽減やワークライフバランスの確保、健康保持等が図られるよう取り組んでいます。</p> <p>人事の取扱いについては、看護管理者としての役割、経験や実践能力等を踏まえながら、適材適所での配置となるよう対応していきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 　6、無床診療所化された診療センターの取り組みについて 　　1) 民間移管による有床診療所の運営が破たんした花泉診療所については、県と県医療局が責任を持って地域医療の確保と信頼回復に努めること。有床診療所復活に向けて取り組むこと。</p>	<p>地域診療センターについては、危機的な医師不足の中、限られた医療資源のもとで良質な医療を提供するために病床を休止することとしたところですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しています。 このため、病床を確保することは困難であり、「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」では、現行の体制を基本として、県立病院等相互の役割分担と連携により、地域医療提供体制の確保を図ることとしています。</p>	医療局	経営管理課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 　6、無床診療所化された診療センターの取り組みについて 　　2) 県立沼宮内診療センターの民間移管への検討を検証し、入院機能の回復をめざすこと。花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること。</p>	<p>岩手町が進めている民間移管に向けた取組や新たな検討を行う場合には、引き続き、医療局としても、必要な支援等連携を図っていきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 　6、無床診療所化された診療センターの取り組みについて 　　3) 無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見通しを含め入院ベッドの回復についても検討すること。</p>	<p>地域診療センターについては、危機的な医師不足の中、限られた医療資源の下で良質な医療を提供するために病床を休止することとしたところですが、こうした状況については現在も変わらないものと認識しています。 このため、病床を確保することは困難であり、「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」では、現行の体制を基本として、県立病院等相互の役割分担と連携により、地域医療提供体制の確保を図ることとしています。</p>	医療局	経営管理課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 7、地域医療の確保と高齢者医療の取り組みを強化すること 1) 一関市立藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取り組みに学び、地域住民のニーズにこたえ、医療・介護・福祉の連携を強化すること。</p>	<p>本県ではこれまで、総合診療を軸とした医療、リハビリ、介護などを切れ目なく提供するため、保健医療計画や地域医療構想などに基づき、医療・福祉の関係団体や市町村などと連携し、在宅医療体制や地域包括ケアシステムの構築など、保健・医療・介護・福祉の総合的な取組を推進してきたところであり、一関市国保藤沢病院やまごころ病院においては、地域包括医療・ケアを実践し、高齢化が進む将来に向けて、保健・医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に取り組まれています。</p> <p>現在策定を進めている新たな保健医療計画においては、今後の高齢者人口の増加による医療・介護需要の変化を踏まえ、医療機関や介護事業所などの多職種間の連携を強化するため、地域の関係者間の連携を担う拠点と、地域の在宅医療を積極的に担う医療機関を計画に位置付けるとともに、人材確保など訪問看護サービスの提供体制の強化に向けて重点的に取り組むこととしており、引き続き、多職種間の連携を強化し、切れ目のない保健・医療・介護・福祉の一体的な取組を推進していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 7、地域医療の確保と高齢者医療の取り組みを強化すること 2) 市町村立病院への支援と連携を強化すること。西和賀さわうち病院への医師派遣を引き続き進めること。</p>	<p>県では、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、即戦力医師の招聘や自治医科大学養成医師の市町村立病院への派遣に努めるとともに、「奨学金養成医師配置調整会議」において、市町村の要望に配慮しながら奨学金養成医師の配置調整を進めているところです。</p> <p>奨学金養成医師については、令和5年度も引き続き、西和賀さわうち病院への診療応援を実施しているところです。</p> <p>今後においても、即戦力医師の招聘や医師の養成等を通じて、地域医療の確保に努めています。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること 8、国に対し、地域病院の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充を強く求めること。消費税10%増税に反対し、当面5%への減税を求めるこ。</p>	<p>政府予算提言・要望において、医師確保等人材の育成支援、公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充や診療報酬上の評価の充実等について要望しており、国の診療報酬改定や制度改善の状況なども踏まえながら、引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>　1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を</p> <p>　　1) 男女ともに子育てできる雇用のルールと、まともな賃上げを 　　　ア　政治の責任で「賃金が上がる国」への改革を進めること。</p> <p>大企業の内部留保に課税し、中小企業への十分な支援とセットで最低賃金を時給1500円に引き上げること。</p>	<p>【最低賃金制度について】</p> <p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査・審議を経て決定しなければならないとされています。</p> <p>このことから、県では、岩手労働局に対し、最低賃金の引上げによる中央水準との格差是正等について要望してきたところです。</p> <p>引き続き、本県の実情を踏まえた最低賃金の決定を岩手労働局に要望していくとともに、おおむね5年ごとに行われている制度の見直しの動向を注視しながら、必要に応じて、全国知事会と連携し、制度の見直しについて国に対して要望していきます。</p> <p>【中小企業への支援について】</p> <p>最低賃金も含めた地域の賃金水準が上がっていくためには、地域における各企業が生産性を高め、収益力を向上させることが重要であることから、県は、いわて県民計画(2019～2028)において、中小企業者が行う経営力の強化や生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進を盛り込み、商工指導団体や産業支援機関と連携の下、中小企業者の収益力の向上を支援していきます。</p> <p>なお、昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追い付いていないことを踏まえ、県では、賃上げの加速化のため、令和5年度一般会計補正予算(第5号)において、賃上げを行った中小企業等に対し支援金を交付する「岩手県物価高騰対策賃上げ支援費」を措置したところです。本事業は、令和6年度に予算を繰り越して、令和6年9月までの賃上げを対象として、引き続き、実施することとしており、支援金の交付を通じて、県内中小企業等の賃上げを促進していきます。</p> <p>また、生産性の向上や適切かつ円滑な価格転嫁などに取り組む中小企業等に対して、「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金」の活用を促し、構造的かつ持続的な賃上げに向けて、必要な環境整備の支援に取り組みます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <p>中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助 100,000千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室 経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>　1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を</p> <p>　　1) 男女ともに子育てできる雇用のルールと、まともな賃上げを 　　イ 労働者派遣法を抜本改正し、派遣は臨時的・一時的なものに限定し、正社員との均等待遇など、派遣労働者の権利を守る派遣労働者保護法を制定すること。</p>	<p>県では、非正規雇用労働者の正規雇用転換や労働者派遣の適正な運用に向け、岩手労働局や盛岡市と連携して経済団体等への要請活動を行っており、労働委員会では労使双方からの相談対応を行うなど、雇用のルール確立に取り組んでいます。</p> <p>また、令和2年度以降、国の就職氷河期世代加速化交付金を活用して、e-ラーニング講座や企業紹介動画の公開によるマッチング支援を実施することにより、対象者の事情により添った支援に努めています。</p> <p>さらに、就職氷河期世代が活躍できる環境づくり等を進めるための企業向けセミナーを実施しており、企業に対する働きかけも行っています。</p> <p>令和6年度においても、令和5年度に作成した企業紹介動画を周知・活用してマッチング支援を行うこと等により、引き続き、非正規雇用労働者等の正規雇用化に向けた支援等に取り組んでいきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <p>地域就職氷河期世代支援事業費 5,142千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>　1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を</p> <p>　　1) 男女ともに子育てできる雇用のルールと、まともな賃上げを 　　ウ パート・有期雇用労働者均等待遇法の制定など、正社員との均等待遇を図るとともに、解雇・雇止めを規制すること。</p>	<p>県では、パートタイム・有期雇用労働法などの関係法令や、非正規雇用労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する国の助成制度等について、県ホームページ等により事業主に対し周知・啓発を図っているほか、岩手労働局と連携して、非正規労働者の待遇改善等について関係団体に対し要請を行っているところです。</p> <p>また、解雇等に関する基準については、労働関係法令等で規定・確立されているところであり、県では、岩手労働局と連携しながら、法令等の基準が遵守されるよう周知を図っていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>　1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を</p> <p>　2) 安心して働き、子育てできる環境を</p> <p>　　ア 希望する保育園に入所できるように認可保育所を増設・確保し、保育水準を確保しながら待機児童を解消すること。</p>	<p>待機児童については、減少しているものの、地域によっては保育需要に偏りがある等により生じている状況です。各市町村において、認可外保育施設も含めた保育ニーズの把握に努め、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な認可保育所等の整備を推進しています。</p> <p>また、県は、保育サービスの提供体制の確保などに向けて、県子ども・子育て支援事業支援計画を策定し、取組を進めています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>　1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を</p> <p>　2) 安心して働き、子育てできる環境を</p> <p>　　イ 学童保育の増設と指導員の処遇改善により、待機児童を解決し、詰込みの解消を図ること。6年生まで利用できるようにすること。保育料減免制度をつくること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な放課後児童クラブ等の整備を推進することとされています。</p> <p>県では、令和6年度、13か所の放課後児童クラブの施設整備に対する支援を行い、受け皿の拡充を図ることとし、令和6年度一般会計当初予算に98,439千円を計上したところです。</p> <p>また、放課後児童クラブの運営費について、国、市町村とともに一定の割合で負担し、運営を支援していますが、放課後児童クラブの職員に係る処遇改善事業の積極的な活用を促すとともに、国が示したこども未来戦略には、クラブの常勤職員配置の改善が盛り込まれたことから、国の動きを注視するとともに、引き続き国に対しても財政支援の拡充を要望していきます。</p> <p>利用料の減免については、県内の多くの市町村で、無料化や減免に取り組んでいます。</p> <p>なお、放課後児童クラブの対象児童は、平成24年の児童福祉法の改正により、従前「概ね10歳未満」とされていたものが「小学校に就学している」児童とされたところです。</p> <p>今後も、必要な予算を確保し、子どもの多様な居場所づくりを進めています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>　1. 人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を</p> <p>　　3) 子育ての経済的負担を軽減し、安心して暮らせる社会に 　　ア 大学・短大・専門学校の学費を速やかに半額に引き下げ、将来的には無償にすること。入学金は廃止すること。奨学金は、欧米のように返済不要の給付制を中心に拡充すること。奨学金の返済を半分に減らす減免制度をつくること。</p>	<p>令和2年4月から実施している国の修学支援新制度に基づき、一定の要件を満たす学生に対する給付型奨学金や授業料等減免による支援や、いわて産業人材奨学金返還支援制度により、県内企業に一定期間就業する場合に奨学金の返還支援の取組等を進めているところです。</p> <p>また、令和6年度からは、国の修学支援新制度の対象に、中間所得層の多子世帯及び私立理工農系進学者が加えられるなど、制度の拡充が図られる予定となっています。</p> <p>県としては、国の動向を注視しつつ、国の修学支援制度等の充実に向け、必要な要望を行っていきます。</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>県立高等看護学院においては、県条例に基づき入学料や授業料の減免を実施しています。</p> <p>また、修学の支援のため、看護職員修学資金の貸付けを行っており、これらの制度により、低所得世帯等の教育費の負担軽減を図っています。</p> <p>県としては、今後も引き続き、教育費負担の軽減に向けた支援に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>産業技術短期大学校では、経済的理由によって授業料及び入学料の納付が困難であり、かつ、高い修業意欲を有すると認められる者に対し、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料等減免に準じて授業料及び入学料の減免措置を講じ、経済的負担の軽減を図っています。</p> <p>また、奨学金については、産業技術短期大学校の学生は、日本学生支援機構の奨学金の対象とされていないため、厚生労働省が所管する有利子の技能者育成資金融資制度等を活用しているところであります。他県と共同し、産業技術短期大学校の学生を対象とした給付型奨学金の制度を創設するよう国に要望しています。</p> <p>また、奨学金返還の減免制度については、「いわて産業人材奨学金返還支援制度」の支援対象者に、新たに技能者育成資金の融資を受けた産業技術短期大学校の学生を追加するよう働きかけています。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>県立農業大学校においては、「大学等における修学の支援に関する法律」や県条例に基づき、入学料や授業料等の減免を実施するとともに、授業料以外の教育費への支援策である奨学のための給付金について、学生に周知の上、活用を促進しており、これらの制度により、低所得世帯等の教育費の負担軽減を図っています。</p> <p>県としては、引き続き、実質的な教育費負担の軽減に向けた支援に努めています。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
【第三部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を 3) 子育ての経済的負担を軽減し、安心して暮らせる社会に イ 「義務教育は無償」を定めた憲法26条に即して、学校給食費や教材費など義務教育にかかる費用を国の制度で無償化すること。	義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助費等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、国の責務として完全に保証するよう国に対して要望していきます。	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>　1. 人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を</p> <p>　　3) 子育ての経済的負担を軽減し、安心して暮らせる社会に 　　ウ 児童手当の18歳までの支給、児童扶養手当、就学援助の額と対象の拡大など、子育て世代に向けた継続的・恒常的な現金給付を拡充すること。</p>	<p>児童手当については、国の「こども未来戦略方針」において、次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けが明確化され、所得制限の撤廃、支給期間の高校生年代までの延長、多子加算などの拡充が示されたところであります。今後国の動きを注視していくこととしています。</p> <p>就学援助は、経済的理由により就学が困難な世帯の子どもの学ぶ機会を保障するために極めて重要であり、保護者負担等の実態に即した適切な給付水準が確保されるよう、引き続き、県内市町村における認定基準等について情報提供を行いながら、助言していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	S その他
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>　2. 子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること</p> <p>　　1) 「岩手県子どもの実態調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。</p> <p>　　① 小学校単位に子どもの居場所を設置するとともに学習支援の強化をはかること。</p>	<p>県内で子どもの支援に取り組む団体や支援機関が参画する「子どもの居場所ネットワークいわて」にコーディネーターを配置し、参画団体の活動継続と充実のための情報共有、参画団体の活動内容や子どもの居場所に関する普及啓発等の情報発信、新規開設に係る立ち上げ支援、食材を提供したい個人・団体等と子ども食堂とのマッチングなどを行っており、令和6年度一般会計当初予算に10,294千円を計上したところです。</p> <p>引き続き、新規開設・運営継続に関する支援や未実施市町村への働きかけを強化することにより、全市町村への設置に取り組みます。</p> <p>子どもの居場所の設置と学習支援の強化については、地域と学校の連携・協働体制構築事業により、放課後子供教室の運営や学習支援員の配置等に係る経費の補助を継続していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
		教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること</p> <p>① 「岩手県子どもの実態調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。</p> <p>② ひとり親家庭・母子家庭への公的・経済的支援を拡充すること。児童扶養手当の削減措置をやめ、支給額を引き上げること。長期の雇用確保に向けた就労支援、保育所の優先入所、公営住宅への優先入所などを進めること。</p>	<p>ひとり親家庭のうち、児童扶養手当受給世帯等の低所得世帯に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、令和3年度、子育て世帯生活支援特別給付金が創設され、令和5年1月末現在、10,445世帯に支給を行ったところです。</p> <p>児童扶養手当の額については、全国消費者物価指数に基づき国が決定し、県及び市は、法定受託事務として処理しているところです。令和3年3月からは児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになり、対象者の拡大が図られました。</p> <p>また、令和5年12月に閣議決定された「子ども未来戦略」において、児童扶養手当の所得限度額について、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、自立の促進を図る観点から見直すとともに、3人以上の多子世帯についての加算額を拡充することとされました。社会・経済情勢の影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定と向上を図るために継続的な経済的支援や就業支援など、特に厳しい環境におかれたりする子どもとその保護者への支援の一層の充実について、国に対し要望しています。</p> <p>保育所におけるひとり親家庭の子の優先入所については、H26.9.30付厚労省雇用均等・児童家庭局長通知により各市町村において実施されているほか、地域子ども・子育て支援事業においては、ファミリー・サポート・センター事業などにおいてひとり親家庭の利用希望者を優先的に取り扱うなどの運用がなされています。</p> <p>県では、引き続き、ひとり親家庭応援サポートセンターによる相談支援やひとり親家庭出張個別相談会等を通じ、支援を要する方々の相談を丁寧に行うとともに、市町村等と連携し、ひとり親家庭支援に係る制度の周知に努めていきます。(次ページへ続く)</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>県内企業における仕事と生活を両立できる環境づくりを促進するため、「いわて働き方改革推進運動」の展開により、育児休暇等の休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について普及啓発を行っており、令和6年度一般会計当初予算においても、働き方改革の一層の推進を図るため、いわて働き方改革加速化推進事業費7,838千円を計上したところです。</p> <p>長期の雇用に繋げるための就労支援として、離職者に対する再就職訓練を実施するなど、雇用情勢や産業政策、企業ニーズを踏まえた職業能力開発を実施するほか、女性や母子家庭の母等を対象とした就業支援も進めているところであります。令和6年度一般会計当初予算に、就職支援能力開発費583,782千円、女性就業援助費5,505千円を計上しています。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>県営住宅については、住宅に困窮する低額所得者に賃貸することを目的としており、ひとり親家庭や母子家庭が入居を希望される場合は、収入基準など入居要件を満たせば、抽選又は常時募集住戸に申込むことにより、入居することができます。</p> <p>なお、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者に対しては、優先入居枠が設けられた場合、優先入居として抽選の際に配慮しています。</p> <p>また、収入基準についても、裁量世帯(月額21万4,000円まで)とする子の要件については、令和4年4月から、「未就学児」から「18歳となった年度の末日までの子」に拡充しています。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
【第三部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること ① 「岩手県子どもの実態調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。 ③ 子どもの医療費は所得制限、一部負担をなくし18歳まで完全無償化を実現すること。	<p>子どもの医療費助成については、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、これまで、国に対し、県の政府予算提言・要望や全国知事会として、全国一律の制度を創設するよう要望しているところです。</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者、ひとり親家庭など他の助成制度との整合や将来にわたる財源確保などの課題があり、国の動向も注視しながら、県の政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること</p> <p>① 「岩手県子どもの実態調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。</p> <p>④ 岩手における子どもの貧困率も明らかにし、貧困削減の目標を示すこと。知事を本部長とする全庁的な推進体制を確立し、県政の重点課題の一つとして県民運動として取り組むこと。</p>	<p>子どもの貧困率については、都道府県・市町村別のデータを提供するよう、国に要望しています。</p> <p>県では、平成30年度に子どもの生活実態調査を行ったところであり、この調査結果に基づき「岩手県子どもの幸せ応援計画(2020～2024)」を策定しています。</p> <p>この計画では、重点施策ごとに具体的な推進方策や指標を設定しており、市町村や学校、民間団体、関係機関等との緊密な連携を図りながら、施策を推進していきます。</p> <p>また、県では、福祉、教育、労働、女性活躍など関係部局で構成する「子どもの貧困対策連絡調整会議」を設置しており、この会議を庁内における子どもの貧困対策の推進組織として、部局横断的に取組を進めています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること</p> <p>② 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を</p> <p>① 就学援助制度の周知徹底を図り、対象となるすべての生徒が申請・受給できることにする。対象費目と金額の拡大を図ること。被災児童就学援助の継続を求める。学校給食費の現物給付化、修学旅行費用の概算払いを徹底し、経済的理由で修学旅行に行けない生徒をなくすこと。</p>	<p>就学援助は、経済的理由により就学が困難な世帯の子どもの学ぶ機会を保障するために極めて重要であり、保護者負担等の実態に即した適切な給付水準が確保されるよう、引き続き、県内市町村における認定基準等について情報提供を行いながら、助言していきます。</p> <p>また、就学援助等の継続については、東日本大震災津波で被災し、いまだに経済的な理由により就学が困難となっている児童生徒が数多く在籍している中、これらの児童生徒の学ぶ機会を保障するために市町村が行う就学支援事業に対し、平成23年度から国の被災児童生徒就学支援等事業交付金による財政的措置が行われています。</p> <p>県としては、支援を必要とする児童生徒を持つ世帯が解消するまで、当該交付金による財政支援を継続するよう、引き続き国に要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 2) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を</p> <p>② 児童扶養手当の増額、とくに、全体の約6割を占める第1子のみの世帯への支援を拡充すること。年6回の分割支給を毎月支給に変え、現行18歳までの支給を20歳まで延長するよう求める。支給開始後5~7年で手当てを最大2分の1に削減する仕組みを撤廃すること。</p>	<p>ひとり親家庭の経済的支援として、児童扶養手当制度は、令和元年11月から年3回から年6回の隔月払いとなり、より家計の管理がしやすくなるよう制度が改正されてきたところです。</p> <p>県としては、ひとり親家庭応援サポートセンターによる相談支援やひとり親家庭出張個別相談会等を通じ、支援を要する方々の相談を丁寧に行うとともに、市町村に対し、制度周知の強化を働きかけていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 2) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を</p> <p>③ 制服代、給食費、修学旅行の積み立てを含めた、義務教育の完全無償化をめざすこと。高校教育の完全無償化と国の責任による給付金制度の確立を求める。大学・専門学校の授業料を半額にすること。月額3万円の給付制奨学金を70万人規模に拡充すること。有利子の奨学金はやめ、すべて無利子とすること。返済が困難になった人への救済措置を講じること。</p>	<p>(私立学校)</p> <p>高校の授業料無償化について、私立学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により就学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等への教育費の負担軽減を図っています。</p> <p>また、授業料以外の教育費への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度以降、毎年度増額されるなど、支援策の拡充が着実に図られています。</p> <p>さらに、令和2年度からの私立学校等に通う年収590万円未満世帯の生徒の授業料の実質無償化の実現に合わせ、一部世帯を対象として県単の上乗せ補助を行い、家庭の教育費負担の一層の軽減を図っているところです。</p> <p>県としては、今後も引き続き、実質的な教育費負担の軽減に向けた支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について要望していきます。</p> <p>(大学)</p> <p>令和2年4月から実施している国の修学支援新制度に基づき、一定の要件を満たす学生に対する給付型奨学金や授業料等減免による支援や、いわて産業人材奨学金返還支援制度により、県内企業に一定期間就業する場合に奨学金の返還支援の取組等を進めているところです。</p> <p>また、令和6年度からは、国の修学支援新制度の対象に、中間所得層の多子世帯及び私立理工農系進学者が加えられるなど、制度の拡充が図られる予定となっています。</p> <p>県としては、国の動向を注視しつつ、国の修学支援制度等の充実に向け、必要な要望を行っていきます。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	ふるさと振興部	学事振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助費等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、国の責務として完全に保証するよう国に対して要望していきます。</p> <p>高校授業料の無償化については、全国一律の取り扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されており、国に対しては、所得基準等の制度見直しについて要望を行っています。</p> <p>今後も、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないよう努めています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
【第三部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 3) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。 ① 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の取り組みを全市町村に広げ、自治体負担をなくすよう国に求めること。	<p>生活困窮世帯の子どもを対象とした学習・生活支援事業は、貧困の連鎖を防止する観点からも重要な取組であり、訪問による個別支援も含め、県では実施市町村の拡大に取り組んでいるところです。</p> <p>同事業は、令和5年度は24市町村で実施しており、このほか、公営の学習塾や子ども食堂など「子どもの居場所」における学習支援等が行われている市町村もあります。</p> <p>国庫基準額や補助割合の見直し等による十分な財源措置が行われるよう、引き続き、国に対する要望等を行います。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
【第三部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること 3) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。 ② 子ども食堂の取り組みを全市町村に広げ、当面中学校区にまで広げること。子ども食堂のネットワークに対する支援を強化すること。	<p>県内で子どもの支援に取り組む団体や支援機関が参画する「子どもの居場所ネットワークいわて」にコーディネーターを配置し、参画団体の活動継続と充実のための情報共有、参画団体の活動内容や子どもの居場所に関する普及啓発等の情報発信、新規開設に係る立ち上げ支援、食材を提供したい個人・団体等と子ども食堂とのマッチングなどを行っており、令和6年度一般会計当初予算に10,294千円を計上したところです。</p> <p>引き続き、新規開設・運営継続に関する支援や未実施市町村への働きかけを強化することにより、全市町村への設置に取り組みます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること</p> <p>3) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。</p> <p>(③) 学童保育の増設と指導員の配置・待遇の改善、大規模化の解消を図ること。児童センターの拡充を図るとともに、一人ぼっちの子どもをなくす多様な居場所を確保すること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な放課後児童クラブ等の整備を推進することとされています。</p> <p>県では、これまで放課後児童クラブ及び児童館(児童センター)の施設整備に対する支援を行い、令和6年度は、市町村の所要に応じ、13か所の放課後児童クラブの施設整備に対する支援を行い、受け皿の拡充を図ることとし、令和6年度一般会計当初予算に98,439千円を計上したところです。</p> <p>また、放課後児童クラブの運営費について、国、市町村とともに一定の割合で負担し、運営を支援していますが、放課後児童クラブの職員に係る処遇改善事業の積極的な活用を促すとともに、国で閣議決定した「こども未来戦略」には、クラブの常勤職員配置の改善が盛り込まれたことから、国の動きを注視するとともに、引き続き、国に対しても財政支援の拡充を要望していきます。</p> <p>今後も、必要な予算を確保し、子どもの多様な居場所づくりを進めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること</p> <p>4) 児童養護施設、乳児院、自立支援ホーム、里親など社会的養護のもとで生活する子どもたちに、きめ細かな支援ができるよう、施設の小規模化、支える職員の配置基準の見直し、専門職の配置を行い、職員の待遇改善を図ること。施設を退所する若者に、公営住宅の優先利用など住まいを保障し、独自の給付制奨学金制度を確立し、進学・就労を継続的に支援すること。</p>	<p>施設の小規模化・地域分散化については、岩手県社会的養育推進計画に基づき、各施設の取組を支援していきます。</p> <p>また、職員配置については、配置改善加算や心理療法担当職員加算等、国の基準に基づいて手厚い配置に取り組んでおり、職員の処遇についても、社会的養護処遇改善事業の実施等、国の基準に基づいた改善に取り組んでいます。</p> <p>施設退所後の支援については、身元保証人確保対策事業や児童養護施設等自立支援資金貸付事業を実施するとともに、社会的養護自立支援事業による相談支援等の実施により、引き続き、進学や就労継続支援に取り組みます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること</p> <p>5) スクールソーシャルワーカーをすべての小中学校に配置するとともに、専門資格を持つスクールカウンセラーは正規職員として採用すること。パート待遇のスクールカウンセラーの会計年度任用職員への移行にあたっては、時給の引き下げを行うことなく待遇の抜本的な改善を図ること。</p>	<p>令和5年度は、スクールソーシャルワーカーを国の補助事業により会計年度任用職員として県内6教育事務所等に18人配置してきたところであり、令和6年度も同様の配置を計画しています。</p> <p>また、岩手県社会福祉士会との連携や、県立大学における人材養成課程への協力を図るなど、人材確保に努め、教育相談体制の一層の充実を進めていきます。</p> <p>今後、スクールソーシャルワーカーの配置に係る文部科学省の事業の方向性について注視しながら、スクールソーシャルワーカーの配置や待遇改善等について検討を進めています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること</p> <p>6) 児童虐待防止対策を強化するために、児童福祉司等を大幅に増員し、児童相談所の体制の強化を図ること。市町村の児童虐待対策については専門職の配置と養成など体制と取り組みを強化し、盛岡市や遠野市の取り組みを踏まえて総合支援拠点施設の整備に取り組むこと。</p>	<p>県では、年々増加する児童虐待相談に対応するため、児童福祉司等専門職員の増員に努めているところであります。引き続き、児童福祉司等を担える専門職員の計画的な確保に努め、児童相談所の体制強化を図るとともに、児童福祉司任用後研修や指導教育担当児童福祉司任用前研修の継続実施により、児童虐待対応力の充実強化に努めています。</p> <p>また、児童虐待の予防、早期発見・早期対応が充実されるよう、市町村要保護児童対策地域協議会の調整担当職員の研修実施など、引き続き、市町村の取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること</p> <p>7) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること</p> <p>① 労働者派遣法の抜本的改正を行い、働くなら正社員が当たり前の社会にすること。ギグワーカー、フリーランス、シフト制労働者の権利保護のルールを作り、非正規ワーカー待遇保護法(仮称)の制定をめざすこと。</p>	<p>県では、非正規雇用労働者の正規雇用転換や労働者派遣の適正な運用に向け、岩手労働局や盛岡市と連携して経済団体等への要請活動を行っており、労働委員会では労使双方からの相談対応を行うなど、雇用のルール確立に取り組んでいます。</p> <p>また、令和2年度以降、国の就職氷河期世代加速化交付金を活用して、e-ラーニング講座や企業紹介動画の公開によるマッチング支援を実施することにより、対象者の事情により添った支援に努めています。</p> <p>さらに、就職氷河期世代が活躍できる環境づくり等を進めるための企業向けセミナーを実施しており、企業に対する働きかけも行っています。</p> <p>令和6年度においても、令和5年度に作成した企業紹介動画を周知・活用してマッチング支援を行うこと等により、引き続き、非正規雇用労働者等の正規雇用化に向けた支援等に取り組んでいきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <p>地域就職氷河期世代支援事業費 5,142千円</p> <p>フリーランスについて、国では、事業者とフリーランスとの取引に関し、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、令和3年3月に、「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」を策定しました。</p> <p>また、働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、令和5年5月に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が公布されたところであり、フリーランスが安心して働くことができる環境の整備が進められてきているところです。</p> <p>また、国の全世代型社会保障構築会議では、フリーランスやギグワーカーも含めた働き方に中立的な社会保険制度の在り方の検討が行われているところであり、県としては、こうした国の動向を注視していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること</p> <p>⑦) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること</p> <p>② 同一労働同一賃金、均等待遇を徹底し、労働基準法、男女雇用機会均等法、パート労働法、労働者派遣法に明記し、「非正規から正規へ」の流れをつくる労働法制の改革を求める。</p>	<p>県では、男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等、均等待遇等に関する関係法令や正規雇用への転換等に取り組む事業主に対する国の助成制度等について、県ホームページ等により周知・啓発を図っているほか、岩手労働局と連携して、非正規労働者の正社員転換や待遇改善について関係団体に対し要請を行っているところです。</p> <p>また、労働問題を抱えた方が労働相談を利用しやすく、円滑に解決につなげることができるよう、県内の相談窓口や無料電話相談先などについて、各種媒体を通じて周知を図っているところです。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること</p> <p>7) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること</p> <p>(③) 最低賃金を時給1500円に引き上げること。全国一律最低賃金制に踏み出す制度をつくること。社会保険料や賃金助成など、中小企業の賃上げに本格的な支援を行うこと。</p>	<p>【最低賃金制度について】</p> <p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査・審議を経て決定しなければならないとされています。</p> <p>このことから、県では、岩手労働局に対し、最低賃金の引上げによる中央水準との格差是正等について要望してきたところです。</p> <p>引き続き、本県の実情を踏まえた最低賃金の決定を岩手労働局に要望していくとともに、おおむね5年ごとに行われている制度の見直しの動向を注視しながら、必要に応じて、全国知事会と連携し、制度の見直しについて国に対して要望していきます。</p> <p>【中小企業の賃上げへの支援について】</p> <p>最低賃金も含めた地域の賃金水準が上がっていくためには、地域における各企業が生産性を高め、収益力を向上させることが重要であることから、県は、いわて県民計画(2019～2028)において、中小企業者が行う経営力の強化や生産性の向上、新たな事業活動などの取組の促進を盛り込み、商工指導団体や産業支援機関と連携の下、中小企業者の収益力の向上を支援していきます。</p> <p>なお、昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追い付いていないことを踏まえ、県では、賃上げの加速化のため、令和5年度一般会計補正予算(第5号)において、賃上げを行った中小企業等に対し支援金を交付する「岩手県物価高騰対策賃上げ支援費」を措置したところです。本事業は、令和6年度に予算を繰り越して、令和6年9月までの賃上げを対象として引き続き実施することとしており、支援金の交付を通じて、県内中小企業等の賃上げを促進していきます。</p> <p>また、生産性の向上や適切かつ円滑な価格転嫁などに取り組む中小企業等に対して、「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金」の活用を促し、構造的かつ持続的な賃上げに向けて、必要な環境整備の支援に取り組みます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <p>中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助 100,000千円</p>	商工労働観光部 経営支援課	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること</p> <p>⑦) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること</p> <p>④) ひとり親家庭の安定した正規の就労への支援を強化し、就労と子育てが両立するようにすること。生活保護の対象となる場合は積極的に活用できること。</p>	<p>生活保護については、ホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めます。</p> <p>また、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めており、引き続き、適切な窓口対応に取り組みます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>①) 国・自治体の責任で、新型コロナ対策を強化し、感染拡大期には保育所での定期的検査の実施、抗原検査キットの配布で機敏な対応ができるようにすること。</p>	<p>県は、これまで市町村と共に、児童福祉施設等における感染拡大を防止する観点から、衛生用品や感染防止のための備品の購入や施設改修、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要なかかりまし経費等に対する支援を行うとともに、県内における感染の急拡大等を受けて、保育所等の職員を対象とした集中検査を実施してきたところです。今後においても、感染状況を見ながら、対応を検討していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第三部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 2) 今年度から実施された第2子以降の保育料の無償化と在宅育児支援(月1万円)の取り組みをさらに前進させ、第1子からの無償化をめざすこと。</p>	<p>県では、令和5年4月から市町村と連携して第2子以降の3歳未満児を対象とした保育料無償化事業を実施しているところですが、自治体ごとの財政力に応じて地域間格差が生じることのないよう同様の水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、国に要望しています。</p> <p>また、保育所等を利用しない生後2か月から3歳未満の第2子以降の子を養育する世帯を対象とした在宅育児支援金についても、令和5年4月から市町村と連携して実施しているところですが、保育所を利用しない子育て世帯の経済的負担が軽減されるよう、在宅育児世帯等に対する支援制度を構築するよう、併せて国に要望しています。</p> <p>第1子への拡大を含み令和6年度以降の事業については、今後の国のことども政策の動向や市町村の状況もみながら、事業を検証していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 3) 希望する保育園に入所できるように認可保育所の増設・確保を進め、待機児童の解消を図ること。 ① 待機児童は、4月1日段階では4市1町で27人となっていますが、希望する保育所に入れないので隠れ待機児童は盛岡市106人、滝沢市57人、北上市26人など6市3町で237人となっています。10月段階ではさらに増加しています。年内に発生するすべての待機児童、隠れ待機児童を解消する計画を立て、公立保育所を含め認可保育所の新增設・確保を進めること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子ども(約2000人)を含め待機児童を解消する計画を立てること。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、認可外保育施設も含めた保育ニーズの把握に努め、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な認可保育所等の整備を推進しています。</p> <p>また、県は、保育サービスの提供体制の確保などに向けて、県子ども・子育て支援事業支援計画を策定し、取組を進めています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 　　3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 　　3) 希望する保育園に入所できるように認可保育所の増設・確保を進め、待機児童の解消を図ること。 　　② 延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。</p>	延長保育など多様な保育サービスの拡充を図るため、引き続き、地域子ども・子育て支援事業交付金等により市町村の取組を支援することとし、令和6年度一般会計当初予算に1,950,000千円計上したところです。	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 　　3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること 　　3) 希望する保育園に入所できるように認可保育所の増設・確保を進め、待機児童の解消を図ること。 　　③ 公立保育所の民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。</p>	保育所の民営化については、市町村がその地域の実情に応じて、地域住民の理解を得ながら進められているものと考えています。 県としては、民営化以降も保育所の設備等の基準が遵守され、また適正な保育サービスが提供されるよう、保育所の運営状況等について、児童福祉法の規定に基づく指導監査等により指導していきます。	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>　3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>　3) 希望する保育園に入所できるように認可保育所の増設・確保を進め、待機児童の解消を図ること。</p> <p>　④ 県が設置した庁内保育施設うちまる保育園は、認可保育所としてモデルとなるよう運営すること。</p>	<p>庁内保育施設うちまる保育園は、盛岡市から地域型保育事業としての認可を受けて、令和3年4月に開設しました。</p> <p>事業所内保育事業として、事業主である県と運営事業者が連携して質の高い保育サービスの提供に努めているところです。</p>	総務部	総務事務センター	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>　3、第2子以降の保育料の無償化をさらに前進させ、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること</p> <p>　4) 保育士の賃金引き上げ、待遇を改善し、保育士不足を解決すること。保育士の配置基準を抜本的に引き上げること。保育士修学資金貸付制度の活用を進め、奨学金返済を免除するなど拡充すること。保育士の住宅確保支援などを積極的に活用すること。</p>	<p>これまでも、待遇改善等加算の活用の促進により保育士の待遇改善を図っているところですが、国はこども未来戦略に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる保育士等の待遇改善として、人事院勧告を踏まえた公定価格の引き上げを実施することとしています。</p> <p>また、4・5歳児の職員配置基準については、令和6年度から30対1から25対1への改善が図られることとされたところです。</p> <p>保育士修学資金貸付事業については、保育士養成施設を卒業後、県内の保育所等で保育士として一定年数勤務した場合には、返還を免除し、県内への定着を図っています。</p> <p>保育士の住宅確保支援については、国庫補助事業により、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助しているところであります。その活用を促しています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に</p> <p>　4、学童保育を量的にも質的にも拡充すること</p> <p>　1) 学童保育の職員配置基準や資格の基準を、国が事実上撤廃することに反対し、撤回を求めること。</p>	<p>児童の安全を確保するためには、基本的に、複数の支援員を配置して運営する必要があると考えていますが、登録児童が少ない小規模な放課後児童クラブや、利用児童が少ない時間帯などは、必ずしも複数の支援員を配置しなくても対応可能なケースもあることから、事業の実施主体である市町村が、基準を定め、それぞれの地域の実情や利用ニーズを踏まえ、適切に対応していくものと考えます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
【第三部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 4、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 2) 「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善をはかること。学童保育の増設を図り、待機児童(22年5月1日現在、5市111人)の解消に取り組むこと。	放課後児童クラブの設備・運営基準については、省令で定める基準を踏まえ、地域の実状に応じて、市町村が条例により定めているところです。 県では、放課後児童クラブの増設については、毎年度、市町村と協議しながら設置促進を図っているところであります。引き続き、施設整備に要する経費を補助(令和6年度一般会計当初予算 児童福祉施設等整備費 98,439千円)するなど支援してまいります。	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
【第三部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 4、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 3) 指導員の正規化・労働条件の大幅な改善をはかり、放課後児童支援員の複数配置を行うこと。指導員の処遇改善事業は自治体負担が重く、実施自治体が2割程度にとどまっています。活用しやすいように制度の改善を求めるべきです。	子ども・子育て支援新制度の施行以降、国では、放課後児童クラブの職員の人工費相当額を含む運営費の補助基準額の改善が図られています。また、国が示したことでも未来戦略には、クラブの常勤職員配置の改善が盛り込まれたところです。支援員の確保・定着には処遇改善が重要と考えており、今後も取組が広がるよう、事業の実施主体である市町村に放課後児童クラブの職員に係る処遇改善事業の積極的な活用を働きかけてまいります。 また、放課後児童クラブの運営費に対する財政支援の拡充について、引き続き、国に対し、要望してまいります。	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
【第三部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 4、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 4) 大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行い解消を図ること。	国では、省令で定める基準において、放課後児童クラブの支援の単位をおおむね40人以下としており、大規模な放課後児童クラブの解消のための施設整備費や既存施設の改修費を補助対象としています。 県では、放課後児童クラブを利用する児童に対して適切な環境が提供されるよう、市町村の施設整備(令和6年度一般会計当初予算 98,439千円)を支援してまいります。	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
【第三部】 三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に 4、学童保育を量的にも質的にも拡充すること 5) 学童保育の利用料の軽減策を講じること。ひとり親世帯、低所得者世帯に対する減免を拡充すること。	国では、放課後児童クラブの運営に要する費用の半分程度を利用者負担しているところですが、多くの市町村では、ひとり親世帯や兄弟姉妹の同時入所の際に利用者負担額の軽減措置を講じています。 県では、放課後児童クラブの国庫補助基準の引上げなど、財政支援の拡充について、引き続き、国に対して要望してまいります。	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>1、新型コロナ禍に続く物価高騰のもとで、事業者の経営と雇用を守る特別の対策—持続化給付金、家賃支援給付金の復活を国に強く求めること。中小企業の賃上げ支援は65%の中小企業が赤字で法人事業税を収めておらず、直接的な賃上げ支援が必要です。多額の予備費を活用して直ちに対策が講じられるように求めるこ。</p>	<p>3年以上にわたったコロナ禍の影響に加え、エネルギー・原材料価格の高騰等により、中小企業者は依然として厳しい経営環境に置かれており、地域経済の回復にはなお時間を要することから、中小企業者の事業継続と雇用維持に必要な国の支援策について、支給要件の緩和や複数回の給付など一層の拡充を図るよう、令和5年6月に実施した「令和6年度政府予算等に係る提言・要望」において国に対して要望したところです。引き続き、全国知事会と連携し、国に働きかけていきます。</p> <p>また、昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追いついていないことを踏まえ、県では、賃上げの加速化のため、令和5年度一般会計補正予算(第5号)において、賃上げを行った中小企業等に対し支援金を交付する「岩手県物価高騰対策賃上げ支援費」を措置したところです。本事業は、令和6年度に予算を繰り越して、令和6年9月までの賃上げを対象として、引き続き実施することとしており、支援金の交付を通じて、県内中小企業等の賃上げを促進していきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課 定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>2、県としても、積極的に活用されている中小企業等事業継続緊急支援金を市町村とさらに連携を強化し継続実施すべきです。</p>	<p>これまで2度にわたって実施した「中小企業者等事業継続緊急支援金」は、中小企業者の事業継続に少なからずの効果をもたらしてきたと認識していますが、今後は、実質賃金をプラスにすることにより、物価高騰に負けない県民の安定した暮らしを実現し、地域経済を活性化させていくことが重要であると考えています。</p> <p>このため、令和5年度一般会計補正予算(第5号)において、「物価高騰対策賃上げ支援金」を予算化したところであり、また、令和6年度一般会計当初予算において、令和5度に引き続き、中小企業の生産性向上の取組を支援する「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」を盛り込んでいるところです。</p> <p>今後も中小企業者のニーズに的確に対応した支援が必要と考えており、国に対する働きかけなどを継続的に行いながら、更なる支援についての検討も進めています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>3、緊急対策として消費税5%への減税とインボイスの中止で、消費不況を打開し、国民のくらしと事業者の経営を守り、経済の危機打開をめざすこと。</p>	<p>物価高騰・原油価格高騰等により、生活者や中小事業者などに大きな影響が及んでいることから、県では、国に対して全国知事会等を通じて物価高騰対策の拡充や、困窮者や様々な産業分野の事業者への支援等について要請してきたところであり、引き続き、必要な提言等を行っていきます。</p>	政策企画部	政策企画課	B 実現に努力しているもの
	<p>インボイス制度(適格請求書等保存方式)については、令和5年10月から制度開始されましたが、免税事業者となる小規模事業者及びフリーランスにおいては、事業者取引から排除されることや消費税等相当額の値下げを強いられるおそれについて、各種団体から指摘されています。</p> <p>なお、国においては、令和5年度税制改正において中小企業に対する負担軽減措置を講じ、免税事業者からの仕入れに係る経過措置を設けているほか、中小事業者の1万円未満の取引について、インボイスがなくても税額控除できる時限措置を設けるなど、制度導入における負担軽減策を講じており、県としては国の動向を注視していきます。</p>	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 　4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 　　1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 　　① 安倍政権以来積み増しされた大企業の内部留保180兆円に年2%の課税を5年間実施し、賃上げ分と気候危機打開分の経費を除外して10兆円の財源をすべて中小企業への支援に回し、最低賃金を直ちに全国一律に、時給1500円に引き上げること。</p>	<p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査・審議を経て決定しなければならないとされています。このことから、県では、岩手労働局に対し、最低賃金の引上げによる中央水準との格差是正等について要望してきたところです。</p> <p>引き続き、本県の実情を踏まえた最低賃金の決定を岩手労働局に要望していくとともに、おおむね5年ごとに行われている制度の見直しの動向を注視しながら、必要に応じて、全国知事会と連携しながら、制度の見直しについて国に対して要望していきます。</p> <p>また、県内中小企業者の賃上げにおいては、いわゆる防衛的な賃上げを含む当面の賃上げ原資確保に対する直接的な支援と、持続的な賃上げのための生産性向上に向けた取組への支援、さらに適切な価格転嫁の実現が重要と考えていることから、「物価高騰対策賃上げ支援費」、「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」を予算化したほか、令和5年7月に県内経済団体・労働団体及び関係行政機関の連名で行った「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」参画機関と連携し、国の支援策の活用促進を図るなど、中小企業の経営基盤の強化を支援していきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】 　　中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助 100,000千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室 経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 　4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 　　1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 　　② 残業代ゼロ制度を廃止し、すべての労働者を対象に「残業は週15時間、月45時間、年160時間まで」と上限を労働基準法で規制し、長時間労働を是正すること。</p>	<p>県では、岩手労働局と連携し、長時間労働の是正等の「働き方改革」の取組等について、経営者団体等に要請しているほか、「いわて働き方改革推進運動」の展開、企業等を対象とするセミナー等の開催等を通じ、長時間労働の是正や働き方の見直しについて働きかけているところであり、令和6年度一般会計当初予算においても、働き方改革の一層の推進を図るため、「いわて働き方改革加速化推進事業費」7,838千円を計上し、企業への働きかけや優良事例の普及啓発に取り組みます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。</p> <p>1) 賃上げと長時間労働のは正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。</p> <p>③ 労働者派遣法を抜本改正し、非正規労働者の正社員化を進めること。ギグワーカー、フリーランス、シフト制労働者の権利を保障する非正規ワーカー待遇改善法(仮称)の制定を求めるこ</p>	<p>県では、非正規雇用労働者の正規雇用転換や労働者派遣の適正な運用に向け、岩手労働局や盛岡市と連携して経済団体等への要請活動を行っており、労働委員会では労使双方からの相談対応を行うなど、雇用のルール確立に取り組んでいます。</p> <p>また、令和2年度以降、国の就職氷河期世代加速化交付金を活用して、e-ラーニング講座や企業紹介動画の公開によるマッチング支援を実施することにより、対象者の事情により添った支援に努めています。</p> <p>さらに、就職氷河期世代が活躍できる環境づくり等を進めるための企業向けセミナーを実施しており、企業に対する働きかけも行っています。</p> <p>令和6年度においても、令和5年度に作成した企業紹介動画を周知・活用してマッチング支援を行うこと等により、引き続き、非正規雇用労働者等の正規雇用化に向けた支援等に取り組んでいきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <p>地域就職氷河期世代支援事業費 5,142千円</p> <p>フリーランスについて、国では、事業者とフリーランスとの取引に関し、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、令和3年3月に、「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」を策定しました。また、働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、令和5年5月に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が公布されたところであり、フリーランスが安心して働くことができる環境の整備が進められてきているところです。</p> <p>また、国の全世代型社会保障構築会議では、フリーランスやギグワーカーも含めた働き方に中立的な社会保険制度の在り方の検討が行われているところであり、県としては、こうした国の動向を注視していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 　4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 　　1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。 　④ 保育・介護・障害福祉労働者に国の責任で、直ちに月5万円賃上げし、一般労働者との格差是正に取り組むよう国に求めるこ。</p>	<p>【保育関係】 これまで、処遇改善等加算の活用の促進により保育士の処遇改善を図っているところですが、国はこども未来戦略に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる保育士等の処遇改善として、人事院勧告を踏まえた公定価格の引き上げを実施することとしています。 処遇改善について、引き続き、国に対して要望していくとともに、市町村と連携して、施策の一層の推進を図り、労働の環境の整備に取り組んでいきます。</p> <p>【障がい福祉関係】 令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において、処遇改善加算の引上げが行われるほか、賃上げに必要な財源措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの期間を対象とした「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」の支給を行うこととしていますが、今後も状況等を踏まえた国への要望等について検討していきます。</p> <p>【介護関係】 県では、これまで国に対して、介護サービスの提供に関わる全ての従事者を処遇改善の対象にすることや、全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うよう要望してきたところであり、令和6年2月から5月までの間、介護職員の収入を2%程度（月額6,000円）引き上げるための措置が講じられています。 また、令和6年度介護報酬改定により、6月以降は、介護職員等処遇改善加算により、同様の措置が継続されています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室 障がい保健福祉課 長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 　4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 　　2) ブラック企業・ブラックバイトを厳しく規制し、無法なリストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。</p>	<p>労働条件に関するトラブルへの対策として、国では「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設、企業に対する重点監督等を実施しています。</p> <p>県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図りながら労働相談に対応しており、違法な労働時間等に関する相談については岩手労働局に伝えるなど、改善につなげていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 　4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会。 　3)「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例・「岩手県が締結する契約に関する条例」に県内の実態と全国の先行事例を踏まえ「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。 　① 県が発注・委託する事業で、労働者が時給1500円等の適正な賃金・労働条件が確保されるよう実態調査を行うなど改善を図ること。</p>	<p>県内事業所における賃金及び労働条件等の実態については、国の毎月勤労統計調査や賃金構造基本調査等を活用し、把握に努めています。 また、県が締結する契約に関する条例に基づき、一定規模の県契約の受注者等から最低賃金法や社会保険関係の法律等の遵守状況についての報告を求めており、これまでに特定受注者から報告された内容については、賃金の支払い、社会保険の加入について、法令に則って適正に行われていることを確認しています。 引き続き、特定県契約に係る法令遵守状況の報告制度を運用し、特定受注者の労働条件を把握するとともに、条例の基本理念である労働条件の確保や契約の透明性の確保を図るために、府内の取組を推進していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 　4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会。 　3)「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例・「岩手県が締結する契約に関する条例」に県内の実態と全国の先行事例を踏まえ「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。 　② 川崎市などの先行事例を踏まえ、県発注の公共事業においては労働者の賃金が公共工事設計労務単価の8~9割の賃金が保障されるように取り組むこと。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例の制定に係る検討に当たり、広く関係団体から御意見を伺い、県が契約の相手方に最低賃金を上回る賃金の支払いを義務付ける、いわゆる「賃金条項」については、様々な御意見があつたことを踏まえ、平成27年の条例制定時には盛り込まれませんでした。 条例制定から3年を経過する平成30年8月から岩手県契約審議会において条例の施行状況や見直しに係る検討が行われましたが、令和2年11月の審議会において、「賃金条項」の設定については、「現時点で具体的な基準を設けることが困難であり、当面、現状維持とし、受注者等の賃金の支払状況や他の自治体の状況等を把握しながら、必要に応じて検討することが適当」とされました。 県としては、審議会における検討を踏まえ、「賃金条項」の設定については、受注者等の賃金の支払状況や他の自治体の措置状況等を継続的に把握しながら、必要な検討を行っていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 　4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 　3)「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例・「岩手県が締結する契約に関する条例」に県内の実態と全国の先行事例を踏まえ「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。 　③ 約7割の労働者が非正規・低賃金となっている県の指定管理者制度について抜本的な見直しと改善を図ること。日本図書館協会も反対している県立図書館の指定管理者制度については根本から見直すこと。</p>	<p>指定管理者制度の運用に当たっては、毎年度、職員の配置なども含めた施設の管理運営に係る評価を行い、就業形態や賃金形態を確認しているところです。 職員の配置については、それぞれの施設の機能、性質、配置目的に応じ、運営に必要な職員を確保していると認識しています。 今後も、指定管理者制度の運用に当たっては、適正な雇用・労働条件の確保が図られるよう努めています。</p>	総務部	管財課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、毎年度、「県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組」の進捗状況を確認し、公表を行っています。指定管理制度についても、労働者の適正な労働条件を確保するための取組項目を推進しているほか、条例に基づく特定県契約に係る法令遵守状況の報告制度の運用により、従事する労働者の労働条件を把握しているところであり、違反が認められる場合には指導を行うなど、労働条件の確保に努めています。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 　4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。 　4) 失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取り組みを進めること。</p>	<p>県では、国からの委託による離職者等再就職訓練事業を実施することにより、離職者の再就職に向けた多様な職業訓練を実施しており、令和6年度一般会計当初予算に583,782千円計上したところです。 職業訓練については、国家資格を取得するコースもあり、今後も引き続き、離職者および求人企業のニーズを的確に把握しながら、離職者に対する安定雇用の実現に向けた支援を行っていきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。</p> <p>1) 岩手労働局と連携し、就職支援員の取り組みと体制を強化して正規の求人の確保と県内就職率引き上げに全力をあげること。大学・高校と県内企業との連携を強化し、県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。いわて県民計画(2019?2028)をふまえ、高校生では84.5%、大学生では大学共同の目標である55%の早期の達成をめざすこと。</p>	<p>県では、岩手労働局等と連携し、経済団体等に対し、非正規雇用労働者の正社員転換等による安定的な雇用の確保等についての要請活動を行っているほか、各広域振興局に配置した就業支援員が、事業所を訪問し求人開拓等を行うなど、若者の就職活動を総合的に支援しているところです。</p> <p>高校・大学等新規学卒者の県内就職率向上に向けては、生産性の向上や働き方改革の推進等により県内企業の魅力や価値を高めるとともに、その魅力や価値を高校生・大学生等や保護者にしっかりと伝えていくことが重要であると考えています。</p> <p>県では、県内企業の雇用・労働環境の整備や採用力の強化に向けて、関係機関と連携し、国や県の補助金等を活用した取組を促すとともに、セミナーの開催、個別の課題に応じた伴走型支援に加え、令和5年度からは、県内企業のインターンシップの取組に対しても支援を行っています。</p> <p>また、進学希望の高校生向けには、県内の大学・企業が出展する合同説明会の開催、大学生向けには、県内大学等と連携した県内企業の魅力等を伝える授業や、県内大学等の女子学生向けの職場体験プログラムの実施など、県内就職の促進の取組を強化しているところです。</p> <p>今後も、各々の取組を評価・検証し、より効果的な取組となるよう改善を重ねながら、関係者一丸となって目標達成に向けて取り組んでいきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <p>就業支援推進事業費 89,127千円 いわて就業促進事業費 115,404千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。</p> <p>2) 新卒3年を超えた青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。</p>	<p>新卒3年を超えた若年層の就職対策については、ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェにおいて、自己PRや応募書類の作成、面接対策を支援する就職活動セミナーのほか、岩手労働局やふるさといわて定住財団と連携し、就職ガイダンスや面接会の開催等による就職支援を行っているところです。</p> <p>また、企業に対しては、採用力向上を支援するセミナーの開催や、人材育成に関する課題に対して、個別に相談対応等の伴走支援を行う出張カウンセリング等の支援を行っています。</p> <p>このほか、岩手労働局と連携し、企業に対して国の雇用関係の助成制度の周知及びその活用を促しているところであります、今後も中小企業等における若者等の就職を支援してまいります。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <p>ジョブカフェいわて管理運営費 80,588千円 いわて就業促進事業費 115,404千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。</p> <p>3) 就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。</p>	<p>いわてで働く推進協議会が実施した「若年者雇用動向調査」の結果によるところ、「仕事の内容・職種」を重視して企業を選んだ就労経験者でも、「仕事が自分に合わない」ことを理由に1年未満で企業を辞めた方が多くいることから、仕事内容について、若者の認識と企業での実態とのミスマッチが生じていると考えられています。</p> <p>県では、若年者の早期離職防止・職場定着を支援するため、各広域振興局等に配置した就業支援員による企業訪問、内定者向けに地域ごとの研修会のほか、ジョブカフェいわてにおいてキャリアカウンセラーによる就職後の悩みなどへの個別相談を実施しています。</p> <p>また、企業に対しては、採用力向上をテーマとしたセミナーの開催、人材育成に関する出張カウンセリングなど、課題に応じた伴走支援を行っています。</p> <p>令和5年度からは、新たに、県内企業のインターンシップの取組に対して支援し、県内企業における大学生等のインターンシップ参加を促進するなど、ミスマッチの解消及び県内就職促進の取組を強化しています。</p> <p>今後も、こうした取組を丁寧に実施していくとともに、就職前の仕事に対する認識と就職後の実際の業務内容等とのミスマッチの解消に向けて、企業ガイダンスやインターンシップ等県内企業とその仕事への理解を深める取組の充実を図り、若者の早期離職の防止・職場定着につなげていきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <p>ジョブカフェいわて管理運営費80,588千円 いわて就業促進事業費115,404千円 就業支援推進事業費89,127千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。</p> <p>4) ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充をはかること。</p>	<p>ジョブカフェいわてにおいては、オンラインカウンセリングやマッチングサイトを活用して、遠方の利用者も専門の職員によるキャリアカウンセリングや県内企業とのマッチング支援が受けられるよう、体制を整備しています。</p> <p>また、地域ジョブカフェは、県と市町村が連携して若者の就業支援を行うことを目的として、平成16年度以降、順次、整備を図り運営を行ってきたところですが、各市町村の人口減少対策の取り組みと効果的に連動させていくため、令和5年度から、各地域において、地域の実情に応じた若者や女性の地元定着支援を展開いただいているところです。</p> <p>ジョブカフェいわてでは、オンラインによるカウンセリングも実施しているところであり、引き続き、地域ジョブカフェと連携して、若者の就業支援に取り組んでいきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】 ジョブカフェいわて管理運営費 80,588千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。</p> <p>5) フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。</p>	<p>県では、国からの委託により離職者等再就職訓練事業を実施し、離職者の再就職を支援しています。フリーター等の方々に対しても、早期の再就職が実現できるよう国と連携しながら、今後も本事業により支援していきます。</p> <p>若年層の希望するフリーターや未就職者等に対しては、ジョブカフェいわて等において、個別キャリアカウンセリング、自己PRや応募書類の作成、面接対策を支援する就職活動セミナーの開催、岩手労働局やふるさといわて定住財団と連携し、就職ガイダンスや面接会等を行っています。</p> <p>また、働くことに困難を抱えている方の職業的自立を支援するため、国と協働で地域若者サポートステーション事業を実施しており、就職相談、キャリアカウンセリング、就活セミナー等により、働くことに悩みを抱えている方々の働き出す力を引き出し、職場定着するまでを支援しています。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】 ジョブカフェいわて管理運営費 80,588千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。</p> <p>6) キャリア教育では、小学校段階から取り組み、地域の企業との連携強化とともに、労働基本法など労働者の権利を身につけることを徹底すること。</p>	<p>県内就職率向上に向けて、高校・大学等に対し地域の企業と連携したキャリア教育の取組を行う、県内就業・キャリア教育コーディネーターを県内各地に配置しており、高校生や大学生等が地域の企業の理解を深め、将来岩手で働く意識を醸成するための取組を行っています。</p> <p>令和5年度は、いわてで働く推進協議会構成機関・団体や各市町村が実施する小中学生向けのキャリア教育の実施状況を調査し、いわてで働く推進協議会担当者会議で情報共有したほか、就業支援員及び県内就業・キャリア教育コーディネーター担当者情報交換会において、優良事例を紹介し、全県への普及拡大に取り組んでいます。</p> <p>また、県では、ホームページ等で労働関係法令等について広く周知・啓発を行っているほか、労働委員会において学生を対象とした出前講座を実施しています。</p> <p>今後も、こうしたキャリア教育等の取組を行っていきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】 就業支援推進事業費 89,127千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>各学校では、「いわてキャリア教育指針【改訂版】」に基づき、自然体験活動や身近な職場の見学、職場体験活動などの体験学習から、身近な社会や仕事との関わりについて、自ら気付き、現実の社会について考えることで、夢や目標を実感する取組をしています。</p> <p>雇用や労働に関する学習について、高等学校では「公民科」「保健体育科」「家庭科」等で行い、知識の習得に取り組んでいます。</p> <p>また、「特別活動」「総合的な探究の時間」等を活用した社会人講師による講演会、出前講座等を通じ、労働法やワーカルールについて考え、理解が深まるよう学校教育活動全体でキャリア教育に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 　6、誘致企業の一方的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。 　1) 大企業・誘致企業等の一方的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくるとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。</p>	<p>解雇等に関する基準については、労働関係法令等で規定・確立されているところであり、県では、岩手労働局と連携しながら、法令等の基準が遵守されるよう周知を図っているところです。 また、誘致企業に対しては、市町村と連携しながら、日常的なフォローアップ訪問に努めており、様々な機会を捉えて雇用の維持・確保などについて要請しています。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 　6、誘致企業の一方的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。 　2) 離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあっせんと、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。</p>	<p>解雇等を行う場合の労働者に対する賃金の支払や解雇手続等については、労働基準法等関係法令で規定されているところであり、県としては、企業において適切な労務管理がなされるよう、岩手労働局と連携を図りながら、関係法律等や国の助成金制度について周知を図っているところです。 また、解雇等による労使間の紛争に対する労働委員会や岩手労働局の解決援助制度や、離職した方に対する県の離職者対策資金貸付制度など、利用可能な制度の紹介等も行っています。 【令和6年度一般会計当初予算】 労働者等生活安定支援資金貸付金 7,210千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 　6、誘致企業の一方的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。 　3) 県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強くもとめること。</p>	<p>県では、誘致企業を定期的に訪問し、業況を把握するとともに、雇用の維持・拡大や地域経済への貢献等について要請しているところです。 今後とも、誘致企業との日常的な連携を一層強化し、将来にわたり雇用や地域経済等に大きな役割を果たしていただくよう、市町村と連携して働きかけていきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>7、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。</p> <p>1) ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。</p>	<p>雇用の場の確保を通じた県民の福祉の増進を図る観点から、平成24年3月に国と「岩手県総合就業支援拠点における県と国による一体的業務実施に関する協定」を締結し、二つの就業支援拠点(盛岡市、奥州市)において求職者の生活相談・支援から就職相談・紹介までをワンストップで行い、就業支援の強化を図っています。</p> <p>その他、県内12か所のハローワーク(職業安定所、出張所)においてワンストップ窓口を設置し、失業者等の住まい、生活、就職に関するサポートを行っています。</p> <p>今後も、雇用情勢を的確に把握しながら、各機関と連携して失業者への支援を行ってきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】 ジョブカフェいわて管理運営費80,588千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>7、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。</p> <p>2) 失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。</p>	<p>雇用の場の確保を通じた県民の福祉の増進を図る観点から平成24年3月に国と「岩手県総合就業支援拠点における県と国による一体的業務実施に関する協定」を締結し、二つの就業支援拠点(盛岡市、奥州市)において求職者の生活相談・支援から就職相談・紹介までをワンストップで行い、就業支援の強化を図っています。</p> <p>その他、県内12か所のハローワーク(職業安定所、出張所)においてワンストップ窓口を設置し、失業者等の住まい、生活、就職に関するサポートを行っています。</p> <p>また、県では、離職した方に対する離職者対策資金貸付制度など、利用可能な制度の紹介等を行っています。</p> <p>今後も、雇用情勢を的確に把握しながら、各機関と連携して失業者への支援を行っていきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <p>ジョブカフェいわて管理運営費80,588千円 労働者等生活安定支援資金貸付金 7,210千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>7、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。</p> <p>3) 生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対つくらないこと。</p>	<p>県営住宅及び市町村営住宅については、住宅に困窮する低額所得者に賃貸することを目的としており、失業者等が入居を希望する場合は、収入基準など入居要件を満たせば、抽選又は常時募集住戸に申込むことにより、入居することができます。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 8、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。 国の責任で35人学級を早期に実現すれば数百人の教員増、特養ホームの待機者解消(早期入所必要722人、100人定員で8か所、480人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が69.5%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(885人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。	<p>消防職員数については、国が示す消防力の整備指針を基本としつつ、消防団の体制や自主防災組織の活動状況、建造物の配置や構造など、地域の様々な実情を踏まえ、市町村や一部事務組合等において判断し、条例を設けて配備しているところです。</p> <p>県としては、それぞれの消防活動を行う市町村や一部事務組合等の判断を尊重しながら、機会を捉えて消防力の充実強化を働きかけています。</p>	復興防災部	消防安全課	B 実現に努力しているもの
	<p>県内の各市町村では、高齢者人口の動向や特別養護老人ホーム入所待機者の状況等を勘案しながら策定した介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームのほか、介護老人保健施設や認知症高齢者グループホームの整備、さらには在宅介護サービスの充実などに取り組んでいます。県では、介護を必要とする高齢者が必要な時に必要なサービスを受けることができるよう、市町村が行う介護サービス基盤の整備に対し補助等により、引き続き、支援していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
	<p>住宅の耐震改修については、市町村や関連団体との連携の下、木造住宅の耐震診断、改修及び相談支援事業を実施しており、いわて木造住宅耐震改修事業者の育成及び公表、戸別訪問や説明会、小中学生等を対象とした耐震授業などの普及啓発にも取り組みながら促進していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
	<p>少人数学級の実現に向けて、長年要望を続けてきたところであり、国では、義務標準法の改正により令和3年度から5年をかけて小学校6年生まで段階的に35人学級へ引き下げているところです。</p> <p>本県では、国の加配教員を活用して、小学校及び中学校の全ての学年において国に先駆けて35人以下学級を実施しております。令和5年6月にも、35人学級を中学校まで拡充し、教職員体制の一層の充実を図るよう国に対し要望したところです。今後も國の方針を踏まえて、より充実した教育が行われるように努めていきます。(B)</p> <p>県立学校施設の耐震化については、全施設の耐震化が完了しました。(A) 市町村立学校施設の耐震化については、完了していない市町村を訪問するなど、現状の課題や今後の見通し等の把握に努め、個別に働きかけを行っています。(B)</p>	教育委員会事務局	教職員課 教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの C 当面は実現できない

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1) 小規模企業振興基本法と中小企業振興条例に基づき、県内中小企業・小規模企業を地域経済と地域社会の主役としての役割を明記し、その現状と課題を明らかにすること。</p>	<p>県では、「中小企業振興条例」において、中小企業が地域の経済社会において果たす役割の重要性を明記するなど中小企業振興に係る基本理念等を定めるとともに、「岩手県中小企業振興基本計画」を策定し、中小企業振興施策を総合的かつ計画的に推進しています。当該計画の推進に当たっては、「岩手県中小企業振興基本計画推進会議」を設置し、県の中小企業振興施策に関して中小企業経営者や商工指導団体などの御意見をいただく場を設けており、その御意見や社会経済情勢の変化を踏まえ、柔軟な見直しや翌年度の諸施策への反映に努めるなど、中小企業者の現状・課題や実情を踏まえた施策推進を図っています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。</p> <p>2) 中小企業の最も切実な人材の確保・育成に取り組むこと。事業承継の取り組みを強化すること。中小企業、行政、大学・高校・専門学校等との連携を強化すること。</p>	<p>県では、各広域振興局等に配置した就業支援員が、就職希望の高校生に対し進路相談や面接指導等を行っているほか、県内就業・キャリア教育コーディネーターが、地域内外の関係機関等と連携して、高校や大学等における企業ガイダンスやキャリア教育のコーディネートを行い、県内企業の認知度向上に取り組んでいます。</p> <p>県内企業や高校、大学、専門学校等と連携して、進学希望の高校生向けには、県内の大学・企業が出展する合同説明会の開催、大学生向けには、県内大学等と連携した県内企業の魅力等を伝える授業や、県内大学等の女子学生向けの職場体験プログラムの実施などにより、県内就職の促進の取組を強化しているところです。</p> <p>進学等で、一旦、岩手県を離れることとなる若者に対しては、本県とのつながりを継続させることが重要であることから、就職マッチングサイト「シゴトバクラシバイわて」や、岩手U・Iターンクラブ加盟大学を通じた情報提供のほか、東京都と仙台市において、「U・Iターンフェア」を開催するなど県外からの人材の確保に取り組んでいます。</p> <p>また、「いわて働き方改革推進運動」を展開し、従業員の労働環境の改善をはじめとした優れた企業の取組を表彰するなど、優良事例の普及啓発に取り組むとともに、柔軟で多様な勤務制度の導入やオフィス環境改善等の中小企業の取組を支援し、若者や女性に魅力ある職場環境の構築に取り組んでいるところであります、令和6年度も引き続き実施していきます。</p> <p>さらに、中小企業等で働く方の人材育成として、県内能力開発施設において社員育成やITスキルの習得等、能力開発セミナーを実施しているところであります、令和6年度も引き続き実施していきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <p>就業支援推進事業費 89,127千円 いわて就業促進事業費 115,404千円、 いわて移住・定住促進事業費 35,130千円 いわて暮らし応援事業費 205,841千円 (次ページへ続く)</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室 経営支援課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
(前ページからの続き)	<p>いわてターン促進事業費 4,186千円 いわてつながろう働く魅力発信事業費 18,987千円 いわて働き方改革加速化推進事業費 7,838千円 魅力ある職場づくり推進事業費 11,237千円 向上訓練費 11,248千円</p> <p>県では、県内企業の円滑な事業承継を推進するため、「事業承継推進事業費」の活用を促し、事業承継を契機に新たな事業等に取り組む事業者や第三者承継等に取り組む事業者を支援しており、令和6年度は、新たに第三者承継の促進に向けたニーズを踏まえ、国の補助対象外となる50万円未満の経営資源の引継ぎを行う際の専門家派遣費用を補助対象に加えるなど、必要な支援策の充実を図っています。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】 事業承継推進事業費 25,101千円</p>			
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。</p> <p>3) 中小企業の自主的な取り組みを基本にしつつ、営業力・販売力・新商品開発や技術革新への支援を強化すること。大学や工業技術センター、金融機関等との連携を強化すること。中小企業間、異業種等との連携を強化すること。</p>	<p>中小企業振興第3期基本計画では、重点事項の一つに「コロナ禍等からの事業継続支援、社会経済情勢の変化に対する自己変革力の向上」を掲げており、社会経済情勢の変化に的確に対応し、生産性の向上や新分野への進出、新商品開発に取り組むための「経営革新計画」の策定から目標達成までを一貫して支援することとしています。</p> <p>また、地域や業界が抱える課題を解決するため、令和6年度一般会計当初予算で措置した「中小企業連携組織対策事業費補助(110,495千円)」や「中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助(225,000千円)」により、中小企業者が連携して共同で行う事業活動を支援していきます。</p> <p>なお、中小企業の振興に当たっては、国や県、市町村などの行政に加え、産業支援機関、大学、試験研究機関及び金融機関等との関係機関と連携し、着実な推進を図っていきます。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。</p> <p>4) 中小企業の「事業の持続的発展」の重要性を踏まえ、事業継承・後継者対策に取り組むこと。</p>	<p>事業承継の取組については、県内企業の円滑な事業承継を推進するため、「事業承継推進事業費」の活用を促し、事業承継を契機に新たな事業等に取り組む事業者や第三者承継等に取り組む事業者を支援しており、令和6年度は、新たに第三者承継の促進に向けたニーズを踏まえ、国の補助対象外となる50万円未満の経営資源の引継ぎを行う際の専門家派遣費用を補助対象に加えるなど、必要な支援策の充実を図ります。</p> <p>さらに、後継者が事業承継時に必要となる知識を学ぶ勉強会の開催などを通じ、県内企業の円滑な事業承継や中小企業の事業の持続的発展を図っています。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <p>事業承継推進事業費補助 25,101千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。</p> <p>5) 条例に基づく毎年度の事業実績の報告に当たっては、中小企業者を含めた第三者機関で検証し、翌年度の政策・方針に生かすこと。</p>	県では、「岩手県中小企業振興条例」において中小企業振興に係る基本理念等を定めるとともに、「岩手県中小企業振興基本計画」を策定し、中小企業振興施策を総合的かつ計画的に推進しています。当該基本計画の推進に当たっては、「岩手県中小企業振興基本計画推進会議」を設置し、県の中小企業振興施策に関する中小企業経営者や商工指導団体などの御意見をいただきつつ検証する場を設けており、その御意見等を踏まえ、柔軟な見直しや翌年度の諸施策への反映を図っています。	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を</p> <p>10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。</p> <p>1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。省エネリフォーム、商店街リフォームも助成の対象として大規模に取り組むこと。</p>	県では、既存住宅の省エネ改修のための省エネ診断、計画策定及び改修工事に要する経費に対して補助金を交付する「住まいの省エネルギー改修推進事業」を実施しており、令和6年度からは、市町村と連携して既存住宅の省エネ改修のための補助を継続していくこととしています。	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 　10.住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 　2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。2022年度は、件数では86.1%、金額では65.6%にとどまっています。県の計画である件数で90%の目標を早期に達成すること。実態を調査・検証し改善をはかること。</p>	<p>中小企業の受注機会を確保するため、地元中小企業への優先発注を図るための地域要件の設定や、官公需適格組合の積極的な活用などを図っているほか、県各部局のみならず県内市町村に対して協力要請を行うとともに、国が主催する官公需確保対策地方推進協議会等の機会を通じて県の取組の周知を図るなど、中小企業向けの発注率が向上するよう努めています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 　10.住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。 　3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。</p>	<p>県営建設工事の発注に当たっては、発注金額に応じた等級区分を定めて入札参加資格者名簿を作成するとともに、入札執行を担当する出納局においても発注金額に応じた地域要件を運用するなど、地域の建設企業の受注機会の確保に配慮した発注を行っていますが、引き続き、他県の取組を参考に、地域の建設企業の振興に配慮した制度運用に努めています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 　11.大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など、下請けいじめをやめさせる取り組みを国と連携して強化すること。</p>	<p>国では、「下請中小企業振興法」に基づき取引適正化を図る従来からの取組に加え、経済の好循環実現に向けたサプライチェーン全体の取引適正化をより一層促進するため、「パートナーシップ構築宣言」の普及拡大等を進めています。県においても、令和5年7月、県内経済団体、労働団体及び行政機関の連名で「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」を行い、その参画機関における価格転嫁促進に向けた説明会の開催や「パートナーシップ構築宣言」を要件とする補助制度の創設などの取組を展開してきたところです。 今後においても、令和5年11月に国が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の活用促進について、国との連携の下、引き続き、経済団体等を通じた県内企業への周知を図るなど、取引適正化による県内企業の持続的な成長に向けた環境整備を進めています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 12、「コロナ・物価高騰で倒産させない」の立場で、ゼロゼロ融資の債務残高を別枠にし、新規融資が受けられるように金融機関と連携して取り組むこと。</p>	<p>県では、ゼロゼロ融資の取扱い終了後も、一般保証限度額とは別枠の保証も利用可能な「岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金」の取扱いを継続し、中小企業者の事業継続に必要な資金調達を支援しています。 また、令和6年度一般会計当初予算に「中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助」を措置し、引き続き、岩手県信用保証協会や金融機関等と連携して金融支援に取り組みます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】 岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金 30,567,099千円 中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助 225,000千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 13、「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し、商店街を守る対策を強化すること。</p>	<p>床面積が6,000㎡を超える特定大規模集客施設の立地に関しては、都市構造に与える影響などを勘案し、広域的な見地から適地への誘導など、適正な制度運用に努めています。 また、「まちづくり」の推進については、中心市街地活性化法における多様な主体による協議活動に参画、助言するなど市町村、商工団体等との連携を進めるとともに、中心市街地や商店街の活性化に向けた取組などへの助成などを通じて商店街を支援しています。 小売商業調整特別措置法は、小売商の事業活動の機会の適正な確保等を目的とし、中小小売業に関わる紛争解決のための措置を定めており、法に基づく調査の申し出があった場合には、適切に対応することとしています。</p>	商工労働観光部	経営支援課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 14、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。サラ金並みの金融機関のカードローンの実態を把握し規制を求めるここと。多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。</p>	<p>被害者救済については、県民生活センターにおいて相談員が消費者からの相談に応じているほか、多重債務者や若年者を対象とした弁護士相談会を実施して、解決に向けた支援を行っており、詐欺等の疑いがある相談の場合には、警察に取り次ぐ等の対応を行っています。 金融機関のカードローンについては、相談対応等を通じて情報を入手するとともに、関係行政庁や業界団体の動向を注視しています。 また、府内関係部局や岩手弁護士会、岩手県司法書士会などで構成する連絡会議を開催し、多重債務対策に関する情報交換を行い、関係機関との連携に努めています。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 四、消費税5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を 15、平泉と橋野鉱山、御所野遺跡の世界遺産登録と三陸復興国立公園、高田松原復興祈念公園・津波伝承館、三陸ジオパークの認定等の観光資源を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。復興支援ツアーや三陸鉄道を活用した震災教育旅行、世界遺産巡りなど沿岸・県北の観光対策を抜本的に強化すること。</p>	<p>県では、3つの世界遺産や三陸復興国立公園、高田松原復興記念公園・津波伝承館、三陸ジオパークなどの観光資源と本県ならではの体験プログラムを組み込んだ広域観光ルールの情報発信など、県内をより広く周遊、長く滞在する旅行商品の造成を促進しています。</p> <p>また、令和6年1月から3月までの3か月間、冬季観光キャンペーンを展開し、岩手の「自然・絶景」、「歴史・文化」、「食」等をテーマに各種プロモーション等を実施し、誘客拡大、広域周遊の促進等に取り組んでいます。</p> <p>さらに、教育旅行誘致説明会への参加や学校関係者の招請など、三陸地域への教育旅行の誘致拡大に向けたバスの運行支援など、三陸沿岸地域への誘客に取り組んでいるところであり、今後も三陸沿岸道路などの復興道路を活用し、三陸各地への周遊・滞在型観光の促進に取り組んでいくこととしています。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三陸観光地域づくり推進事業費 19,126千円 ・いわて観光キャンペーン推進協議事業費 22,583千円 ・いわて教育旅行誘致促進事業費 11,900千円 	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。 1、酪農・畜産危機打開、コメ暴落を止め、農業と農家を守る緊急対策を講じること。 1) 飼料代・肥料代、燃料高騰分を含め国が全額補填するよう強く求めること。県として独自の支援策を講じ、離農することがないよう必要な対策を講じること。</p>	<p>県では、これまで、全国知事会と連携しながら、国に対し、生産資材等の価格高騰対策の拡充などを提言するほか、農業経営の安定に向け、肥料や飼料の価格上昇分を補填する国事業の活用を進めるとともに、県独自に、肥料や飼料の購入費、肥料コスト低減に必要な機械導入、農業共同利用施設の省エネ化への支援などを実施してきたところです。</p> <p>農業生産資材の価格は低下傾向にあるものの、令和5年12月現在の価格は、高騰前の令和2年と比べ、肥料、飼料とも約4割高く、依然として、農業経営に大きな影響を与えています。</p> <p>このため、これまで措置した支援を迅速かつ確実に実施するとともに、化学肥料の使用量を低減する堆肥等の活用や、飼料基盤を積極的に活用した自給飼料の生産拡大を推進しており、引き続き、農業経営の安定が図られるよう、取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>1、酪農・畜産危機打開、コメ暴落を止め、農業と農家を守る緊急対策を講じること。</p> <p>2) コメの需給や価格の安定に政府が責任を果たすこと。米価に「不足払い」制度を導入し、当面、個別所得補償を復活すること。余剰米については国が責任をもって余剰在庫を買い上げ、生活困窮者や海外への支援に回すこと。</p>	<p>米の生産流通は、都道府県単位では完結せず、国全体での対応が必要であることから、県では、国に対し、国主導による実効的な過剰米への対策などの対策を推進するよう、繰り返し要望しています。</p> <p>なお、JAなど集荷団体と実需者等が連携し、子ども食堂等の生活弱者に米を提供する場合に、その経費を全額支援するなどの事業が実施されており、こうした支援策の情報を関係団体等に提供していきます。</p>	農林水産部	流通課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>1、酪農・畜産危機打開、コメ暴落を止め、農業と農家を守る緊急対策を講じること。</p> <p>3) 水田での主食用米以外の増産に力を入れること。飼料用稻の生産拡大とともに、水田の乾田化・汎用化と合わせて麦・大豆・飼料作物などの増産に思い切って取り組むこと。主食用米との収益性の格差を是正するために、水田活用交付金の削減は中止し拡充すること。</p>	<p>県では、需要に応じた米生産と併せ、水田を最大限に活用し、気象や立地条件等、地域の実情を踏まえた転換作物の作付拡大を推進しています。</p> <p>また、県では、国に対し、生産者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、地域の実情を十分に踏まえた運用とすることや、必要な予算を十分に措置するよう要望しており、引き続き、必要な対応を国に求めていきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>1、酪農・畜産危機打開、コメ暴落を止め、農業と農家を守る緊急対策を講じること。</p> <p>4) 国内で必要のないミニマムアクセス米は、高額での全量輸入の義務はなく、きっぱり廃止すること。</p>	<p>県では、ミニマムアクセス米について、主食用への仕向け量が増大した場合、主食用米の価格低下が懸念されることから、国に対し、国内需要に影響を及ぼさないための対策を講じるよう、繰り返し要望しています。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>1、酪農・畜産危機打開、コメ暴落を止め、農業と農家を守る緊急対策を講じること。</p> <p>5) 収入保険制度については、対象者を青色申告者(2割)に限定するのをやめ、農業者の保険料負担を軽減し、基準となる収入も生産コストと関連させるなどの改善を図ること。</p>	<p>県では、国に対し、収入保険制度について、原材料価格高騰を踏まえた農業経営への補てんなど、農業者の視点に立って見直しを行うとともに、農業保険以外の制度も含めた見直し等を行う際には、農業者のニーズ等を十分に踏まえた上で、総合的かつ効果的なセーフティネットの構築を図るよう要望しています。今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて、国へ要望していきます。</p>	農林水産部	団体指導課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>1、酪農・畜産危機打開、コメ暴落を止め、農業と農家を守る緊急対策を講じること。</p> <p>6) 米の消費拡大に本格的に取り組むこと。学校給食の米飯給食は週4日以上をめざし日本型食生活の定着をめざすこと。県立病院はもとより民間の病院、ホテル・旅館、レストラン、民間事業者の社員食堂、保育園などで県産米の活用を進めること。</p>	<p>県では、関係団体や市町村等と連携し、県内の学校給食への県産米の利用について取組を進めてきており、これまで、週当たり平均4.1回の米飯学校給食が実施されているところです。</p> <p>引き続き、県産米の利用が拡大、定着していくよう、地産地消の推進や県産米をはじめ地場の農林水産物の活用に向け、市町村の地産地消計画の策定・実践を支援するとともに、地産地消給食実施事業者の拡大に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。 1、酪農・畜産危機打開、コメ暴落を止め、農業と農家を守る緊急対策を講じること。 7) 環境保全型農業、有機農業に本格的に取り組み、学校給食等での活用を図ること。	県では、市町村と共同で策定した「岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」に基づき、有機農産物等の栽培技術の指導者や市町村が行う有機農業の产地づくりへの支援などに取り組んでおり、今後も、有機農業などの環境保全型農業を推進していきます。 また、給食事業者への食材情報の提供や加工事業者とのマッチング支援など、市町村や関係団体と連携し、学校給食等での利用促進に取り組んでいきます。	農林水産部	農業普及技術課 流通課	B 実現に努力しているもの
	学校給食で使用する食材については、価格や安定的な供給等を総合的に勘案し、各市町村等において選定しているところであり、県教育委員会では、学校給食等における有機農産物の活用を支援する国の事業につきまして、各市町村教育委員会に周知を図ってきたところです。 今後も、各市町村に対し国の補助事業や県内の助成事例の情報提供を行うほか、農林水産部と連携し、栄養教諭等への理解醸成に向けた研修を開催するなど、学校給食への効果的な利用促進の支援に取り組んでいきます。		教育委員会事務局	保健体育課
【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。 2、日米貿易協定、日欧EPAなど、食料輸入自由化路線の中止を求める。食料主権を保障する貿易ルールの確立を求める。	県では、国に対し、地域のあらゆる産業が将来にわたり持続的に発展できる貿易ルールの確立や、国民生活や経済活動に及ぼす影響等の十分な情報提供、本県の基幹産業である農林水産業の体质強化等に向けた施策の着実な実施などについて、機会あるごとに要望してきたところです。 今後も、国民の不安や懸念を払拭し、農林漁業者等が安心して経営を継続できるよう、国の責任において万全の対策を講じるよう求めていきます。	ふるさと振興部	国際室	B 実現に努力しているもの
	県では、国に対し、地域のあらゆる産業が将来にわたり持続的に発展できる貿易ルールの確立や、国民生活や経済活動に及ぼす影響等の十分な情報提供、本県の基幹産業である農林水産業の体质強化等に向けた施策の着実な実施などについて、機会あるごとに要望してきたところです。 今後も、国民の不安や懸念を払拭し、農林漁業者等が安心して経営を継続できるよう、国の責任において万全の対策を講じるよう求めていきます。		農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>1) 国連「家族農業の10年」(2019~2028年)の趣旨を踏まえ、家族農業の役割を評価し、岩手の実情に合った家族農業の推進を図ること。</p>	<p>本県の農業経営は、約97%が家族経営体であり、家族経営体は、本県の農業生産や農業・農村の多面的機能の維持などに重要な役割を果たしていると認識しています。</p> <p>県では、「いわて県民計画(2019~2028)」に基づき、農村の活性化に向けて、小規模・家族経営などの地域を支える多様な生産者による農業・農村を維持する取組を推進しており、今後も、本県の農業・農村を支える家族農業の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>2) 大小多様な家族経営の育成・支援を基本に、農業を続けたいと願うすべての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。</p>	<p>本県の農業経営は、経営体の約97%が家族経営体であり、農業生産の重要な役割を担うとともに、国土の保全や地域文化の伝承など、農業・農村の多面的機能の維持に大きく寄与しています。</p> <p>県では、「いわて県民計画(2019~2028)」に基づき、地域農業をけん引する経営体を育成するほか、多くの小規模・家族経営を中心とする集落営農組織等の経営規模の拡大や生産活動の効率化を進めるとともに、活力ある農山漁村づくりに向け、小規模・家族経営などの地域を支える多様な生産者による地域の農業・農村を維持する取組を推進することとしており、今後も、本県の農業・農村を支える家族経営体の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>3) 地域農業を支えている大規模経営や集落営農を支援すること。</p>	<p>県内では、販売額3千万円以上の経営体数が着実に増加するとともに、多くの小規模・家族経営を中心とする集落営農組織の法人化などが進んでおり、こうした動きを加速化させていくことが必要と考えています。</p> <p>このため、県では、関係機関・団体と連携しながら、いわてアグリフロンティアスクールによる経営感覚の醸成や、岩手県農業経営・就農支援センターによる法人化・多角化に向けた専門家の派遣、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化、機械・施設の整備やスマート農業技術の導入など、経営力の向上や経営規模の拡大を支援しています。</p> <p>今後も、地域農業をけん引する経営感覚に優れた経営体の育成に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>4) 青年就農給付金事業は、農地集積をめざす「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学校の施設整備と教育・研修の拡充をはかること。</p>	<p>青年就農給付金事業(現在の事業名は、新規就農者育成総合対策)は、就農前の研修や早期の経営確立を支援するため、次世代を担う意欲ある新規就農者を対象としています。</p> <p>交付要件については、これまでの国への要望の結果、親の経営と同一作物であっても、新技術導入等の取組を行うことで、親元就農の場合でも経営開始資金の交付対象となるなど、要件が緩和されました。</p> <p>また、令和4年度から、経営発展のための機械・施設等の導入を支援する経営発展支援事業が創設されるなど、新規就農者に対する支援は拡大しています。</p> <p>新規就農者に対しては、県立農業大学校や先進農家での実践研修、農業改良普及センターによる就農後の生産技術・経営指導など、経営発展段階に応じたきめ細かな支援を実施しており、今後も、市町村等と連携しながら、新規就農者の確保・育成に取り組んでいきます。</p> <p>県立農業大学校については、GAPやスマート農業を学べるよう教育・研修を拡充してきたところですが、国の予算措置の状況や県の財政状況などを踏まえながら、計画的に施設整備を進めるとともに、今後も、学生や就農希望者のニーズを踏まえ、カリキュラムや研修内容の充実に努めていきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。</p> <p>5) 株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。</p>	<p>株式会社の農地取得等については、農地法に基づき、農地所有適格法人又は農地所有適格法人以外の一般法人にあっては解除条件付きで借りる場合に限り、権利取得が可能とされています。</p> <p>県としては、担い手への農地集積・集約化を推進していく上で支障が生じることがないよう、農地所有適格法人の要件緩和に係る国の検討状況を注視しながら、必要に応じて国へ要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】</p> <p>五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>4、農業予算を岩手の基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。</p>	<p>県では、国に対し、水田活用の直接支払交付金を恒久的な制度とともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しており、引き続き、必要な対応を国に求めていきます。</p> <p>畜産物に関する国の経営安定対策については、TPP協定の発効に伴い、平成30年12月に「肉用牛肥育経営安定交付金制度」などが法制化により恒久的な制度となり、また、県では、国の「肉用子牛生産者補給金制度」や「肉豚経営安定交付金制度」の生産者負担金に対する支援を行い、引き続き、畜産農家の経営安定に向けた支援に取り組みます。</p>	農林水産部	農産園芸課 畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。</p> <p>1) 東京電力福島第一原発事故による放射能汚染による原木シイタケ、キノコ、山菜等の出荷規制の早期解除を求める。早期の全面賠償を強く求めること。</p>	<p>県では、出荷制限を受けていた原木シイタケ生産者の意向を確認しながら、解除に必要なほど場の環境整備や放射性物質検査等を実施しています。</p> <p>また、出荷制限の対象となっている野生のこ・山菜類については、関係市町と連携し、解除に必要な放射性物質濃度の経年変化の検査を継続して実施するとともに、国に対しても支援を要望しています。</p> <p>賠償については、東京電力に対し、実態に即した十分な賠償が早期に行われるよう申入れを行うとともに、国に対しても、東京電力を指導するよう要望しており、引き続き、こうした取組を進めていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。</p> <p>2) 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。</p>	<p>輸入食品については、国が輸入食品監視指導計画に基づき、検疫所に食品衛生監視員を配置し、原産国名を表示する必要がある加工食品等の監視指導及びモニタリング検査の体制を整備し、その安全性を担保しています。</p> <p>県では、食品衛生監視指導計画に基づき、県内に流通する輸入食品の安全確保対策として、残留農薬や食品添加物などの検査を行うとともに、輸入事業者の監視指導や自主衛生管理の支援等を図り、輸入食品の安全確保に努めているところです。</p> <p>また、食品表示については、県民が食品を選択するための重要な情報であることから、輸入食品や生鮮食品等に関する原産地等の点検・指導・収去検査等を実施し、適正な表示の普及・定着を推進します。</p> <p>なお、平成7年に製造年月日から、期限表示に改正されていますが、この改正の趣旨は、食品の製造・加工技術の進歩等を踏まえ、食の安全を確保する上で品質保持が可能な期限の表示を行うことが、消費者にとって有用であるとの判断によるものであることを御理解願います。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。</p> <p>3) 地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場のコメや農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。</p>	<p>県では、地産地消や食の安全を重視した地域づくりと、地場の農林水産物の活用に向け、市町村の地産地消計画の策定・実践を支援するとともに、地産地消給食実施事業者の拡大に取り組んでいます。</p> <p>また、地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売の促進に向け、商品開発や販路拡大等に知見を有する専門家の派遣による農林漁業者等への支援や、6次産業化に取り組む生産者や加工事業者と小売業者等との交流会を開催しています。</p> <p>今後も、農林水産物の地産地消の推進や高付加価値化に向けた取組を進めています。</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。</p> <p>4) 国内各地で発生している鳥インフルエンザの全国一斉消毒措置など各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること。豚熱・口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。</p>	<p>県では、畜産農家に対し、飼養衛生管理基準の遵守と飼養家畜に異常が見られた場合の家畜保健衛生所への早期通報を指導するとともに、捕獲した野生いのししや死亡した野鳥のウイルス検査を行うなど、野生鳥獣を対象とした家畜伝染病の監視に取り組んでいます。</p> <p>また、いわて花巻空港において、外国人旅行者の肉製品の持込検査や靴底消毒の実施など、水際対策の徹底を図っています。</p> <p>豚熱については、令和3年6月に、国が本県を豚熱のワクチン接種推奨地域に指定したことを受け、豚熱ワクチンの接種に取り組んでいます。</p> <p>県内に家畜伝染病が発生し、防疫措置が必要となった場合は、「岩手県危機管理対応方針」に基づき、知事を本部長とする対策本部を設置し、殺処分や埋却、移動制限措置等に取り組むこととしており、畜産農家に対しては、埋却に備え、家畜伝染病予防法に基づき、あらかじめ埋却地を確保するよう指導しています。</p> <p>家畜伝染病により被害を受けた家畜所有者には、家畜伝染病予防法に基づき、手当金等が国から交付されることとなっており、県では、交付手続が速やかに行われるよう努めています。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。</p> <p>5) 米国産牛肉の輸入を30カ月齢まで規制緩和したことに反対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。</p>	<p>厚生労働省では、食品安全委員会が平成24年10月に「米国、カナダ、フランス及びオランダに係る国境措置に関し、月齢制限の規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」と評価して答申したことを踏まえ、平成25年2月1日から米国産牛肉の輸入を30か月齢まで引き上げました。</p> <p>また、同委員会が平成28年8月に「48か月齢超の健康牛のBSE検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」と答申したことを踏まえ、平成29年4月1日から健康牛のBSE検査を廃止しました。</p> <p>県では、同委員会の評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われたものと認識しており、国内での発生リスクに対する国際的な評価、農業団体の意見や県民の科学的評価に対する理解等を総合的に勘案し、全国の自治体と足並を揃えて健康牛のBSE検査を廃止したものです。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。 5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。 6) ニホンジカ等の鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。電気柵設置の効果が表れており「シカ防護網等設置事業」(県単)を拡充すること。「鳥獣被害防止総合支援事業」(国の補助事業)、「鳥獣被害防止総合交付金」(国庫)の拡充を求める。ニホンジカ等の個体管理を徹底し野生獣の防除と捕獲を強化すること。	県では、ニホンジカの県内全域を対象とした捕獲情報の収集などのモニタリング調査を実施し、生息状況や生息密度などの把握に取り組むとともに、狩猟期間の延長や有害捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するなどの取組を強化しています。 今後も、モニタリング調査等の結果を踏まえ、適切な個体数管理に取り組むとともに、市町村や関係機関等と連携しながら、鳥獣被害防止対策の充実強化に取り組んでいきます。	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
	県では、市町村が鳥獣被害防止計画に基づき実施する有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置などの対策を支援するとともに、積雪に強い恒久電気柵の普及や鳥獣被害対策研修会の開催などに取り組んでいます。 電気柵については、設置したほ場で被害額が激減するなど効果が認められていることから、国の「鳥獣被害防止総合交付金」を活用した設置を支援しており、引き続き、国に対し、十分な予算の確保を要望していきます。			
【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 1) 植林後50年程度で伐採する短伐期一辺倒を見直し、地域の森林資源の実態に対応し、長伐期や複層林など多様な施業方式を導入し、持続可能な林業を進めること。自伐型林業を担い手として位置づけ、森林・山村多面的機能発揮対策交付金の拡充などを支援すること。	県では、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の管理を推進していくため、県内の民有林について、地域森林計画を策定し、環境の保全や資源の循環利用に配慮した多様な施業方法に関する指針を定めています。 また、小規模で行う林業事業者を森林組合や林業事業体とともに地域林業を支える多様な担い手として位置付け、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、里山等の森林整備活動等を支援しています。 今後も、持続可能な林業の実現が図られるよう、引き続き、地域の実態に応じた適切な森林整備を進めていきます。	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 2) 外材依存政策を転換し、かろうじて残されていた製材や集成材などの関税撤廃を受け入れた日欧EPA、TPP11の中止を求める	県では、国に対し、地域産業が将来にわたり持続的に発展できる貿易ルールの確立や、TPP11や日EU・EPAに関して十分な情報提供や万全の対応などについて、機会あるごとに要望してきたところです。 今後も、本県の基幹産業である農林水産業が持続的に発展していくことができるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう国に求めています。	ふるさと振興部	国際室	D 実現が極めて困難なもの
	県では、国に対し、地域産業が将来にわたり持続的に発展できる貿易ルールの確立や、TPP11や日EU・EPAに関して十分な情報提供や万全の対応などについて、機会あるごとに要望してきたところです。 今後も、本県の基幹産業である農林水産業が持続的に発展していくことができるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう国に求めています。	農林水産部	農林水産企画室	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>3) 森林整備、間伐の取り組みを抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。</p>	<p>県では、豊富な森林資源の循環利用を図るために、伐採跡地への再造林や原木供給のための間伐材生産、効率的な森林整備に不可欠な路網の整備等を支援しており、引き続き、再造林や間伐等の森林整備が適切に行われるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、令和5年3月に策定した「第2期岩手県県産木材等利用促進行動計画」において、令和5年から令和8年度までの公共施設・公共工事における木材利用の目標を7,500m³と定めるとともに、県が整備する低層の公共施設の木造化率100%を推進目標に掲げ、率先して木材利用に取り組んでいます。</p> <p>さらに、住宅分野での県産木材の利用を促進するため、令和3年度から、「いわて木づかい住宅普及促進事業」により、県産木材を使用した住宅の新築やリフォームを支援しており、令和6年度においても、引き続き、取り組むこととしています。</p> <p>今後も、県が率先して公共施設整備等における県産木材の利用を推進するとともに、住宅等における県産木材の利用が一層促進されるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	森林整備課 林業振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>県営住宅や公共施設の整備にあたっては、県産木材を使用すること等について特記仕様書に盛り込んでいるところです。</p> <p>また、林業振興課が実施する県産木材利用を推進する住宅への補助事業と連携し、省エネ性能を有する岩手らしさを備えた岩手型住宅の新築及び性能向上リフォームに対して助成を行う、「住みたい岩手の家づくり促進事業」を実施し、県産木材の利用の促進を図っているところです。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県立学校施設の改築、大規模改修に当たっては、「岩手県県産木材等利用促進基本計画・行動計画」に基づき、構造部材や内装材等を県産材とするよう取り組んでいます。</p> <p>市町村立学校の施設環境の改善については、国庫補助制度の活用等について、市町村の実態に即した助言をしていくとともに、国へ十分な予算が確保されるよう働きかけを行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>4) 「いわて森林づくり県民税」の取り組みに当たっては、森林所有者との連携を強化し、間伐(混交林誘導伐)とともに植栽にも積極的に取り組むこと。林業労働者の待遇改善と確保に取り組むこと。被害木、枯れ死木等の伐採処理など新規事業に積極的に取り組むこと。</p>	<p>(県民税の取組)</p> <p>県では、「いわての森林づくり県民税」を財源とし、公益上重要で管理が行き届かない森林について、公益的機能の高い森林へ誘導するための間伐などを実施しています。</p> <p>また、森林を取り巻く情勢の変化に対応するため、令和3年度からは、公益上重要な伐採跡地への植栽などの取組を拡充したほか、台風や大雪などの被害木の除去や倒木の恐れのある枯死木の伐倒処理の支援などに取り組んでいます。</p> <p>令和6年度においても、林業関係団体や林業事業体と連携を図りながら、施工可能な森林を確保し、計画的に整備を進めていきます。</p> <p>(林業労働者の待遇改善と確保)</p> <p>県では、(公財)岩手県林業労働対策基金が行う新規就業者の確保に向けた就職相談会の開催や森林施設に必要な技術研修、林業事業体の就業条件の改善や事業の合理化に向けた取組等を支援するとともに、林業就業者の確保・育成に向けて「いわて林業アカデミー」を開講し、林業への就業を希望する若者に対し、森林・林業の知識や技術の体系的な習得を支援し、将来的に林業経営体の中核を担う現場技術者を養成しています。</p> <p>また、県では、地域の森林経営管理の主体となる「意欲と能力のある林業経営体」の育成に向け、経営セミナーの開催や経営体が抱える課題解決に向けた専門家派遣等の実施により、経営力・技術力の向上を支援しています。</p> <p>今後も、これらの取組を継続し、林業労働者の待遇改善や安定的・継続的な確保・育成に努めています。</p>	農林水産部	林業振興課 森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。</p> <p>5) 「ウッドショック」に対応できる国産材・県産材の安定供給体制を確立すること。</p>	<p>県では、森林施設の集約化や高性能林業機械の導入支援等による原木の安定供給に向けた取組を進めているほか、加工能力が高く、多くの木材製品を製造する製材・合板工場の整備の支援など、高品質な木材の供給体制の整備を促進しています。</p> <p>引き続き、森林組合や木材加工事業体が必要とする原木の安定供給に向け、国庫補助事業を活用し、木材の供給体制の整備を支援するほか、原木の生産段階、木材の加工段階、住宅建築等での木材の利用段階それぞれの需給情報を共有するなど、林業・木材産業に携わる関係者と連携を強化し、木材の安定供給に向けた体制の構築に努めています。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 6) 現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。</p>	<p>林道については、市町村森林整備計画で計画されている路網整備等推進区域において、重点的に整備を進めています。 「大規模林道(旧緑資源幹線林道)」については、独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い、残区間の線形及び幅員を見直した上で、森林整備や木材生産の効率化のための林道として、県が整備しています。</p>	農林水産部	森林保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 7) 森林を大規模に伐採する太陽光発電は見直し、環境アセスメントの実施を義務付けること。木質バイオマス発電などの施設は、外材依存ではなく、地域の資源量に即した配置とすること。</p>	<p>太陽光発電の導入に伴い土砂流出や濁水の発生等の問題が全国的に発生していることを受け、国では、令和2年4月より太陽光発電事業を環境影響評価法に基づく環境影響評価(環境アセスメント)制度の対象としたところであり、県においても、国の動きを踏まえ、法対象以下の一定規模以上の事業(事業敷地面積が20haを超えるもの)について、同じく令和2年4月より、岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度の対象としました。</p> <p>県内に5施設ある木質バイオマス発電施設では、発電事業者と素材生産団体との安定取引に関する協定に基づき供給された地域材を活用しています。 県では、木質バイオマス発電事業者の原木集荷の状況を把握するとともに、素材生産団体等と原木供給に係る情報共有を行っており、引き続き、木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けて取り組んでいきます。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 8) 林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。</p>	<p>県では、林業就業者の確保・育成に向けて「いわて林業アカデミー」を開講し、林業への就業を希望する若者に対し、森林・林業の知識や技術の体系的な習得を支援し、将来的に林業経営体の中核を担う現場技術者を養成するとともに、(公財)岩手県林業労働対策基金が行う新規就業者の確保に向けた就職相談会の開催や森林施業に必要な技術研修、林業事業体の就業条件の改善や事業の合理化に向けた取組等を支援しています。</p> <p>また、流通・加工体制の確立については、令和5年3月に策定した「第2期岩手県県産木材等利用促進行動計画」に基づき、県産木材等の適切な供給の確保に向け、高性能林業機械と林内路網との組み合わせによる低コスト素材生産を促進するとともに、県産木材の安定供給体制を構築するなど、林業・木材産業の再建に向けて取り組んでいます。</p>	農林水産部	森林整備課 林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 9) 「緑の雇用事業」や「緑の青年就業準備給付金」事業を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成と定着に取り組むこと。</p>	<p>県では、(公財)岩手県林業労働対策基金が行う「緑の雇用」事業により、新規就業者の確保に向けた就職相談会の開催や森林施業に必要な技術研修、林業事業体の就業条件の改善や事業の合理化に向けた取組等を支援しています。</p> <p>また、「いわて林業アカデミー」の研修生に「緑の青年就業準備給付金」を給付し、森林・林業の知識や技術の体系的な習得を支援しています。</p> <p>今後も、これらの取組を継続し、林業就業者の育成と定着に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。 6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。 10) 国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業体の育成を図るよう国に強く求めること。</p>	<p>国では、森林の管理運営について、森林法に基づく森林計画制度の下、国有林の地域別の森林計画を策定しており、策定に当たっては、県の意見を聴取するなど、計画内容の調整を図っているほか、パブリックコメント等により、市町村や関係機関、地域住民等からの意見聴取を行い、地域の声を反映した計画としています。</p> <p>県では、民有林と国有林の森林・林業施策等に関する情報を共有するため、東北森林管理局と共同で定期的に森林・林業政策連絡協議会や技術交流発表会を実施するなどの取組を行っており、今後も、国による地域の声を反映した計画策定が図られるよう、国との情報共有に取り組んでいきます。</p> <p>また、県では、国に対し、林業を担う経営体や人材の育成・確保に向けた施策を充実するよう要望しており、今後も、地域の林業事業体の育成が図られるよう、国へ強く働きかけていきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>1) サケ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種の記録的な大不漁に対し、科学的な調査の実施と漁業・水産業振興に対する緊急対策を講じること。多様な漁業資源の活用・魚種転換と商品開発、販路の拡大、新たな養殖事業等に思い切った支援策を講じること。</p>	<p>近年のサケ漁の不振は、稚魚放流時期や沿岸からオホーツク海に至る間の稚魚の減耗が要因の一つと考えられており、資源量の回復に向けて、県では、国等の研究機関と連携し、減耗要因に関する調査を実施しているほか、生残率が高いとされる大型で遊泳力の高い強靭な稚魚の生産技術の普及や、高水温耐性を持つ稚魚の生産技術の開発に取り組んでいます。</p> <p>サンマやスルメイカなどの資源については、適切な管理を行うため、国の研究機関等と連携し、資源状況の把握に取り組んでいます。</p> <p>また、県では、多様な資源の活用、魚種転換と商品開発、販路拡大に向け、近年、漁獲量が増加しているマイワシ等の利用を促進するため、新たな販路・物流モデルの構築、水産加工原料確保に関するセミナーや各種商談会などを開催し、商品開発や販路拡大を支援しています。</p> <p>さらに、海洋環境の変化に左右されにくく、安定した生産が見込める養殖業を振興するため、アサリの養殖やサケ・マス類の海面養殖への支援など、本県のつくり育てる漁業をより一層推進していきます。</p> <p>引き続き、関係機関と連携しながら、主要魚種の水揚げ回復に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>2) ワカメ、コンブ、アワビ、ウニ、ホタテガイ、カキなどつくり育てる漁業の再建をはかること。</p>	<p>ワカメ、コンブ、ホタテ等の養殖生産については、養殖業者の減少やホタテガイの貝毒発生による出荷自主規制などで生産量が減少していますが、県では、海藻や貝類の養殖生産量の回復を図るために、漁協と連携し、意欲ある漁業者の生産規模拡大や漁協自営養殖の推進、省力化機器の導入に取り組んでいるほか、水温変化に強い大型のワカメ人工種苗の開発・普及やサケ・マス類の海面養殖などに取り組んでいきます。</p> <p>また、アワビ、ウニの増産については、藻場の造成などの磯焼け対策、漁港内のウニの蓄養などの取組拡大を支援していきます。</p> <p>引き続き、本県のつくり育てる漁業を推進していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>3) 新型コロナ禍による魚価の低迷、販路の喪失、物価高騰などに対し、漁業経営維持のための給付金を充実させ、生産と流通機能の維持・充実を図ること。</p>	<p>国の漁業収入安定対策では、漁業共済や積立ふらすにより、水揚金額が減少した漁業者の収入補填を行っており、県では、漁業者の経営維持に向け、国に対し、漁業収入安定対策事業の十分な予算の確保を要望しています。</p> <p>一方で、漁船漁業のように漁業共済の加入率が低い漁業種類もあることから、引き続き、漁業共済組合と連携し、共済加入を促進していきます。</p> <p>また、事業再構築補助金などの国の支援制度について、漁業者等への周知を図っており、引き続き、漁業者の経営維持に向けた情報発信に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>4) サケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。</p>	<p>サケ資源の回復に向けては、人工ふ化放流によって資源造成を図りながら持続的に展開しており、県内の様々な漁業や関係する道県を含めた広域的な漁業の調整を行いながら、今後も、資源の公平配分に努めています。</p> <p>また、定置漁業権の免許については、引き続き、適切に対応していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>5) 2022年「小規模伝統漁業・養殖業に関する国際年」の取り組みを継続し、小型漁船漁業の復興・再生と具体的な振興策を講じること。</p>	<p>小型漁船漁業は、主要魚種の資源量減少から、漁業経営は厳しい状況に置かれており、県では、小型漁船漁業の復興・再生に向け、近年、漁獲量が増加しているマイワシについて、令和元年度から、小型漁船漁業による試験操業を実施しています。</p> <p>また、漁獲量の回復に向け、水産資源の適切な管理を行うため、国の研究機関等と連携し、資源状況の把握に取り組んでおり、これらに要する経費を令和6年度一般会計当初予算に計上しています。</p> <p>今後も、資源評価や適切な資源管理措置を講じていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。 7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 6) 新規漁業就業者支援制度を充実させること。県としても水産アカデミーの卒業後の就労と自立への支援を強化し、漁業の担い手対策を強化すること。</p>	<p>県では、「いわて水産アカデミー」を核とした、意欲ある新規漁業就業者の確保・育成に取り組んでいるほか、国の制度である次世代人材投資(準備型)事業の就業準備資金や長期研修支援事業を活用し、アカデミー研修生・修了生の就労と自立への支援に取り組んでいます。 今後も、これらの取組を支援し、漁業の担い手の確保・育成に努めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。 7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。 7) 改正漁業法の問題点を明らかにし、漁業者の意見を反映させながら実施すること。</p>	<p>漁業法の改正に伴い、新たな制度の運用に当たっては、漁業者や漁業関係団体の経営に影響を与えないような配慮が必要と認識しています。制度改正の内容等については、国とも連携しながら、必要に応じて、漁業者向け説明会の開催などにより丁寧な説明に努めてきたところであり、今後も、漁業者の意見を参考にしながら、適切な運用となるよう対応していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。</p> <p>7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。</p> <p>8) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。福島原発事故の汚染水の海洋投棄に反対すること。(再掲)</p>	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であるとした報告書を踏まえ、国において決定したものです。また、その安全性について、県としては、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権行使する国の原子力規制委員会において、科学的根拠をもって判断されるべきものと考えており、その判断においては、安全性が確保される方法により、確実に処理が行われること、原子力安全分野における国際的な基準の策定等に関する権限を有するIAEA(国際原子力機関)による安全性の確認・評価と情報発信が行われることが重要であると考えています。</p> <p>なお、東京電力では、国の「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、公募等を実施し、トリチウムの分離技術など、安全・安心な処理技術の研究が進められています。</p> <p>ALPS処理水の処分は、東日本大震災津波からの復興の取組、本県の自然環境、漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないというのが一貫した県の考え方であり、政府予算要望をはじめ様々な機会を捉えて、ALPS処理水の処分に関する安心と安全の確保等を国に要望してきたところです。令和5年度においては、5月に国に対し、県、岩手三陸連携会議(沿岸13市町村で構成)及び県漁業協同組合連合会の三者で、「風評被害を発生させない安全・安心な処理技術の更なる研究開発の推進」を要望したほか、6月の政府予算提言・要望において、「処理技術の研究開発を推進するとともに、実用化できる処理技術が確認された場合の活用」等について要望を行ったところです。今後においても、ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保について、しっかりと行うよう、引き続き、求めていきます。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	復興防災部	復興危機管理室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>県では、これまで、東京電力や国に対し、影響を受けた漁業者等の損害については、被害の実態に即して迅速かつ確実に賠償を行うよう求めてきたほか、新鮮で安全・安心な美味しい県産水産物の消費拡大に向け、県内外の量販店や飲食店と連携したフェア等を開催しています。</p> <p>また、影響を受けた水産物の需要喚起に向けた新たなビジネスモデルの構築に要する経費を令和6年度一般会計当初予算に計上しており、今後も、本県の漁業者等が不安を抱えることなく安心して漁業を継続できるよう、関係機関・団体と連携しながら取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を</p> <p>1、2030年度までに温室効果ガス削減量を57%削減する県の地球温暖化対策実行計画改定の具体化を図り、県民・事業者、市町村との連携を強化して、気候危機打開に本格的に取り組むこと。</p> <p>1) 気候危機打開の緊急性と重要性を行政と県民、事業者、市町村が共有し、力を合わせて2030年までに温室効果ガス排出量を57%削減する第二次岩手県地球温暖化対策実行計画を推進すること。</p>	<p>第2次岩手県地球温暖化対策実行計画に掲げる目標達成のための取組の推進においては、知事を本部長とした「岩手県地球温暖化対策推進本部」を中心とした全庁的な施策推進体制や、「温暖化防止いわて県民会議」による産官学金一体となった取組、「県市町村GX推進会議」による県と市町村の連携等により、地域経済と環境に好循環をもたらす、持続可能な脱炭素社会の実現に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を</p> <p>1、2030年度までに温室効果ガス削減量を57%削減する県の地球温暖化対策実行計画改定の具体化を図り、県民・事業者、市町村との連携を強化して、気候危機打開に本格的に取り組むこと。</p> <p>2) すべての市町村が「実行計画」(区域施策編)の策定を求められており、2050年のCO2排出「実質ゼロ」や30年までの県の57%削減に呼応した実行計画を、住民参加で策定するよう県として支援すること。</p>	<p>地球温暖化対策推進法に基づき、実行計画(区域施策編)を策定しようとするときは、あらかじめ、住民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。</p> <p>計画策定については、県市町村GX推進会議により先行事例の情報共有等を図るほか、計画策定に要する費用の一部を補助するなど、県としても積極的に支援しております、今年度末までには計16市町村で策定済みとなる見通しになっています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 　1、2030年度までに温室効果ガス削減量を57%削減する県の地球温暖化対策実行計画改定の具体化を図り、県民・事業者、市町村との連携を強化して、気候危機打開に本格的に取り組むこと。 　3) 県民と各分野の事業者、団体が、温室効果ガス57%削減目標を共有し、協力して省エネルギーと再生可能エネルギーの導入取り組むこと。</p>	<p>岩手県地球温暖化対策実行計画の推進においては、全県的な団体・機関で構成する「温暖化防止いわて県民会議」を中心に、構成団体相互の連携や協働によって、地球温暖化を防止する具体的な行動に取組む県民運動を展開しています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 　1、2030年度までに温室効果ガス削減量を57%削減する県の地球温暖化対策実行計画改定の具体化を図り、県民・事業者、市町村との連携を強化して、気候危機打開に本格的に取り組むこと。 　4) 全庁的な推進本部、各界が参加する県民運動の推進本部を設置し取り組むこと。</p>	<p>県では、知事を本部長とし、副知事、各部局長等で構成する「岩手県地球温暖化対策推進本部」を設置して、地球温暖化対策の推進に向けて、全庁的な施策推進の取組の強化や関係部局による連携を図っています。 また、全県的な団体・機関で構成する「温暖化防止いわて県民会議」を中心とした体制を拡充強化し、構成団体相互の連携や協働によって、地球温暖化を防止する具体的な行動に取り組む県民運動を展開しています。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 　2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと 　1) 電力分野、産業分野、運輸・交通分野、都市・住宅、自治体の各分野で、省エネ・再エネの具体的な計画を持ち、具体的な支援策も講じ、社会システムの改革をめざすこと。</p>	<p>岩手県地球温暖化対策実行計画では、県全体の削減目標に加え、家庭・産業・運輸等の各部門における削減目標と、その達成に向けた施策を掲げています。 取組の推進に当たっては、「温暖化防止いわて県民会議」や「県市町村GX推進会議」の枠組も活用しながら、地域経済と環境に好循環をもたらす脱炭素社会の実現を目指していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと 2) 省エネルギーの推進に当たっては、高断熱の住宅の整備を推進し、県産材の活用を含めた一体的な県の補助制度を拡充すること。長野県等の取り組みを参考に省エネの電気製品等の普及を図ること。	省エネ家電は、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するだけではなく、生活をより豊かで快適なものにする効果も期待できることから、「いわてわんこ節電所」ウェブサイトを通じて、效能等について普及啓発を行っています。 家庭部門の脱炭素化に向けては、省エネ家電の買い替え促進事業が市町村で展開されており、引き続き、県と市町村が連携して家庭の脱炭素を促進していきます。	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
	県では、新築やリフォーム住宅を対象に、一定量の県産木材を利用した住宅への補助を行い、さらに「岩手型住宅」の規定を満たした住宅に上乗せ補助を行い、県産木材の利用促進と省エネ住宅の普及に取り組んでいます。 また、「岩手型住宅ガイドライン」を改訂し、この中にZEH水準を上回る高い省エネ性能の基準を盛込むこととしています。 さらに、令和6年度一般会計当初予算に「いわて省エネルギー住宅建設推進事業費補助金」を計上し、新たにZEH水準を上回る省エネ性能の住宅を新築する場合の支援を行うこととしています。			
【第三部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと 3) 再生可能エネルギーの導入に当たっては、県営住宅を含め県有公共施設への太陽光発電の設置を推進すること。住宅、事業所、農地等への太陽光発電の設置を推進すること。森林破壊や土砂崩れ、住環境破壊となる乱開発を許さず、環境を守る規制を強化すること。 水力・太陽光・風力・地熱・バイオマス発電など具体的な目標を掲げて、地産地消の立場で推進すること。	県の事務事業における温室効果ガス排出量60%削減の目標達成に向けて、新たに「県有施設の脱炭素化に向けた基本方針」を策定し、方針を踏まえて、今後、県有施設に太陽光発電を計画的に導入していくこととしています。 住宅・事業所・農地については、関係部局と連携の上、補助事業等により設置を促進していきます。 開発に当たっては、国よりも厳しい規模要件での条例に基づく環境アセスメントの適用、アセス対象とならない事業における国のガイドラインの遵守要請に加え、陸上風力発電事業について、県独自のガイドラインにより「原則として立地を避けるべき区域(レッドゾーン)」を新たに示す予定であり、今後とも、国や関係部局と連携し、環境と共生する再エネ導入のための適切な制度運用に努めています。 また、実行計画に掲げる再エネによる電力自給率66%達成に向けて、エネルギーの域内循環による地域経済の活性化に貢献する再エネ導入を促進していきます。	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】 六、「地球沸騰化」の非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を 2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと 4) EV車(電気自動車)の普及を軸に、2030年までの普及目標を持って取り組むこと。鉄道・バスなどの公共交通システムを構築し積極的に推進すること。	県では、現在策定を進めている岩手県地域公共交通計画において「行政・交通事業者・他分野間の連携やDX・GXの推進による地域公共交通の活性化」を基本方針の一つとして位置付けており、EV車両の導入推進や、グリーンスローモビリティなどの環境に優しい公共交通の実証運行に対する支援などに取り組んでいくこととしています。	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
	岩手県地球温暖化対策実行計画では「乗用車の登録台数に占める次世代自動車の割合」を施策推進指標として掲げて取り組んでいくこととしています。EVについては、事業者の太陽光発電とEVセット導入への補助や、EVバス等への補助のほか、令和6年度は、充電器への補助、公用車へのEV導入に取り組む予定としており、自動車販売業界とも連携しながらEV普及を促進していきます。	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 1、男女の賃金格差を政治の責任では正すること 1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でのジェンダー平等を進めること ① 男女の賃金格差を政治の責任では正すること。企業に男女別平均賃金の把握、公表、格差是正計画の策定・公表を義務付けること。	県では、岩手労働局と連携して、安定的な雇用の確保、女性の活躍促進に向けた雇用環境の確保等について関係団体に対し要請を行っているところです。また、男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法等、均等待遇等に関する関係法令や正規雇用への転換等に取り組む事業主に対する国の助成制度等について、県ホームページ等により周知・啓発を図っています。	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 1、男女の賃金格差を政治の責任では正すること 1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でのジェンダー平等を進めること ② 女性が多く働く介護・福祉・保育などケア労働の賃金を引き上げること。非正規雇用の正規化と待遇改善、長時間労働の是正に取り組むこと。</p>	<p>【保育関係】 これまで、処遇改善等加算の活用の促進により保育士の処遇改善を図っているところですが、国はこども未来戦略に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる保育士等の処遇改善として、人事院勧告を踏まえた公定価格の引上げを実施することとしています。 処遇改善について、引き続き、国に対して要望していくとともに、市町村と連携し、施策の一層の推進を図り、労働の環境の整備に取り組んでいきます。</p> <p>【障がい福祉関係】 令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において、処遇改善加算の引上げが行われるほか、賃上げに必要な財源措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの期間を対象とした「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」の支給を行うこととしていますが、今後も状況等を踏まえた国への要望等について検討していきます。</p> <p>【介護関係】 県では、これまで国に対して、介護サービスの提供に関わる全ての従事者を処遇改善の対象にすることや、全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うよう要望してきたところであり、令和6年2月から5月までの間、介護職員の収入を2%程度(月額6,000円)引き上げるための措置が講じられています。 また、令和6年度介護報酬改定により、6月以降は、介護職員等処遇改善加算により、同様の措置が継続されています。 (次ページへ続く)</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室 障がい保健福祉課 長寿社会課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
(前ページからの続き)	<p>県では、非正規雇用労働者の正規雇用転換や労働者派遣の適正な運用に向け、岩手労働局や盛岡市と連携して経済団体等への要請活動を行っており、労働委員会では労使双方からの相談対応を行うなど、雇用のルール確立に取り組んでいます。</p> <p>また、令和2年度以降、国の就職氷河期世代加速化交付金を活用して、e-ラーニング講座や企業紹介動画の公開によるマッチング支援を実施することにより、対象者の事情により添った支援に努めています。</p> <p>さらに、就職氷河期世代が活躍できる環境づくり等を進めるための企業向けセミナーを実施しており、企業に対する働きかけも行っています。</p> <p>令和6年度についても、令和5年度に作成した企業紹介動画を周知・活用してマッチング支援を行うこと等により、引き続き、非正規雇用労働者等の正規雇用化に向けた支援等に取り組んでいきます。</p> <p>また、長時間労働の是正については、「いわてで働く推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開や、企業等を対象とするセミナーの開催等により取り組んでいきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <p>地域就職氷河期世代支援事業費(5,142千円) いわて働き方改革加速化推進事業費(7,838千円) 各種労働講座開設費(1,304千円)</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を</p> <p>1、男女の賃金格差を政治の責任では正すること 　1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でのジェンダー平等を進めること 　③ 家族的責任と働くことを両立できる労働のルールをつくること。</p>	<p>一般事業主行動計画の策定を促進するため、国では仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主等に対する助成制度を設けています。県においても、岩手労働局と連携しながら、セミナーの開催等により、国の助成制度の利用促進を含む周知啓発を行うとともに、国に対し、助成制度の拡充について要望しているほか、県が取り組む「いわて働き方改革推進運動」においては、従業員の労働環境の改善をはじめとした魅力ある職場づくりに向けた企業の取組に対する表彰や、取組内容のPR等により仕事と家庭の両立支援に取り組んでいるところです。</p> <p>令和6年度一般会計当初予算において、働き方改革の一層の推進を図るため、「いわて働き方改革加速化推進事業費」7,838千円を計上したほか、子育てしやすい環境の整備など、企業の若者や女性に魅力ある雇用・労働環境の整備に取り組む企業を支援するため、「魅力ある職場づくり推進事業費」11,237千円を計上したところであり、引き続き、企業の取組を支援していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を</p> <p>1、男女の賃金格差を政治の責任では正すること 　1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でのジェンダー平等を進めること 　④ ハラスメントを明確に禁止し、なくすこと。</p>	<p>雇用の場をはじめとして、性別にかかわらず誰もが均等な機会や待遇を与えられ活躍できる仕組みづくりに向けては、企業に対する経営者の意識改革やいわて男女共同参画センターを拠点とした県民への啓発など、関係機関と連携した取組を行っており、今後も継続して取り組んでいきます。</p> <p>県では、広域振興局や地域ジョブカフェ等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図り労働相談に対応しており、違法なハラスメントに関する相談については岩手労働局に伝えるなど、事態の改善につなげています。</p> <p>また、各種セミナーや講演会において普及啓発するとともに、国や関係機関等と連携し、適切な雇用・労働環境の確保に努めています。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 　2、選択的夫婦別姓、LGBT平等法の実現をめざし、同性婚を認め、多様性が尊重される社会の実現をめざすこと。県として同性パートナーシップ・ファミリーシップ制度(東京都を含め導入人口は約7割)を導入すること。 　1) 選択的夫婦別姓制度を早急に導入すること。</p>	選択的夫婦別姓の導入については、令和5年8月に全国知事会を通して、選択的夫婦別姓制度の導入に関する議論の活性化を求める提言を内閣府に対して行ったところであり、今後、広く丁寧な議論がなされ、困難に直面している人たちの問題が解消されるべきと考えています。	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 　2、選択的夫婦別姓、LGBT平等法の実現をめざし、同性婚を認め、多様性が尊重される社会の実現をめざすこと。県として同性パートナーシップ・ファミリーシップ制度(東京都を含め導入人口は約7割)を導入すること。 　2) LGBT平等法を制定し社会のあらゆる場面で性的マイノリティの権利保障と理解促進を図ること。</p>	性的指向やジェンダー・アイデンティティを理由とする差別はあってはならないものであり、政府が策定を予定している基本計画や指針を参考しながら、県としてもLGBT理解増進法が基本理念として掲げる「共生社会の実現」に向けて、引き続き、取り組んでいきます。	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 　2、選択的夫婦別姓、LGBT平等法の実現をめざし、同性婚を認め、多様性が尊重される社会の実現をめざすこと。県として同性パートナーシップ・ファミリーシップ制度(東京都を含め導入人口は約7割)を導入すること。 　3) 同性婚を認める民法の改正を行うこと。</p>	同性婚については、国の検討状況を注視していくとともに、引き続き、パートナーシップ制度の推進を通じて、性別にかかわらず誰もが暮らしやすい環境づくりを進めていきます。	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 　2、選択的夫婦別姓、LGBT平等法の実現をめざし、同性婚を認め、多様性が尊重される社会の実現をめざすこと。県として同性パートナーシップ・ファミリーシップ制度(東京都を含め導入人口は約7割)を導入すること。 　4) 県として、同性パートナーシップ・ファミリーシップ制度を早急に導入すること。</p>	県では、市町村のパートナーシップ制度の導入や市町村間で円滑に調整や連携が図られるよう促進することを目的として、指針を策定し、住民に身近な市町村において制度導入が行われるよう支援しています。	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 3、女性に対するあらゆる暴力を根絶する取り組みを強化すること 1) 刑法・DV防止法を改正し、被害者支援を強化すること。婦人相談員の抜本的増員と相談支援体制の拡充を進めること。	DV防止のための県民への普及啓発や支援者向けの研修を実施するとともに、被害者を保護する体制の充実について、今後も、引き続き、国への働きかけを含め、DV防止対策の充実に努めていきます。	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
	「刑法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正については、立法府において対応するものと認識しています。 県警察としては、現行の法規定を適正に執行して取締りを強化するとともに、被害者の支援に努めていきます。	警察本部	人身安全少年課	B 実現に努力しているもの
【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 3、女性に対するあらゆる暴力を根絶する取り組みを強化すること 2) 痴漢被害の実態を調査し、相談窓口の充実、加害根絶のための啓発や加害者更生を推進し、「痴漢ゼロ」の取り組みを強化すること。	県警察では、痴漢被害を認知した場合は、発生現場に赴いた上で、所要の捜査を行っています。 また、性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」や県警察本部の性犯罪相談電話「0120-797-874」等、被害に遭われた方が相談しやすい環境を整備しています。 さらに、令和5年9月には痴漢撲滅キャンペーンとして、JR盛岡駅において、女子高校生とともに広報啓発活動を展開しています。 県警察としては、引き続き、各種法令を適正に執行して、痴漢のほか性犯罪の取締りを強化するとともに、加害者にも被害者にもならないための取組を推進していきます。	警察本部	人身安全少年課	B 実現に努力しているもの
【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 3、女性に対するあらゆる暴力を根絶する取り組みを強化すること 3) 日本が責任を負う戦時性暴力＝「慰安婦」問題の解決を進めること。	「慰安婦」問題は外交関係の事項のため、国において対応すべきものと考えています。	総務部	総務室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 　4、リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取り組みを進めること 　　1) 子どもの年齢、発達に即した、科学的な「包括的性教育」を公教育に導入すること</p>	<p>県教育委員会では、性に関する指導についてのリーフレットや授業の指導案を作成しているところであります。各学校では、これらを活用して授業を行うとともに、特別活動等において産科医師や助産師などの専門家を講師に講演会なども開催しています。</p> <p>今後も、指導に当たっては、各学校の年間指導計画に組み入れ計画的に進めていくほか、保護者や地域の医師会、保健所などの関係機関と連携しながら内容の充実に努めています。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 　4、リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取り組みを進めること 　　2) 避妊の中絶も女性の大切な権利です。避妊薬と緊急避妊薬を安価で入手しやすくすること。中絶薬を早期に認可し、中絶医療を国際水準まで高めること。</p>	<p>人工妊娠中絶薬については、令和5年4月28日に製造販売承認されており、同日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及びこども家庭庁成育局母子保健課長の連名で留意事項に関する通知が発出されています。</p> <p>緊急避妊薬のスイッチOTC化については、「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」において、医療用医薬品から要指導・一般用医薬品へ転用する際の課題点及び対応策が検討され、対応策の選択・採否に当たり、一部薬局での試験的運用を通じ、更なるデータ・情報の集積が望ましいとされたところです。これを受け、厚生労働省は公益社団法人日本薬剤師会に「緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業」を委託し、令和5年11月28日から試験販売が開始されています。</p> <p>県としては、引き続き、国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 　4、リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取り組みを進めること 　　3) 明治期から残る刑法の自己墮胎罪や、母体保護法の配偶者同意要件を廃止すること。</p>	<p>母体保護法の配偶者同意要件については、厚生労働省からの通知などにより運用上同意が不要なケースも示されているところであります。自己墮胎罪も含めて様々な議論がなされていることは承知しています。</p> <p>県としては、各保健所を女性健康支援センターとして位置づけ、女性特有の心身の悩みの相談に対応するとともに、保健指導、健康教育を実施しているほか、産婦人科医や助産師等が学校に出向く講演会等を開催しており、こうした取組を通じてデートDVや望まない妊娠の防止に努めていくとともに、国の動向を注視していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 4、リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取り組みを進めること 4) 生理用品の恒久的な無料配布、学校など公的施設のトイレへの設置を進めること。	県では、新型コロナウイルス感染症の影響により困難を抱える女性を支援するため、令和3年7月に、国の地域女性活躍推進交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用して開設した「いわて女性のスペース・ミモザ」において、市町村や大学等へ生理用品の提供を行っています。 引き続き、市町村や大学と連携しながら生理用品の提供に取り組んでいきます。	環境生活部	若者女性協働推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 4、リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取り組みを進めること 5) 職場や学校などで生理に関する知識や理解を深め、女性が過ごしやすい環境を整えること。	県では、誰もが働きやすい労働環境の整備の促進に向け、企業向けセミナーの開催などを通じて、経営者の意識醸成や企業文化の醸成の取組を促進しています。 また、若者や女性にも魅力ある職場づくりを推進するため、「魅力ある職場づくり推進事業費」を予算措置し、多様な働き方の普及を図るとともに、労働時間の削減やオフィス環境の改善など誰もが働きやすい雇用・労働環境の整備への支援に取り組みます。 【令和6年度一般会計当初予算】 いわて働き方改革加速化推進事業費(7,838千円) 各種労働講座開設費(1,304千円) 魅力ある職場づくり推進事業費(11,237千円)	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	県教育委員会では、生理の知識を含めた性に関する指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮しながら、児童生徒が性に関する正しい知識や行動選択を身に付けさせることが重要であると考えています。 指導に当たっては、各学校の年間指導計画に組み入れ計画的に進めていくほか、保護者や地域の医師会、保健所などの関係機関と連携しながら内容の充実に努めています。	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 5、意思決定の場に女性を増やし、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を貫くこと 1) 「2030年までに政策・意思決定の構成を男女半々に」の目標を掲げ、本気の取り組みを進めること。</p>	<p>県では、岩手県男女共同参画プランにおいて、政治や行政、民間など「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を目指しているところです。「県の審議会等委員に占める女性の割合」は増加傾向にありますが、更なる増加に向けては各分野における女性活躍の促進が重要であることから、女性のデジタル人材育成やキャリア形成支援、「いわて女性活躍企業等認定制度」の普及拡大、いわて男女共同参画センターを拠点とした市町村との連携等を通じて、女性が活躍できる職場環境づくりや若年女性の県内定着、家庭における家事・育児のジェンダーギャップの解消を推進します。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 5、意思決定の場に女性を増やし、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を貫くこと 2) 政治分野における男女共同参画推進法の立法の趣旨に沿い、パリテ(男女議員同数化)に取り組むこと。</p>	<p>地方議会における女性議員割合の向上のためには、女性が活躍できる地域社会の構築が重要であることから、女性のデジタル人材育成やキャリア形成支援、「いわて女性活躍企業等認定制度」の普及拡大、いわて男女共同参画センターを拠点とした市町村との連携等を通じて、女性が活躍できる職場環境づくりや若年女性の県内定着、家庭における家事・育児のジェンダーギャップの解消を推進します。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を 5、意思決定の場に女性を増やし、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を貫くこと 3) 女性差別撤廃条約を実効あるものにするため、「調査制度」と「個人通報制度」を定めた選択議定書の早期批准を求めるこ。</p>	<p>女子差別撤廃条約に係る選択議定書の批准については、国において、世界の動向や国内諸制度との関係を考慮しつつ、課題整理を行いながら具体的な検討を行うこととしていることから、国の動向を注視していきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 　1、新型コロナ感染・インフルエンザ感染の急拡大から子どもの健康と安全、ゆきとどいた教育を進めること 　　1) 感染急拡大の状況を学校側は速やかに保護者に伝達し、マスク着用の強化期間を設けるなど感染拡大の状況に対応した基本的な感染拡大の徹底を図ること。すべて学校にスクールサポートスタッフを配置すること。</p>	<p>学校における臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖)の状況について、各学校において、保護者との情報共有に努めているほか、県教育委員会においても、各地域の流行状況を共有する観点から、市町村立学校を含め、毎週、県立学校及び市町村教育委員会に情報提供を行っており、引き続き、必要な情報共有・発信に努めています。(A) 　新型コロナウイルス感染症の拡大により配置していたスクールサポートスタッフについては、国が感染症法上の位置づけを2類から5類に移行したことにより、令和5年7月31日をもって、配置終了となりました。(C) 　県内の感染状況を踏まえて、基本的な感染対策の徹底を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課 教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 　1、新型コロナ感染・インフルエンザ感染の急拡大から子どもの健康と安全、ゆきとどいた教育を進めること 　　2) 全国学力テストの中止を求めること。県の学習定着度調査(2学科に減)を見直し中止すること。</p>	<p>本県における諸調査の実施については、正答率による比較をねらうものではなく、諸調査の適切な活用の在り方について、様々な機会を通じて市町村教育委員会や学校等と十分な共通理解を図りながら、児童生徒一人一人の資質・能力を伸ばすための授業改善等の取組を推進しています。 　今後も、教員の負担軽減を図りながら、各学校が調査結果の分析・活用に今まで以上に注力できるように取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 　1、新型コロナ感染・インフルエンザ感染の急拡大から子どもの健康と安全、ゆきとどいた教育を進めること 　　3) 国として小学校全学年で早急に35人学級を実現すること。中学校にまで拡充を求めること。</p>	<p>少人数学級の実現に向けて、長年要望を続けてきたところであり、国では、義務標準法の改正により令和3年度から5年をかけて小学校6年生まで段階的に35人学級へ引き下げているところです。 　本県では、国の加配教員を活用して、小学校及び中学校の全ての学年において国に先駆けて35人以下学級を実施しています。令和5年6月にも、35人学級を中学校まで拡充し、教職員体制の一層の充実を図るよう国に対し要望したところです。今後も国の方針を踏まえて、より充実した教育が行われるように努めています。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取り組みを徹底すること。 1) 県立不來方高校でのバレーボール部員の自殺事件後も、教師による体罰、セクハラ、不適切な言動による懲戒処分が後を絶ちません。体罰や暴言など暴力行為は児童生徒の人権を侵害するものであり、学校教育の場ではもとよりスポーツなど部活動の場でもあってはならないことを徹底すべきです。</p>	<p>県教育委員会としては、これまでコンプライアンスの確立に向けた取組や綱紀保持の通知、各種会議における注意喚起など、機会あるごとに不祥事防止に向けた取組を行ってきたところです。</p> <p>現在、策定を進めている再発防止「岩手モデル」では、策定委員会での検討を踏まえ、例えば、児童生徒の人権を尊重した指導を行う旨の宣言書を教職員に提出してもらうこと、不適切な指導根絶に係る目標・取組方針を学校経営計画の重点目標に示すことなどに取り組むこととしています。</p> <p>「岩手モデル」を策定した後は、あらゆる機会を通じてモデルの取組の徹底を図りながら、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土の醸成と教職員一人一人の意識改革に、学校・県教委が一丸となって取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取り組みを徹底すること。 2) 再発防止「岩手モデル」の策定に当たっては、顧問教師の暴言・暴力が長期わたって放置された県教委と学校の対応を徹底的に検証し、再発防止の対策に生かすこと。県教委の対応について調査・検証し処分を速やかに行うこと。</p>	<p>「岩手モデル」には、不祥事の根絶に向けた意識改革や学校づくりのために、教職員、学校及び県教育委員会が取り組むべきことなどをまとめる予定であり、外部委員や御遺族から御意見を伺いながら、現在、取りまとめに向け、具体的な検討や作業に当たっているところです。</p> <p>なお、県教育委員会の対応については、令和5年3月に処分を決定済みです。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取り組みを徹底すること。 3) 本来生徒の自主的自発的活動である部活動について、部活動加入を強制しないこと。部活動の地域移行については部活動の改善・手引きに立ち返って進めること。</p>	<p>県教育委員会では、令和6年1月に策定した「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に基づき、「部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとして全ての学校において、部活動に係る活動方針や任意加入である旨の周知を図っています。</p> <p>また、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行については、令和5年3月に市町村教育委員会向けに策定した「公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引き」等に基づく取組を推進しています。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取り組みを徹底すること。</p> <p>　4) 体罰・暴言の背景にある部活動における勝利至上主義を是正すること。生徒が主体となって楽しみ、自治能力が身につき競技力も向上する部活動に改善を図ること。</p>	<p>県教育委員会では、部活動において大会で勝つことのみを重視し、心身に過重な練習を強いることがないよう、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導者研修の充実や「再発防止岩手モデル」の適切な運用等により、部活動指導者による暴力や暴言及びセクシュアル・ハラスメント等の不適切な指導の根絶に向けて、効果的・実践的な指導者研修の充実に取り組みます。</p> <p>また、「岩手県スポーツ・文化活動セミナー」を開催し、本県生徒の活動を支える学校、市町村・市町村教育委員会、関係団体、指導者が一堂に会し、望ましい活動・環境の姿の実現に向けて共通理解を図る取組により、質の高い部活動を推進していきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取り組みを徹底すること。</p> <p>　5) 週二日の休養日など、部活動の改善を示したガイドラインの実行については、スポーツ医科学の成果と全国の先進事例を学び、活かして取り組むこと。</p>	<p>県教育委員会では、大学教授等を講師に招いて「運動部活動研修会」や「コーチング研修会」を実施し、スポーツ医・科学を活用した指導方法及びスポーツ心理学等についての研修を通して運動部活動担当者等のコーチングスキルの向上を図り、各学校の運動部活動の充実に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>　1) いじめ対策の基本として—「いじめは人権侵害であり暴力だ」という認識で、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。</p>	<p>児童生徒一人ひとりが自他の生命と他者の人権を尊重し、大事にすることを基軸に据えた教育を推進するとともに、今後もいじめを見過ごすことなく、安全・安心な学校づくりに取り組みます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 　　2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 　　① いじめへの対応を絶対に後回ししない、「子どもの命最優先」の原則・安全配慮義務を明確にすること。そのためにいじめを認知できるように対策と研修を行うこと。</p>	<p>「『学校いじめ対策組織』を中心とした組織的といじめの未然防止・適切な対処に当たる」を、いじめ対応の重点目標として位置付け、児童生徒の生命・心身を守る取組を充実させるとともに、自殺予防教育を実施し、児童生徒一人ひとりが自他の生命と他者の人権を尊重し、大切にする教育の推進に取り組んでいます。</p> <p>重点目標に係る取組としては、令和4年度から配置している「いじめ対応・不登校支援等アドバイザー」を県教委に引き続き配置するとともに、総合教育センターや各教育事務所による教員研修や高等学校生徒指導連絡協議会での研修、学校等研修支援訪問を実施するなど、研修機会の確保・充実に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 　　2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 　　② いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。</p>	<p>いじめ発生時の対応として、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しており、学校はいじめの情報があった場合は、学校いじめ対策組織において、情報共有及び組織的な対応を図ることとしています。</p> <p>いじめの疑いが発見された場合は、学校いじめ対策組織に報告する義務があることは法でも示されており、今後も、学級担任等がいじめ問題を一人で抱え込むことなく、速やかに学校いじめ対策組織で情報を共有するとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を行い、適切な対処を進めています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 　　2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。 　　③ 子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。</p>	<p>令和5年度は、「児童生徒の『心の居場所づくり』と『絆づくり』の推進」をいじめ対策の重点目標に対する取組項目の一つとして位置付け、各学校で児童生徒の「心の居場所づくり」と「絆づくり」に取り組んだところです。</p> <p>また、いじめ防止に係る児童生徒の主体的な取組を行っている学校の実践について、リーフレットにまとめ配信することで、広く県内に周知してきたところです。</p> <p>令和6年度も、全ての児童生徒がいじめを生みださないという態度をもち、心の通い合う人間関係を構築できるよう、教師が「居場所」をつくり、児童生徒の主体的な取組による「絆づくり」を推進し、いじめを生まない学校風土づくりに取り組みます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>　2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。</p> <p>　④ 被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。</p>	<p>いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒に寄り添いながら、いじめ解消の要件に基づき適切な対応に努めます。</p> <p>また、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とした毅然とした態度で指導します。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>　2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。</p> <p>　⑤ 被害者・遺族の知る権利を尊重すること。</p>	<p>学校はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、寄り添いながら意向を確認し、意向を尊重しながら調査等を丁寧に行うとともに、事実関係について適時・適切な方法で情報を提供します。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 　3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。 　　① 教員の多忙化の解消、30人学級の実現、養護教諭、カウンセラー、ソーシャルワーカーの増員を図り、児童生徒一人一人に寄り添った取り組みが行われるように教育条件を整備すること。</p>	<p>教職員の勤務負担軽減については、「岩手県教職員働き方改革プラン(2024～2026)」に基づき、時間外在校等時間の縮減や業務への充実感等に係る肯定的実感の向上といった具体的な目標を掲げ、業務のスクラップや専門スタッフの配置などによる勤務環境の改善等により、学校における働き方改革の推進に向けて努めていきます。</p> <p>少人数学級の実現に向けて、長年要望を続けてきたところであります。国では、義務標準法の改正により令和3年度から5年をかけて小学校6年生まで段階的に35人学級へ引き下げているところです。本県では、国の加配教員を活用して、小学校及び中学校の全ての学年において国に先駆けて35人以下学級を実施しております。今後も国の方針を踏まえて、より充実した教育が行われるように努めています。</p> <p>養護教諭の増員についても、国からの加配を活用し、大規模校で、児童生徒の健康確保や教育相談等の必要性が高い学校に対し養護教諭の複数配置を実施しています。</p> <p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員については、児童生徒を取り巻く様々な問題によって、不安や悩み、ストレスを抱える児童生徒が増加していることから、心のケアや支援体制の構築等による重層的な支援を充実させていくため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間等の拡充に向けて取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 　3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。 　　② 全ての学校で、すべての教職員が参加する規模と回数で、いじめ問題の研修を実施するなど、いじめの解決に取り組むこと。</p>	<p>総合教育センターや各教育事務所による教員研修や高等学校生徒指導連絡協議会での研修、学校等研修支援訪問を実施し、研修機会の充実に取り組んでいます。</p> <p>また、校外で研修を受けてきた受講者は、その内容について、校内研修において他の教職員に伝達するようにしています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 　　3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。 　　③ 教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。</p>	平成19年度から実施している新昇給制度においては、学校が教職員相互の協働や連携による取組によって成り立つ職場であることを踏まえ、教職員個々の取組のほか、他の教職員との協働や連携による取組についても重視すべきものとしています。	教育委員会事務局	教職員課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 　　4) いじめの重大事態については、第三者機関で調査、対応しその教訓を生かすようにすること。</p>	いじめ重大事態の調査、対応については、いじめ防止対策推進法や国の方針及びガイドライン等に従い、実施しています。	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 　　5) 不登校の子どもをあたたかく支援し、学校強制でない教育を受ける権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場から以下の取り組みを強化すること。 　　① 子どもと親とが安心して相談できる窓口を拡充すること。</p>	<p>不登校の子どもや保護者への支援においては、子どもや保護者の希望に応じ、市町村や児童相談所においても相談対応を行っています。今後も引き続き、学校教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図りながら、子どもや保護者への支援体制の充実に努めていきます。</p> <p>令和6年度も引き続き、「24時間子供SOSダイヤル」「ふれあい電話」「ふれあいメール」等の学校以外の相談窓口を設置するとともに、他の機関の相談窓口を含めて児童生徒及び保護者への周知を進めていきます。 また、児童生徒や保護者等の不安や悩み等の相談に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を行い、支援体制の充実に努めています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。 　5) 不登校の子どもをあたたかく支援し、学校強制でない教育を受ける権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場から以下の取り組みを強化すること。 　② 子どもの居場所として、学校復帰を前提としない公的な施設を拡充すること。</p>	<p>県では、子ども食堂や学習支援等を行う「子どもの居場所」の全市町村への拡大を「岩手県子どもの幸せ応援計画」に位置付け、子どもの居場所の開設や運営の支援に取り組んでいます。 　県内で子どもの支援に取り組む団体や支援機関が参画する「子どもの居場所ネットワークいわて」にコーディネーターを配置し、参画団体の活動継続と充実のための情報共有、参画団体の活動内容や子どもの居場所に関する普及啓発等の情報発信、新規開設に係る立ち上げ支援、食材を提供したい個人・団体等と子ども食堂とのマッチングなどを行っており、令和6年度一般会計当初予算に10,294千円を計上したところです。 　引き続き、新規開設・運営継続に関する支援や未実施市町村への働きかけを強化することにより、全市町村への設置に取り組みます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
	<p>本県では、総合教育センター内に教育支援センターを設置している他、33の市町村のうち、23の市町村において、教育支援センターを設置しています。 　令和6年度は、不登校児童生徒の学びの場や居場所等の確保に向けて、県の教育支援センター(ふれあいルーム)の機能強化を図るため、県立図書館内に分室(ふれあいルーム盛岡)を設置することとしており、不登校対策強化事業として一般会計当初予算案に計上したところです。 　また、教育支援センター未設置の市町村に対して、児童生徒の居場所のひとつとなる、教育支援センターの設置に向け、令和5年度に引き続き、令和6年度一般会計当初予算に計上したところです。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>　5) 不登校の子どもをあたたかく支援し、学校強制でない教育を受ける権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場から以下の取り組みを強化すること。</p> <p>　③ 学校以外の様々な学びの場(フリースクール、フリースペースなど)をきちんと認め、公的支援を行い、学校と同等の支援を目指すこと。</p>	<p>県では、若年無業者やひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、関係機関等が連携し、それぞれの専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施するため、「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議」を設置し、情報交換や研修会の開催、相談窓口を設ける等の取組を行っています。</p> <p>今後も、関係機関の適切な連携による子どもへの支援が図られるよう取り組んでいきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
	<p>不登校児童生徒の多様な居場所の確保や教育支援センターやフリースクール等民間団体との連携を図るため、令和3年度から「不登校児童生徒支援連絡会議」を開催し、不登校児童生徒の支援に係る課題等についての意見交換や情報共有を図ってきているところです。</p> <p>令和5年度の連絡会議では、学校と連携した保護者への支援や保護者向けの情報提供について話題としたところであり、各市町村教育委員会や各教育事務所の関係者と情報共有したところであり、令和6年度は、新たに保護者等を対象とする学習会を開催するなど、不登校児童生徒やその保護者に対する支援の充実が図られるよう関係団体との一層の連携に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>　5) 不登校の子どもをあたたかく支援し、学校強制でない教育を受ける権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場から以下の取り組みを強化すること。</p> <p>　④ 不登校の家庭の子育てを支えている親の会などへの公的支援を行うこと。</p>	<p>不登校を支える親の会は、同じ立場の親たちが、交流しながら児童生徒のことや不登校についての理解を深める会等を指すものと認識しています。</p> <p>令和3年度から開催している「不登校児童生徒支援連絡会議」において、令和6年度は、新たに保護者等を対象とする学習会を開催するなど、不登校児童生徒やその保護者に対する支援の充実が図られるよう関係団体との一層の連携に取り組んでいきます。</p> <p>今後も、多様な支援団体の取組状況を注視していくとともに、引き続き、適切な支援の在り方について研究を進めています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>　5) 不登校の子どもをあたたかく支援し、学校強制でない教育を受ける権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場から以下の取り組みを強化すること。</p> <p>　⑤ 学校をすべての子どもにとって“安心して休める学校”にし、子どもを緊張感から解放すること。</p>	<p>不登校児童生徒への支援の在り方については、文部科学省から通知等が示されており、その中で、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す支援の視点が示されています。</p> <p>県教育委員会でも、この理念の下、支援体制の整備や教職員等の研修に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>　5) 不登校の子どもをあたたかく支援し、学校強制でない教育を受ける権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場から以下の取り組みを強化すること。</p> <p>　⑥ 「不登校を3年で半減」「不登校ゼロ作戦」など学校復帰を前提とした、子どもや親を追い詰める施策を是正すること。</p>	<p>本県においては、不登校の未然防止、初期対応、自立支援の取組を学校ごとに改めて検証、改善を行う、魅力ある学校づくりに取り組んでいます。</p> <p>今後も、魅力ある学校づくりの一層の推進に向け、学校における「居場所づくり」や「絆づくり」に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>　5) 不登校の子どもをあたたかく支援し、学校強制でない教育を受ける権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場から以下の取り組みを強化すること。</p> <p>　⑦「教育機会確保法」の運用では、子どもや親をさらに追い詰めないようにするとともに、不登校の子どもを支える多様な場への公的支援を拡充する方向での運用と見直しを進めること。</p>	<p>多様な教育ニーズに対応するため、教育支援センター・フリースクール等民間団体と連携し、不登校児童生徒への教育機会を確保していくとともに、関係機関と連携し取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>　6) 高校中退をなくす取り組みを強め、進級・進学・就職に責任を持つこと。</p>	<p>入学した生徒に対しては、進路指導の充実や教科指導の工夫等による目的意識の涵養や、生徒個々に応じた教育相談等により、卒業まで指導することを基本としています。</p> <p>今後も、生徒の多様な能力、意欲、関心、適性に対応したきめ細かな指導を通して、生徒が充実した高校生活を送り、希望する進路を達成できるように指導していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと。</p> <p>　7) 「ツーブロックの禁止」「スカートの強制」など子どもたちの人权と多様性を無視する校則は、子どもたちの自主的取り組みを重視して見直すこと。</p>	<p>校則の見直しは、文部科学省の生徒指導提要(令和4年12月改訂)において、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要がないか、絶えず見直しを行うことが求められています。</p> <p>校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自らの校則を守ろうとする意識の醸成につながることから、今後も、生徒会等を中心に、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなるよう進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 4、子どもの貧困問題に学校がプラットホームとしての役割を果たすこと。 1) 「岩手県子どもの生活実態調査報告書」を踏まえて、児童生徒の生活実態を把握し対応できる体制を確立すること。教職員、保健室、SSWの配置と連携を強化すること。</p>	<p>スクールソーシャルワーカーの配置については、国の補助事業により、令和6年度一般会計当初予算に36,700千円を計上し、配置時間の増を計画しています。 また、学校に対しては「スクールソーシャルワーカー活用指針」を送付し、多職種連携による支援について理解促進を図っています。 今後も、家庭等に起因する児童生徒をとりまく課題に対応できる組織体制の強化に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 4、子どもの貧困問題に学校がプラットホームとしての役割を果たすこと。 2) 就学援助制度の周知徹底を図り、対象を生活保護基準の1.5倍に広げるとともに市町村間の格差を解消すること。対象費目の拡充を図ること。学校給食費の現物給付化、修学旅行費の概算払いを進めること。</p>	<p>就学援助は、経済的理由により就学が困難な世帯の子どもの学ぶ機会を保障するために極めて重要であり、保護者負担等の実態に即した適切な給付水準が確保されるよう、引き続き、県内市町村における認定基準等について情報提供を行いながら、助言していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 4、子どもの貧困問題に学校がプラットホームとしての役割を果たすこと。 3) 学校給食費、教材費の無償化を支援すること。県として第3子以降の学校給食費の無償を実施すること。</p>	<p>義務教育では、授業料、教科書の無償化のほか、要保護、準要保護世帯に対する就学援助費等が行われていますが、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることはあってはならないという観点から、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため必要な財源は、国の責務として完全に保証するよう国に対して要望していきます。 学校給食費の無償化については、現在、国において、こども未来戦略方針に従い、学校給食の実態調査を行っているところであります、自治体など学校設置者による実施方法の違いや公平性、負担の在り方などを整理し、検討が進められていくものと承知しているところです。本来、自治体ごとの財政力に応じて格差が生じることのないよう同等の水準で行われるべきものであるので、引き続き、国に対し働きかけていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課 教育企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 4、子どもの貧困問題に学校がプラットホームとしての役割を果たすこと。 4) 高校授業料の完全無償化を復活させること。	高校授業料の無償化については、全国一律の取り扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されており、国に対しては、所得基準等の制度見直しについて要望を行っています。今後も、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないよう努めていきます。	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 4、子どもの貧困問題に学校がプラットホームとしての役割を果たすこと。 5) 給付制奨学金の拡充を求め、県としても創設すること。	令和2年4月から実施している国の修学支援新制度に基づき、一定の要件を満たす学生に対する給付型奨学金や授業料等減免による支援や、いわて産業人材奨学金返還支援制度により、県内企業に一定期間就業する場合に奨学金の返還支援の取組等を進めているところです。 また、令和6年度からは、国の修学支援新制度の対象に、中間所得層の多子世帯及び私立理工農系進学者が加えられるなど、制度の拡充が図られる予定となっています。 県としては、国の動向を注視しつつ、国の修学支援制度等の充実に向け、必要な要望を行っていきます。	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 4、子どもの貧困問題に学校がプラットホームとしての役割を果たすこと。 6) ヤングケアラーの実態を把握し、福祉部門とも連携し支援を強化すること。	ヤングケアラーについては、既に学校が把握している家庭状況や普段のこどもの様子について、市町村要保護児童対策地域協議会との情報共有の下、関係機関による支援につなげていく体制の構築を進めています。 ヤングケアラー等、家庭に起因する問題に一早く察知し福祉部局につなげられるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携し、児童生徒理解とアセスメントに努めています。 また、要保護児童対策地域協議会において、福祉部局と情報共有を図っています。	保健福祉部 教育委員会事務局	子ども子育て支援室 学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>5、教職員の大幅な増員と業務の抜本的な削減で、教員の異常な超過勤務の状況を解消し、教員の専門家としての役割が発揮されること。過労死ラインを超える超過勤務は直ちに解消するよう具体的な手立てを講じること。担任の教師が配置されない事態は絶対に生じさせないこと。司書教諭を専任で配置すること。</p> <p>パワーハラスメント防止対策を強化すること</p>	<p>学校の働き方改革については「岩手県教職員働き方改革プラン(2024～2026)」に基づき、教員の時間外在校等時間の縮減などの目標を定め、学校における働き方改革の実現に向けた取組を総合的に推進していきます。</p> <p>また、担任の教員が配置されないということがないように、今後も、産休や育休の代替者等となる臨時の任用教員の確保に努めていきます。</p> <p>司書教諭については、小学校27学級以上、中学校22学級以上の学校に専任司書教諭を配置しているものであり、今後も専任司書教諭の拡充に向けて、その成果等について分析を進めています。</p> <p>パワーハラスメントについては、令和2年6月に策定した「パワーハラスメントの防止等に関する基本方針」に基づき、各職場におけるコンプライアンス研修等の機会を通じて意識啓発を図るほか、各会議において周知徹底するなど、引き続き、ハラスメント防止に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>6、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。高断熱高気密で太陽光発電設置するなどZEB ready以上の改築・改修を進めること。県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改修工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。</p>	<p>県立学校施設の耐震化については、全施設の耐震化が完了しました。(A) 県立学校施設の改築等に当たっては、県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針を踏まえ、整備することとしています。(B) 市町村立学校施設の耐震化については、完了していない市町村を訪問するなど、現状の課題や今後の見通し等の把握に努め、個別に働きかけを行っています。 県立学校施設の改築、大規模改修に当たっては、「岩手県県産木材等利用促進基本計画・行動計画」に基づき、構造部材や内装材等を県産材とするよう取り組んでいます。(B) 市町村立学校の施設環境の改善については、国庫補助制度の活用等について、市町村の実態に即した助言をしていくとともに、国へ十分な予算が確保されるよう働きかけを行っていきます。(B) シックスクール対策については、県立学校施設の工事において、原因物質の発散量が最も少ない材料の使用や揮発性有機化合物が基準内値内であることをVOC測定により確認しています。市町村立学校施設においても、室内空気汚染対策の徹底について、引き続き、各市町村に要請していきます。(B) シックスクール症候群の症状を訴える児童生徒に対しては、医療機関と連携して対応するとともに、学校薬剤師の指導の下、原因物質の除去を行うなど、引き続き、健康的で快適な学習環境の維持に取り組んでいきます。(A)</p>	教育委員会事務局	教育企画室 保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>7、小学校5・6年生の英語科教育については日本学術会議の提言を踏まえ、専任教員の確保と研修を大前提に、英語嫌いの生徒をつくるないようにすること。道徳の教科化については、憲法の立場に立った取り組みを基本に、押し付けにならないようにすること。</p>	<p>専任教員の確保については、国の英語専科指導加配や教員採用試験において英語検定等の資格を有する受験者への優遇措置により、専門性の高い教員の確保に努めています。また、令和2年度から英語専科指導加配教員の研修を実施しています。</p> <p>小学校5・6年生の英語科については、平成27年度から平成30年度までの研修により、のべ660人余りの中核教員を育成しました。また、令和元年度から小中学校合同の研修会を実施しています。</p> <p>道徳教育については、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としています。「特別の教科 道徳」(道徳科)において、教師が特定の価値観を児童生徒に押し付けることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものであり、多様な価値観に向き合い自ら考え続ける姿勢を養うことを重視しています。県教育委員会としては、今後も各学校において、学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育が推進されるよう、各種研修会等の充実及び研究成果の普及啓発を通して、児童生徒の豊かな人間性と社会性の育成に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>8、小中学校の統廃合計画については、子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の3点を基本原則にして取り組むこと。学校は住民自治の拠点としての役割を持つことから、住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。被災地の学校の統廃合計画についても、地域住民の合意を貫くこと。小中一貫校は全国で問題が出ており、進めないこと。</p>	<p>小中学校の統廃合については、児童生徒の健やかな成長を促し、豊かな人間性を育む上で必要な教育環境の整備や教育向上の観点から、地域住民の意見を十分に聞きながら進めることが重要と考えており、設置者である市町村において、地域住民の意見を聞きながら進められるものと考えています。</p> <p>また、子どもたちの成長に合わせて教育活動を9年間で体系的に展開していく小中一貫教育に関する取組は、全国的にも注目され、各自治体が主体的に進めている現状があります。県教育委員会としては、柔軟な教育課程編成の一つとして捉えており、平成28年4月に義務教育学校が法制化されたことも踏まえ、全国の状況を注視しながら、市町村教育委員会や学校を支援していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　9、特別支援教育・障がい児教育の拡充をめざすこと。</p> <p>　1) 特別支援学校の「設置基準」の制定を踏まえ、教室不足数(32)の早期の解消を図ること。特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。男女共用トイレは直ちに解消すること。</p>	<p>県教育委員会では、特別支援学校の教室不足の解消に向け、地元市町村などからの要望も踏まえ、個別課題について改善を図っています。現在、二戸地区における小中高等部一貫の特別支援学校の整備に向けて、設計業務を進め、校舎整備も行っています。引き続き、岩手県立特別支援学校整備計画と整合性も図りながら、施設の老朽化の状況に応じて、狭隘化の解消を図る施設整備を進め、その解消に努めています。</p> <p>特別支援学校の男女共用トイレのうち改修可能な箇所については平成26年度までに工事を完了していますが、一部の学校において男女を区分するためのスペースが確保できないため、男女共用トイレが残っています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　9、特別支援教育・障がい児教育の拡充をめざすこと。</p> <p>　2) 軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。</p>	<p>通級指導教室については、国の定数改善により、平成29年度から10年をかけて、対象となる児童生徒数に応じて教職員の基礎定数化が図られており、引き続き、通級指導加配と併せて教職員の確保及び指導の充実に努めています。</p> <p>特別支援教育支援員の配置については、各校の特別な支援が必要な児童生徒の実状を把握しながら配置に努めています。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　9、特別支援教育・障がい児教育の拡充をめざすこと。</p> <p>　3) 「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型をめざし拡充すること。</p>	<p>県教育委員会では、「共に学び、共に育つ」というインクルーシブ教育システム構築に向けて、障がいのある児童生徒も自分の居住地域で学ぶことができるよう、県内4か所(二戸市、遠野市、一関市千厩町、北上市)に特別支援学校の分教室を設置しています。また、盛岡地区以外の特別支援学校でも知的障がいや肢体不自由の児童生徒に対応するなど、複数の障がい種を受け入れ、地域で学ぶことができるようになっています。</p> <p>また、小・中学校等に在籍する特別な支援を要する児童生徒への教育の充実を図るため、特別支援学校による地域支援も推進しています。</p> <p>通級指導教室については、国の定数改善により、平成29年度から10年かけて、対象となる児童生徒数に応じて教職員の基礎定数化が図られており、引き続き、通級指導加配と併せて教職員の確保及び指導の充実に努めています。</p> <p>また、研修を実施して専門性の向上に取り組むとともに、各学校における校内支援体制の充実や、外部人材・関係機関棟との連携を一層深めながら、児童生徒一人一人に寄り添った教育支援に努めています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>　10、県として第3子以降の学校給食費の無償化を実施すること。中学校までの完全学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)は見直すこと。</p>	<p>学校給食費の無償化については、現在、国において、こども未来戦略方針に従い、学校給食の実態調査を行っているところであり、自治体など学校設置者による実施方法の違いや公平性、負担のあり方などを整理し、検討が進められしていくものと承知しているところです。本来、自治体ごとの財政力に応じて格差が生じることの無いよう同等の水準で行われるべきものでありますので、引き続き、国に対し働きかけていきます。</p> <p>学校給食で使用する食材については、価格や安定的な供給等を総合的に勘案し、各市町村等において選定しているところであり、県教育委員会では、学校給食等における有機農産物の活用を支援する国の事業につきまして、各市町村教育委員会に周知を図ってきたところです。</p> <p>今後も、各市町村に対し国の補助事業や県内の助成事例の情報提供を行うほか、農林水産部と連携し、栄養教諭等への理解醸成に向けた研修を開催するなど、学校給食への効果的な利用促進の支援に取り組んでいきます。</p> <p>ランチボックスについても、各市町村において、実施状況等を踏まえながら、趣旨に沿った提供に努めていると認識していますが、今後も、必要に応じて助言をしていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>11、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。学校給食を実施すること。</p>	<p>県立一関第一高校における併設型中高一貫教育については、地域の声や生徒の進路状況、同校が目指す教育の進捗状況、周辺の義務教育への影響等、導入の成果や課題を確認しているところです。</p> <p>県教育委員会では、現在推進している「新たな県立高校再編計画」の終期を見据え、次期高校再編計画の土台となる県立高校教育の在り方検討会議に着手しているところであり、県立高校教育の基本的な考え方など、本県における中高一貫教育の在り方も含めた県立高校教育の長期ビジョンについて、慎重に検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>12、県立高校再編後期計画の取り組みについては、進学にも就職の希望にもこたえる地域に必要な高校を維持・充実させることを基本に進めること。生徒・地域住民、地元自治体の要望に誠実に対応すること。</p>	<p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」(以下「後期計画」という。)では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としており、地域や産業界と高校のかかわりが深まっていることや、生徒の進路実現に向けた高校教育充実への期待が高まっていること等の現状を踏まえ、後期計画期間中においては、各地域の学校をできる限り維持することとしています。また、県教育委員会では、小規模校を対象として取り組んできた高校魅力化の事業を拡充・発展させ、令和4年度からは国の交付金を活用した「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」に取り組んでおり、同事業における魅力化プロデューサー等による学校訪問等により、高校の魅力化の取組を支援しています。</p> <p>加えて、県教育委員会では、現行計画の終期を見据え外部有識者による「県立高等学校教育の在り方検討会議」を設置し、次期再編計画の策定に向けた長期ビジョンの検討に着手しており、検討に当たっては中学生や保護者へのアンケートの実施、地域住民の意見を伺いながら進めることとしており、子どもたちにとってより良い教育環境が維持できるよう慎重に検討していきます。</p> <p>今後とも、地域と連携しながら、生徒の多様な進路希望の実現や地域人材の育成等に対応した教育環境の整備・充実に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>13、県立高校の入試制度の改善にあたっては、生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。</p>	<p>高校入試は、学校教育法施行規則の定めにより実施しており、生徒の高等学校教育を受けるに足る能力と適性を検査しているものです。実施に当たっては、選抜方法を公開し、受験生本人への学力検査等の成績の通知を行うなど、透明性と公平性の確保に努めています。(A)</p> <p>通学区域については、外部有識者による「県立高等学校における生徒の多様な受入れの在り方に関する検討会議」から平成30年8月に提出された報告書において、『通学区域は、地域の活性化の取組と高校の更なる魅力づくりを見守る必要があり、当面現行制度を維持することが望ましい。』と提言されており、その趣旨を踏まえ、当面の間維持することとしています。</p> <p>また、県教育委員会では、現在推進している「新たな県立高校再編計画」の終期を見据え、次期高校再編計画の土台となる県立高校教育の在り方検討会議に着手しているところであり、県立高校教育の基本的な考え方など、本県における通学区域の在り方も含めた県立高校教育の長期ビジョンについて、慎重に検討していきます。(B)</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 14、高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、県内就職率84.5%の目標を早期に達成すること。3年以内の離職率(47.6%)の改善をめざし、実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、地域の企業との連携を強化するとともに、憲法、労働法に基づく基本的な権利を身に着けるように徹底すること。</p>	<p>高卒者の県内就職率の向上については、各広域振興局等に、就業支援員及び県内就業・キャリア教育コーディネーターを配置し、高校や地域企業と連携した、地元企業等への就職支援や高校における進学後の県内就職を促進するためのキャリア教育の取組を行うなど、目標の達成に向けて取組を強化しているところです。</p> <p>また、本県の高卒者(令和2年3月卒)の3年以内離職率は36.8%と、全国平均を下回っているところですが、今後も、離職率の改善を目指し、高校生の仕事に対する認識と就職後の実際の業務内容等とのミスマッチの解消に向けて、企業ガイダンスやインターンシップ等、県内企業とその仕事への理解を深める取組の充実を図っていくとともに、若手社員等への職場定着支援も継続していきます。</p> <p>さらに、県のホームページ等で労働関係法令等について広く周知・啓発を行っているほか、県労働委員会において学生を対象とした出前講座も実施しています。</p> <p>今後も、こうしたキャリア教育等の取組を行っていきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】 就業支援推進事業費 89,127千円 いわて就業促進事業費 115,404千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>高等学校において、雇用や労働に関する学習は、「公民科」「保健体育科」「家庭科」等で、知識の習得に取り組んでいます。</p> <p>また、「特別活動」「総合的な探究の時間」等を活用した社会人講師による講演会、出前講座等を通じ、労働法やワーカルールについて考え、理解が深まるよう学校教育活動全体でキャリア教育に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>15、教員採用、管理職昇任制度について、公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止にしっかり対応すること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たつては直接雇用とすること。</p>	<p>教員採用、管理職任用については、適切な筆記試験や面接等を行い、客観的かつ適正な評価を行っています。今後も更に学校や地域のニーズに合わせ、学校現場で活躍できる人材の確保に努めます。</p> <p>教員免許更新制については、法改正により令和4年7月1日より廃止となっており、失効した免許状の再授与については、申請書類の簡素化を図っています。</p> <p>また、教員の任用については単年度措置による加配によるものもあることを踏まえながら、臨時の任用教員の配置については、これまで同様に適切に進めていきます。</p> <p>令和6年度も引き続き、外国人講師による英語教育については、JETプログラムによる外国語指導助手を直接雇用し活用していきます。</p> <p>また、派遣契約による外国語指導助手については、労務管理や研修業務といった教職員の負担を軽減できるメリットもあるため、直接雇用については慎重に検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課 学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ</p> <p>16、ブロック塀や歩道の確保など、通学路の安全対策を総点検し、地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。</p>	<p>令和3年度に教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による通学路の緊急合同点検を実施し、各関係機関が対策を進めています。教育委員会・学校において対策が必要な箇所(519か所)については、「通学路の変更」や「ボランティアによる見守り活動」、「安全教育」等の実施により、全て対策をしたところです。</p> <p>県教育委員会では、引き続き、関係機関と連携し、各市町村において策定した通学路安全プログラムが適切に運用されるよう必要に応じて支援を行い、登下校中の安全確保に努めています。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 17、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さず、「日の丸・君が代」の学校教育での押しつけは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること。</p>	<p>教育活動における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されており、県教育委員会では、各学校において学習指導要領の趣旨に沿って措置するよう市町村教育委員会と連携を図っています。</p> <p>性教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的として学校教育活動全体を通じて指導することとなっており、各学校の創意工夫ある教育課程編成の下で実施されているものと承知しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 18、私学助成を拡充し、私立高校の私学就学支援金については実質無料化をめざすこと。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。</p>	<p>私立学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により就学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等への教育費の負担軽減を図っています。</p> <p>また、授業料以外の教育費への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度以降、毎年度増額されるなど、支援策の拡充が着実に図られています。</p> <p>さらに、令和2年度からの私立学校等に通う年収590万円未満世帯の生徒の授業料の実質無償化の実現に合わせ、一部世帯を対象として県単の上乗せ補助を行い、家庭の教育費負担の一層の軽減を図っているところです。</p> <p>県としては、今後も引き続き、実質的な教育費負担の軽減に向けた支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について要望していきます。</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 19、18歳選挙権の重要性を踏まえ、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づいて積極的に主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解させ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であることから、小・中・義務教育学校の社会科や高校の公民科の授業、選挙管理委員会と連携して実施する「明るい選挙啓発授業」などを通して、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ継続的に取り組んでいきます。</p> <p>また、高校生が有権者としての権利を適切に行使できるよう配慮していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 八、どの子にもゆきとどいた教育を—憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ 20、いわて国体成功、2019年ラグビーワールドカップ成功のレガシーを生かした取り組みを強化すること。</p>	<p>希望郷いわて国体・希望郷いわて大会や、ラグビーワールドカップ2019岩手・釜石開催、さらに、令和4年度の日本スポーツマスターズ2022岩手大会、クライミングワールドカップいわて盛岡2022、いわてハ幡平白銀国体の開催等を通じ、運動やスポーツに対する県民の意識が高まっていることから、より一層の機運醸成を図るとともに、これを契機に子どもたちが運動に親しむ機会を確保するため、県内市町村や競技団体等との連携により、子どもの成長過程に応じた多様な運動・スポーツの体験機会の創出を図っていきます。</p> <p>また、スポーツによる子どもたちの交流を促進するため、ラグビーワールドカップ2019岩手・釜石開催や東京2020大会のレガシー等、これまで開催してきた大規模大会の開催実績を活かしながら、東京都と被災3県の児童が参加するスポーツ交流大会の実施や、「ラグビー県いわて」を発信するメモリアルなイベントの実施に向けた検討など、引き続き、県内自治体や関係競技団体等と連携しながら取り組んでいきます。</p>	文化スポーツ部	スポーツ振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>1、国とJR東日本による鉄道・ローカル線廃止を絶対に許さず、地方再生の基盤として活性化を図る三つの提案</p> <p>1) JRを完全民営化から“国有民営”に改革すること—国が線路・駅などの鉄道インフラを保有・管理し、運行はJRが行う上下分離方式に転換を求める。</p>	<p>JR線を始めとした地方鉄道は、地域交通としての役割だけでなく、地方における観光振興、災害時の移動手段の代替性・補完性の確保等重要な役割を担っています。</p> <p>このため、令和4年11月8日には県・沿線自治体による「JRローカル線維持確保連絡会議」を開催し、鉄道の維持と更なる利用促進に取り組む方向性について認識を共有したところであります、同年12月16日にはJR東日本、国等に対して鉄道の維持に向けた要望活動を実施したところです。</p> <p>令和5年6月14日に行なった令和6年度政府予算提言・要望等においても、先の要望と同様に、国に対し、①国が鉄道ネットワークを交通政策の根幹として捉え、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと、②国の責任において地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと、③黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること、④沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うことなどを要望しているところです。</p> <p>また、県としては、各路線における利用促進に向けた取組を強化するため、令和5年度に新たに創設した補助制度について、令和6年度一般会計当初予算で補助額を増額するなど支援を拡充したところであります、今後も引き続き、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、鉄道の維持に向け、必要な対応に取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>1、国とJR東日本による鉄道・ローカル線廃止を絶対に許さず、地方再生の基盤として活性化を図る三つの提案</p> <p>2) 全国鉄道網を維持する財政的な基盤を確保すること—公共交通基金を設立し、地方路線・バスなどの地方交通への支援を行うこと。財源は、ガソリン税をはじめ自動車関連税、航空関連税などの一部を充てるとともに、新幹線や大都市部などでの利益の一部を地方公共交通の維持に還流させ、大都市と地方との大きな格差と不均衡を是正すること。</p>	<p>令和5年6月14日に行った令和6年度政府予算等に係る提言・要望等において、地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの維持については、①国が鉄道ネットワークを交通政策の根幹として捉え、鉄道路線の維持を図る方策を示すこと、②国の責任において地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと、③JR路線だけでなく、接続している三セク鉄道などの路線への影響なども視野に入れた支援を行うこと、④沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うことなどを要望しているところです。バス路線についても、公共交通事業者が持続可能な運行を確保できるよう、国庫補助の補助要件等の緩和や、運転士の確保につながる支援等を要望しているところです。</p> <p>また、県としては、鉄道路線について、JRローカル線の利用促進に向けた取組を強化するため、令和5年度に新たに創設した補助制度について、令和6年度一般会計当初予算で補助額を増額するなど支援を拡充するほか、三陸鉄道・IGRいわて銀河鉄道については、安定的な運行を確保できるよう、令和6年度においても経営支援のための補助等を措置したところです。バス路線については、引き続き、補助路線に対する支援を行うとともに、補助要件を満たせなくなった路線について代替交通を確保する市町村に対する支援を令和6年度も継続するなど措置したところです。</p> <p>今後も引き続き、地域の実情や意向を踏まえつつ、沿線自治体と緊密に連携しながら、地方交通の維持に向け、必要な対応に取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>1、国とJR東日本による鉄道・ローカル線廃止を絶対に許さず、地方再生の基盤として活性化を図る三つの提案</p> <p>3) 鉄道の災害復旧制度をつくり、速やかに復旧できるようにすること。</p>	<p>鉄道軌道整備法では、洪水、地震その他の異常な天然現象により大規模の災害を受けた鉄道であつて、すみやかに災害復旧事業を施行してその運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害を生ずる虞のあるものについて、鉄道事業者がその資力のみによっては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めるときは、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができるときとされており、災害からの復旧は事業者の判断に委ねられているところです。</p> <p>JR各社のローカル線のみならず、第三セクター鉄道等を含む全国的な鉄道ネットワークは、国が掲げる国土強靭化や地方創生等を推進する観点からも重要であり、国が国策としてその維持を図るべきであることから、県とJRローカル線の沿線市町では、令和4年12月に、国に対し、鉄道ネットワークを交通政策の根幹として捉え、地域格差なく安定的に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示すよう要望したところです。</p> <p>また、令和5年8月30日には、全国知事会会長、コロナを乗り越える新たな地方創生・日本創造本部本部長、国土交通・観光常任委員会委員長名で、JRも含めた鉄道事業者が被災した路線を早期に復旧できる制度を構築することについて、国に対し要望を行ったところです。引き続き、沿線市町村や関係道府県と連携し、地域を支える重要な基盤である鉄道の維持に向け、国やJR東日本に働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>2、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。</p> <p>1) 国道46号「盛岡西バイパス」から矢巾町の岩手医大に続く国道4号盛岡南道路の整備を推進すること。</p>	<p>一般国道4号「盛岡南道路」は令和4年度に国直轄事業として事業化されたところですが、県では、令和6年度政府予算提言・要望において、この道路の整備推進について国に要望したところであり、今後も国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>2、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。</p> <p>2) 国道343号新笹野田トンネルの早期事業化を図ること。</p>	<p>一般国道343号は、気仙地区と内陸部を結ぶ重要な路線であり、県内外から多くの方々に来館いただいている東日本大震災津波伝承館と平泉の世界遺産を結ぶ、教育や観光振興等を支える重要な路線でもあります。</p> <p>急カーブや急勾配が連続する笹ノ田峠については、周辺の地質を文献により調査した結果、複数の断層の存在など、複雑な地質状況であることを把握したところです。</p> <p>また、令和5年度政府予算において、ILC関連経費が倍増されたことや、「ILC実現建設地域期成同盟会」の設立など、ILCを取り巻く環境が、変化してきていくと認識しています。</p> <p>こうしたことを踏まえ、笹ノ田峠に新たなトンネルを整備する必要性や効果、技術的課題などについて、専門的な見地から助言をいただく協議会を令和5年3月に設置し、これまでに2回開催したところであり、引き続き、検討を進めていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>2、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。</p> <p>3) 国道340号押角トンネルの前後の道路整備を進めること。</p>	<p>一般国道340号宮古～岩泉間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。</p> <p>このため、岩泉側については、令和4年度に「浅内工区」として事業化し、令和5年度は、道路詳細設計等を進めてきたところです。</p> <p>また、宮古側については、令和2年度に「和井内～押角工区」として事業化し、令和5年度は道路改良工事及び橋梁詳細設計等を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めています。(A)</p> <p>その他の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>2、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。</p> <p>4) 国道107号の法面の異状による道路の改修・復旧についてのトンネル化を着実に推進すること。</p>	<p>一般国道107号の西和賀町大石地区の道路災害復旧事業については、これまでに、錦秋湖を横断する仮橋の設置工事や、トンネル築造工事に先駆けて必要な橋梁下部工事が完成したところです。また、トンネル築造工事については、令和5年7月から掘削を開始したところです。</p> <p>引き続き、必要な予算の確保について、国と調整しながら、一日も早い復旧に向けて取り組んでいきます。</p>	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>3、若者定住住宅の整備を進めること。空き家バンク・空き家リフォームの取り組みを進めること。</p> <p>1) 若者定住住宅・子育て支援住宅の整備を促進すること。県営住宅の一部を若者向けの住宅に積極的に活用すること。</p>	<p>県では、子育て世帯等の住宅確保要配慮者が円滑に住まいを確保するために、民間賃貸住宅の登録制度である住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の普及と周知に努めているところです。</p> <p>県営住宅については、住宅に困窮する低額所得者に賃貸することを目的としており、ひとり親家庭や母子家庭が入居を希望される場合は、収入基準など入居要件を満たせば、抽選又は常時募集住戸に申込むことにより、入居することができます。</p> <p>なお、20歳未満の子を扶養している配偶者のない者に対しては、優先入居枠が設けられた場合、優先入居として抽選の際に配慮しています。</p> <p>また、収入基準についても、裁量世帯(月額21万4,000円まで)とする子の要件については、令和4年4月から、「未就学児」から「18歳となった年度の末日までの子」に拡充しています。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>3、若者定住住宅の整備を進めること。空き家バンク・空き家リフォームの取り組みを進めること。</p> <p>2) 空き家バンクの取り組みとともに空き家リフォーム助成を実施し積極的な活用を図ること。</p>	<p>若者世代と移住者を対象に空き家バンクに登録された住宅の取得等について支援する「若者・移住者空き家住まい支援事業」、空き家所有者と専門家団体とをマッチングさせる「空き家相談窓口整備事業」を実施しており、引き続き、若者の定住と空き家の流通の促進を図っていきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>4、県営住宅のリフォームを進める活用を図ること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること。駐車場のあり方(1世帯1台)を見直し整備すること。</p>	<p>県産木材を活用した県営住宅の整備については、従来から内装材等への県産木材の利用に努めてきたところであり、内陸災害公営住宅では一部の団地で木造住宅として整備しています。</p> <p>県営住宅のリフォームについては、「岩手県公営住宅等長寿命化計画」において、今後の管理期間等を考慮した上で、ユニバーサルデザインに対応した改善事業を実施することとしています。</p> <p>県営住宅への浴槽等の設置については、建替えや改修に合わせて順次進めてきたところであり、平成30年度からは設置ペースを速めるため浴室給湯改善工事を実施しているほか、既存の県営住宅の風呂釜については、新規入居者の負担軽減を図るため再利用を可能とする運用を実施しています。</p> <p>県営住宅の駐車場については、一部団地において空き状況を考慮しながら2台目駐車の許可を実施しているほか、一部団地においては、1世帯1台以上の駐車区画を整備しています。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>5、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。</p> <p>1) 公共事業の発注と入札にあたっては、福島県の取り組みを参考に、地元業者への発注比率を高めるように改善を図ること。</p> <p>下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、予定価格の事前公表を見直すこと。請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し引き上げること。</p>	<p>県では、受注者が下請契約を締結した場合、県外業者との下請契約締結報告書や施工体制台帳及び施工体系図の提出を義務付けており、これらの提出を受け、監督職員が確認し、下請契約の適正化に努めています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>県営建設工事の発注に当たっては、県内企業の育成、地域経済の活性化、雇用確保の観点から、県内企業で施工可能と認められる工事は県内企業への優先発注を原則としています。復旧・復興工事の円滑な施工の推進のため入札参加資格要件の緩和措置を講じたことにより、県外企業の受注割合が高くなったりましたが、平成29年度以降、県内企業の受注は、件数、金額ともに震災前の水準に戻っています。引き続き、他県の制度も参考にしながら県内地元企業の受注機会の確保、受注率の向上に努めています。(B)</p> <p>また、地元企業の入札参加に配慮した地域要件等を設定して条件付一般競争入札を実施するとともに、地域貢献度を評価する総合評価落札方式を導入しています。(A)</p> <p>予定価格の事前公表については、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、さらには予定価格に係る不正防止の観点から有効として導入し、国の指針に基づき十分検討を行いながら運用しており、制度導入以降、予定価格の事前公表による弊害は確認していませんが、引き続き、入札動向や他県の状況等を見ながら適切に対応していきます。(C)</p> <p>あわせて、平成19年7月以降、特に低い価格での入札を排除しつつ、より低廉で良質な調達が可能となる低入札価格調査制度を導入しています。令和3年度からは失格基準の改善等を行い、ダンピング防止対策について一層強化しています。(B)</p>	出納局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>5、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。</p> <p>2) 制定された「公契約条例」(県が締結する契約に関する条例)に基づき、公共工事等に従事する労働者の適正な賃金(公共工事設計労務単価の8割以上)や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を優先すること。</p>	<p>県では、「県が締結する契約に関する条例」に基づく、県契約に係る法令遵守状況の報告制度の運用により、従事する労働者の労働条件を把握しているところであり、違反が認められる場合には指導を行うなど、労働条件の確保に努めています。</p> <p>また、「県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組」として、県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保に取り組むほか、県内の中小企業者の受注機会の確保など、事業者による持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組を推進していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県の公共工事設計労務単価については、国と合同で毎年実施している公共工事労務費調査の結果を基に設定された最新の単価を採用するなど、実勢に即した適正な積算となるよう対策を講じているほか、入札執行においても低入札価格調査制度を導入し、ダンピング受注の防止に努めています。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、建設業法等関係法令の順守や保険加入について、共通仕様書に明記して受注者に義務付けるとともに、工事着手前には受注者から施工計画書の提出を受け、監督職員が確認し、適正な労働条件の確保に努めています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>地元企業への発注については、県内企業の育成、地域経済の活性化、雇用確保の観点から、県内企業で施工可能と認められる工事は、県内企業への優先発注を原則としており、引き続き、県内地元企業の受注機会の確保に努めています。</p>	出納局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>5、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。</p> <p>3) 分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。</p>	<p>公共工事の発注に当たって、専門工事の分離発注が可能な場合は、原則として分離発注を行うこととしており、各専門工事業者の受注機会の確保に努めています。</p> <p>下請契約書(調書)の公表については、県の情報公開条例に則って取り扱っています。</p> <p>談合情報があった場合は、入札参加者から事情聴取等を行い、談合の事実があったと認められるときや談合等不正行為の疑いが高い場合には、入札を無効とするほか、必要に応じて公正取引委員会や警察に通報することとしています。</p>	県土整備部	建設技術振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>6、テレビ共同受信施設の維持管理、老朽化に伴う施設改修費に対する支援を行うこと。</p>	<p>共聴施設の維持管理及び老朽化対策は重要な課題であり、これまで国に対し、維持管理及び老朽化に伴う更新に対する支援制度の創設等について要望しており、令和5年6月にも要望したところです。</p> <p>県の支援策としては、市町村が共聴施設の改修や更新に対して補助を行う場合に、地域経営推進費による補助対象としています。</p> <p>なお、現在国においては、市町村が共聴施設の耐災害性強化に係る事業を実施する場合に必要となる経費の一部を補助する事業(地域ケーブルネットワーク整備事業及び「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業)を実施しており、積極的な活用に向けて各市町村へ該当事業についての周知を行っているところです。</p> <p>今後も市町村と連携し、県内の共聴施設の実状把握に努めるとともに、引き続き、国に対し支援制度の創設等について要望していきます。</p>	出納局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
		ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>九、政府とJR東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること</p> <p>7、ILC(国際リニアコライダー)誘致の取り組みは、学術会議の提言を踏まえ、国の財政状況、学術会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて国民合意のもと進めること。地元自治体負担が大きくならないよう対策を求めるこ。</p>	<p>現在、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた検討が進められています。</p> <p>ILCの実現に向けては、こうした研究者の取組とともに、ILCの有する意義や価値を国内外に発信し、国民的な機運を盛り上げることが必要であるとの認識のもと、引き続き、ILCの多様な価値を広く発信する、講演会やイベント等を、県内外の推進団体とともに実施し、国民的な理解と機運の醸成を図りながら、国に対する働きかけを行っていきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求めるこ。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>1、原発再稼働の加速、老朽原発の運転期間延長と新規原発建設への大転換を許さず、原発ゼロをめざすこと。</p>	<p>本県においては、東日本大震災津波による福島第一原子力発電所事故の影響によって、放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理、原木シイタケの出荷制限、風評被害などの大きな問題が生じ、現在もそれらの課題に対処しています。</p> <p>原子力発電を含むエネルギー政策は、原発事故の影響を経験してきた国民の原発に対する思いや、エネルギーをめぐる世界情勢などを踏まえ、幅広い国民の議論に基づき、国において総合的に判断されるべきものと考えています。</p> <p>県としては、「2050年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロ」の実現に向け、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー対策の推進や森林吸収現対策とともに、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を促進していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>2、東京電力福島第一原発の汚染水の海洋放出に反対し中止を求ること。汚染水の他の方法による処分の検討を求める。汚染水放出による被害・損害についての早期・全面的賠償を求める。</p>	<p>ALPS処理水の処分に関する基本方針については、国のALPS小委員会において、専門家が風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を行い、技術的に可能な処分方法を検討し、海洋放出がより現実的であるとした報告書を踏まえ、国において決定したものです。また、その安全性について、県としては、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権行使する国の原子力規制委員会において、科学的根拠をもって判断されるべきものと考えており、その判断においては、安全性が確保される方法により、確実に処理が行われること、原子力安全分野における国際的な基準の策定等に関する権限を有するIAEA(国際原子力機関)による安全性の確認・評価と情報発信が行われることが重要であると考えています。</p> <p>なお、東京電力では、国の「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、公募等を実施し、トリチウムの分離技術など、安全・安心な処理技術の研究が進められています。</p> <p>ALPS処理水の処分は、東日本大震災津波からの復興の取組、本県の自然環境、漁業を始めとする産業に影響を及ぼすものであってはならないというのが一貫した県の考え方であり、政府予算要望をはじめ様々な機会を捉えて、ALPS処理水の処分に関する安心と安全の確保等を国に要望してきたところです。令和5年度においては、5月に国に対し、県、岩手三陸連携会議(沿岸13市町村で構成)及び県漁業協同組合連合会の三者で、「風評被害を発生させない安全・安心な処理技術の更なる研究開発の推進」、「賠償を迅速かつ確実に行うよう東京電力を指導」等を要望したほか、6月の政府予算要望において、「処理技術の研究開発の推進とともに、実用化できる処理技術が確認された場合の活用」、「被害の実態に即した十分な賠償のための措置」等、10月に、「迅速かつ確実な損害の補てん」等について要望を行ったところです。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	復興防災部	復興危機管理室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
(前ページからの続き)	また、全国知事会では、会長、農林商工常任委員長(本県知事)及び農林水産物輸出拡大プロジェクトチームリーダーの連名により、令和5年10月に「損害を被った事業者に対し、迅速かつ確実に賠償が行われるよう、国と東京電力が責任をもって対応」等について緊急要望を行ったところです。今後においても、ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保及び迅速かつ確実な損害の補てん等について、しっかりと行うよう、引き続き、求めています。			
【第三部】 十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 3、女川原発の再稼働に反対すること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求ること。プルサーマル計画の中止を求ること。	(女川原発再稼働反対) 国のエネルギー基本計画では、原子力規制委員会が、安全性について規制基準に適合するものと認めた原子力発電所については、国がその判断を尊重し、再稼働を進めることとされており、その際、国が前面に立って立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととされており、今後も国がそのように取り組むことを期待します。 (六ヶ所再処理施設) 六ヶ所村の使用済み核燃料再処理施設については、国が安全性を審査し、設計許認可等を行っており、その安全性については、国及び事業者の責任において確保されるべきものと考えています。	環境生活部	環境生活企画室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。</p> <p>1) 盛岡広域3市5町のごみを盛岡市1カ所に集中させる「ごみ処理広域化計画」は、ごみの減量・リサイクルに逆行するとともに、何よりも焼却施設周辺の住民に大きな負荷と影響を与えるものです。地域住民との「覚書」を守り、分散型に見直すこと。焼却施設周辺の小学校における喘息罹患率が高い実態と原因について調査すること。</p>	<p>焼却施設の設置場所は、一般廃棄物の事業主体である市町村が住民と話し合いの下に決定されるものです。</p> <p>なお、市町村はごみ処理広域化に加えて、ごみの減量化、リサイクルに係る先進的な取組を行うことにより、その成果が地域内に拡大していくものと考えています。</p> <p>また、焼却施設の稼働と喘息罹患率の関係については、調査の実施を含め、施設設置者が対応していくものと考えています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。</p> <p>2) プラスチック循環法に基づき、プラスチック類の分別回収を徹底し資源化を図ること。ごみの減量化に取り組み、「焼却中心主義」からの転換を図ること。</p>	<p>盛岡広域8市町では、令和5年3月31日に環境大臣から承認を受けた「盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画」において、ごみ処理広域化に加えて、新ごみ焼却施設の稼働までに、全域でプラスチック使用製品廃棄物等の一括回収及び再商品化に取り組むこととしています。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。</p> <p>3) 大型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となり、ゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しをはかるとともに市町村に押しつけないこと。</p>	人口減少などの社会情勢や地域の実情を踏まえ、市町村における持続可能なごみ処理体制の維持・構築を図るため、県としては、今後もごみ焼却施設の計画的な維持管理・改修や集約化について市町村に対し技術的助言をしていくたいと考えています。	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。</p> <p>4) 小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求ること。</p>	<p>廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を徹底するため、国の循環型社会形成推進交付金の交付対象は、エネルギー回収型等の廃棄物処理施設とされ、小型焼却炉に多い単純焼却施設は交付対象外とされています。</p> <p>県としても、ごみ焼却に伴い発生する熱エネルギーを有効に活用できる施設が望ましいと考えます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	S その他
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>4、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。</p> <p>5) 新たな焼却施設の整備にあっては、地域住民との覚書等を守り、住民合意を大前提にして進めること。一関市の場合もこの立場を堅持して進めること。</p>	県央ブロック、県南ブロックにおける新たな焼却施設の整備について、県としては、事業主体である市町村に対し、必要に応じて技術的助言を行っていきます。	環境生活部	資源循環推進課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>5、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。</p> <p>1) ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取り組みを強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取り組みを抜本的に強化すること。</p>	<p>「岩手県循環型社会形成推進計画」において、ごみの排出量等について目標値を定めており、ごみの発生抑制を第一とする3Rの取組を一層推進するためには、県民運動として「いわて三ツ星ecoマナーアクション」を展開しているほか、市町村等が進めるごみ減量化への助言等を行っています。</p> <p>また、廃棄物の資源化等については「産業・地域ゼロエミッション推進事業」等により、取組を進める企業等を支援しており、今後も当該事業を継続していきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>県内で発生する家畜排せつ物のほとんどは、堆肥舎等において堆肥化処理され、土づくりに活用されています。</p> <p>県では、令和3年3月に、本県における家畜排せつ物の管理の適正化や利用促進に向けた基本的な考え方・対応方策を定めた「岩手県家畜排せつ物利用促進計画」を策定し、耕畜連携の強化等により、堆肥の利用促進を図ることとしています。</p> <p>今後、規模拡大を行う畜産農家については、畜舎の整備と併せて家畜排せつ物処理施設の整備を支援するほか、耕種農家等のニーズに対応した堆肥の生産を支援するなど、良質な堆肥の生産と利用の促進を図っていきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>5、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。</p> <p>2) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めるこ。</p>	<p>「拡大生産者責任」については、循環型社会形成推進基本法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等のほか、各種リサイクル法に基づき取組が進められているものと認識していますが、県としても、関係法令の運用状況等を踏まえて、必要に応じ国に対する要望や周知に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】 十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 6、青森県境の産廃不法投棄事件については、教訓を生かし再生可能エネルギーなど新たな活用を検討すること 1) 全量撤去を踏まえて、教訓を生かした再生可能エネルギーなどの活用を検討すること。	現場の土地のほとんどは、不法投棄原因者の所有であり、県が差押えを行っていることから、今後、地域の安心感醸成のため実施する水質モニタリングを経て、令和7年度以降に公売手続きを行う予定です。 県では、令和5年度に地元住民等をメンバーとして県境不法投棄事案に関するフォローアップ会議を設置したことから、令和6年度も地元での協議を踏まえながら、民間事業者が現場跡地の活用に参入していく情勢づくりに取り組んでいきます。	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
【第三部】 十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 6、青森県境の産廃不法投棄事件については、教訓を生かし再生可能エネルギーなど新たな活用を検討すること 2) 専門家と協力し定期的な現地説明会を開催するなど教訓を生かす取り組みを行うこと。	県では、令和5年度に、市民、企業等の方々を対象とした現地説明会(市民・事業者向け現場等説明会)を開催するとともに、県境不法投棄事案に係る記録誌を作成するなど、事案の教訓を生かす取組を実施しています。 なお、令和6年度も市民・事業者向け現場等説明会に開催等に取り組んでいきます。	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
【第三部】 十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 6、青森県境の産廃不法投棄事件については、教訓を生かし再生可能エネルギーなど新たな活用を検討すること 3) 産業廃棄物の不法投棄の根絶をめざし、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。	産業廃棄物の不法投棄等不適正処理に対する監視指導については、広域振興局等に産廃Gメンを配置し、地域に密着した監視指導を効率的に実施するとともに、隣県や市町村等と連携し、合同パトロールを行うなど、不法投棄の未然防止や早期発見に向け引き続き努力しています。 また、不法投棄行為者等に対して原状回復など改善を求め、早期解決を図っていきます。	環境生活部	資源循環推進課	A 提言の趣旨に沿って措置
【第三部】 十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 7、PM2.5の観測体制を抜本的に強化すること。焼却場周辺の観測も行うこと。盛岡市内で喘息罹患率が高い小学校の地域のPM2.5の調査・観測を実施すること。	県では、環境省が策定した事務処理基準や県内の状況等を勘案してPM2.5測定機を適切に配置し測定を行っています。今後も常時監視体制を維持し測定を実施していきます。	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>1) 健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を、県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実をはかること。</p>	<p>健康被害者の早期発見のための検診制度の確立等について、今後とも全国知事会を通じて国に要望していきます。</p> <p>石綿に係る検査に対応可能な県立病院は7か所ありますが、その中で対応が困難な場合等には、他の病院との連携などにより対応することとしています。なお、アスベスト関連疾患の診断に関しては、エックス線写真の読影など、その判断には困難な事例が多く、医学的な知識・経験に加え、石綿ばく露等についての知識も必要となるものであり、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する岩手産業保健総合支援センターにおいて、県医師会と協力の上、産業医を対象とした石綿関連疾患の診断技術の向上及び労災補償制度の周知のための専門的・実践的研修(石綿関連疾患診断技術研修)が行われており、引き続き、アスベスト関連疾患に対応できる人材の育成を図っています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>2) 中皮腫による死者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚などの被害実態調査も行うこと。</p>	<p>「アスベスト問題に係る総合対策(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)」の計画的な推進による実態調査の実施について、今後とも全国知事会を通じて国に要望していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
		環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>3) アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うにあたっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。</p>	<p>建築物のアスベスト使用実態調査については、公共施設・民間施設それぞれにおいて実施しており、公共施設についてはその結果を公表しているところです。</p> <p>解体工事等のアスベスト飛散防止対策については、大気汚染防止法に基づき、原則として立入検査の上、必要な指導を行っており、今後とも引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、作業に当たっては事業者がその内容を掲示して周辺住民に周知することとなっていますので、適切な掲示について、引き続き指導していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>4) 中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。</p>	融資制度については、県の商工観光振興資金の低利子融資が利用可能であり、アスベストの除去・改修については1億円まで融資が可能です。融資の相談があった場合には、助言するなどし、引き続き、適切に対応していきます。	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。</p> <p>5) 県としてアスベスト検査体制を確立すること。</p>	建築材のアスベストの含有検査については、県内の民間検査機関において対応が可能であることを確認しており、また、大気中の濃度測定については、県環境保健研究センターなどで対応が可能です。今後とも検査体制の維持に努めていきます。	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。</p> <p>1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。</p>	<p>県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境、廃棄物焼却施設などの発生源周辺のモニタリングを実施し、結果を公表しています。今後も、引き続き、モニタリング及び公表を実施していきます。</p> <p>なお、同法による廃棄物焼却施設等規制対象施設には、排ガス等の自主測定と知事への報告が義務付けられており、これについても取りまとめの上、公表しています。ダイオキシン類の人体への取り込み、蓄積状況については、国(厚生労働省、環境省等)により、専門的・継続的調査が実施されているものと承知しています。</p>	環境生活部	環境保全課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。</p> <p>2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。</p>	<p>県では、平成10年度から平成19年度までの10年間、県内の主な河川、海域について内分泌かく乱物質、いわゆる環境ホルモンの実態調査を実施し、全国に比べ検出頻度、濃度範囲ともに低いこと、魚類に対し内分泌かく乱作用が疑われる物質について無影響濃度を下回っていることを確認するとともに、調査結果についてはインターネット等を通じて公表してきたところです。</p> <p>食品用の器具又は容器包装については、公衆衛生の見地から、国が食品衛生法に基づき必要な規格基準を定めており、ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装についても、材質試験及び溶出試験の基準に合わないものは、販売や営業上の使用等が禁止されています。県では、規格基準に適合しない食器が流通しないよう監視指導しており、今後とも継続して取り組んでいます。</p> <p>なお、平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、これにより食品用の器具又は容器包装の安全性や規制の国際整合性を確保するため、規格が定まっていない原材料を使用した器具又は容器包装の販売等の禁止等を行う、いわゆるポジティブリスト制度が導入され、令和2年6月1日から施行されています。</p>	環境生活部	環境保全課 県民くらしの安全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>10、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。</p>	<p>本県の希少な野生動植物の保護対策を推進するため、県では、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき指定した希少野生動植物の流通監視活動や生息環境整備などの保護対策に取り組んでいます。</p> <p>また、いわてレッドデータブック掲載種の追跡調査を行うなど生息状況の把握に努めてきたところですが、前回改訂から一定の年数が経過したことを踏まえ、令和元年度からレッドデータブックの改訂に取り組んでおり、令和6年度に改訂版の発行を予定しています。</p> <p>なお、本県の優れた自然環境を適切に把握し保全していくため、平成10年度に策定した岩手県自然環境保全指針を、令和2年度に改定したところです。</p> <p>引き続き、希少な野生動植物の保護や自然環境の保全に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと</p> <p>11、大型開発・公共事業の乱開発、風力発電等を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。</p>	<p>規模が大きく、環境に著しい影響を与える事業については、環境影響評価法及び岩手県環境影響評価条例による環境アセスメント制度の対象になります。</p> <p>環境アセスメントは、例えば一定の環境基準や目標を設定し、これらの基準等が達成されているかどうかをチェックすることを目的とした、いわゆる「規制」の制度とは異なるものですが、環境影響の評価に際し必要な調査の項目や手法、あるいは、一般の方々や関係自治体、各分野の有識者との意見交換など、一連の手続の流れを定めることにより、できる限り環境負荷を回避・低減する観点で計画を策定するよう事業者に促す制度です。したがって、同制度において、県では各分野の有識者で構成される岩手県環境影響評価技術審査会及び関係市町村の意見等を踏まえて、事業者に対し県としての意見を述べているところであり、今後も県民、事業者及び行政が相互に有益な意見を出し合いながら、猛禽類を含めて的確な調査、予測及び評価が行われるよう、同制度の適切な運用に努めていきます。</p> <p>なお、開発事業の実施に当たっては、当該事業の許認可等を定めた個別法や、各種の開発許可といった土地利用規制法令等に従って整備されることが前提であり、今後も規制に関わる所管部局と共に対応していきます。</p>	環境生活部	環境保全課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】 十、原発汚染水の海洋放出の中止を求ること。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと 12、県庁舎の敷地内全面禁煙を職員に徹底すること。議会棟の喫煙室は閉鎖・廃止すること。公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底めざし、受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。	平成30年改正の健康増進法や「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」、「岩手県職員受動喫煙防止対策基本方針」を踏まえ、県庁舎及び地区合同庁舎は、いずれも令和元年7月から敷地内を全面禁煙としています。	総務部	管財課	A 提言の趣旨に沿って措置
	「健康いわて21プラン」においては、成人の喫煙率の低下をはじめ、受動喫煙の機会を有する者の割合の低下などを目標として掲げており、受動喫煙の健康被害について広く県民に対する普及啓発を行うとともに、官公庁等の行政機関に対しても「世界禁煙デー」などの様々な機会を活用した働きかけを行うことにより、受動喫煙防止対策の取組を進めることとしています。 受動喫煙防止条例の制定に当たっては、様々な受動喫煙防止の取組を重ねた上で、県民や事業者の方々をはじめ、関係団体の理解を十分に得て、その機運の高まりの中で進めが必要であると考えています。 このため、県では、受動喫煙防止に関する社会全体の理解が深められるよう、たばこの健康被害に関する知識の普及啓発や受動喫煙防止対策に取り組んでいるところです。 また、平成30年に望まない受動喫煙の防止を図るための改正健康増進法が公布され、令和元年7月に、行政機関等は原則敷地内禁煙とすることとされたことから、「県立の施設における受動喫煙防止対策指針」を全面的に見直し、原則県立施設の敷地内は完全禁煙としたところです。	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
	県立病院施設については、敷地内全面禁煙としています。 (次ページへ続く)	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>議会棟においては、平成26年7月1日の議会運営委員会で喫煙室を設置することを決定し、喫煙室以外は全面禁煙としました。</p> <p>令和2年4月から健康増進法の一部改正に伴い、上記喫煙室は、第2種施設の喫煙専用室として位置づけられています。</p> <p>なお、喫煙室を廃止する場合は、設置を決定した際と同様に、議会運営委員会の決定が必要であると考えています。</p>	議会事務局	総務課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県立学校においては、平成19年10月1日から敷地内全面禁煙としています。</p> <p>また、総合教育センターの宿泊事業廃止に伴い、例外的な取り扱いを廃止し、令和3年4月1日から全ての教育施設において敷地内全面禁煙としています。</p> <p>受動喫煙防止を求める健康増進法の趣旨と児童生徒の健康及び喫煙防止教育の一層の推進を図るため、全ての教職員に受動喫煙防止対策を徹底していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置
【第三部】 十一、競馬組合の健全な運営に努めること。 1、地方財政に寄与するという存在意義を踏まえ、330億円融資の元金返済に誠実に取り組むこと。	<p>平成18年度に岩手県競馬組合が策定した「新しい岩手県競馬組合改革計画」では、構成団体融資について、毎年度の最終利益から一定のルールに基づいて返済していくことを明確にしています。</p> <p>競馬組合は、このルールに基づき、平成29年度、令和3年度、令和4年度及び令和5年度に融資の元金の一部返済を行ったほか、先頃示した令和5年度一般会計補正予算及び令和6年度一般会計当初予算においても、元金の返済を目指した最終利益を見込んでいます。</p> <p>このように、競馬組合は、構成団体融資の返済に向け取り組んでいるところであり、県としても、競馬組合の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十一、競馬組合の健全な運営に努めること。</p> <p>2、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬組合管理者であった元知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。</p>	<p>岩手県競馬組合の経営悪化の原因と管理者の責任については、構成団体が共同で設置した岩手県競馬組合事業運営監視委員会が、過去の事業運営の検証を行い、平成19年8月に報告書を取りまとめました。</p> <p>その報告書では、経営悪化の原因について、競馬組合の経営が、その時々の情勢の変化に適切に対応できなかつたものとの指摘がありましたが、事業運営の手続きや内容に明らかに法令に違反するものや著しく合理性を欠くものは認められなかつたとされており、当時の関係者の個人的な法的責任を問うまでに至らないものと認識しています。</p> <p>また、金融機関は、競馬組合の要請に応じて融資を実行したものであり、金融機関の貸し手責任は問えないものと認識しています。</p>	農林水産部	競馬改革推進室	D 実現が極めて困難なもの
<p>【第三部】</p> <p>十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求める。</p> <p>1、個人情報を企業の金もうけに利活用しようとする「デジタル田園都市国家構想」に反対すること。</p>	<p>国では、過疎化や高齢化といった地方の課題を、デジタルを実装することで解決する「デジタル田園都市国家構想」の実現を掲げ、様々な分野において地方からデジタル化に取り組むとしています。</p> <p>デジタル田園都市国家構想実現会議で、構想の具体化を図るとともに、デジタル臨時行政調査会において、デジタル改革、規制改革、行政改革を一体的に検討することとしており、その取りまとめに当たっては、地方の意見を十分に反映し、地方の活性化に確実につながるものとなるよう、国に対し、全国知事会を通じて要望しています。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。</p> <p>2、マイナンバー制度は、個人情報の漏洩、セキュリティー対策の負担増など、国民にとって百害あって一利なしの制度です。マイナンバー制度の中止とマイナ保険証の強制をやめるよう求めること。使い勝手の良い現行の保険証は残すこと。</p>	<p>マイナンバーカードは、行政手続や証明書のデジタル化等を通じ、住民の利便性の向上に資するものであり、住民票等の交付や確定申告の電子申請、健康保険証、ワクチン接種証明などに活用されていますが、取得については任意であると認識しています。</p> <p>県としては、マイナンバーカードは、デジタル社会の重要なツールと理解しており、県民の一層の利便性の向上に向け、その普及を図っていきます。</p> <p>また、マイナ保険証を保有しない方については資格確認証を交付することで、医療機関の窓口で保険証資格を確認でき、これまでと同様に健康保険を適用した診療を受けることができるよう検討が進められていると聞いています。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	D 実現が極めて困難なもの
	<p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、令和5年12月27日付で「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、令和6年12月2日から、現行の健康保険証が廃止されることとなりましたが、健康保険証廃止後においては、オンライン資格確認を基本としつつ、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方々については、資格確認書が交付されることとなっています。</p> <p>資格確認書は、原則、本人の申請に基づき交付されることとなりますが、市町村が必要と認めた方については、本人の申請によらずとも、交付が可能とされていることから、マイナ保険証を保有していない方々にも、資格確認書が漏れなく交付され、全ての被保険者がこれまでと同様に円滑に医療を受けることができるよう、資格確認書の運用に当たっての市町村への助言や、制度の周知等に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	D 実現が極めて困難なもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 3、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。 1) 「平成の大合併」の検証を行い、住民の声が届く住民自治が貫ける市町村のあり方をめざすこと。</p>	<p>本県の合併市町においては、行政組織の規模の拡大に伴い、専門職員の効率的な配置、増員が可能となり、住民サービスの質の向上につながったほか、合併特例債などの財政支援によって財政基盤の強化が図られ、公共施設や社会資本が整備されるなど、合併の効果があつたものと認識しています。</p> <p>一方で、各市町においては、人口減少や少子高齢化など市町村を取り巻く環境の変化に対応しながら、安定した行財政基盤の下、必要な住民サービスの提供や地域課題の解決など基礎的自治体としての役割を果たしていくため、行財政改革等に取り組んでいるところです。</p> <p>県においては、合併市町の現状に関する調査を実施し、成果や課題について検証を行うとともに、合併市町に対し、中長期的な行財政運営や合併後に生じた課題への助言等を行ってきたところであります、今後も合併市町の取組に対し必要な支援を行っていきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 3、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。 2) 広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取り組みを進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。</p>	<p>地域内分権の取り組みについては、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地域の実情や特色を踏まえ、住民が主体的に行政に参加する仕組みづくりや、地域コミュニティなどによる自主的な地域づくりの促進などにより、地域の自立性を高めていくことが望ましいと考えています。</p> <p>県では、こうした取り組みに対する助言等を行うとともに、市町村の意見を踏まえた事務移譲を行うなど、市町村の取組を支援しています。</p> <p>また、合併後の市町村における普通交付税については、合併後、一定期間、合併算定替による特例が設けられ、財政的な支援が行われてきたほか、平成の合併に当たり、平成26年度から平成30年度までの間には、合併市町村における支所に要する経費や面積の増に応じた財政需要を交付税算定に反映させる見直しも行われてきたところです。</p> <p>県としては、市町村合併などにより生じる地域の実情に応じた財政需要が、適切に地方財政計画に反映されるよう、引き続き、国に対して要望していきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 3、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。 3) 合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。</p>	<p>小規模な町村では、財政面や人員体制の制約があることから、単独では解決が困難な課題への対応や、それぞれの地域の特性を踏まえた取り組みなどを進めるためには、県と市町村、市町村間の連携、協働の取り組みを進めることが必要と考えています。</p> <p>県としては、引き続き、市町村の意向を踏まえながら、市町村間の広域連携の促進、専門職が不足する小規模町村に対する県からの人的支援など多様な手法の中から、地域の実情に応じた支援を行っていきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 4、「広域連携」「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。 1) 地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めるこ</p>	<p>地方公共団体が安定的な財政運営を行っていくためには、地方交付税をはじめとする一般財源の確保が何よりも重要です。</p> <p>県では、これまで機会を捉えて地方一般財源総額の確保・充実を国に対し、要望してきたところであり、今後も強く要望していきます。</p>	総務部	財政課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 4、「広域連携」「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。 2) 行政サービスの縮小めざす「広域連携」「集約化」に反対し、地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。</p>	<p>道州制については、道州制という枠組みが地域のアイデンティティや住民意見が反映された形で施策展開が図られ、住民が主役の真の分権型社会が実現されるのかといったことなどについて、国民的議論が十分に行われる必要があるほか、道州内格差の懸念や道州のガバナンス、国、都道府県の債務の扱いなどといった諸課題について、更に幅広く議論していくことが必要と考えます。</p> <p>このため、全国知事会から自由民主党などに対して、道州制基本法案の方について「道州制における基礎自治体の在り方や住民自治を確保するための方策について十分議論すべきである」等の意見を提出しているところです。</p>	政策企画部	政策企画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第三部】</p> <p>十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求める。</p> <p>5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>1) 昨年3月に被害者の供述調書の改ざん、5月には被害者の供述調書の廃棄、8月には捜査書類の改ざんなど違法行為が続出している事態を徹底的に検証し、再発防止策を公表するとともに厳しい処分を行うこと。取り調べの録音・録画を徹底すること。</p>	<p>警察職員による公文書改ざん事案等については、県民の信頼を失墜し、警察活動全般に多大の支障を及ぼすもので、非常に重く受け止めており、幹部職員に対する指示や教養資料を発出するなど、職員に対する公文書の重要性に関する認識や管理の在り方について徹底を図り再発防止に取り組んでいます。関係職員に対する措置については、事案の内容を総合的に考慮し、これまでの先例を踏まえて厳正に対処しています。</p> <p>取調べの録音・録画については、刑事訴訟法第301条の2に基づき、1、死刑又は無期の懲役若しくは禁固に当たる罪に係る事件、2、短期1年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件などを対象とするほか、国家公安委員会規則である犯罪捜査規範第182条の3第2項に基づき、逮捕又は勾留されている被疑者が精神に障害を有する場合が規定されており、これらの法令に従って適正に実施しています。</p>	警察本部	刑事企画課 監察課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。</p> <p>5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>2) 犯罪の防止・摘発、オレオレ詐欺、DV・性暴力、など県民の安全を守る警察の取り組みを強化すること。</p>	<p>犯罪の防止については、登下校時の子供の安全を確保するための活動を始め、県内の犯罪情勢に即した広報啓発などの被害防止活動を強化しています。オレオレ詐欺などの特殊詐欺については、警察本部内に「特殊詐欺対策本部」を設置し、被害防止対策と検挙活動を推進しています。</p> <p>被害防止対策としては、具体的には、巡回連絡や防犯講話を通じた被害防止啓発、県担当部局等との連携によるケアマネージャー等の活動を通じたチラシ配布による啓発活動、ぴかほメール等を活用したタイムリーな情報発信、テレビ、ラジオ、新聞等による広報など、各種広報啓発活動を推進しています。</p> <p>県警察では、各種法令を適正に執行して、DV・性犯罪の取締りを強化しています。</p> <p>また、性犯罪に特化したものではありませんが、一般的な各種犯罪の発生情報を、県警ホームページの「安全・安心マップ」とびぴかほメールの「不審者情報」で提供しています。</p> <p>さらに、各学校等においては一般的な犯罪被害防止教室を行っていますが、幼稚園や保育園、小学校では「いかのおすし」という子供の防犯標語を用いて、知らない人に声をかけられた場合の対応方法等について指導を行っています。</p>	警察本部	生活安全企画課 人身安全少年課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。</p> <p>5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。</p> <p>3) 交通事故から県民の命と安全を守るために、交通事故等の多い交差点や道路の交通安全施設の整備を強化すること。</p>	<p>交通安全施設の整備については、県民の関心も高く、地域住民等から多くの意見・要望が寄せられており、整備に当たっては、道路環境、交通流量、交通事故の発生等を勘案し、設置の必要性、緊急性、効果、代替措置等を総合的に検討しています。</p> <p>また、交通事故等の多い交差点については、引き続き交通事故を防止するため、関係機関・団体等と連携した街頭活動や広報啓発活動を推進するほか、道路管理者と連携しながら交通安全施設の整備について検討していきます。</p>	警察本部	交通規制課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 4) 東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動を、湾内を含め引き続き強化すること。所在不明の遺骨の返還の取り組みを進めること。</p>	<p>東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動については、現在も月命日に限らず隨時実施しており、令和5年は延べ10回、129人で実施しました。</p> <p>今後も行方不明者の御家族の御要望等を踏まえて、隨時、沿岸警察署単位の捜索を実施していきます。</p> <p>身元不明遺体の身体的特徴や所持品のほか、ミトコンドリアDNA型鑑定で得られた資料、震災身元不明者等に関する相談会で得られた情報や資料などの複合的な情報から候補者を浮上させ、1人でも多く、1日でも早く、御遺体を御遺族へ引き渡せるよう、身元確認に努めています。</p>	警察本部	警備課 捜査第一課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 5) 捜査報償費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。</p>	<p>捜査用報償費については、これまで適正に執行されていますことから、あらためて検証を行うことは考えていません。</p> <p>不適切な事務処理については、平成20年11月からの調査において、約3万4千件の全ての契約内容を突合した上で、その全容を明らかにしたものであることから、あらためて調査等を行う必要はないものと考えています。</p>	警察本部	会計課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】 十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。 6) パワハラ・セクハラ、酒気帯び運転など警察の不祥事の根絶をめざし厳しく処分すること。岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑の捜査もみ消しと警察幹部の天下りなど関係機関との癒着を正すこと。</p>	<p>警察職員によるパワハラ・セクハラ、酒気帯び運転などの非違事業の発生は、警察に対する県民の信頼を失墜し、警察活動全般に多大の支障を及ぼすものであることから、県警察としては、全職員に対し法令遵守及び職務倫理の徹底を図るなど、非違事業防止に全力を上げて取り組んでいます。</p> <p>岩手医科大学元教授の覚醒剤疑惑について、捜査をもみ消した事実はありません。</p> <p>天下りについては定義が明確ではありませんが、退職者の再就職については、民間企業等がどのような人材を必要とし、どのような採用を行うかは、あくまで、当該企業等の独自の裁量と努力によるところであり、再就職は、雇用主と退職職員本人との雇用契約に基づいているものです。</p>	警察本部	監察課 警務課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。</p> <p>6、犯罪被害者支援条例を早急に制定すること。</p>	<p>犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等支援条例」案を令和6年2月県議会定例会に提出し、令和6年4月1日に施行されました。</p>	復興防災部	消防安全課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【第三部】</p> <p>十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。</p> <p>7、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。</p> <p>1) 指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、県有施設の管理運営のあり方を根本的に見直すこと。</p>	<p>指定管理の実績・実態については、毎年度、施設の管理運営に係る評価を行い、次期指定管理候補者の選定や県の対応に生かすこととしています。</p> <p>一方、本県の指定管理施設は、建築後40年以上の施設が3割以上あり、施設・設備の老朽化も進み、修繕や更新の検討が必要な時期に来ていることから、現在、施設所管部局ごとに老朽化した施設や利用度が低調な施設を中心に集約化や長寿命化等の在り方検討を行っているところです。</p> <p>指定管理施設の検証は、こうした毎年度の評価や在り方検討の推進状況をみながら検討していきます。</p>	総務部	管財課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。</p> <p>7、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。</p> <p>2) 制定した公契約条例「県が締結する契約に関する条例」の立場に立って、適正な賃金・労働条件の確保ができるよう抜本的な見直しを行うこと。県の事業で非正規労働者の増加やワーキングプアを生まないように賃金は時給1500円をめざすなど具体的な対応を行うこと。</p>	<p>県が締結する契約に関する条例の規定により、指定管理者に賃金及び社会保険に関する事項を遵守させるとともに、毎年度、職員の配置などの運営体制も含めた施設の管理運営に係る評価を行い、就業形態や賃金形態を確認しているところです。</p> <p>また、パートタイム・有期雇用労働法の改正に伴う待遇見直しが必要な場合は、雇用形態を見直すとともに必要な経費を増額することとしているところです。</p> <p>今後も、指定管理者制度の運用に当たっては、適正な雇用・労働条件の確保が図られるよう努めていきます。</p>	総務部	管財課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 7、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。 3) 指定にあたっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的な対策を講じること。実態が不十分で無理な指定管理については直営に戻すなどの改善を図ること。</p>	<p>指定管理者制度を導入する際には、制度導入の可否について設置条例の改正を通じて議会に諮るとともに、指定管理者の指定に当たっても議会の議決を得ているところです。</p> <p>また、選定に当たっては選定委員会を設置し、必要に応じて専門的な知識を有する外部委員の意見も反映させることとしています。</p> <p>サービスの質、サービス提供の安全性や継続性についても、毎年度、運営評価を行っており、評価結果を次年度の運営に生かすことによって、公共性の確保と県民サービスの保持に努めているところです。</p> <p>今後とも指定管理者制度の適正な運用に努めていきます。</p>	総務部	管財課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 7、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。 4) 県立図書館については、日本図書館協会が「公立図書館は指定管理にすべきではない」との見解を繰り返し明らかにしており、指定管理の是非を含めて根本的に見直しをすべきです。</p>	<p>県立図書館の指定管理者制度の導入については、県民のニーズに効果的かつ効率的に対応するために平成18年度から導入しています。</p> <p>今後も、モニタリングや毎年の管理運営評価等の実施により運営状況を把握し、県民サービスの向上が図られるよう、指定管理者の効果的な運用を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 8、知る権利の保障、原則公開の立場で「公文書管理条例」の制定を 1) 「県の情報は県民の財産」であることを明記した県の「公文書管理条例」に基づき、公文書の積極的活用を進めること。県公文書館の整備を行うこと。</p>	<p>行政文書については、情報公開条例に基づく情報公開のほか、情報提供施策として請求の頻度の高い入札情報等については、希望者に対して行政資料の提供を行っているところです。また、歴史公文書については、その目録をインターネットに公開するなどして県民の積極的な利用の促進に取り組んでいるところであり、引き続き、公文書の積極的活用を促進していきます。</p> <p>また、歴史公文書館の機能を有する歴史公文書の利用請求に係る窓口として、盛岡地区合同庁舎1階の旧文書保存庫を「公文書センター」として位置付け、令和4年10月1日から運用を開始しているところであり、公文書センターを活用した歴史公文書の積極的活用を促進していきます。</p>	総務部	総務室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。</p> <p>8、知る権利の保障、原則公開の立場で「公文書管理条例」の制定を</p> <p>2) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。</p>	<p>県では、県民の多様な意見を考慮した意思決定を行う仕組みを確立し、意思決定過程の公正性と透明性の向上を図ることを目的に、県の施策に関する基本的な計画や条例等の策定にあたって、パブリック・コメント制度を実施しています。</p> <p>「パブリック・コメント制度の実施に関する要綱」では、計画等の案について、説明会の開催や報道機関への発表、県広報誌への掲載や印刷物の配布等により広く県民への周知に努めるとともに、意見の提出方法として、郵便、ファクシミリ、電子メールに加えて公聴会の開催についても定めています。</p> <p>引き続き、パブリック・コメント制度を適切に運用し、県政への県民の意見の反映に努めていきます。</p>	政策企画部	広聴広報課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。</p> <p>8、知る権利の保障、原則公開の立場で「公文書管理条例」の制定を</p> <p>3) 必要な情報を積極的に公開し、県政への住民参加を広げよう取り組むこと。</p>	<p>情報公開の推進については、県の保有する情報は県民の共有財産であるという認識の下、県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民による県政の監視及び参加の充実に資するため、積極的な情報の公開に努めています。</p> <p>特に予算執行過程の透明性の確保のため一定額以上の競争入札や随意契約の情報を行政情報(サブ)センター及びホームページで公表するほか、開示請求の多い情報の公表に努めるなど、県民が情報を入手しやすいよう公表内容等の充実に取り組んでいます。</p> <p>今後とも、県民とともにつくる開かれた県政が推進されるよう、地方自治の本旨にのっとり県民の知る権利を尊重し、より一層情報公開の推進を図っていきます。</p>	総務部	総務室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【第三部】 十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 8、知る権利の保障、原則公開の立場で「公文書管理条例」の制定を 4) 各種審議会の委員はできるだけ兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用をはかること。</p>	<p>審議会等への県民の参画を推進するため、「審議会等の設置・運営に関する指針」(平成12年2月策定)を定め、委員の選任に当たっては、法令等による充て職以外は広く適任者を求め、原則として同一部局内において同一人による複数の委員兼任は避けること、また、同一人が委員を兼任できる審議会等の数は原則として4機関とすることとしています。</p> <p>さらに、女性委員や若手委員について目標値を設定し、積極的に登用することとしているほか、専門的知識の必要性など委員に求められる要件を検討の上、委員の一部を公募により選任するよう努めています。</p> <p>引き続き、幅広い視点から適任者を登用するよう取り組んでいきます。</p>	総務部	行政経営推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 9、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにすること。</p>	岩手県労働委員会の委員については、労働組合法に定める任命手続きに即して、労働組合から推薦のあった方の中から、適任と認められる方を総合的に判断し、選任、任命しています。	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求める。</p> <p>10、県の広域振興局のあり方については、この間の取り組みを検証し市町村の意見と要望、県職員の声と創意を大事にして検討すること。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取り組みが円滑に進められるようにすること。</p>	<p>広域振興局は、産業振興による地域経済の活性化を主眼とし、地域ニーズに即した施策展開が一層可能となるよう、市町村への支援や、広域的・専門的なサービスの提供などを目的に設置したものであり、広域性と専門性を旨とする県が市町村と連携しながら地域経営を担うことを基本的な考え方としてきたところです。</p> <p>令和6年度には、広域振興局を拠点として、市町村ごとの重点的な人口減少対策に係る支援策を検討・実施するため、各広域振興局経営企画部に特命課長を設置するなど、行政需要の変化に応じて、必要な体制の見直しを図っているところです。</p> <p>また、現場機能を担う各センターは、県民に身近な行政サービス提供の拠点とし、環境生活や福祉の相談業務、農林水産業の普及指導や道路・河川等の維持管理などの現場業務、災害対応業務などを所管し、県民や事業者の利便性を維持・確保できるよう配置しているところですが、行政需要の変化や、DXの進展による業務の効率化、道路交通網の整備による移動時間の短縮などの社会情勢の変化、職員配置の観点も総合的に勘案しながら、地域課題に的確かつ柔軟に対応できるよう、広域振興局の体制を不斷に見直していきます。</p>	ふるさと振興部	ふるさと振興企画室 地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求める。</p> <p>11、県職員の超過勤務の改善を図り、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握をタイムカードやパソコン等で厳格に、客観的に把握すること。正規職員の増員を図ること。会計年度任用職員の賃金を時給1500円以上にするなど待遇改善を図ること。</p>	<p>職員の勤務時間については、知事部局においては平成31年4月から勤務時間管理システムに出退勤時間を記録し、管理職員が各職員の勤務時間を把握するための補助的手段として活用しているところですが、令和4年1月から超過勤務を含む実勤務時間と出退勤時間との乖離時間を表示し、その内容を確認、超過勤務を適正化等させることによって、より効果的な勤務時間の把握に資することとしています。また、必要に応じて行われた超過勤務に対しては、その実績に応じて適正に手当を支給しています。(A)</p> <p>職場体制については、直面する行政課題に的確に対応し、政策の実効性を高めていくため、行政需要に応じた適切な職員体制の構築として、新型コロナウイルス感染症対応に係る人員体制を適時適切に見直すなど、これまで、機動的かつ柔軟に体制の確保に努めてきたところです。また、行政需要や県民ニーズが複雑化・多様化している中にあっては、定年引上げによる職員構成の変化や働き方改革の進展など、職員を取り巻く環境変化に応じた職員配置を行うことが一層重要になってきており、現場のニーズを適切に捉えながら、行政課題に的確に対応できる職員体制を構築するとともに、多様な方策による人員確保にも取り組んでいきます。(B)</p> <p>会計年度任用職員も含めた地方公務員の給与については、地方公務員法に定める均衡の原則に基づき、民間の水準との均衡を図りつつ、給料表とこれを補完する諸手当から成る給与体系が法定されており、全体として適正な水準を確保しています。県の常勤職員の給与水準については、人事委員会勧告に基づき、ボーナスも含め、県内民間給与に準じて改定している中で、会計年度任用職員に対し、令和6年度から新たに勤勉手当を支給できるようにするなど、常勤職員との均衡を考慮しながら会計年度任用職員の待遇改善を進めています。今後も、地方公務員法に定める給与決定の諸原則にのっとり、人事委員会勧告を最大限尊重しながら、会計年度任用職員の適切な勤務条件を設定していきます。(B)</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本旨」に基づく取り組みを。個人情報を企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナ保険証の強制をやめ見直しを求めること。 12、仕事と不妊治療の両立支援のため、有給の「不妊治療休暇」(出生サポート休暇)を創設し、県内市町村及び事業所にも広げること。</p>	<p>県では、不妊治療と仕事の両立支援のため、有給の特別休暇として「出生サポート休暇」を令和4年1月に創設したところです。その中で、遠隔地に通院する場合の付与日数について国を上回る措置とする等、職員の通院実態に配慮しています。</p>	総務部	人事課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の認証基準に「不妊治療と仕事の両立」の支援について盛り込んでおり、また、これまで企業に対して、国が作成した「仕事と不妊治療を両立しやすい職場環境づくりを進めるためのリーフレット」を、保健所が行う企業訪問などの際に配布するなど、企業に対する不妊治療の理解促進に努めているところです。</p> <p>今後も、企業向けセミナーや職員による企業訪問等を通じ、不妊治療に関する現状の理解促進や企業認証制度の普及に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が生かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など、働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。</p>	<p>県では、男女雇用機会均等法やパートタイム・有期雇用労働法など均等待遇等に関する関係法令や、正規雇用への転換等に取り組む事業主に対する国の助成制度等について、県ホームページ等により周知・啓発を図っているほか、岩手労働局と連携して、非正規労働者の正社員転換や待遇改善について関係団体に対し要請を行っているところです。</p> <p>また、労働問題を抱えた方が労働相談を利用しやすく、円滑に解決につなげることができるよう、県内の相談窓口や無料電話相談先などについて、各種媒体を通じて周知を図っているところです。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が生かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。</p>	<p>妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益取扱いをすることは、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法で禁止されており、県ではホームページ等により事業主へ周知・啓発を行っているほか、岩手労働局雇用環境・均等室の相談窓口についても周知をしているところです。</p> <p>また、問題を抱えた方が県に対し相談された場合には、速やかに岩手労働局につなぐなど、迅速丁寧な対応に努めているところであり、今後もこうした取組を継続していきます。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
【第三部】 十三、女性と青年の声が生かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 3) 所得税法56条の廃止など自営業・農業女性の労働を正当に評価し、支援すること。	所得税法第56条については、個人事業主と生計を一にする親族が、その事業主の営む事業に従事したことなどにより対価の支払を受ける場合に、その対価の金額を、その事業主の所得の計算上、必要経費に算入しない旨が規定されており、全国の自治体及び団体から「所得税法第56条の廃止を求める意見書」が国に提出されていると承知しています。今後、国で行われる議論等を注視していきたいと考えています。	商工労働観光部	商工企画室	C 当面は実現できないもの
	県では、家族の役割分担を明確化する家族経営協定の締結を促進とともに、女性がアイディアや能力を発揮できるよう、各種研修会の開催、ネットワーク化やグループ活動の支援を行っており、今後も、こうした取組を継続していきます。	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの
【第三部】 十三、女性と青年の声が生かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 4) 隠れ待機児童を含め待機児童を解消する認可保育所の増設・確保に取り組み、育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会をめざすこと。	子ども・子育て支援新制度では、各市町村において、需要と供給に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な認可保育所等の整備を推進しています。 県は、保育所等の施設整備に係る国庫補助の活用を促進とともに、引き続き、国に対し保育所等の整備や病児・病後児保育、延長保育等多様な保育サービスの充実・強化に向け、十分な財源を確保するよう要望していきます。	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
【第三部】 十三、女性と青年の声が生かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 5) 夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化をはかり、一時保護施設の整備など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。	県では、令和3年度に実施した「男女が共に支える社会に関する意識調査」において、DVに関する認知度などの調査を行ったところであり、その調査結果を踏まえ、今後も暴力の防止に向けた啓発を促進とともに、相談員研修会の開催や被害者の安全確保、自立支援のための各種制度の周知、警察や児童相談所等関係機関との連携による、DV被害者の支援の充実に取り組んでいきます。	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が生かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 6) 選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めること。</p>	<p>選択的夫婦別姓の導入については、令和5年8月に全国知事会を通して、選択的夫婦別姓制度の導入に関する議論の活性化を求める提言を内閣府に対して行ったところであり、今後、広く丁寧な議論がなされ、困難に直面している人たちの問題が解消されるべきと考えています。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	S その他
<p>【第三部】 十三、女性と青年の声が生かされる県政を 1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。 7) ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。生活保護基準以下の世帯には生活保護受給を進めること。</p>	<p>ひとり親家庭のうち、児童扶養手当受給世帯等の低所得世帯に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、令和3年度、子育て世帯生活支援特別給付金が創設され、令和5年1月末現在、10,445世帯に支給を行ったところです。</p> <p>また、ひとり親家庭の多様なニーズに対応した包括的な相談支援を行うため、ひとり親家庭等応援サポートセンターを設置し、関係機関等によるネットワークの構築に取り組んでおり、ネットワークによる相談支援の連携実施を通じて、経済的支援など必要な支援につなげていきます。</p> <p>生活保護については、ホームページなどで制度の周知を図っているところであり、引き続き、制度の周知に努めます。</p> <p>また、県内各福祉事務所において、民生委員や関係機関などと連携して、生活に困窮している方の把握に努めており、引き続き、適切な窓口対応に取り組みます。</p>	保健福祉部	地域福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十三、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。</p> <p>8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会には3割以上の女性の参画を、青年の登用も推進すること。</p>	<p>県では、令和2年度に策定した「次世代育成支援及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画」において、令和7年度までに、総括課長級以上の管理職に占める女性職員の割合を15%とする目標値を設定しているところであります。引き続き、女性職員の積極的登用へ向けて、研修等の取組を進めています。</p> <p>審議会等への県民の参画を推進するため、「審議会等の設置・運営に関する指針」(平成12年2月策定)を定め、幅広い視点から適任者を登用するよう努めています。</p> <p>委員の選任に当たっては、法令等による充て職以外は広く適任者を求め、原則として同一部局内において同一人による複数の委員兼任は避けること、また、同一人が委員を兼任できる審議会等の数は原則として4機関とすることとしています。</p> <p>また、女性委員や若手委員について目標値を設定し、積極的な登用に努めています。</p> <p>引き続き、委員の改選等の際に女性委員や若手委員の登用が図られるよう、取り組んでいきます。</p>	総務部	人事課 行政経営推進課	B 実現に努力しているもの
	<p>女性の参画の推進に向けて、県では、岩手県男女共同参画プランにおいて「審議会等委員に占める女性の割合」や「県職員管理職(総括課長級以上)に占める女性の割合」など目標を定めて取り組んでいます。</p> <p>県の審議会等委員に占める女性の割合については、令和4年度末時点で35.5%であり、更なる登用促進に向け、充て職の見直しや公募制の導入など柔軟な候補者の選任、各分野における女性活躍の促進などについて、全庁への働きかけを行っているところです。</p> <p>また、青年の登用についても、若手委員の割合を25パーセント以上とするよう取り組んでおり、引き続き、取組を推進します。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十三、女性と青年の声が生かされる県政を 2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>1) 若者を使い捨てにするブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求める。最低賃金を時給1500円に、全国一律の制度にして若者が普通に暮らせる社会に。青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援を強化し、とりわけ県内就職率84.5%の目標を早期に達成すること。</p>	<p>若者の使い捨てが疑われる企業への対策としては、国では、「労働条件相談ほっとライン」の開設による相談対応や、賃金、労働時間等の労働条件に関するポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設、企業に対する重点監督等を実施しています。</p> <p>県では、広域振興局等に労働相談窓口を設置しているほか、労働委員会においてフリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」を設置し、岩手労働局と緊密な連携を図りつつ労働相談に対応しており、違法な労働時間等に関する相談については岩手労働局に伝えるなど、事態の改善につなげています。</p> <p>今後も、「いわて働き方改革推進運動」の展開、企業等を対象とするセミナー等の開催等を通じ、長時間労働の是正や働き方の見直しについて働きかけていきます。</p> <p>また、安定的な雇用の確保等に向け、岩手労働局等と連携して経済団体等への要請活動を行っています。</p> <p>さらに、高校生・学生の就職支援については、各広域振興局等に配置した就業支援員が、就職希望の高校生に対し進路相談や面接指導等を行っているほか、ジョブカフェいわて等において、自己PR、応募書類、面接対策を支援する就職活動セミナーの開催、岩手労働局やふるさといわて定住財団と連携し、就職ガイダンスや面接会等を行っているところです。</p> <p>今後も、いわてで働く推進協議会を核として、若者の県内就職や県内定着の促進に取り組んでいきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <p>いわて働き方改革加速化推進事業費 7,838千円 各種労働講座開設費 1,304千円 就業支援推進事業費 89,127千円 ジョブカフェいわて管理運営費 80,588千円 (次ページへ続く)</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
(前ページからの続き)	<p>【最低賃金について】</p> <p>地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示された引上げ額の目安を参考にしながら、都道府県労働局が地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査・審議を経て決定しなければならないとされています。</p> <p>このことから、県では、岩手労働局に対し、最低賃金の引上げによる中央水準との格差是正等について要望してきたところです。</p> <p>引き続き、本県の実情を踏まえた最低賃金の決定を岩手労働局に要望していくとともに、おおむね5年ごとに行われている制度の見直しの動向を注視しながら、必要に応じて、全国知事会と連携しながら、制度の見直しについて国に対して要望していきます。</p>			

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十三、女性と青年の声が生かされる県政を 2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>2) 高校の授業料無償化を復活させること。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料の値上げは行わず、授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を拡充すること。</p>	<p>(私立学校)</p> <p>高校の授業料無償化については、私立学校に通う生徒に対しては、国の就学支援金のほか、不慮の災害や家計の急変により就学が困難になった生徒への授業料減免や生活保護世帯に対する入学金減免を実施しており、これらの制度により、低所得世帯等への教育費の負担軽減を図っています。</p> <p>また、授業料以外の教育費への支援策である奨学のための給付金については、平成27年度以降、毎年度増額されるなど、支援策の拡充が着実に図られています。</p> <p>さらに、令和2年度からの私立学校等に通う年収590万円未満世帯の生徒の授業料の実質無償化の実現に合わせ、一部世帯を対象として県単の上乗せ補助を行い、家庭の教育費負担の一層の軽減を図っているところです。</p> <p>県としては、今後も引き続き、実質的な教育費負担の軽減に向けた支援に努めるとともに、国に対し、支援策の充実等について要望していきます。</p> <p>(大学)</p> <p>県立大学の授業料については、国立大学の授業料標準額に準拠して県立大学が検討、決定しています。</p> <p>授業料の免除について、令和2年度から実施されている国の修学支援新制度では、住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯の学生が減免の対象とされていますが、県立大学では独自に対象を拡大して授業料減免を実施しています。</p> <p>また、給付制奨学金について、県立大学では、大学独自の無利子型奨学金である学業奨励金の支給を実施していますが、国においても、令和2年度から給付型奨学金の給付額及び給付対象を大幅に拡充したところであり、令和6年度からは、対象に中間所得層の多子世帯及び私立理工農系進学者が加えられるなど、制度の拡充が図られる予定となっており、国における奨学金制度の動向を注視していくこととしています。</p> <p>県としては、県立大学に対し経営努力を促しつつ、引き続き、県立大学の取組状況を見ながら必要な助言を行っていきます。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
(前ページからの続き)	<p>高校授業料の無償化については、全国一律の取り扱いとして、高等学校等就学支援金制度が施行されており、国に対しては、所得基準等の制度見直しについて要望を行っています。</p> <p>今後も、国の動向を踏まえながら、国に対して要望を行うなど、生徒の就学に支障が生じないよう努めています。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
【第三部】 十三、女性と青年の声が生かされる県政を 2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。 3) 青年の定住をめざし、若者が入居できる県営住宅の活用、若者定住住宅の整備を進め、空き家活用とリフォーム助成、家賃補助などの対策を進めること。	<p>県営住宅における若者の入居は、通常の入居によるものその他、令和3年度から、Wi-Fi環境を整備した県営住宅を若者(18歳から39歳まで)に低廉な家賃で貸し出し、若者の住宅支援・地元への定着を図るとともに、入居者には、地域活動への参加を条件として、地域の活性化を促進すること目的として事業を実施しています。</p> <p>また、若者・移住者空き家住まい支援事業により、若者や移住者が空き家を取得・改修する場合に、経費の一部を補助することで若者の定住に支援をしています。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十三、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、就労支援などの取り組みを強化すること。就労を目的にすることなくNPOや民間団体の取り組みを支援し、多様な段階的支援を強化すること。</p>	<p>県では、若年無業者やひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対し、関係機関等が連携し、それぞれの専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施するため、「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議」を設置し、情報交換や研修会の開催、相談窓口を設ける等の取組を行っています。</p> <p>また、若年無業者の社会的自立に向けて、「いわて若者ステップアップ支援事業」により、他者と円滑にコミュニケーションがとれるようにするための集団活動や交流活動、訪問支援活動、就労支援等を実施しています。</p> <p>今後も、取組を通じて困難を有する子ども・若者のニーズを分析しながら、取組を進めていきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、平成30年度に、全県を対象とした「地域住民の社会参加活動に関する実態調査」を実施し、平成31年2月に調査結果を公表しました。</p> <p>調査結果を踏まえ、県ひきこもり支援センターが行う相談対応や当事者の居場所づくり、家族教室、支援者向け研修会等の取組の強化につなげていきます。</p> <p>また、調査結果は市町村や社会福祉協議会等に情報提供しており、市町村等におけるひきこもり支援に活かしていただいているほか、ひきこもりを支援している民間団体への支援を含め、関係団体等と連携し、新たな対応策についても検討していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【第三部】</p> <p>十三、女性と青年の声が生かされる県政を</p> <p>2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。</p> <p>5) 18歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子どもの権利条約に基づく主権者教育を進めること。</p>	<p>主権者教育については、政治参加の重要性や選挙の意義等を深く理解させ、政治への参加意識を醸成していくことが重要であることから、小・中・義務教育学校の社会科や高校の公民科の授業、選挙管理委員会と連携して実施する「明るい選挙啓発授業」などを通じて、児童生徒の発達段階に応じて、計画的かつ継続的に取り組んでいきます。</p> <p>また、高校生が有権者としての権利を適切に行使できるよう配慮していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十四、憲法・平和・くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備撤退を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>1、岸田政権が進める憲法・平和・くらしを破壊する軍事費2倍化の大軍拡大増税に反対すること。憲法9条に基づき外交で戦争の心配のない東アジアの実現をめざすこと。</p>	<p>令和4年12月県議会定例会の一般質問において、次のとおり知事がお答えしています。</p> <p>「一国の防衛の在り方を予算倍増という規模で変更するのは、他の国々から見れば、重大な現状変更であり、国際的な緊張を高め、歯止めの利かない軍拡競争に陥り、果ては、不測の事態から全面戦争が始まるという、誰も望んでいない結果を招きうるものであります。</p> <p>我が国の防衛の在り方については、防衛費倍増ありきのような極端な議論ではなく、国際情勢や近隣諸国との軍事バランスを調査・分析しながら、慎重な議論が進められるべきであります。」</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】</p> <p>十四、憲法・平和・くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備撤退を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>2、アメリカの軍事戦略に呼応する敵基地攻撃能力の保有と5年間で43兆円の大軍拡に反対すること。</p>	<p>敵基地攻撃能力の保有については、令和5年2月定例会の予算特別委員会において、次のとおり知事がお答えしています。</p> <p>「相手国が発射するミサイルを打ち落とそうとするミサイル防衛と異なり、ミサイルが発射される前にミサイル発射能力を破壊しようと攻撃することは、国際法違反の先制攻撃とみなされる可能性があります。</p> <p>そのような先制攻撃は、従来の日本国憲法第9条の解釈上、日本政府も一貫して否定してきたと理解しております。</p> <p>専守防衛を旨とする従来の日本国憲法第9条の解釈を変更し、日本の先制攻撃の可能性を示すことは、日本と周辺国との間の緊張が高まる危険性があるとともに、世界全体の安全保障に大きな現状変更をもたらすものであります。</p> <p>政府に対しては、憲法第9条の趣旨を尊重し、近隣諸国との友好と正義と秩序を基調とする国際和平を誠実に求めることを期待します。」</p> <p>防衛費倍増の議論については、令和4年12月定例会の一般質問において、次のとおり知事がお答えしています。</p> <p>「我が国の防衛の在り方については、防衛費倍増ありきのような極端な議論ではなく、国際情勢や近隣諸国との軍事バランスを調査・分析しながら、慎重な議論が進められるべきであります。」</p>	総務部	総務室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十四、憲法・平和・くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備撤退を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>3、憲法違反の戦争法(安保法制)の廃止を求めること。戦争法に基づく米艦防護や米艦への給油活動の中止を求めること。中東への自衛隊の海外派兵の中止を求めること。</p>	<p>安全保障関連法の廃止については、国において国民的な議論を十分行った上で、国民総意の下、法に則って手続されるべきものと認識しています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】</p> <p>十四、憲法・平和・くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備撤退を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>4、構造的欠陥が明らかになった米軍機オスプレイの配備撤退を求める。自衛隊のオスプレイの配備は撤回すること。オスプレイやF16戦闘機が参加する日米共同訓練の中止を求める。</p>	<p>オスプレイをはじめとする米軍機の低空飛行訓練については、全国知事会を通じ、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう要請しています。</p> <p>今後も、引き続き、県民に対する十分な説明と飛行内容の明示等について、必要に応じ要請を行っていきます。</p>	復興防災部	防災課	S その他
<p>【第三部】</p> <p>十四、憲法・平和・くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求める。オスプレイの配備撤退を求める。憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>5、人権と個人情報保護に反する自衛隊への青年の名簿等の提供は中止すること。海外派兵を進めている自衛隊への高校生の入隊・就職については慎重に対応すること。</p>	<p>自衛官の募集に関する事務については、自衛隊法により、県、市町村等の地方公共団体の法定受託事務と定められており、同法施行令に、防衛大臣は市町村長に対し、自衛官募集に関し必要な資料の提出を求めることができると規定されています。</p> <p>市町村においては、個人情報保護法に基づき、個人情報の提供を制限していますが、法令に定めがあるときは、提供できる旨を規定しており、法令に基づき、情報提供を行っているところです。</p> <p>なお、高校生の入隊等については、本人の意思を尊重して行われるべきものと認識しています。</p>	復興防災部	防災課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十四、憲法・平和・くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備撤退を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>6、全国知事会が提言し、岩手県議会も意見書を採択している「日米地位協定の見直し」を国に強く求めること。</p>	<p>全国知事会として、毎年度の国への要望の中で、日米地位協定の抜本的な見直しを行うよう要望しています。</p> <p>また、平成30年7月には、米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることなど、全国知事会として国に対し要請活動を行っています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】</p> <p>十四、憲法・平和・くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備撤退を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>7、沖縄県民の審判を無視する、辺野古への米軍新基地建設に反対すること。</p>	<p>米軍普天間飛行場の沖縄県名護市辺野古移設に関しては、本県としてコメントする立場にありません。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】</p> <p>十四、憲法・平和・くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備撤退を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>8、「核兵器廃絶平和宣言」(98年6月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。</p>	<p>平和は人類普遍の願いであり、我が国は平和憲法の下にいわゆる非核三原則を国是として国の平和と安全の確保に努めています。</p> <p>県としても、非核三原則を国是とする我が国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、様々な機会を捉えて核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。</p> <p>また、世界平和に関する取組は、世界各国と協調しながら取り組むべき課題であり、「唯一の被爆国」として我が国が核兵器廃絶のための積極的な取組を行うことを願っています。</p>	総務部	総務室	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【第三部】</p> <p>十四、憲法・平和・くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備撤退を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>9、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び、啓蒙する取り組みを行うこと。</p>	<p>県では、先の大戦の岩手県戦後処理史の一部を、昭和46年11月に「援護の記録」としてまとめ、恒久平和に役立てられるよう、県の援護の参考としたり、戦没者関連の資料として情報提供するなど活用しています。</p> <p>平和は人類普遍の願いであり、我が国は平和憲法の下に国の平和と安全の確保に努めています。</p> <p>県としても、我が国の平和と安全の確保の趣旨を踏まえ、県のホームページ等を活用し、様々な機会を捉え、核兵器の廃絶と恒久平和への願いを内外に表明してきており、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えています。</p>	総務部	総務室	S その他
<p>【第三部】</p> <p>十四、憲法・平和・くらしを破壊する大軍拡と大増税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備撤退を求めること。憲法9条を守る非核平和の県政推進を</p> <p>10、憲法を敵視し、侵略戦争を美化する「歴史教科書」など、侵略戦争を美化する動きを、芽のうちに摘み取る草の根の取り組みを広げること。</p>	<p>歴史的分野の「昭和初期から第二次世界大戦の終結まで」の学習においては、「我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたこと、各地への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下など、我が国の国民が多くに戦禍を受けたことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる」ことをねらいとしており、県教育委員会では、学習指導要領の趣旨に基づいて教科用図書の調査を行うとともに、各学校において適切に歴史学習が進められるよう指導しています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの